

令和 7 年 3 月 7 日

讀賣テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、株式会社福岡放送
及び札幌テレビ放送株式会社に係る認定放送持株会社の認定
(令和 7 年 3 月 7 日 諮問第 4 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鈴木官)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局地上放送課

(松本課長補佐、田中係長)

電話：03－5253－5793

讀賣テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、株式会社福岡放送及び

札幌テレビ放送株式会社に係る認定放送持株会社の認定

1 諮問の概要

中京テレビ放送株式会社（代表取締役会長：丸山 公夫）から、放送法（昭和 25 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 159 条第 1 項の規定に基づき、認定放送持株会社に係る認定の申請があった。

審査の結果、関係法令に適合しているものと認められることから、認定放送持株会社の認定を行うことについて諮問する。

2 申請の概要

申 請 対 象 会 社	読売中京 F S ホールディングス株式会社
代 表 者	代表取締役会長 まるやま きみお 丸山 公夫
資 本 金	1 億円
主 な 出 資 者	日本テレビホールディングス株式会社、株式会社読売新聞グループ本社、株式会社読売新聞東京本社、株式会社読売新聞大阪本社、野村プロパティーズ株式会社
子 会 社 と な る 基 幹 放 送 事 業 者	讀賣テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、株式会社福岡放送及び札幌テレビ放送株式会社 （以上、地上基幹放送事業者（テレビ））
関 係 会 社 と な る 基 幹 放 送 事 業 者	なし

3 審査の概要

本申請について、法第 159 条第 1 項及び第 2 項、放送法関係審査基準（平成 23 年総務省訓令第 30 号。以下「審査基準」という。）第 18 条(1)～(6)の規定に基づき、以下の審査項目について審査した結果、いずれも適合しているものと認められる。

- 1 以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をその子会社とする会社であって、2 以上の基幹放送事業者をその関係会社とするものを設立しようとする者であること。【法第 159 条第 1 項・審査基準第 18 条(1)関係】
- 申請対象会社が、株式会社であること。【法第 159 条第 2 項第 1 号・審査基準第 18 条(2)関係】
- 申請対象会社が、基幹放送事業者でないこと。【法第 159 条第 2 項第 2 号・審査基準第 18 条(3)関係】
- 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずる者の株式の取得価額等の合計額の当該申請対象会社の総資産の額に対する割合が、常時、100 分の 50 を超えることが確実であると見込まれること。【法第 159 条第 2 項第 3 号・審査基準第 18 条(4)関係】
- 申請対象会社及びその子会社の収支の見込みが良好であること。【法第 159 条第 2 項第 4 号・審査基準第 18 条(5)関係】
- 欠格事由に該当しないこと。【法第 159 条第 2 項第 5 号・審査基準第 18 条(6)関係】

令和 7 年 3 月 7 日

衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準の一部を改正する省令案
(令和 7 年 3 月 7 日 諮問第 5 号)

[H E V C 方式を 2 K 放送に使用するための制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鈴木官)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課

(新井課長補佐、海老原係長、小池官)

電話：0 3－5 2 5 3－5 7 9 9

衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準の一部を改正する省令案

(H E V C方式を2 K放送に使用するための制度整備)

1 諮問の概要

総務省では、令和5年11月から「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」(座長：三友 仁志 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授)の下で、「衛星放送ワーキンググループ」(主査：伊東 晋 東京理科大学名誉教授)を開催し、右旋帯域の有効利用等について議論を行ってきた。令和6年12月に公表した「衛星放送ワーキンググループ取りまとめ」において、限られた周波数帯域をより効率的に使用することが可能となり、また、同じ映像符号化方式を使用することで、2 K放送と4 K放送が同一の中継器を使用することが可能となるため、H E V C方式を2 K放送に使用する選択肢を設ける制度整備を実施することが望ましいとされたところである。

本件は、これを踏まえ、衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準の一部改正を行うものである。

2 改正の概要

※必要的諮問事項はゴシック体

衛星基幹放送において、高度広帯域伝送方式により2 K放送を行う場合のスロット数の上限を規定する。【衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準第3条及び第4条】

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定(公布日の施行を予定)。

4 意見募集の結果

本件に係る意見募集を令和6年12月26日(木)から令和7年1月29日(水)まで実施したところ、29件の意見提出があった。

衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準の一部を改正する省令案について

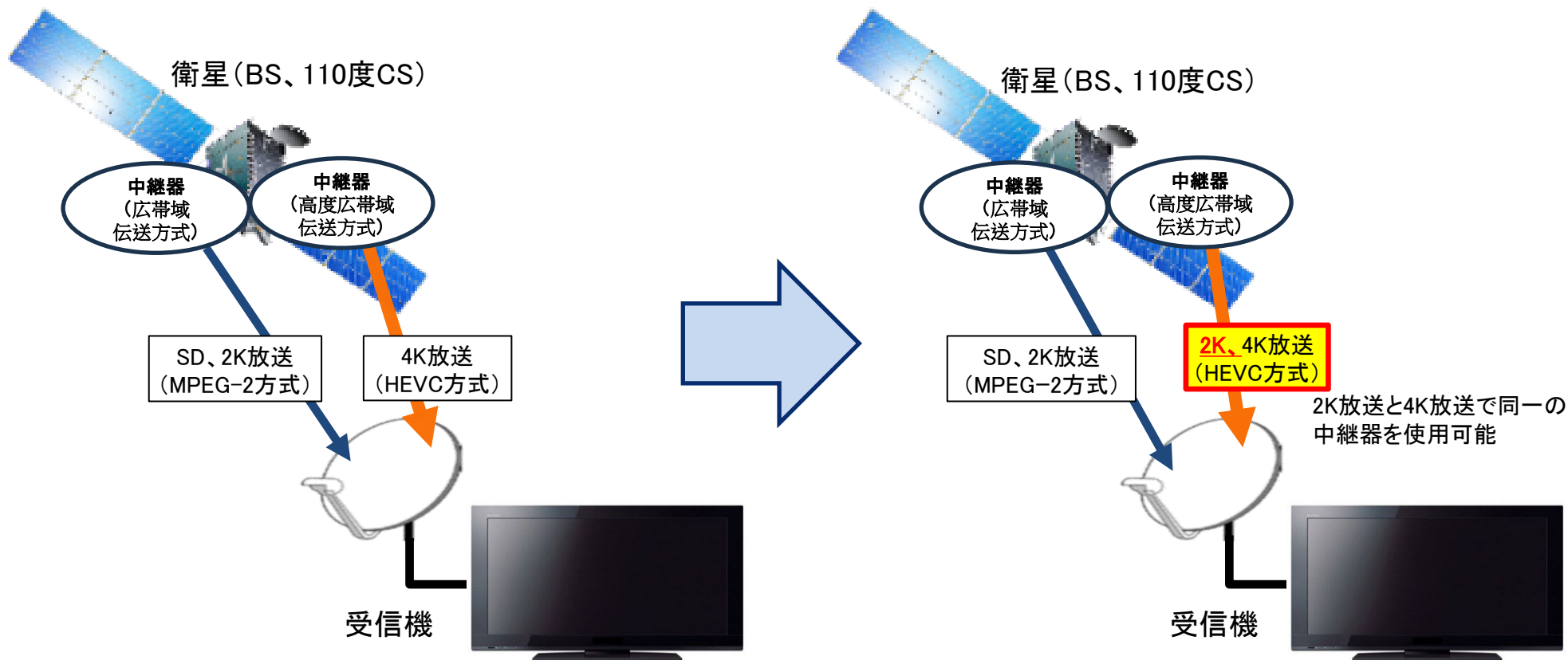
情報流通行政局 衛星・地域放送課

改正の背景

- 現在、衛星基幹放送においては、2K放送にはMPEG-2方式※¹、4K放送にはHEVC方式※²の映像符号化方式が用いられている状況。
- 今般、デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会による「衛星放送ワーキンググループ取りまとめ」（令和6年12月）では、限られた周波数帯域をより効率的に使用することが可能となり、また、同じ映像符号化方式を使用することで、2K放送と4K放送が同一の中継器を使用することが可能となるため、**HEVC方式を2K放送に使用する選択肢を設ける制度整備を実施することが望ましい**とされたところ。
- それを踏まえ、「**衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準**」（令和2年総務省令第9号）を**一部改正**するもの。

※1 MPEG-2 …1995年に定められた動画圧縮等に係る標準規格（H.222/H.262, ISO/IEC 13818）。

※2 HEVC…2013年に定められた動画圧縮規格（H.265, ISO/IEC 23008-2）。従来規格より圧縮効率が優れている。



B S 放送

※ 「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」衛星放送ワーキンググループ（第3回）資料3－3を基に作成。

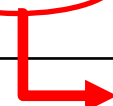
従来のB S 2 K 放送に使用されている、M P E G－2方式の12／14／16／18／20／24スロットについて、機械により複数の試験素材の画質の評価値を測定。また、H E V C方式についても同じ試験素材の画質の評価値を測定。当該試験素材のうちH E V C方式の符号化効率が最も悪かったものについて、両方式の評価値を比較。これにより、従来のM P E G－2方式による2 K 放送と同等以上の画質が確保されるH E V C方式のスロット数を算出。

広帯域伝送方式	
M P E G－2方式の スロット数（※1）	1中継器あたりの最大 チャンネル収容数（※3）
12スロット	4チャンネル
14スロット	3チャンネル
16スロット	
18スロット	2チャンネル
20スロット	
24スロット	



MPEG-2方式よりも
HEVC方式の方が、より
多くのチャンネルを収
容できる。

高度広帯域伝送方式	
H E V C方式の スロット数（※2）	1中継器あたりの最大 チャンネル収容数（※3）
15スロット	8チャンネル
20スロット	6チャンネル
25スロット	4チャンネル



上限スロット数に設定

C S 放送

従来のC S 2 K 放送に使用されている、M P E G－2方式の12スロットについて、B S 放送と同様にM P E G－2方式とH E V C方式の評価値を比較。これにより、従来のM P E G－2方式による2 K 放送と同等以上の画質が確保されるH E V C方式のスロット数を算出。

広帯域伝送方式	
M P E G－2方式の スロット数（※1）	1中継器あたりの最大 チャンネル収容数（※3）
12スロット	4チャンネル



高度広帯域伝送方式	
H E V C方式の スロット数（※2）	1中継器あたりの最大 チャンネル収容数（※3）
20スロット	6チャンネル



上限スロット数に設定

※1…ISDB-SのARIB標準規格STD-B20 2.2変調方式において、スロット数の最小単位は1と規定されている。

※2…ISDB-S3のARIB標準規格STD-B44 3.2多重信号のフレーム構成において、スロット数の最小単位は5と規定されている。

※3…広帯域伝送方式における1中継器全体は48スロット相当となり、高度広帯域伝送方式における1中継器全体は120スロット相当となる。

3. 各検討項目に係る議論・検討等

（４）右旋帯域の有効利用

今後の方向性等

上述の調査結果を踏まえれば、H E V C 方式を使用することにより、限られた周波数帯域をより効率的に使用することが可能となると考えられる。また、同じ映像符号化方式を使用することで、2 K 放送と4 K 放送が同一の中継器を使用することができるようになるため、帯域再編をより柔軟に実施することが可能となると考えられる。これらの効果によって、前述の災害時における衛星放送を行うための周波数帯域の確保や使用する周波数帯域が縮減されることによるソフト事業者のインフラコストの低減が期待される。ついては、**より圧縮効率の高いH E V C 方式を2 K 放送に使用する選択肢を設ける制度整備を実施することが望ましい**と考えられる。

なお、上述の調査においては、M P E G - 2 方式と同等の画質を得るためにH E V C 方式で必要となるスロット数について、画質評価用の映像素材を用い、機械による測定を行い検証されていた。制度の具体案の検討に当たっては、これに加え、実際に人間が肉眼で見た場合にどのように見えるかという点について、画質主観評価を、実際のH E V C エンコーダ、画質評価用の映像素材を用いて実施し、必要な周波数帯域幅等を検討する必要がある。

また、将来的な制度の運用や放送事業者における新しい設備等の導入、H E V C 方式に対応した受信機の普及、視聴者への周知等については、関係者が連携して引き続き検討を行っていく必要があると考えられる。

制度整備の概要について

- デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会による「衛星放送ワーキンググループ取りまとめ」（令和 6 年12月）を受け、H E V C 方式を 2 K 放送に使用するための「衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準」（令和 2 年総務省令第 9 号）の改正案を策定。
- 本改正案について、令和 6 年12月26日（木）～令和 7 年 1 月29日（水）の期間で意見募集を実施。
- 意見募集の結果、29件の意見が提出された。

衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準

※太字下線は必要的諮問事項

衛星基幹放送において、高度広帯域伝送方式により 2 K 放送を行う場合のスロット数の上限を規定する。【第 3 条及び第 4 条】

主な改正箇所

H E V C 方式を 2 K 放送に使用する際の上限スロット数として、従来の M P E G - 2 方式による 2 K 放送※¹と同等以上の画質が確保できるよう、令和 2 年度・3 年度に実施した調査及び令和 6 年度に実施した事業者団体による画質主観評価の結果を踏まえ、B S 放送で 25 スロット、C S 放送で 20 スロットを規定する。※²、³（赤字部分）

- ※ 1 …現在、B S 放送では一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を 1,440 及び 1,920、C S 放送では当該画素数を 1,440 としているものが放送されている。
- ※ 2 …高度広帯域伝送方式における一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数は 1,920 以上となる。
- ※ 3 …広帯域伝送方式における 1 中継器全体は 48 スロット相当となり、高度広帯域伝送方式における 1 中継器全体は 120 スロット相当となる。

伝送方式	テレビジョン放送	上限スロット数	
		B S	C S
広帯域伝送方式	標準テレビジョン放送※ ⁴	6	6
	高精細度テレビジョン放送（一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を千四百四十としているもの）	12	12
	高精細度テレビジョン放送（一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を千九百二十としているもの）	20	-
高度広帯域伝送方式	高精細度テレビジョン放送（一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を千九百二十としているもの）	25	20
	超高精細度テレビジョン放送（走査方式にかかわらず有効走査線数が二千百六十本以上四千三百二十本未満であるもの）	40	60
	超高精細度テレビジョン放送（走査方式にかかわらず有効走査線数が四千三百二十本以上であるもの）	120	-

※ 4 …放送大学学園によるテレビジョン放送にあっては、当該テレビジョン放送と併せて行う超短波ラジオに係るスロットの数を含む。

「衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準の一部を改正する省令案に対する意見の募集」の結果

I 意見募集期間 令和6年12月26日(木)から令和7年1月29日(水)まで

II 提出された意見の件数 29件(法人6件、個人11件、匿名12件)

III 意見提出者

・法人【6件】(意見提出順)

一般社団法人衛星放送協会、営電株式会社、株式会社放送衛星システム、日本電気株式会社、OCO株式会社、スカパーJSAT株式会社

・個人【11件】

・匿名【12件】

IV 提出された意見と総務省の考え方

No.	案に対する意見及びその理由【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	衛星基幹放送の効率的な周波数使用を可能とする制度整備であること、放送事業者のインフラコスト低減にもつながることより、本省令改正案に賛同いたします。 本改正では、今後の放送において2K HEVC方式での放送が可能となるものと理解しておりますが、導入にあたっては、放送事業者、受信機器・環境、視聴者への影響等について十分配慮と検討が必要と考えます。 CS放送、BS放送のそれぞれの課題を検討しつつ、関係者が連携して、導入に向けて、必要な協議を丁寧に進めていくことを希望いたします。 【一般社団法人衛星放送協会】	本案に対する賛同のご意見として承ります。 なお、将来的な制度の運用については、関係者が連携して引き続き検討を行っていくことが必要と考えています。	無
2	衛星放送事業者は、トランスポンダの効率的利用を求めており、特に2K(HDTV)放	本案に対する賛同のご意見として承ります。	無

	送においては、MPEG2符号化をHEVC符号化に移行する検討を行っている。この検討は推進すべきと考えるが、現在、ATSC3.0で規格化され、世界的にも実用化が検討されているHEVCの次世代方式であるVVC符号化もスコープに入れるべきと考えます。このVVC方式は、HEVC符号化レートの75%から50%のレートで2K放送を伝送できる可能性があり、又、HEVC符号化レートであれば、4K放送も伝送できる期待がある。衛星放送の視聴者は、4K/8K高画質のテレビ放送の更なる普及も希望しており、4K放送事業者としても高画質サービスを普及促進を考えていると思われます。このような状況でHEVCの2K放送サービスだけを検討することはニーズにマッチしていないのではと考えられます。よって、HEVCによる2Kサービスの検討と並行して、VVCの2K/4K/8Kサービスを検討していただきたいと要望いたします。 我が国が世界に遅れることなく、放送に関わるサプライチェーン全体でのVVCエコシステムを実用化することで、わが国がVVC技術の先行者優位性により新たなビジネス化のチャンスでもあります。将来的にも、ATSC3.0や我が国の「地デジの高度化」でもVVCを利用する予定となっている為、その時の移行についてもスムーズに対応可能になると考えられます。よろしく、ご検討のほどお願いいたします。 【営電株式会社】	VVC方式への移行等に関するご意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	
3	今回の省令案においては、該当する画素数に対して最高品質となるスロット数のみを表示しており、第三条と第四条の超高精細度テレビジョン放送に対するスロットの数のみを比較すると高精細度テレビジョン放送のスロットの数は違和感のある記載となっています。これは第三条と第四条で表記されているスロットが最高品質に対する数であり、他の品質に対する数値が記載されていないためであるため、現行の技術基準上はやむを得ない表記と考えますが、今後広く衛星基幹放送の業務の認定の申請を受け付ける際には、品質に応じたスロットの数が選択可能なことを丁寧に説明し、事業者の申請を促進するよう進めて頂きたいと考えます。 【株式会社放送衛星システム】	ご意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。なお、衛星基幹放送の業務の認定に係る申請に際しては、品質に応じたスロットの数が選択可能であることを、関係者に丁寧に説明することが必要であると考えます。	無
4	BS放送およびCS放送の高度広帯域伝送方式で、HEVC方式により2K放送が放送	本案に対する賛同のご意見として承ります。	無

	できるようになることは望ましいことと考えます。また、BS放送における割当てスロット数の上限を25スロットにすれば、26Mbps程度のペイロードが確保できるので、映像レートとしては十分であると考えます。ただ、1トラポンのスロット数は120で、1チャンネルあたりのスロット数が5の倍数とすると、1トラポンで4チャンネル伝送する場合は、最大30スロットまで割当てが可能であるため、30スロットにしてもよいのではないかと考えます。30スロットにすれば、音声やデータなど他のサービスの伝送容量の余裕ができると思います。 一方で、映像符号化方式としては、HEVC方式よりもさらに効率的なVVC方式が開発され、世界的な標準規格となっています。国内では高度地上デジタルテレビジョン放送の映像符号化方式として昨年省令改正され、米国ATSCではATSC3.0の規格に採用、ブラジルでも次世代地上デジタル放送TV3.0に採用されています。VVCのエンコーダや復号チップも開発されており、実用可能と考えられます。BS放送およびCS放送でも、VVC方式が使用可能となるよう、省令改正を望みます。例えば、BS放送で高度広帯域伝送方式にVVC方式を適用する場合、1チャンネルで最大15スロット(1トラポンで8チャンネル)とすることが可能と考えられ、より効率的な放送が可能になると考えられます。 【日本電気株式会社】	なお、VVC方式への移行等に関するご意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	
5	HEVC方式を2K放送に使用する選択肢を設けることは、賛成。 BS右旋帯域の有効利用の観点からも必要。 HEVC方式の2K放送の開始が、4K放送の普及の阻害要因にならないことが重要。 また、現状においては、4Kテレビの更なる普及促進が必要。 【OCG株式会社】	本案に対する賛同のご意見として承ります。 なお、4K放送の普及に関するご意見について、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
6	今回の「衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準」の改正については、以下の点から賛同いたします。 ・2024年12月「衛星放送ワーキンググループ取りまとめ」における「(4)右旋帯域の有効利用」の今後の方向性等に沿ったものであること	本案に対する賛同のご意見として承ります。	無

	・110度BS/CSの基幹放送事業者の選択肢を増やしてインフラコストの低減に資するものであること ・周波数の効率的な利用を可能とするものであり、標準画質チャンネルのハイビジョン化や新規チャンネルの参入が可能となること 【スカパーJSAT株式会社】		
7	MPEG-2は、もう何十年も前に策定された規格で、そろそろ入れ替えが必要だと考えられます。 特に電波は有限であり、有効利用するためにも、早急にHEVCに置き換えていくべきだと思います。 【個人】	ご意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
8	BS放送の上限スロット数について、水平方向の輝度信号の画素数を1920としている放送について25スロットとするとのことですが、これではどのように2K・4Kを組み合わせても5から20スロット余ってしまいます。そこで、「水平方向の輝度信号の画素数を1440としている放送に対して20スロットを割り当てる」という規定も合わせて行うことで、組み合わせによってはぴったり120スロットを使用することができるため、限られた周波数帯域を効率的に利用するという今回の施策の目的にもより適った省令となると考えます。 【個人】	ご意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。なお、本案は、従来の2K放送と同等以上の画質を確保することを念頭に、スロット数の上限値を定めるものです。また、上限スロット数を使用した場合であっても、一つの中継器に従来より多くのチャンネルを収容することが可能です。	無
9	映像圧縮規格の進歩に合わせてHEVCを導入することは自然だと考える。また、HEVCはブロックノイズを抑えられ、同程度の画質だとしてもノイズが少なく破綻の少ない映像を得られるのではないかと考える。ただし、下記の通り課題がいくつかあると考える。 1. デコーダが普及していない HEVCのデコードに対応したテレビやチューナー(レコーダー含む)は、既存のHEVC(4K)放送に対応したものに限られると考える。そもそも4K放送に対応していても2K HEVCにも対応しているかは各社の仕様次第であり、十分に普及していない。	本案に対する賛同のご意見として承ります。なお、本案は、従来の2K放送と同等以上の画質を確保することを念頭に、スロット数の上限値を定めるものです。また、上限スロット数を使用した場合であっても、一つの中継器に従来より多くのチャンネルを収容することが可能です。その他のご意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

AVCであればデコードに対応した機会は多いだろうから、まずはAVCの導入が自然であるようにも思われる。CS放送の場合は専用のチューナーを用意する事になると思われる。 2. 4Kとの相乗効果を生みにくい 4K放送は普及するどころか終了する動きもある。この状態ではエンコーダや中継機の共通化によるコスト削減の効果は限定的なのではないか。 3. 帯域削減の他の策の可能性 既存の民放BS4K放送(右旋)は2Kからのアップコンバートの番組多く、4K放送の画質を十分に活用できていない。いわゆる「ピュア4K」に限定すれば、多くても同時時間帯に2局ほどしかなく、民法共通の4Kチャンネルを用意して集約した方が視聴者のメリットが大きいのではないか。 4. ビットレートの課題 既存のBS4K放送は35Mbpsで、4K60p放送にはビットレートが不足していると感じる場面もある。これでは高精細放送の利点を十分に享受できない。2K放送に対しても、画質向上ではなく圧縮を主目的にし、過度にビットレートを抑制した放送を行う場合、画質の低下を招き視聴者の視聴体験を阻害する恐れがある。1440 × 1080/60iでHEVCの場合、5Mbpsくらいは必要だと思うが、既存のCS2K放送でも7Mbpsから8Mbpsくらいで放送されているようなので、半減までの効果はない。そのためか制度案ではCS放送の上限スロット数は50%増くらいの効果にとどまっている。ビットレートを下げれば画質も低下するが、上げれば費用対効果が薄れ、BS/CSそれぞれで慎重な検討が必要と考える。 上記の通り、現在のHEVC放送(BS4K/CS4K)に対する評価が不十分な中、既存	す。	

	の放送の圧縮により帯域を確保するのは安直な考えだと感じる。まずは試験的に、どこかのチャンネルでMPEG-2とHEVCの並行放送を実施して感触を確かめるのが良いのではないかな。 また、地上デジタル放送も帯域を圧縮して他産業への電波割り当てを増やしていくべきだと考える。BS/CSだけでなく地上波でもHEVCの導入を検討すべきである（例えば既存放送は480iにし、1080iのHEVC放送も同時配信する事で、15%程度の圧縮が可能なのではないか）。 【個人】		
10	帯域を節約するために将来的にHEVCへの切り替えは好ましいと思いますが、切り替えるとなると現在視聴している人がテレビの買い換えが必要になるなどの問題が発生するため切り替え発表から10年後にするなどの対策が必要になると思います。 ただ、テレビの買い換えも必要なほどの切り替えを行うのであればHEVCのようなロイヤリティーが発生する規格ではなく、AV1のようなロイヤリティーフリーかつ同等以上の圧縮率をもつ規格を利用した方が良いのでは無いではと感じます。 放送の場合リアルタイムでエンコードをする必要がありますが、ここ1～2年で普及した民生用GPU製品でもAV1のハードウェアエンコードを行えるようになっている事を考えれば特に問題は無いかと思います。 速度的な問題も実際に切り替えを行う頃には問題にならないレベルとなっているかと思います。 いっその事地上波も同時期に切り替えてしまうのはいかがでしょうか。 日本の地上波デジタル放送はISDB-Tのmpeg2ですが他国に技術提供したISDB-T InternationalはAVCとして帯域を減らしたように、日本もmpeg2のままというのは苦しいと思います。 フルHDとは名ばかりのスクイーズ(1440x1080)放送引き延ばし表示はどうしても色のにじみがありますし、mpeg2であることによってサッカー中継のような動きの速いス	ご意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

	ポーツや赤くて細かい物が大量に描画されるときなど明らかにビットレートが足りておらず見苦しいと感じます。 もう一つ要望を付け加えると、音声の平均ボリュームをもう少し上げた方が良いのでは無いでしょうか。 せっかく高音質なデジタル音声であるにも関わらずピーク音量が抑えられている関係で視聴側で音量を上げる必要があるため省エネにならない事と、ダイナミックレンジが狭くなる弊害があると思います。 以上となります、素人意見で申し訳ありません。 【個人】		
11	現行のBSデジタル放送は放送開始より24年経過しており、当時の主流であったMPEG2の利用は真っ当ではあったものの、24年経った現在ではエンコーダの向上はあるものの、ビットレートあたりの画質や圧縮能力については遅れていると言わざるえない。 また、BS放送局の増加によって物理チャンネルの増加もあったものの、全体的にスロットル不足状態であることに変わりなく、それに伴いスロットル削減により画質についても低下している状況である。 現在のISDB-Sについては1080i 1920×1080 が最高画質となっているが、スロット削減により1440×1080のPAR4:3 での放送が大半となっており、またそもそもインターレスでもある。24年前では高画質であったが、時代の進歩によって今ではこの程度が標準画質どころか、低画質と言われても仕方ないものである。 本省令案ではISDB-S3による2K放送と解することができるため、画質についても1080pであったり、画質についてもPAR1:1での真っ当な画質を期待でき、占有スロットル数も削減できることから、画質向上と、占有周波数の効率も良くなるため、非常によいものであると言える。	本案に対する賛同のご意見として承ります。 なお、放送の実施方法に関するご意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

	とはいえ、現在のBS右旋波でのチャンネル割り当てでは本制度整備によつての既存ISDB-S放送とのサイマルは難しいため、4Kチューナーテレビの普及数の一定推移をもって切り替えるのか、既存左旋波に4K放送などを移行させて空いたところでのサイマル放送を行ってからの実施なのかの実施方法については大きく検討すべきである。 既存のISDB-Sのアップグレードと考えられるため、新たに左旋波対応アンテナへの買い替えというのは受け入れがたいために、本省令案での放送は右旋波での放送を前提とすることも意見とする。 【個人】		
12	HEVCによる2K放送の検討はありましたが、HEVCは比較的早くライセンス問題などもあります。より新しいエンコーディング方式であり、ハードウェアの進化により導入コストが十分に安価になりつつある、VP9やAV1の導入も検討されているとよりよいと思いました。 【個人】	ご意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
13	2K放送にHEVC方式を使用する選択肢が設けられるのは放送局が方式を選ぶので賛成であるが、実際に2KのHEVC方式が始まる場合、視聴者への周知は必要と思う。 受信機等のソフトアップデートで済む問題なら良いのですが、ハードでHEVCのデコードに対応しなければならない場合、視聴者は買い替え等を検討しなければなりませんので。 衛星放送ワーキンググループ3次の取りまとめでも「関係者が連携して～」となつてると思うのでしっかりとした対応をお願いしたい。 特に、受信機・録画機等の製造・販売会社には今後、BS2KのHEVCがデコードでき	本案に対する賛同のご意見として承ります。 なお、視聴者への周知に関するご意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

	る仕様にさせていただくよう総務省からの働きかけをお願いしたい。 【個人】		
14	HEVC方式への1本化は反対します。既存の録画再生機器がゴミになってしまうからです。過去に大量のVHS機器がゴミになってしまっています。同じ愚は繰り返さないでほしいと思います。 【個人】	将来的な制度の運用については、関係者が連携して引き続き検討を行っていくことが必要と考えています。	無
15	制度としてはHEVC方式を2K放送に使用する選択肢を早急に設けることが望ましいが、HEVC方式を適用した2K放送は(必要とする受像器の観点から)みなし4K放送とも言える存在であり、右旋における実運用としては慎重に判断する必要があると考える。 技術の進歩を現実反映しなければならない一方で、テレビ放送というメディアは視聴者あつての物である。そして(高度)広帯域CSデジタル放送は(高度)BSデジタル放送と比べて画質が悪くてよいのか?という疑問がある。 今日(こんにち)は見たい物を見たいタイミングで簡便に視聴しうる配信サービス全盛の時代と言え、テレビの視聴にはわざわざ受信設備を用意し、(今回の議論の対象になっているであろう広帯域CSデジタル放送および高度広帯域CSデジタル放送においては)ロクに見もしないNHKの受信契約(衛星契約)を結び、ようやくと本当に見たい放送の受信契約を結んで視聴できるという手間暇とカネのかかるものである。従って、テレビというメディアを愛用しているのは、過去にその環境を整備し終わっていてそれが生活習慣に強く影響を及ぼしているものか、録画という形で放送された番組を疑似所有したいものかのどちらかであると考えられる。 現状の受信設備の販売状況を確認すべく価格コムを見ていくと、価格コムが販売価格情報を持っているテレビのうち6割強(474機種)しかHEVC2K放送の受信に対応しうるBS 4K/110度CS 4Kチューナを搭載しておらず、そのすべてが42V型以上となっている。	ご意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

同様にBlu-ray・DVDレコーダを確認すると77機種のうち5割強（40機種）が対応しているという状況である。 卵が先か鶏が先かという問題はあるが、18.5V型から対応テレビが存在している広帯域衛星デジタル放送と異なり高度広帯域衛星デジタル放送を42V型未満のテレビで受像したい場合は別途チューナを購入していく必要があり、広帯域衛星デジタル放送チューナ内蔵テレビに飼いならされた視聴者が分離の煩雑さを受け入れられるのか？という疑問である。 一方でBlu-ray・DVDレコーダにおいては話がもっと悲惨になると考えられ、4K放送の録画に対しては録画機器間の互換性が取れているとは言えない状況[2][3]であり、コピーアットワンスやダビング10という複製の制限がかけられているだけでなく、複製したところで再生できない組合せが発生してしまうという、無尽蔵に無劣化コピーができてしまうからという建前の下徴収が開始された私的録音録画補償金がいまだに徴収され続けるというのも大変なお粗末な現実である。 2K放送であってもHEVC圧縮を利用した高度広帯域衛星デジタル放送を通じて行う以上は同様の問題が発生しうると考えられ、真にダビング10の対応が必要であった第一世代Blu-rayレコーダ(殻つきBlu-rayに対応したもの) に対するダビング10対応の改修がなされなかったことから、既存のレコーダにHEVC2K放送の録画に対応する改修が行われるかという不安も存在している。 各放送局が採用しているエンコーダの更新により4K放送に必要なビットレートもいずれは減ると推測される[1]ため、広帯域衛星デジタル放送で使用しているトランスポンダの高度化ではなく4K放送に使用しているスロット数の割り当てを減らすか左旋トランスポンダを使用してHEVC方式を適用した2K放送を実施していただきたい。 参考資料としてNEC殿が デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 衛星放送ワーキンググループ第3回に提出した資料の体裁を整えて掲載していらっしゃるが、NEC殿が提出された原資料においては高度広帯域CSデジタル放送にお		

けるトランスポンダ1本あたりの伝送容量が約65Mbpsである旨が書かれている。つまり改正案では2K放送の上限が10.8Mbps,4K放送の上限が32.5Mbpsとなっているわけである。 一方で高度広帯域衛星デジタル放送のトランスポンダ1本あたりの容量は約100Mbpsとされており[4]、これが高度BSデジタル放送におけるトランスポンダ1本あたりの容量であると考え、改正案では2K放送の上限が20.8Mbps,4K放送の上限が33.3Mbpsとなっているわけである。 同様の計算をBSデジタル放送および広帯域CSデジタル放送について行くと、BSデジタル放送のトランスポンダ1本あたりの容量は52.17Mbpsである[4]ため、SD放送の上限が6.5Mbps,HD放送の上限が13Mbps、2K放送（フルHD放送）の上限が21.7Mbpsとなり、広帯域CSデジタル放送はトランスポンダ1本あたりの容量は39Mbpsである[5]ため、SD放送の上限が4.9Mbps,HD放送の上限が9.8Mbpsとなる。 同じ受信設備で受信できることを理由に、BSデジタル放送および広帯域CSデジタル放送は特別衛星放送（→衛星基幹放送）として一緒くたにされてしまった認識があるが、2K以下の放送において上限となるビットレートになぜ差が設けられているのだろうか？ そして高度BSデジタル放送での2K放送についてはBSデジタル放送の24スロット相当（26.1Mbps）である20.8Mbpsが上限となっている一方で、高度広帯域CSデジタル放送での2K放送では広帯域CSデジタル放送の12スロット相当（9.8Mbps）である10.8Mbpsが上限となっており、なぜ基準となる画質が異なっているのだろうか？ 放送の画質というのはトランスポンダの本数ではなく、圧縮の方式とそのビットレート、番組内容に依存するものであり、実際に使われるスロット数は衛星基幹放送事業者の懐具合と番組内容、基幹放送局提供事業者の都合によるため、高度広帯域衛星デジタル放送・広帯域衛星デジタル放送ともどもにおける2K放送（フルHD放送）・HD放送・SD放送であっても高度広帯域衛星デジタル放送における4K放送同様に		

最大となるビットレートを定めたうえで、それを満たすスロット数を別途計算して上限とする形が望ましいと考える。 仮に広帯域衛星デジタル放送で地上デジタル放送と同程度の画質を目指すのであれば、HD放送で上限が17Mbpsとなり、BSデジタル放送で16スロット上限、広帯域CSデジタル放送で21スロット上限となると考えられる。令和2年に基準が定められたタイミングでは2K放送(フルHD放送)において補完放送を行う場合とHD放送において補完放送を行う場合とにおける加算スロット数が異なっているが、補完放送そのものに必要とするビットレートに違いはないと考えられるので、これの見直しも必要だろう。 高度広帯域衛星デジタル放送においてはHEVC圧縮が適用されるため、所要ビットレートが15Mbps程度と判っている[6]。このため、高度BSデジタル放送では20スロット上限、高度広帯域CSデジタル放送では30スロット上限とすべきと計算できる。 本邦におけるMPEG2を利用したハイビジョン放送が始まってから四半世紀近くが経っており、エンコーダもどんどん進化している。そしてBS/CS右旋波の需要もどんどん高まっており、1のトランスポンダにたくさんの番組を放送できるようにしなければならない。だが、BSデジタル初期の22スロットHD放送や、地デジ初期のHD放送の画質を下回るようにはしてほしくないし、できればマスター更新後のBSデジタル24スロット2K放送(フルHD放送)と同画質程度にしていいただきたいものである。 そのため(画質の向上)にも、同じ認定基幹放送事業者の番組は同じトランスポンダに収容することが望まれる。 出典 [1]:映像圧縮に関する技術動向調査 MPEG2およびHEVC https://www.soumu.go.jp/main_content/000683386.pdf [2]: 4K放送をダビングしたBDの“再生”と“互換性”の話。ユーザーが涙する前に統		

	ーを - AV Watch https://av.watch.impress.co.jp/docs/topic/1169818.html [3]: 4K放送が録れるBDレコーダ、どれ選ぶ? 録画・ダビング～スマホ連携までガチ比較・後編 - AV Watch https://av.watch.impress.co.jp/docs/topic/1236157.html [4]: 筋誠 久, 市ヶ谷 敦郎(2019)「新4K8K 衛星放送の特徴・情報源符号化と伝送技術」,『電子情報通信学会通信ソサイエティマガジン』13(1) https://www.jstage.jst.go.jp/article/bplus/13/1/13_12/_article/-char/ja/ [5]: 放送のデジタル化とケーブルテレビ NHK技研R&D NHK放送技術研究所 https://www.nhk.or.jp/strl/publica/rd/127/2.html [6]: 超高精細度テレビジョン放送システムに関する中間報告(映像符号化方式) https://www.soumu.go.jp/main_content/000270453.pdf あくまでも今回の意見の対象としているのは2K放送をHEVCで行えるようにするべきか、という物であるので、“総務省に対する要望として、今後の参考と”していただきたいのだが、マスメディア集中排除原則ではトランスポンダの占有数を基準としているが、番組数(複数の番組を放送する場合でも同一編成の場合は1と数える)でも規制する必要があると考える。 複数のマスメディアが放送を行うにはトランスポンダが十分に空いていなければいけない一方で、1人の人間が複数のマスメディアを視聴していくという観点からすれば放送の延べ時間が問題になっていくと考えられる。 【個人】		
16	省令案につきましてHEVCを2K放送に使用する想定をされておりますが、現状ではBS2K放送にはMPEG-2が使用されており、現在市販されている従来のMPEG-2方式対応のみの受信機は非対応となるため対応機への更新が必要となります。受信機の更新は視聴者の負担が発生するため、視聴者数が想定以下となり撤退する事	将来的な制度の運用については、関係者が連携して引き続き検討を行っていくことが必要と考えています。	無

	業者が発生する恐れがあると考えられるかと思われます。 視聴者負担の軽減並びに現状で多くの空きのあるBS左旋の有効活用を図るため、現行方式かHEVCで放送するかを事業者による選択肢を残し、BS右旋は現状のMPEG-2のみ、BS左旋に4Kも集約させてHEVC専用としてはいかがでしょうか。 【個人】		
17	HEVC方式を2K放送に使用することに反対はしないのですが、受信機ベンダーなどには視聴者にとっての利益・不利益をもっと具体的に示してほしいです。 HEVC方式は40型未満の画面を持つテレビ受信機で対応している事例が見当たらないため、中小型の機種を使っている世帯に不利益となるのではないのでしょうか。 現状でも録画機ではLAN(ローカルエリアネットワーク)経由での4K番組のダビングができる機種は少ないこともあり、放送受信以外での不利益事例も示してほしいです。 また、2K放送のみ実施する放送事業者が、従来方式を維持せずにHEVC方式へ移行することを認めるか、方針を示してほしいです。 【個人】	将来的な制度の運用については、関係者が連携して引き続き検討を行っていくことが必要と考えています。	無
18	物理1ch当たり120スロットなのだから約数で隙間無く埋められる15と20スロットがBSの高度広帯域伝送方式の対象にならないのは理解不能で割り切れず周波数帯域の無駄が出る25を採用する当たり民間放送連盟あたりから衛星放送市場に新規参入事業者を出さないよう要求する不正競争防止法違反行為があったと見なせる。 【匿名】	本案は、従来の2K放送と同等以上の画質を確保することを念頭に、スロット数の上限値を定めるものです。また、上限スロット数を使用した場合であっても、一つの中継器に従来より多くのチャンネルを収容することが可能です。	無
19	HEVC方式の2K放送は、4K非対応のテレビでも視聴することができるのか。 【匿名】	原則として現在販売されているテレビでは、4KテレビのみがHEVC方式に対応しますが、4K非対応のテレビであっても、機能のアップデートや、セットトップボックス等を設置することで、HEVC方式の2K放送を視聴できる可能性が	無

		あります。	
20	今のMPEG2は非効率なのでHEVCを使うことに関しては賛成したい。但し以前のBS再編時に(2018年頃)解像度を1440×1080ドットに削減しているチャンネルがあるので、削減したチャンネル全て1920×1080ドットに戻す様強く要望したい。 【匿名】	本案に対する賛同のご意見として承ります。	無
21	現行規格であるVVCやAV1に比べますと、HEVCは特別圧縮率が高い規格ではありません。 HEVCは規格制定から10年以上経過しています。 先数十年は変更が効かない放送規格の貴重な変更機会ですから、HEVCの後継規格であるVVCを検討する事をおすすめいたします。 こちらはKDDI総研が2021年にVVCの実証実験を行った時の記事です。 https://k-tai.watch.impress.co.jp/docs/news/1376808.html 【匿名】	ご意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
22	改悪反対 発信方式を変えるということは、新しいタイプのテレビやレコーダーを買わないといけないが、とてもそのような金がないし、経済状況もまだまだ落ち込んでいる、高齢の方の楽しみで懐かしいドラマとか映画見ている方も多くいらっしゃると思うし、そういった方の楽しみを奪うことにもなるだろう。 これをきっかけにBS/CSを解約するような方も多いのでは?そうするとただでさえ斜陽であるテレビ局がさらに傾くと思われる。 【匿名】	衛星放送の視聴に関するご要望については、ご意見として承ります。なお、将来的な制度の運用については、関係者が連携して引き続き検討を行っていくことが必要と考えています。	無
23	上限スロット数になるべく低い値にするべき理由。 国内住宅の受信環境はバブル期～バブル崩壊後の平成1桁に大量に造成された	ご意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

	新興住宅が国内の住宅の受信環境として最も数が多い。 これ等の住宅は1350MHz又は1770MHzまでの受信設備が殆どを占めている。 また、バブル期の物価高やバブル崩壊後やリーマンショック期の劣悪な経済情勢を鑑みると、相当な「手抜き工事」が横行し、F型接線を使用せず「ねじり接続」等の1350MHzどころか旧UHF上限の770MHzの水準すら満たさない受信環境が相当数存在する事になる。 これ等の劣悪な受信環境を住宅居住者の負担で改修させるのは現在の物価高情勢では「精神障害者の言動」と捉えてもおかしくない。 また、間違った放送政策(4K8K放送の推進及び犯罪者集団NHKを刑事告発しなかった事)により2028年以降放送局の大量倒産が発生し、放送サービスを維持できなくなる地域に衛星放送により代替手段を提供する必要に迫られる。 一刻も早く右旋4K放送の停波と低ビットレート2K放送により低周波数で放送を受信可能な状態を整備する必要がある。 【匿名】		
24	HEVC方式の改正は賛同します。 現在、BS放送でMPEG-2方式で実施しているマルチチャンネル放送をHEVC方式を採用した場合の画質評価とそれを用いたスロット数が資料に書いていないのでマルチチャンネル放送を廃止する方向の認識でよろしいか。 また、HEVC方式の放送は現在「4K8K衛星放送」の呼称が使われているか、2K放送でHEVC方式で放送する場合、上記の呼称が使用されている以上視聴者が混乱招く事が考えられる。受信機移行の際も慎重に検討する必要がある。 【匿名】	本案に対する賛同のご意見として承ります。 なお、本案は、HEVC方式で2K放送を実施する場合の上限スロット数を定めるものであり、その範囲内でご指摘のマルチチャンネル放送を実施することは可能です。その他のご意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
25	BS2KにHEVCを採用するということは、今のテレビでは見られなくなることでしょう	原則として現在販売されているテレビでは、4	無

	うか？ であるならばしっかりと告知をして移行期間を設けて実施すべきです。 また、BS4KはHEVCで送出されていることからBS4Kテレビは当然HEVCをサポートしていますが、そのままBS2KのHEVCにも対応できるものでしょうか？ または視聴には買い替えが必要になるものでしょうか？ できるだけプログラム更新などにより買い替えせずに対応するように願います。 【匿名】	KテレビのみがHEVC方式に対応しますが、4K非対応のテレビであっても、機能のアップデートや、セットトップボックス等を設置することで、HEVC方式の2K放送を視聴できる可能性があります。なお、視聴者への周知等に関するご意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	
26	HEVC方式の2K放送を導入すること自体は、衛星放送のトランスポンダ枠の効率的な利用に資するため賛成するが、基本的な放送チャンネル(リモコンボタンの1から12で選局することができるBSチャンネル)については、視聴者保護の観点から当面の間MPEG-2方式での放送を継続すべきである。 【匿名】	ご意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
27	スロットの使用数は放送事業者の自由とすべきであり、上限は無制限とすべきと考えます。理由は、画質に応じてスロットの使用数を国が規制することによって、スロット数の不足が原因なのか、時々、画面がかくつくことがあるように見受けられたりします。放送事業者の方がそれでも納得しているのであればそれでも構いませんが、放送事業者が納得していなければ、放送事業者の判断などにより、より多くのスロットを使用できる選択肢などを導入すべき。よって、この法律の改正案には反対します。 【匿名】	視聴環境に関するご意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
28	2Kハイビジョン衛星放送でのHEVC方式の導入について、既に4KHEVC方式での放送を受信できるテレビ等の受信機を所有している場合でも、新たに対応機器を購入することなくそのまま2K放送を受信出来るようにするのが望ましいと考えます。 【匿名】	ご意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。なお、現在販売されている4Kテレビでは、HEVC方式の2K放送を視聴できると考えられます。	無
29	CS放送チャンネル運営会社の経営者です。スカパーJSAT社の「110放送サービス料金表」に掲載されている委託料金等の即時減額等の措置を求めます。 日本の衛星放送サービス事業にかかる衛星インフラコストは他国に比べたいへん高	本案に対する賛同のご意見として承ります。 なお、インフラコストに関するご意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせてい	無

	額であり、高いインフラコストが固定費としてチャンネル運営側を圧迫してきております。特に、有料放送の契約者数の減少による売上減が目立ってきている昨今、チャンネル運営側はこの高額なインフラコストを固定費として動かせないため、このままですと近い将来、チャンネルによっては衛星放送からの撤退を検討せざるを得ない状況になり得ると考えております。 今回の省令案につきましては中長期でのインフラコスト削減等につながる可能性がある点において賛成するものですが、上記のような状況が生じておりますので、貴省におかれましては、冒頭に掲げました即時のインフラコスト削減効果のある政策・施策及びご指導をご検討いただき、可及的速やかにご実行いただきたいと切に願っております。多様性ある良質なコンテンツを国民の皆様に衛星放送を通じて届け続けていくためには、多様性あるチャンネル運営者の生存が必要です。何卒、貴省のお力をお貸しいただきますようお願い申し上げます。 【匿名】	た だ き ま す。	

令和 7 年 3 月 7 日

日本放送協会の基幹放送局提供子会社（（株）日本ブロードキャストネッ
トワーク）への出資認可申請
（令和 7 年 3 月 7 日 諮問第 6 号）

（連絡先）

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

（松田課長補佐、鈴木官）

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

（根岸課長補佐、砂川係長）

電話：03－5253－5777

日本放送協会の基幹放送局提供子会社（（株）日本ブロードキャストネットワーク）への 出資認可申請

1 諮問の概要

日本放送協会（会長 稲葉 延雄）（以下「協会」という。）から、基幹放送局設備の保有・管理等の業務により放送業界全体の持続可能な発展を追求することを目指し、基幹放送局提供子会社において、共同利用型モデルの確立に向けた仕様詳細検討や利用料金算定、実施体制の構築等を行うほか、今後の事業開始に向けたガバナンス構築に必要な制度やシステム等の準備を進めるため、放送法（昭和 25 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 20 条の 2 の規定に基づき、令和 7 年 2 月 19 日付けで、基幹放送局提供子会社への出資認可申請があった。

本件に係る申請の概要は以下のとおりであり、本申請に対する認可に当たっての審査の結果については、別紙のとおりであることから、申請のとおり認可することが適当であると認められるため、法第 177 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、電波監理審議会に諮問する。

項 目	概 要
1 出資しようとする金額	7.78 億円
2 出資しようとする理由	基幹放送局設備の保有・管理等の業務により放送業界全体の持続可能な発展を追求することを目指し、共同利用型モデルの確立に向けた仕様詳細検討や利用料金算定、サービス提供体制の構築等を行うほか、今後の事業開始に向けたガバナンス構築に必要な制度やシステム等の準備を進めるため。具体的には、今後の事業開始後の要員数や雇用形態、事業の規模、扱う情報の量や種類、保有する資産の規模などを適切に管理するため、必要な人事管理、会計管理等に係る制度・規程やシステムの整備、セキュリティ対策を進める。
3 出資の相手方	(1) 商号 株式会社日本ブロードキャストネットワーク (2) 本店の所在地 東京都渋谷区神南 2-2-1（NHK 放送センター内） (3) 代表取締役 社長 吉見 智文

4 出資の方法	全額現金出資
5 その他参考となるべき事項	・ 協会としては、中継局の共同利用等により、より効率的な伝送網を構築し放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減することで放送業界全体の持続可能な発展を追求するため、その検討に当たっては、放送事業者個社又はエリア単位で基幹放送局設備の整備・保守等を検討するよりも、全国一元的に検討することで、規模の経済により、効率的・効果的に経済合理性の追求が可能となると考えている。 ・ そこで、令和6年12月に第1137回電波監理審議会の諮問・答申を経て、総務大臣からの出資認可を受け、基幹放送局提供子会社（（株）日本ブロードキャストネットワーク）が設立された。 ・ 令和6年12月の基幹放送局提供子会社の設立にあたり、まずは、準備会社としての体制を整備するため、管理費用分の1.0億円の出資認可申請を行ったが、令和6年諮問第24号における協会の申請書にも記載のとおり、1.0億円の出資の後、ガバナンス・責任体制を早急に整備し、必要な費用を確認した上で残余の出資の認可申請を行うこととしていた。本件申請は、1.0億円の管理費用分を除き、共同利用型モデルの確立や事業開始後に適切な事業管理を可能とするためのガバナンス構築などに必要な経費として追加の出資の認可申請を行うものである。 ・ 協会は、今後、中継局の共同利用等の実施について経済合理性が認められれば、令和7年度中に民間放送事業者も含めた増資を行い、事業を開始することを想定している。その場合、事業開始に必要なものとして改めて増資（出資）に係る認可申請を行うことを想定している。

2 出資の時期

認可の日以降、令和7年3月中に実施（予定）

3 審査の結果

本申請に対しては、別紙の審査結果を踏まえ、申請のとおり認可することが適当であると認められる。

審 査 結 果

<参考>

- 放送法（昭和25年法律第132号）（抜粋）
（基幹放送局提供子会社）

第二十条の二 協会は、前条第一項第一号の業務を効率的に遂行するため、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社に出資することができる。この場合において、協会は、当該出資をしている間、当該出資をした者を子会社（協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。第二十二条の二第一号を除き、以下この章及び第百九十一条第二項において同じ。）として保有しなければならない。

一 指定地上基幹放送地域（人口、地理的条件その他の事情により協会が当該地域における地上基幹放送の提供に必要な放送設備の全部を自ら保有するための費用が他の地域に比して多額であり、協会が基幹放送局提供事業者の提供する基幹放送局設備（中継地上基幹放送局に係るものに限る。以下この条において同じ。）を利用することにより業務の効率化を図る必要性が特に高い地域として総務大臣が指定する地域をいう。以下この条において同じ。）において、基幹放送局設備の保有及び管理をすること。

二 指定地上基幹放送地域において、協会その他の基幹放送事業者との契約に基づき、前号の基幹放送局設備を当該基幹放送事業者の地上基幹放送の業務の用に供すること。

【審査結果】

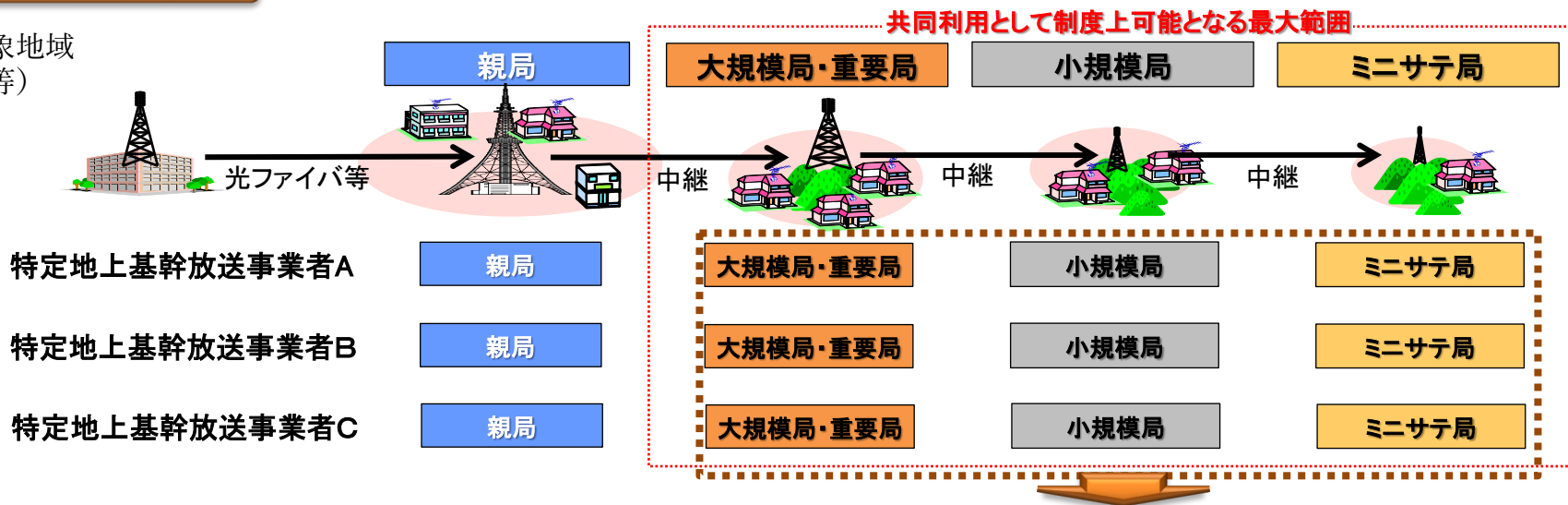
項 目	適否	概 要
1 出資の目的 （法第20条第1項第1号の業務を効率	適	本件申請は、法第20条の2の規定に基づき、基幹放送局提供子会社（以下「（株）日本ブロードキャストネットワーク」という。）への出資について、協会から申請があったものである。 （株）日本ブロードキャストネットワークは、法第20条の2第1項各号に掲げる業務を行うことを主

的に遂行するための出資か。)		たる目的としている。また、(株)日本ブロードキャストネットワークは、令和7年度に予定している事業開始に向け、①ビジネスモデルの確立、②サービス提供体制の構築、③事業開始に向けたガバナンス構築を進めていくこととしており、本件申請は、共同利用型モデルの確立に向けた仕様詳細検討や利用料金算定、サービス提供体制の構築等を行うほか、今後の事業開始に向けたガバナンス構築に必要な制度やシステム等の準備を進めるための出資である。中継局の共同利用等の検討に当たっては、放送事業者個社又はエリア単位で基幹放送局設備の整備・保守等を検討するよりも、(株)日本ブロードキャストネットワークが全国一元的に検討することで、法第20条第1項第1号の業務を効率的に遂行することができるものであり、審査項目に適するものと認められる。
2 出資額 (協会の収支予算、事業計画及び資金計画に定められているか。)	適	協会の令和6年度収支予算、事業計画及び資金計画において、共同利用型モデルの実現のための出資に備えた予算として、資本支出の区分に「出資 11億円」が計上されている。 本件申請に係る出資額は7.78億円とされているところ、令和6年12月に総務大臣が協会に対し認可を行った(株)日本ブロードキャストネットワークへの出資額との合計は8.78億円となり、本件申請に係る出資を行った場合でもその出資額は国会で承認を受けた範囲内に収まっている。
3 出資の相手方 (法第20条の2第1項各号に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社か。)	適	(株)日本ブロードキャストネットワークは、①基幹放送局設備の保有・管理等の業務により放送業界全体の持続可能な発展を追求すること、②基幹放送局設備等の取得計画、標準仕様等の策定、③共同利用型モデルの導入に向けた入札方式の検討及び競争入札の実施、④基幹放送局の保有・管理等の事業の料金体系等の検討などを目的とした会社であり、法第20条の2第1項各号に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社に該当する。

4 出資の相手方の 株式保有等 (協会が子会社とし て保有するか。)	適	(株)日本ブロードキャストネットワークの発行済株式は協会のみが保有しており、法第20条の2第1項の要件を満たすと認められる。

中継局の共同利用イメージ

一の放送対象地域
(都道府県等)



特定地上基幹放送事業者と異なる者(基幹放送局提供子会社)が、
中継局の免許人となり、その中継局をまとめて運用・管理

○ 放送法(昭和25年法律第132号)(抜粋)
(業務)

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局又は次条第三項に規定する基幹放送局提供子会社の中継地上基幹放送局(第九十一条第二項第三号に規定する放送系において他の放送局から放送をされる放送番組を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする地上基幹放送の業務に主として用いられる基幹放送局をいう。以下同じ。)を用いて行われるものに限る。)を行うこと。

イ 中波放送

ロ 超短波放送

ハ テレビジョン放送

二～五 (略)

2～22 (略)

(特定地上基幹放送事業者の特例)

第一百五條の二 第九十三條第一項の規定にかかわらず、特定地上基幹放送事業者は、同項の認定を受けないで、次に掲げる方法により、地上基幹放送の業務を行うことができる。

一 特定地上基幹放送局を用いる方法

二 前号の方法により地上基幹放送の業務を行う放送対象地域と同一の放送対象地域において、基幹放送局提供事業者と第一百七條第一項に規定する放送局設備供給契約を締結し、当該基幹放送局提供事業者の中継地上基幹放送局を用いる方法

2～5 (略)

令和 7 年 3 月 7 日

日本放送協会に対する令和 7 年度国際放送等実施要請
(令和 7 年 3 月 7 日 諮問第 7 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鈴木官)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(根岸課長補佐、砂川係長)

電話：03－5253－5777

日本放送協会に対する令和 7 年度国際放送等実施要請

1 諮問の概要

- (1) 放送法（昭和 25 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 65 条第 1 項の規定に基づき、日本放送協会（以下「協会」という。）に対し、令和 7 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間において、国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを要請する。
- (2) 放送法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 36 号。以下「改正法」という。）（令和 7 年 10 月 1 日施行）により、協会のインターネットを通じた放送番組等の配信業務が必須業務化され、併せて、総務大臣から協会に対し、国際放送又は協会国際衛星放送の放送番組の配信を行うことを要請することができるとされた。当該改正を踏まえ、改正法による改正後の法第 65 条第 1 項の規定に基づき、協会に対し、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間において、国際放送及び協会国際衛星放送を行うこと並びにこれらの放送の放送番組の配信を行うことを要請する。

以上の件について、(1) については、法第 177 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、(2) については、改正法附則第 2 条第 2 項の規定に基づき、電波監理審議会に諮問するもの。

2 国際放送等（※）実施要請の目的

協会に国際放送等の実施を要請することにより、我が国の文化、産業等の事情を海外へ紹介し、我が国に対する正しい認識を培うことによって、国際親善の増進及び外国との経済交流の発展等を図るとともに、在外邦人に対して必要な情報を提供する。

（※）法第 2 条第 5 号の「国際放送」及び法第 2 条第 9 号の「協会国際衛星放送」並びにこれらの放送の放送番組の配信をいう。

3 国際放送等実施要請の概要

- (1) 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。また、改正法施行後は、これらの放送の放送番組の配信を要請することができる。

○放送法

(国際放送の実施の要請等)

第 65 条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

3 協会は、総務大臣から第 1 項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

4・5 (略)

(国際放送等の費用負担)

第 67 条 第 65 条第 1 項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用及び前条第 1 項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

2 第 65 条第 1 項の要請及び前条第 1 項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でしなければならない。

○放送法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 36 号）による改正後の放送法

(国際放送の実施の要請等)

第 65 条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うこと及びこれらの放送の放送番組の配信を行うことを要請することができる。

2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

3 協会は、総務大臣から第 1 項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

4・5 (略)

(国際放送等の費用負担)

第 67 条 第 65 条第 1 項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用（これらの放送の放送番組の配信に要する費用を含む。）及び前条第 1 項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

2 第 65 条第 1 項の要請及び前条第 1 項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でなければならない。

(2) 令和 7 年度要請内容

別添 1「ラジオ国際放送・テレビ国際放送の実施要請書の比較表」のとおり。

(3) 令和7年度国際放送交付金の額(予定)

法第67条の規定に基づき、要請放送実施に要する費用は、国として予算計上している。

令和7年度当初予算が成立した場合の予算額は、総額 約35.9億円(内訳 ラジオ国際放送及びその配信: 約9.2億円、テレビ国際放送及びその配信: 約26.8億円)。

(4) 国際放送等の概要

別添2「ラジオ国際放送及びテレビ国際放送の概要」のとおり。

4 要請日

(1) 1(1)について: 令和7年4月1日(火)

(2) 1(2)について: 同年10月1日(水)

5 これまでの取組

(1) ラジオ国際放送は昭和26年度以降、また、テレビ国際放送は平成19年度以降、それぞれ毎年度、要請等を実施。

(2) 協会は、現在、法第20条第1項第4号及び第5号に基づき行う自主放送と一体として、要請放送を実施。

令和 7 年度（4 月 1 日要請）（案）	令和 6 年度
放送法（昭和 2 5 年法律第 1 3 2 号）第 6 5 条第 1 項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送<u>を行うこと</u>を要請する。 1 放送事項 （1）放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。 ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項 イ 国の重要な政策に係る事項 ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項 エ その他国の重要事項 （2）上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。 2 放送区域 中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド 3 その他必要な事項 （1）放送効果の向上を図るため、放送法第 2 0 条第 1 項第 4 号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。 （2）各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。 （3）送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。 （4）放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。 （5）用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。 <u>（6）令和 6 年 8 月のラジオ国際放送事案を受け自ら定めた再発防止策に留意すること。</u> <u>（7）</u>国際情勢を見つ、偽・誤情報が問題となっていることに留意すること。 <u>（8）</u>放送の内容等についての十分な周知広報を行い、受信者の便宜を図るとともに、放送と連携したインターネットの適切な活用を図るなど、受信者の増加に努めること。 <u>（9）</u>この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和 2 5 年政令第 1 6 3 号）第 8 条第 1 項第 1 号ホに規定する資料を提出すること。 <u>（10）</u>この要請に応じて行う業務に要した費用の内訳を公表すること。 4 国の費用負担等 （1）この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。 （2）この要請に応じて行う業務の実施期間は、<u>令和 7 年 4 月 1 日から同年 9 月 3 0 日</u>までとする。	放送法（昭和 2 5 年法律第 1 3 2 号）第 6 5 条第 1 項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送<u>の実施</u>を要請する。 1 放送事項 （1）放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。 ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項 イ 国の重要な政策に係る事項 ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項 エ その他国の重要事項 （2）上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。 2 放送区域 中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド 3 その他必要な事項 （1）放送効果の向上を図るため、放送法第 2 0 条第 1 項第 4 号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。 （2）各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。 （3）送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。 （4）放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。 （5）用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。 <u>（6）</u>国際情勢を見つ、偽・誤情報が問題となっていることに留意すること。 <u>（7）</u>放送の内容等についての十分な周知広報を行い、受信者の便宜を図るとともに、放送と連携したインターネットの適切な活用を図るなど、受信者の増加に努めること。 <u>（8）</u>この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和 2 5 年政令第 1 6 3 号）第 8 条第 1 項第 1 号ホに規定する資料を提出すること。 <u>（9）</u>この要請に応じて行う業務に要した費用の内訳を公表すること。 4 国の費用負担等 （1）この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。 （2）この要請に応じて行う業務の実施期間は、<u>令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日</u>までとする。

令和 7 年度（4 月 1 日要請）（案）	令和 6 年度
放送法（昭和 2 5 年法律第 1 3 2 号）第 6 5 条第 1 項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送<u>を行うこと</u>を要請する。 1 放送事項 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。 <u>（1）</u> 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項 <u>（2）</u> 国の重要な政策に係る事項 <u>（3）</u> 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項 <u>（4）</u> その他国の重要事項 2 放送区域 北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州 3 その他必要な事項 （1）放送効果の向上を図るため、放送法第 2 0 条第 1 項第 5 号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。 （2）放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。 （3）用いる言語は、英語によるほか、他の言語を併せ用いることができる。また、多言語化に向けて、必要な取組に努めること。 （4）国際情勢を見つつ、偽・誤情報の問題となっていることに留意すること。 （5）国内外において、放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、現地の視聴実態をよく把握し、これを踏まえた受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実など、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行い、その結果も踏まえ、これらの取組の改善に努めること。特に、2 0 2 5 年日本国際博覧会及び第 2 5 回夏季東京デフリンピック競技大会東京 2 0 2 5 に際してこれらの取組の一層の推進に努めること。 （6）インターネットの現地での普及状況も踏まえ、放送と連携したインターネットの活用を適切かつ効果的に推進するよう努めること。 （7）この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和 2 5 年政令第 1 6 3 号）第 8 条第 1 項第 1 号ホに規定する資料を提出すること。 （8）この要請に応じて行う業務に要した費用の内訳を公表すること。 4 国の費用負担等 （1）この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。 （2）この要請に応じて行う業務の実施期間は、<u>令和 7 年 4 月 1 日から同年 9 月 3 0 日</u>までとする。	放送法（昭和 2 5 年法律第 1 3 2 号）第 6 5 条第 1 項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の<u>実施</u>を要請する。 1 放送事項 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。 <u>ア</u> 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項 <u>イ</u> 国の重要な政策に係る事項 <u>ウ</u> 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項 <u>エ</u> その他国の重要事項 2 放送区域 北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州 3 その他必要な事項 （1）放送効果の向上を図るため、放送法第 2 0 条第 1 項第 5 号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。 （2）放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。 （3）用いる言語は、英語によるほか、他の言語を併せ用いることができる。また、多言語化に向けて、必要な取組に努めること。 （4）国際情勢を見つつ、偽・誤情報の問題となっていることに留意すること。 （5）国内外において、放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、現地の視聴実態をよく把握し、これを踏まえた受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実など、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行い、その結果も踏まえ、これらの取組の改善に努めること。特に、2 0 2 5 年日本国際博覧会に<u>向けて</u>これらの取組の一層の推進に努めること。 （6）インターネットの現地での普及状況も踏まえ、放送と連携したインターネットの活用を適切かつ効果的に推進するよう努めること。 （7）この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和 2 5 年政令第 1 6 3 号）第 8 条第 1 項第 1 号ホに規定する資料を提出すること。 （8）この要請に応じて行う業務に要した費用の内訳を公表すること。 4 国の費用負担等 （1）この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。 （2）この要請に応じて行う業務の実施期間は、<u>令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日</u>までとする。

令和 7 年度（10 月 1 日要請）（案）	令和 7 年度（4 月 1 日要請）（案）
放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 65 条第 1 項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送並びにこれらの放送の放送番組の配信を行うことを要請する。 1 放送事項 （1）放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。 ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項 イ 国の重要な政策に係る事項 ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項 エ その他国の重要事項 （2）上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。 2 放送区域 中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド 3 その他必要な事項 （1）放送効果の向上を図るため、放送法第 20 条第 1 項第 7 号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。 （2）各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。 （3）送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。 （4）放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。 （5）用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。 （6）令和 6 年 8 月のラジオ国際放送事案を受け自ら定めた再発防止策に留意すること。 （7）国際情勢を見つ、偽・誤情報の問題となっていることに留意すること。 （8）放送の内容等についての十分な周知広報を行い、受信者の便宜を図るとともに、<u>放送と連携したインターネットの適切な活用を図るなど</u>、受信者の増加に努めること。 <u>（9）放送法第 20 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定に基づき実施する業務の方法により、国際放送の放送番組の配信を行うこと。</u> <u>（10）</u> この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和 25 年政令第 163 号）第 8 条第 1 項第 1 号ホ（※）に規定する資料を提出すること。 <u>（11）</u> この要請に応じて行う業務に要した費用の内訳を公表すること。 4 国の費用負担等 （1）この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。 （2）この要請に応じて行う業務の実施期間は、<u>令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日</u>までとする。	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 65 条第 1 項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送を行うことを要請する。 1 放送事項 （1）放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。 ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項 イ 国の重要な政策に係る事項 ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項 エ その他国の重要事項 （2）上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。 2 放送区域 中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド 3 その他必要な事項 （1）放送効果の向上を図るため、放送法第 20 条第 1 項第 4 号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。 （2）各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。 （3）送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。 （4）放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。 （5）用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。 （6）令和 6 年 8 月のラジオ国際放送事案を受け自ら定めた再発防止策に留意すること。 （7）国際情勢を見つ、偽・誤情報の問題となっていることに留意すること。 （8）放送の内容等についての十分な周知広報を行い、受信者の便宜を図るとともに、<u>放送と連携したインターネットの適切な活用を図るなど</u>、受信者の増加に努めること。 <u>（9）</u> この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和 25 年政令第 163 号）第 8 条第 1 項第 1 号ホに規定する資料を提出すること。 <u>（10）</u> この要請に応じて行う業務に要した費用の内訳を公表すること。 4 国の費用負担等 （1）この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。 （2）この要請に応じて行う業務の実施期間は、<u>令和 7 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日</u>までとする。

※ 放送法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 36 号）の施行に向けた規定の整備により、放送法施行令の当該条文の条文番号が改正される場合は、改正後の条文番号を記載する。

令和7年度（10月1日要請）（案）	令和7年度（4月1日要請）（案）
放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送及びその放送の放送番組の配信を行うことを要請する。 1 放送事項 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。 （1）邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項 （2）国の重要な政策に係る事項 （3）国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項 （4）その他国の重要事項 2 放送区域 北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州 3 その他必要な事項 （1）放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第8号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。 （2）放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。 （3）用いる言語は、英語によるほか、他の言語を併せ用いることができる。また、多言語化に向けて、必要な取組に努めること。 （4）国際情勢を見つつ、偽・誤情報が問題となっていることに留意すること。 <u>（5）放送法第20条第1項第3号又は第4号の規定に基づき実施する業務の方法により、協会国際衛星放送の放送番組の配信を行うこと。</u> （6）国内外において、放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、現地の視聴実態をよく把握し、これを踏まえた受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実など、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行い、その結果も踏まえ、これらの取組の改善に努めること。特に、2025年日本国際博覧会及び第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025に際してこれらの取組の一層の推進に努めること。 ~~（6）インターネットの現地での普及状況も踏まえ、放送と連携したインターネットの活用を適切かつ効果的に推進するよう努めること。~~ （7）この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第8条第1項第1号ホ（※）に規定する資料を提出すること。 （8）この要請に応じて行う業務に要した費用の内訳を公表すること。 4 国の費用負担等 （1）この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。 （2）この要請に応じて行う業務の実施期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までとする。	放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送を行うことを要請する。 1 放送事項 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。 （1）邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項 （2）国の重要な政策に係る事項 （3）国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項 （4）その他国の重要事項 2 放送区域 北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州 3 その他必要な事項 （1）放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。 （2）放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。 （3）用いる言語は、英語によるほか、他の言語を併せ用いることができる。また、多言語化に向けて、必要な取組に努めること。 （4）国際情勢を見つつ、偽・誤情報が問題となっていることに留意すること。 （5）国内外において、放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、現地の視聴実態をよく把握し、これを踏まえた受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実など、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行い、その結果も踏まえ、これらの取組の改善に努めること。特に、2025年日本国際博覧会及び第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025に際してこれらの取組の一層の推進に努めること。 <u>（6）インターネットの現地での普及状況も踏まえ、放送と連携したインターネットの活用を適切かつ効果的に推進するよう努めること。</u> （7）この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第8条第1項第1号ホに規定する資料を提出すること。 （8）この要請に応じて行う業務に要した費用の内訳を公表すること。 4 国の費用負担等 （1）この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。 （2）この要請に応じて行う業務の実施期間は、令和7年4月1日から同年9月30日までとする。

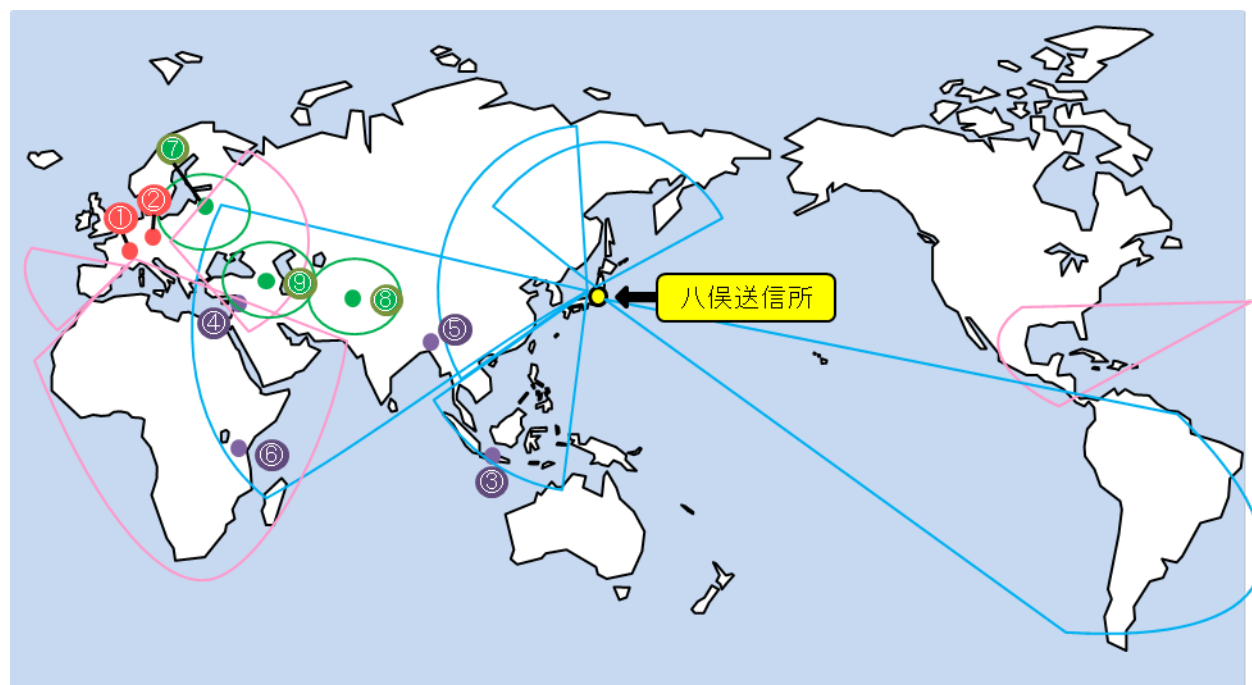
※ 放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号）の施行に向けた規定の整備により、放送法施行令の当該条文の条文番号が改正される場合は、改正後の条文番号を記載する。

ラジオ国際放送及びテレビ国際放送の概要

(別添2)

○ ラジオ国際放送の概要

- (1) 放送時間 1日延べ74.0時間程度(令和7年度計画値)
- (2) 放送区域 15区域
(欧州、中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸(北部)、アジア大陸(中部)、アジア大陸(南部)、東アジア、朝鮮半島、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア、豪州・ニュージーランド)
- (3) 使用言語 18言語
(日本語、英語、中国語、朝鮮語(ハングル)、ロシア語、インドネシア語、タイ語、ベトナム語、ビルマ語、ベンガル語、ヒンディー語、ウルドゥー語、フランス語、ペルシャ語、アラビア語、スワヒリ語、スペイン語、ポルトガル語)
- (4) 送信施設 国内送信所1か所(八俣送信所)、海外中継局9か所、衛星放送



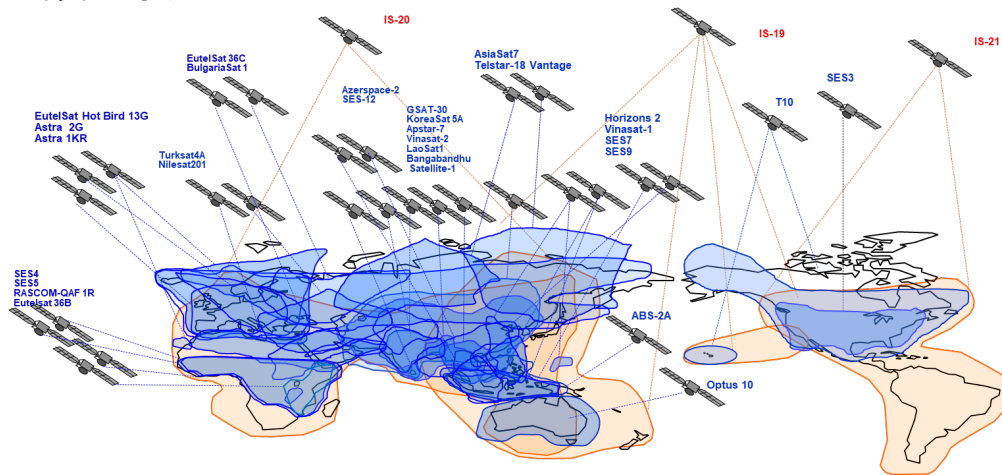
短波	① フランス中継局
	② ドイツ中継局
FM	③ インドネシア中継局(ジャカルタ他)
	④ ヨルダン川西岸中継局(ラマラ他)
	⑤ バングラデシュ中継局(ダッカ他)
	⑥ タンザニア中継局(ダルエスサラーム他)
中波	⑦ リトアニア中継局
	⑧ タジキスタン中継局
	⑨ アルメニア中継局

(令和7年2月末時点)

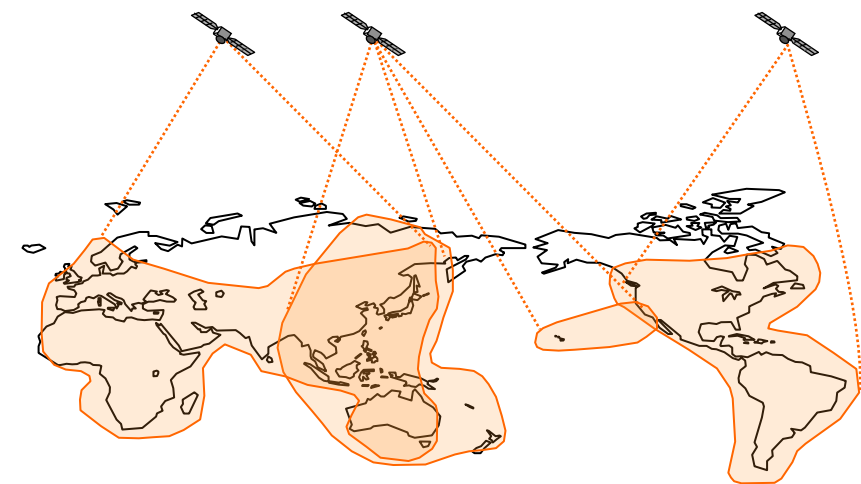
○ テレビ国際放送の概要

- (1) 放送時間 外国人向け：1日23.7時間程度（株式会社日本国際放送の独自放送を含めて24時間）（令和7年度計画値）
邦人向け：1日5時間程度（令和7年度計画値）
- (2) 放送区域 外国人向け：インテルサット19、20、21衛星にて世界全域で受信可能
地域衛星にて、北米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州で受信可能
邦人向け：インテルサット19、20、21衛星にて世界全域で受信可能
- (3) 使用言語 2言語（日本語、英語）
- (4) 送信衛星 32基
- (5) 受信方法 受信機及びアンテナを用いた直接受信のほか、CATVやホテルなどでも視聴が可能

<外国人向け>



<邦人向け>



 直径2.5～6メートルのアンテナで受信可能(主に事業者向け)

 それぞれの地域の実情に即した受信方法で受信可能(主に一般家庭向け)

(令和7年2月末時点)

令和 7 年 3 月 7 日

日本放送協会の外国人向け協会国際衛星放送の業務の廃止の認可について
(令和 7 年 3 月 7 日 諮問第 8 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鈴木官)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(根岸課長補佐、砂川係長)

電話：03－5253－5777

日本放送協会の外国人向け協会国際衛星放送の業務の廃止の認可

1 諮問の概要

日本放送協会（会長 稲葉 延雄）（以下「協会」という。）から、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 86 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 2 月 19 日付けで、アフリカ（サハラ以南、南アフリカを除く。）における外国人向け協会国際衛星放送の業務の廃止の認可申請があった。

本件に係る申請の概要は以下のとおりであり、本申請に対する認可に当たっての審査の結果については、別紙のとおりであることから、申請のとおり認可することが適当であると認められるため、放送法第 177 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、電波監理審議会に諮問する。

1 廃止しようとする協会国際衛星放送の業務等

協会国際衛星放送の業務の種類	テレビジョン放送 (外国人向け協会国際衛星放送)
協会国際衛星放送の業務に用いられる外国の放送局を運用する者の氏名又は名称	SES Astra 社
協会国際衛星放送の業務に用いられる人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置	西経 22.0° (SES4)
協会国際衛星放送に係る周波数	11,671MHz

(参考)

- ・放送事項 : 報道番組（ニュース、ニュース解説など報道を目的とする放送番組）
国際親善、国情紹介及び経済交流を目的とする放送番組
- ・放送区域 : アフリカ（サハラ以南、南アフリカを除く）
- ・受信可能世帯数 : 約 809 万世帯（令和 6 年 12 月末現在）
- ・業務開始日 : 平成 25 年 8 月 17 日
- ・放送言語 : 英語

2 廃止を必要とする理由

協会は、平成 25 年 8 月 17 日から、SES Astra 社が運用する SES4 衛星を用いてアフリカ（サハラ以南、南アフリカを除く。）で外国人向け協会国際衛星放送として NHK WORLD JAPAN の放送番組の放送を実施し、受信可能世帯数は、約 809 万世帯である（令和 6 年 12 月末現在）。

協会は、「NHK 経営計画（2024－2026 年度）＜2025 年 1 月修正＞」に基づき、外国人向け協会国際衛星放送の業務についても、放送番組の質の維持や受信環境の整備を推進しつつ、見直しを進めている。

協会では、アフリカ（サハラ以南、南アフリカを除く。）において、現状、2つの地域衛星（MULTICHOICE AFRICA HOLDINGS B. V. 社が運用する EUTELSAT-36B 衛星及び SES Astra 社が運用する SES4 衛星）により重複して放送を実施している。費用対効果の観点からこれらを見直しの対象とし、放送効果がより高い地域衛星を残すため、SES4 衛星の借用契約の期間が本年 6 月 18 日で満了することに伴い、以下の理由により、当該契約の更新を行わずに SES4 衛星を用いた業務を廃止することを申請するものである。

① 受信可能世帯数の伸びの鈍化

SES4 衛星を通じた放送の受信可能世帯数は、ここ数年で増加の伸びが鈍化している一方で、MULTICHOICE AFRICA HOLDINGS B. V. 社が運営する EUTELSAT - 36B 衛星を通じた放送の受信可能世帯数は、増加傾向にある。

② 代替措置の確保

協会が SES4 衛星を用いた業務を廃止しようとする申請により廃止される放送区域では、MULTICHOICE AFRICA HOLDINGS B. V. 社が運用する EUTELSAT - 36B 衛星を通じた受信可能世帯数は、約 1120 万世帯となっており、SES4 衛星を通じた放送の業務を廃止したとしても、EUTELSAT - 36B 衛星を通じた放送（NHK WORLD JAPAN）の視聴が可能であり、代替措置が確保されている（基幹衛星 IS-20 衛星を通じた放送（NHK WORLD JAPAN）の視聴も可能）。なお、アフリカでは通信インフラの整備が進み、インターネット経由での視聴が増えていることから、OTT 事業者を通じた NHK WORLD JAPAN の視聴も可能となっている。

③ 視聴者への周知・影響

SES4 衛星を通じた放送（NHK WORLD JAPAN）の視聴者に対して事前に別の視聴方法を十分に周知することにより、視聴者への影響は少ないとの見通しである。

3 廃止しようとする時期

令和 7 年 6 月 19 日（日本時間）

2 審査の結果

本申請に対しては、別紙の審査結果を踏まえ、申請のとおり認可することが適当であると認められる。

審 査 結 果

＜参考＞

○ 放送法（昭和25年法律第132号）（抜粋）

（放送の休止及び廃止）

第86条 協会は、総務大臣の認可を受けなければ、その基幹放送局若しくはその放送の業務を廃止し、又はその放送を十二時間以上（協会国際衛星放送にあつては、二十四時間以上）休止することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 不可抗力により廃止し、又は休止する場合

二 一の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送（当該協会国際衛星放送を受信することができる者の数を勘案して総務省令で定めるものを除く。）の放送区域の全部が当該一の外国の放送局以外の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の放送区域に含まれる場合において当該一の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の業務を廃止し、又は休止するときその他これに準ずる場合として総務省令で定める場合

三 外国の放送局を用いて行われる国際放送の業務を廃止し、又は休止する場合

2 協会は、その放送の業務を廃止したときは、前項の認可を受けた場合を除き、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 （略）

○ 放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）（抜粋）

（放送の廃止及び休止の認可申請等）

第58条の2 法第86条第1項第2号の総務省令で定める協会国際衛星放送は、一の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送を受信することができる世帯数が五百万世帯以上であるものとする。

2 （略）

一 （略）

二 （略）

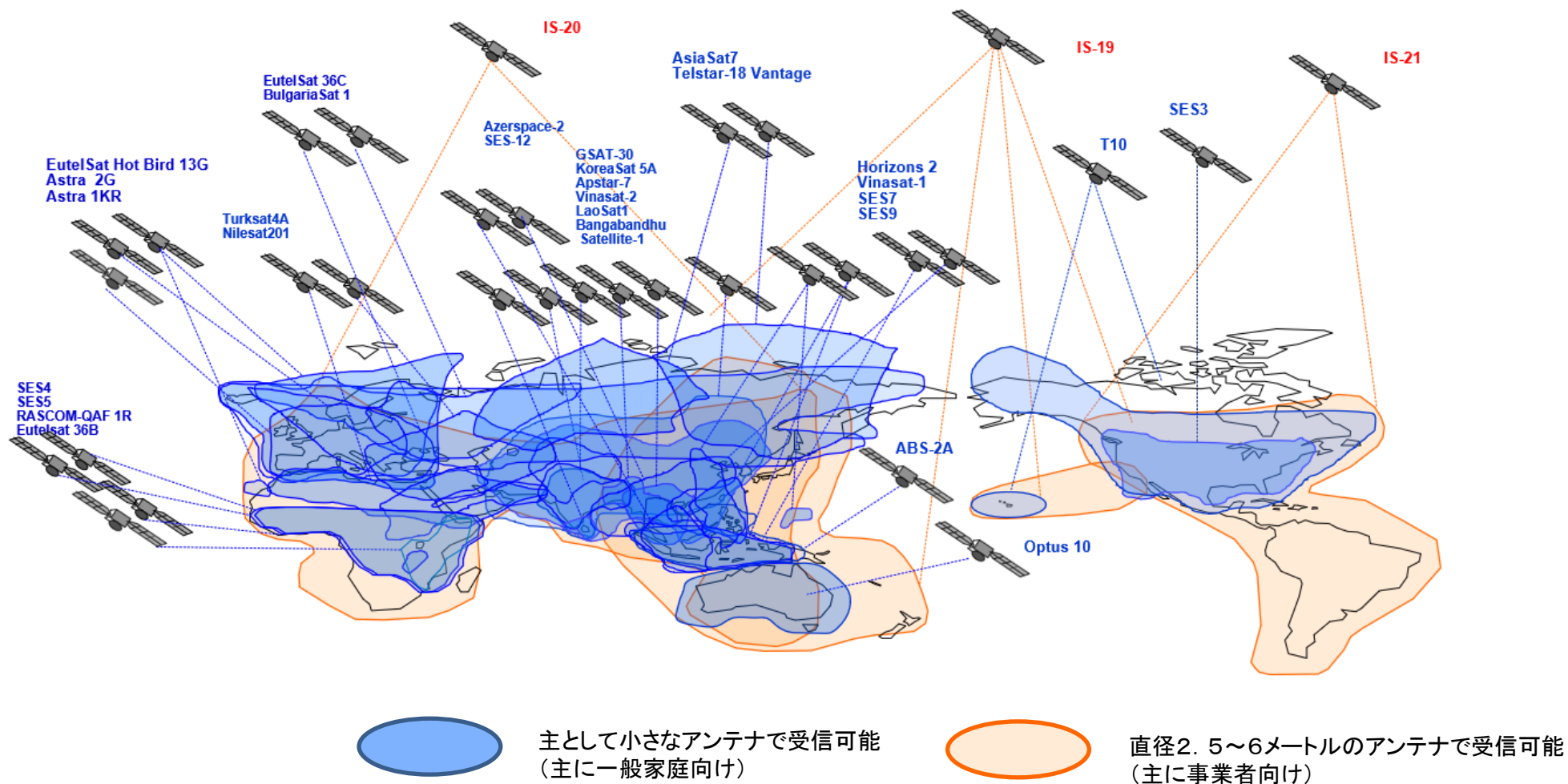
【審査結果】

項 目	適否	概 要
1 廃止により、必須業務を毀損しないこと	適	協会は、放送法第20条第1項第5号の規定により、協会国際衛星放送を実施することとされている。 本件申請に係る外国人向け協会国際衛星放送の業務の廃止により、SES4衛星を通じた放送（NHK WORLD JAPAN）の視聴ができなくなる放送区域（アフリカ（サハラ以南、南アフリカを除く。））については、地域衛星であるEUTELSAT-36B衛星又は基幹衛星であるIS-20衛星を用いた業務の放送区域にも含まれており、協会が実施することとされている協会国際衛星放送の業務を毀損しないと認められる。
2 廃止により、要請放送の実施に支障が生じないこと	適	協会は、放送法第65条第1項の規定により、要請放送を実施することが定められている。 本件申請に係る協会国際衛星放送の業務の廃止により、SES4衛星を通じた放送（NHK WORLD JAPAN）の視聴ができなくなる放送区域（アフリカ（サハラ以南、南アフリカを除く。））については、地域衛星であるEUTELSAT-36B衛星又は基幹衛星であるIS-20衛星を用いた業務の放送区域にも含まれており、要請放送を実施する区域の変更が必要になるものではない。そのため、要請放送の実施に支障を生ずるものではない。
3 廃止の理由がやむを得ないものであること	適	協会国際衛星放送の実施手段は、海外の衛星を運用する民間事業者との契約により確保されている。 本件申請に係る協会国際衛星放送の業務については、 協会は、協会国際衛星放送において「NHK経営計画（2024－2026年度）＜2025年1月修正＞」に基づき事業改革を進めており、放送番組の質の維持や受信環境の整備を推進しつつ、借用費用が必要となる衛星放送網についても見直しを行っているところ、アフリカ（サハラ以南、南アフリカを除く）の放送区域については、本件申請に係るSES4衛星のほか、EUTELSAT-36B衛星を通じた放送（NHK WORLD JAPAN）を行っており、より放送効果の高い衛星を残すため、今般、見直しの対象としたこと。

	・ MULTICHoice AFRICA HOLDINGS B. V. 社が運営するEUTELSAT - 36B衛星を通じた放送の受信可能世帯数は増加傾向にある一方で、SES4衛星を通じた放送の受信可能世帯数は、ここ数年で増加の伸びが鈍化していること。 以上の状況を踏まえ、協会において検討を行った結果、SES4衛星を用いた業務を廃止するとの結論に至ったところである。 なお、今回の当該業務の廃止に当たり、協会は、 ・ SES4衛星を通じた放送(NHK WORLD JAPAN)の視聴ができなくなる放送区域においては、EUTELSAT - 36B衛星などを通じた放送(NHK WORLD JAPAN)が視聴可能であるほか、OTT事業者を通じても視聴が可能であることから、代替措置は確保されている。さらに、SES4衛星を通じた放送(NHK WORLD JAPAN)の視聴者に対しては、事前に別の視聴方法を十分に周知することとしている。 これらの申請内容を踏まえると、本件申請については、協会の経営判断として合理性があり、また、適切な視聴者保護の措置が講じられていると認められることから、本件申請による協会国際衛星放送の業務の廃止はやむを得ないものと認められる。

テレビ国際放送 (NHKワールドJAPAN)

- 日本やアジア、世界の最新情報と多彩な番組を、英語により1日約23時間以上 (株式会社日本国際放送の独自放送を含めて24時間)、世界に向けて発信
- 放送衛星やケーブル局などを通じて約160の国・地域、約4億6,000万世帯で視聴可能
- 使用衛星数: 32基



令和 7 年 3 月 7 日

株式会社スターフライヤーに係る航空機局の無線設備等保守規程の認定
(令和 7 年 3 月 7 日 諮問第 9 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鈴木官)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局基幹・衛星移動通信課

(西森課長補佐、清水係長)

電話：03－5253－5902

株式会社スターフライヤーに係る 航空機局の無線設備等保守規程の認定

1 諮問の概要

平成29年の電波法及び電気通信事業法の一部改正に伴い、平成30年8月1日から航空機局等の免許人が無線局の基準適合性を確保するための無線設備等の点検その他の保守に関する規程（以下「無線設備等保守規程」という。）を作成し、総務大臣の認定を受けて無線局の無線設備等の点検その他の保守を実施するとともに、毎年、点検その他保守に係る実施状況を報告することにより、従来の無線局の定期検査制度を適用せず、無線設備等の基準適合性の確認間隔を拡大できる制度が運用されている。

今般、電波法（以下「法」という。）第70条の5の2第1項の規定に基づき株式会社スターフライヤーから航空機局の無線設備等保守規程の認定に係る申請があった。

審査の結果、同条第2項に掲げる事項に適合しているものと認められることから、申請された航空機局の無線設備等保守規程の認定を行うことについて法第99条の11第1項第4号の規定に基づき、諮問する。

2 申請の概要

申請者、無線局の種別及び無線局数については、以下のとおりである。

申請者	無線局の種別	無線局数
株式会社スターフライヤー	航空機局	11局

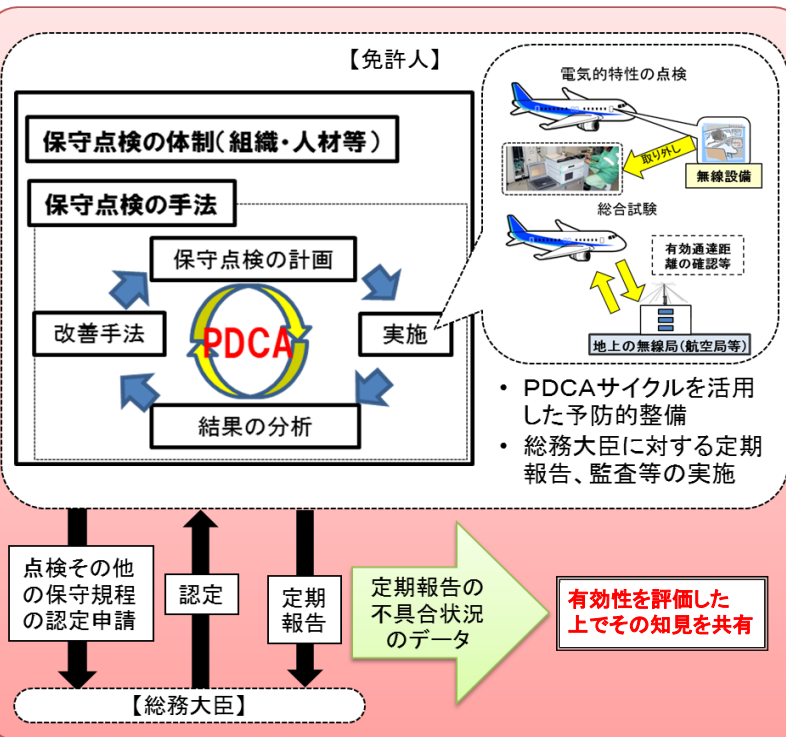
3 認定の期日

答申を受けた場合は、申請者に対し、速やかに認定予定。（令和7年4月1日認定予定）

無線設備等保守規程の認定制度の概要

- 無線設備等保守規程の認定制度は、免許人が恒常的な無線局の基準適合性の維持を図るため、PDCAサイクルを活用した点検その他の保守の実施方法を取り入れるとともに、毎年、実施状況の報告を行うことにより、無線局の基準適合性の確認間隔を拡大する制度である。
- 免許人は、無線局の基準適合性を確保するための無線設備等の点検その他の保守に関する規程（以下「無線設備等保守規程」という。）を作成し、総務大臣から認定を受け、当該規程に基づき、無線設備等の点検その他の保守を実施する。この場合、従来の定期検査制度は適用しない。
- なお、無線設備等保守規程の認定は、航空機局及び航空機地球局（電気通信業務用を除く。）を対象とし、無線局毎に無線設備等保守規程を認定する。

■ 無線設備等保守規程の認定制度の概要



■ 無線設備等保守規程の主な記載項目【無線局免許手続規則第25条の26第1項】

- 無線設備等の点検その他の保守を行う施設・組織体制の概要
- 無線設備等の点検その他の保守の信頼性管理の目標値又は管理値
- 無線設備等の点検その他の保守の実施方法・間隔
- 無線設備等の点検その他の保守に関する品質管理の概要
- 無線設備等の点検その他の保守に関する技術的情報の維持・管理の概要
- 無線設備等の点検その他の保守に関する信頼性管理における分析と処置対策の概要

■ 基準適合性の確認間隔（最長年数）【電波法施行規則第40条の2】

	定期検査	認定制度
○ 基準適合性の確認間隔の項目		
1 航空機局		
(1) 無線従事者の資格及び員数	1年	1年
(2) 法第六十条に規定する時計及び備付書類	1年	1年
(3) 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容と実装との照合	1年	1年
(4) 電氣的特性の点検	1年	5年
(5) 総合試験		
① A T C (Air Traffic Control) トランスポンダ	1年	2年
② 航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機（個体識別コードの確認に限る。）	1年	1年
③ その他	1年	5年
2 航空機地球局		
○ 定期的な報告の内容		
1 電氣的特性の点検及び総合試験の結果	○	○
2 航空機局等に関する点検その他の保守の実施による不具合状況		○
3 無線設備等の点検その他の保守に関する信頼性管理における処置対策状況		○

スターフライヤーの無線設備等保守規程の概要①

■ 無線設備等の点検・保守の形態

業務内容等		株式会社スターフライヤー
業務・データ・品質管理／監査組織		自社体制
点検 保守 業務	点検業務※1	自社体制（一部外部委託※3）
	確認業務※2	自社体制
教育・訓練業務		自社体制（一部外部委託）
施設・設備		自社体制（一部外部委託）

※1 点検業務：無線設備等の点検業務 ※2:確認業務：無線設備等の点検結果の判定業務

※3 点検業務（無線従事者の資格及び員数、時計及び備付書類、無線局事項書等に記載された内容と実装との照合、電気的特性の点検、総合試験）のうち、「電気的特性の点検（測定のみを含む）、総合試験の一部」について外部委託を行う。

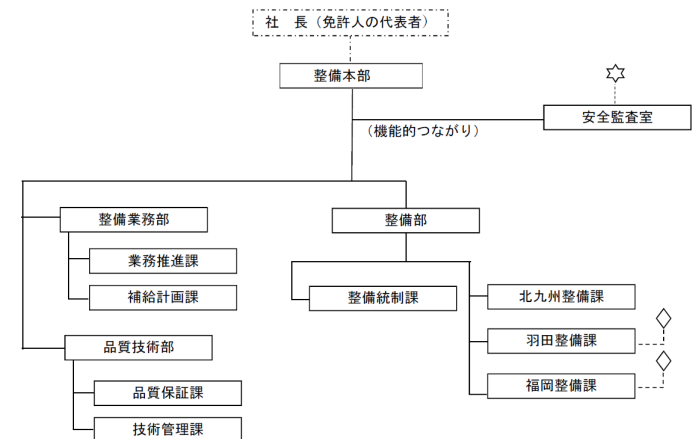
■ 無線設備等保守規程の概要

第1章 一般

- 総則として、無線設備等保守規程において記載される基本的事項、用語及び略語の定義について定めている。

第2章 施設・設備 第3章 組織および人員

- 無線設備等の点検その他保守を行うために要する施設（作業場・事務所・保管施設）及び設備の概要について定めている。
- 無線設備等の点検その他保守を行うために要する組織の概要（点検・確認業務に関わる職務分担等）及び点検その他保守業務に従事する資格者の任命について定めている。
- 法令に定める条件（資格、経験等）に適合した点検を行う者及び確認を行う者について定めている。
 - ① 無線設備等の点検を行う者：10名
 - ② 無線設備等の確認を行う者：6名



<無線設備等保守規程の抜粋>

- ☆ 会社組織上、安全推進部に属する。
- ◇ 会社組織上、空港客室本部の各空港支店又は各空港所に属する。

スターフライヤーの無線設備等保守規程の概要②

第4章 信頼性管理

- 次の一連のサイクルの継続により信頼性を維持することについて定めている。

- ・早期取卸し率の監視及び重要不具合の監視を行い、不良状況を抽出する。

＜無線設備等保守規程の抜粋＞
7. Component Reliability Monitoring Programにおける管理値の設定及び運用要領

- ・抽出した不良状況について技術的検討を行い、必要な場合には是正措置・再発防止対策を施す。

A. ComponentのURR Monitor

(1) 品質保証課長は、対象期間においてURRがUGLを上回っているComponent（無線設備）のデータを抽出する。

(2) URR及びUGLは以下の通りとする。

- ・以後のモニターによる対策効果の監視を行う。

- 不良状況を抽出するための無線設備ごとの管理値設定・変更方法について定めている。

$$URR = \frac{\text{当該月のComponentのUnscheduled Removal件数} \times 1000 \text{ Hrs}}{\text{当該月のComponent Flight Timeの総計}}$$

第5章 点検・保守の実施方法

- 電波法施行規則第40条の2の範囲内で認められる点検間隔を無線設備ごとに定めている。
- 登録検査等事業者の実施方法と同等の無線設備ごとの点検実施項目及び点検実施方法について定めている。

第6章 品質管理 第7章 技術管理

- 登録検査等事業者の実施方法と同等の測定器等の設備の精度維持のための管理の仕組みについて定めている。
- 点検その他保守業務を実施する際に使用・作成する記録・書類の管理について、書類又は電磁的記録により、保管期限と管理責任者を明確にして保管する要領を定めている。
- 無線設備等の点検その他保守業務を遂行する際に必要となる教育訓練の内容と管理方法として、以下の教育訓練課目を設定し、訓練の実施に必要な業務（訓練資料制改定、訓練計画、教官認定、訓練記録等）の方法を定めている。
 - ・無線点検者養成訓練
 - ・無線確認者養成訓練
- 技術資料の管理・運用等に関し、最新の無線設備等に係る技術的情報を資料の発行元等から入手し最新性を確認する取扱い要領を定めている。また、必要に応じて点検その他保守の実施方法に反映することを定めている。

第8章 報告

- 点検その他保守の実施状況の毎年の総務省への報告について、電波法施行規則別表第4号の4（別紙5）に則った様式及び報告書に記載する情報の取得方法について定めている。

第9章 委託管理

- 無線設備の点検業務等の一部を委託する場合において、適切に実施されるよう委託先の選定基準及び委託業者の能力審査・監査方法について定めている。また、委託先一覧及び委託業務内容を明記している。

＜無線設備等保守規程の抜粋＞

7. 委託先の管理

A. 無線設備等の「点検」業務の委託先の選定基準

無線設備等の「点検」業務（無線局の総合試験、無線設備の電気的特性の点検）を委託する場合、

認定に係る審査及び審査結果

■ 認定に係る審査（電波法第70条の5の2第2項）

- ① 総務省令で定める時期ごとに、その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確認するものであること。
- ② その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確保するために十分なものであること。

■ 主な審査ポイント（電波法関係審査基準）

項目	主な審査ポイント	審査結果
（１）施設・設備の概要	➤ 対象となる無線設備等の点検その他の保守（点検、修理、故障探求等）を行うために必要な設備の一覧及び当該設備が配置されている施設の概要が記載されていること。	適
（２）組織の概要	➤ 組織の概要及び員数並びにその組織の最高責任者の氏名、役職名及び責任範囲が記載されていること。 ➤ 無線設備等の点検を行う者、無線設備の点検及び点検結果の確認を行う者は、法別表第一又は第四に定める条件に適合するものであること。	適
（３）信頼性管理の目標値又は管理値	➤ 無線設備の型式ごとに点検その他の保守を行うに当たり適切な値となっていること及びその数値について根拠が示されていること。	適
（４）実施方法	➤ 無線従事者の資格等の確認、備付書類等の確認、無線設備の電気的特性の点検、総合試験等の実施方法（登録検査等事業者等の実施方法と同等以上）が適切に定められていること。	適
（５）点検その他保守の間隔	➤ 法令で定める時期ごとに実施するものであること。	適
（６）品質管理の概要	無線設備等の点検その他の保守に関して、 ➤ 設備等の保守管理実施方法が適切に定められていること。測定器については、登録検査等事業者の業務実施方法の条件に適合し、適切に管理及び校正されていること。 ➤ 記録及び書類の保管方法及び保存期間が、信頼性管理を行う上で適切であること。	適
	➤ 外部委託を行う場合には、次の条件に適合するものであること。 ➤ 委託先の選定基準が適正に定められていること。 ➤ 委託する業務が登録検査等事業者の業務実施方法に準じて行われることを委託先との間で取り決める旨が記載されていること。 ➤ 委託業務の結果を監査する体制及び方法が記載されていること。	
（７）技術的情報の維持・管理の概要	➤ 無線設備等に関する技術的情報を常に最新の状態に維持するとともに、必要に応じて点検その他の保守の実施方法に反映させる仕組みを有していること。	適
（８）信頼性管理における分析と処置対策の概要	➤ 電波法第70条の5の2第6項に基づく報告を行うに当たり、電波法施行規則別表第4号の4に定める様式の報告書に記載する情報の取得方法、管理方法及び分析方法が記載されていること。 ➤ 点検その他の保守が的確に実施され、かつ、当該無線局及びその無線設備の信頼性の確保及び適切な是正処置の実施がなされる仕組みが定められていること。	適

審査の結果、以上のとおり、関係法令及び関係審査基準に適合していると認められる。

【参考】 電波法 関係規定（無線設備等保守規程の認定等）

（無線設備等保守規程の認定等）

第七十条の五の二 航空機局等（航空機局又は航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）の免許人は、総務省令で定めるところにより、当該航空機局等に係る無線局の基準適合性（無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格（第三十九条第三項に規定する主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数が第三十九条及び第四十条の規定に、その時計及び書類が第六十条の規定にそれぞれ違反していないことをいう。次項において同じ。）を確保するための無線設備等の点検その他の保守に関する規程（以下「無線設備等保守規程」という。）を作成し、これを総務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 総務大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る無線設備等保守規程が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 第七十三条第一項の総務省令で定める時期を勘案して総務省令で定める時期ごとに、その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確認するものであること。

二 その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確保するために十分なものであること。

3 第一項の認定を受けた免許人（以下この条において「認定免許人」という。）は、当該認定を受けた無線設備等保守規程を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4～10（略）

（必要的諮問事項）

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一（前略）、第七十条の五（航空機局の通信連絡）、第七十条の五の二第二項第一号及び第三項ただし書（無線設備等保守規程の認定等）、第七十条の八第一項（免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局）、（中略）の規定による総務省令の制定又は改廃

二・三（略）

四（前略）、第四十六条第一項の規定による指定試験機関の指定、第七十条の五の二第一項の規定による無線設備等保守規程の認定、第七十一条第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変更若しくは登録局の周波数等若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令、（後略）

五（略）

2（略）

令和 7 年 3 月 7 日

無線設備規則の一部を改正する省令案
(令和 7 年 3 月 7 日 諮問第10号)

[X 帯沿岸監視用レーダーの技術基準に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鈴木官)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局基幹・衛星移動通信課

(長澤課長補佐、川津係長)

電話：03－5253－5901

無線設備規則の一部を改正する省令案

(X 帯沿岸監視用レーダーの技術基準に係る制度整備)

1 諮問の概要

沿岸監視用レーダーは、陸上に設置する海上を監視等するためのレーダーであり、港湾内の安全対策、密漁やテロ対策など、重要拠点のセキュリティ対策などに利用される。

現在、X 帯を用いる沿岸監視用レーダーとして、9.74GHz 帯の周波数を使用し、増幅器にマグネトロンを用いるものが主として開設されているが、技術基準は定められておらず、免許までに一定の期間を要する。

また、近年この X 帯を用いる沿岸監視用レーダーの需要が高まってきている一方で、これと同じ周波数帯（9.74GHz 帯）を使用する陸上設置型気象レーダーについても、近年の豪雨被害甚大化等に対処するため需要が高まっているため、今後当該周波数帯において周波数ひっ迫による課題が増大する可能性がある。

こうした状況を踏まえ、情報通信審議会において、9.74GHz 帯の周波数及び 9.8-9.9GHz 帯の周波数を使用する沿岸監視用レーダー（X 帯沿岸監視用レーダー）に必要な技術的条件等の検討が行われ、令和 6 年 11 月に一部答申を受けた。

本件は、当該一部答申を踏まえて、X 帯沿岸監視用レーダーの技術基準に係る制度整備を行うものである。

2 改正概要

(1) X 帯沿岸監視用レーダーの技術基準に係る制度整備（無線設備規則の一部改正）

※必要的諮問事項はゴシック体

○ 沿岸監視用レーダーの無線設備について、9.74GHz 帯の周波数を使用し、増幅器にマグネトロン及び固体化素子を用いるものの並びに 9.8-9.9GHz 帯の周波数を使用する増幅器に固体化素子を用いるものの技術基準として次の措置を講じる。

- ・ 当該設備の空中線電力の許容偏差を定める。【無線設備規則第十四条第一項】
- ・ 当該設備の電波の型式、空中線電力、等価平方輻射電力（EIRP）、パルス幅、繰り返し周波数の値を定める。【同規則第四十九条の四の二の三】

- ・ 当該設備の周波数の許容偏差の値を定める。【同規則別表第一号】
- ・ 当該設備の占有周波数帯幅の許容値を定める。【同規則別表第二号】

(2) その他規定の整備（無線設備規則の一部改正）

- ・ 400MHz 船上通信設備に係る不要発射の強度の許容値に関する規定を定める。【同規則別表第三号】

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定。（公布日の施行を予定）

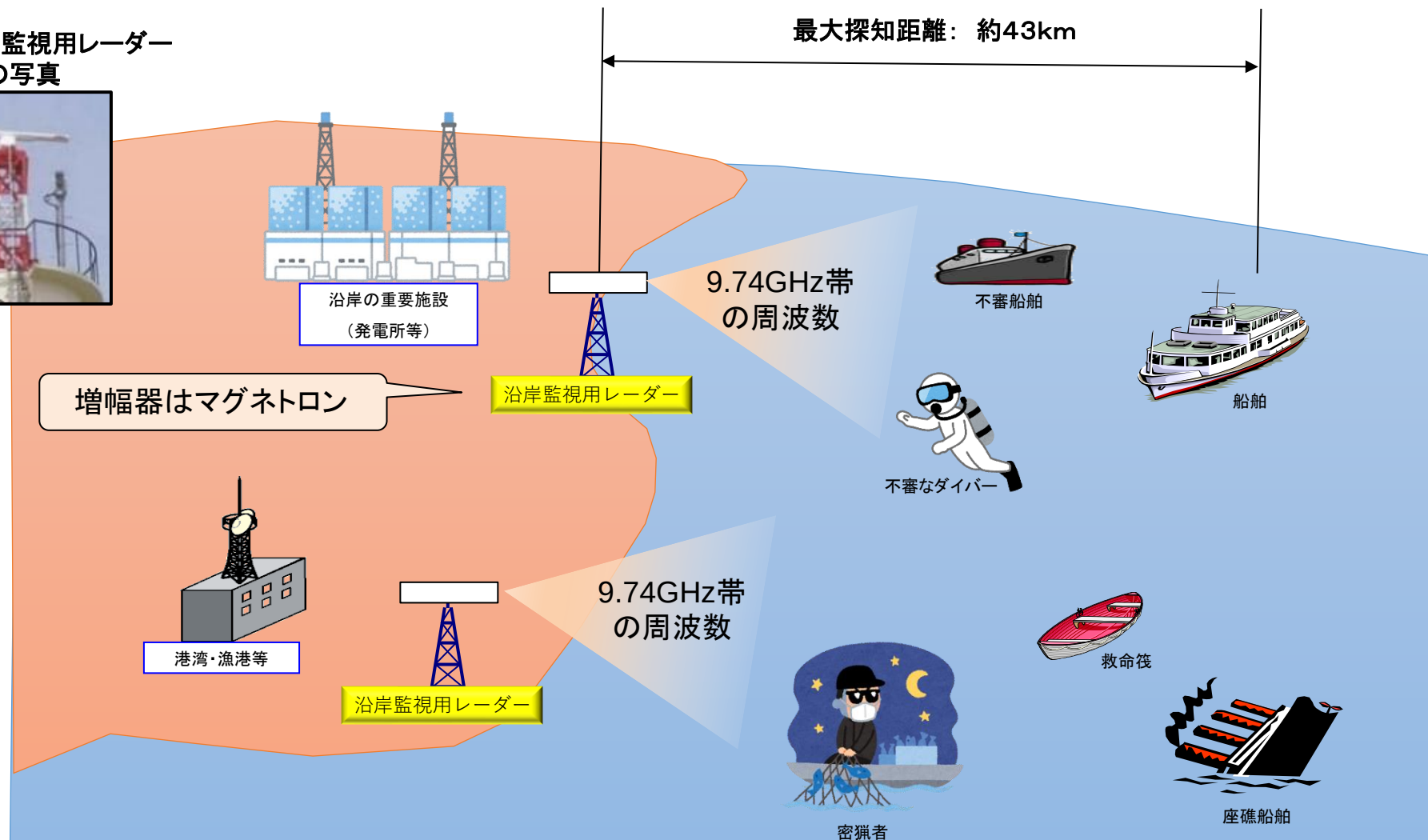
4 意見募集の結果（関係する案件のみ作成）

本件に係る行政手続法第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募の手続について、令和 7 年 1 月 28 日（火）から同年 2 月 26 日（水）までの期間において実施済みであり、意見はなかった。

X帯を用いる沿岸監視用レーダーとは

- 沿岸監視用レーダーは、陸上に設置する海上を監視等するためのレーダーであり、港湾内の安全対策、密漁やテロ対策など、重要拠点のセキュリティ対策などに利用されている。
- 現在、X帯を用いる沿岸監視用レーダーとして、9.74GHz帯の周波数を使用し、増幅器にマグネトロンを用いるものが主として開設されている。

実際の沿岸監視用レーダー
の写真



背景

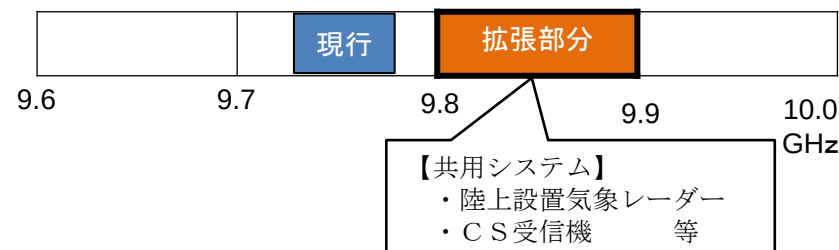
- 現在X帯を用いる沿岸監視用レーダーとして主として開設されている、9.74GHz帯を使用し、増幅器にマグネトロンを用いるものは、技術基準が定められておらず、免許までに一定の期間を要する。
- 近年このX帯を用いる沿岸監視用レーダーの需要が高まってきている一方で、これと同じ周波数帯（9.74GHz帯）を使用する陸上設置型気象レーダーについても、近年の豪雨被害甚大化等に対処するため需要が高まっているため、今後当該周波数帯において周波数ひっ迫による課題が増大する可能性がある。



整備項目

- X帯を用いる沿岸監視用レーダーの開設を容易としつつ、需要の高まりに対応した措置を講ずる。
- X帯沿岸監視用レーダーの無線設備の技術基準等を定める。
 - ・ 現在使用している9.74GHz帯（マグネトロン、固体化素子）
 - ・ 新たに拡張する9.8-9.9GHz帯（固体化素子）

周波数を拡張することでひっ迫による課題の増大に対処



- X帯沿岸監視用レーダーの免許の審査事項を定める。

改正内容

- X帯沿岸監視用レーダーの無線設備の技術基準を定める。(無線設備規則)
 - 「空中線電力の許容偏差」「電波の型式」「空中線電力」「等価等方輻射電力(EIRP)」「パルス幅」「パルス繰り返し周波数」「周波数の許容偏差」「占有周波数帯幅の許容値」について、情報通信審議会の答申のとおり定める。
- X帯沿岸監視用レーダーの免許の審査事項を定める。(電波法関係審査基準)
 - 陸上設置気象レーダー等の他の無線設備との共用条件を定める。

<一般的条件>

項目	技術的基準	考え方
適用範囲	9,740MHz帯及び9,800MHz帯のX帯沿岸監視用レーダーに対して適用	
周波数帯	(1) マグネトロン方式: 【9,740MHz帯】 9,700 - 9,800MHz (2) 固体化方式: 【9,740MHz帯】 9,700 - 9,800MHz、【9,800MHz帯】 9,800 - 9,900MHz ※ 固体化方式では、基準周波数(9,740MHz、9,850MHz)からP0N/Q0Nの中心周波数をそれぞれ15MHz離調する。 (9,740MHz±15MHz、9,850MHz±15MHz)	

<受信装置の条件>

項目	技術的基準	考え方
副次的に発する電波等の強度	受信機から副次的に発する電波の限度は、4nW以下	・現行無線設備規則第24条の規定の通り

<送信装置の条件>

項目	技術的基準	考え方
空中線電力の許容偏差	(9,740MHz帯 / 9,800MHz帯) 上限: 50%、下限: 50%	・電力の許容偏差は無線設備規則第14条6(3)とするが、許容偏差を含めて別途定めるEIRPを超えないこと。
変調方式と電波の型式	(1)変調方式: パルス変調 (2)電波の型式 ・マグネトロン方式: P0N ・固体化方式: P0N、Q0N、V0N	
空中線電力	(1) マグネトロン方式 9,740MHz帯: 50kW以下 (2) 固体化方式 9,740MHz帯: 700W以下 9,800MHz帯: 700W以下	・ 9,740MHz帯のマグネトロン方式は電波法関係審査基準に沿う。 ・ 9,740MHz帯の固体化方式は9,400MHz帯の電波法関係審査基準を参考とする。 ・ 9,800MHz帯ではIALAガイドラインのスタンダード区分に沿える電力とする。 ・ 電力は給電線の損失を含めたEIRPの規定を併設する。
EIRP	(1) マグネトロン方式 9,740MHz帯: 82dBW以下 (2) 固体化方式 9,740MHz帯: 58dBW以下 9,800MHz帯: 62dBW以下	・ 9,740MHz帯マグネトロン方式は既設状況から 送信電力77dBm(50kW)+アンテナ利得: 35dBi = 112dBm ⇒ 82dBW ・ 9,740MHz帯固体化方式は9,400MHzの電波法関係審査基準を参考とし現運用局とも整合する58dBWとする。 ・ 9,800MHz帯ではIALAガイドラインのスタンダード区分に沿う電力計算とする。また電力の許容偏差を、+20%を含めて規定する。

項目	技術的基準	考え方
送信パルス幅	(1) マグネトロン方式 ・9,740MHz帯 PON: 0.1 μ s以上 (2) 固体化方式 ・9,740MHz帯 PON: 0.16 μ s以上 QON: 22 μ s以下 ・9,800MHz帯 PON: 0.07 μ s以上 QON: 30 μ s以下	・9,740MHz帯は現用機器との整合をとる。 ・9,800MHz帯は下記による。 PONパルス幅はIALAガイドラインのスタンダード区分の距離分解能より。 分解能20m $\rightarrow$ (20m/150m/ μ s) $\div$ 2 = 66ns = 70ns = 0.07 μ s QONパルス幅はIALAガイドラインのスタンダード区分の探知性能に必要な電力計算より。
送信繰り返し周波数	3kHz以下	
周波数の許容偏差	(1) マグネトロン方式: 百万分率で1,250 (2) 固体化方式: 百万分率で300	
占有周波数帯幅	(1) マグネトロン方式 9,740MHz帯: PONは40MHz以下 (2) 固体化方式 9,740MHz帯: PONは25MHz以下 QONは24MHz以下 9,800MHz帯: PONは58MHz以下 QONは24MHz以下	・9,740MHz帯マグネトロン方式 PON信号は現用から最小パルスを 0.1 μ s とし 40MHz 幅とする。 ・9,740MHz帯固体化方式 PON信号は現用から最小パルスを 0.16 μ s とし 25MHz 幅とする。 QON信号は現用のチャープ掃引周波数 22MHz 以下としてパルス変調の拡がりを $\pm$ 1MHz を付与し 24MHz 幅とする。 PONとQONは離調周波数30MHzとすると39.5MHz. マグネトロンと同様。 ・9,800MHz帯 PON信号はIALAガイドラインのスタンダード区分対応として 0.07 μ s より 58MHz 幅とする。QON信号は 9740MHz帯を参照する。
スプリアス発射の強度	(1) 帯域外領域 ・ITU-R SM.1541Annex8に適合すること。 ・B ₋₄₀ 帯域幅と30dB/decade降下線で指定（別図参照） (2) 帯域外領域のスプリアス発射の強度 ・占有周波数帯幅からITU-R SM.1541で示されるB ₋₄₀ 帯域幅の間. 平均電力から20dBc以下. 固体化送信方式においては上記20dBcに加え、送信周波数 $\pm$ 65MHz以外の周波数領域は40dBc以下若しくはB ₋₄₀ dB帯域のスロープ以下。 ・B ₋₄₀ 帯域幅からスプリアス領域との境界の間平均電力から下記マスクを低減した信号強度以下 マスク) B ₋₄₀ 帯域からスプリアス領域との境界まで40dBcから開始する30dBc/decadeのスロープが示すマスク	・隣接する他の無線システムと共用するためITU-Rに沿う中で、送信方式を問わず帯域外領域でより干渉抑圧を得るための規定を施す。 ・B ₋₄₀ 帯域内はITU-R SM.1541Annex8の必要周波数幅を参照し20dBcとする。 ・帯域外領域を規定するマスクを利用する。 ・固体化方式においてはスペクトラム管理から送信周波数 $\pm$ 65MHz以外では他の無線システムとの共用のため40dBc以下にする。 ・無線設備規則別表第3号の15に適合すること。

令和 7 年 3 月 7 日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案
(令和 7 年 3 月 7 日 諮問第 1 1 号)

[5. 2GHz 帯無線 LAN の上空利用に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鈴木官)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部

基幹・衛星移動通信課基幹通信室

(皆川課長補佐、岩佐主査、出口官)

電話：03－5253－5886

電波法施行規則等の一部を改正する省令案

(5. 2GHz 帯無線 LAN の上空利用に係る制度整備)

1 諮問の概要

近年、ドローン等に無線LANの技術が活用されるようになり、5GHz帯周波数の上空利用ニーズが高まっており、また、5GHz帯無線LANは高精細な映像の送受信が可能なことから、橋梁等のインフラ点検や空撮による映像作成などへの活用が期待されている。

このような背景を踏まえ、令和6年から情報通信審議会において「5GHz帯無線LANの上空利用に係る技術的条件」について審議が行われ、総務省は令和6年12月に情報通信審議会から一部答申を受けた。

この答申を踏まえ、関係規定の整備を行うため、電波法施行規則等の一部を改正する省令案について諮問する。

2 改正概要

※必要的諮問事項はゴシック体

- ・ 5. 2GHz 帯無線 LAN の上空利用を導入するため、5. 2GHz 帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備について、登録局の対象及び技術基準に係る規定等を整備する。

【電波法施行規則第6条、第16条、第17条、第33条、第42条の3、無線設備規則第9条の4、第49条の20、第49条の20の2、別表第3号及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条】

3 施行期日

答申を受けた場合は、令和6年度内に改正予定。(公布日の施行を予定)

4 意見募集の結果（関係する案件のみ作成）

本件に係る行政手続法第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続について、令和7年2月1日（土）から同年3月3日（月）までの期間において実施したところ、意見の提出は5件あった。

5.2GHz帯無線LANの上空利用の導入について

2

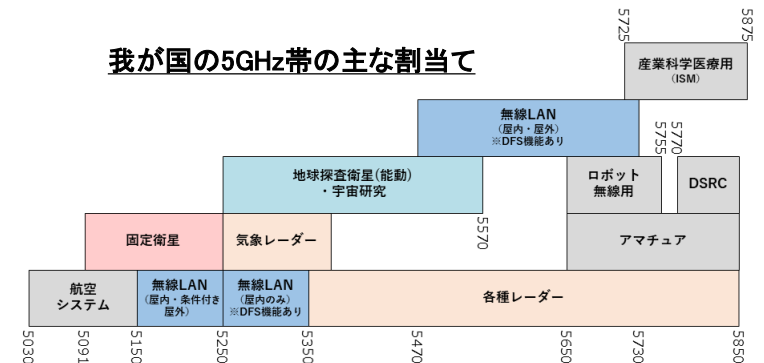
検討の背景

- 近年、ドローン等に無線LANの技術が活用されるようになり、5GHz帯周波数の上空利用ニーズ・要望が高まっている。5GHz帯無線LANは、高精細な映像の送受信が可能なことから、橋梁等のインフラ点検や空撮による映像作成などへの拡充が期待されている。
- 現在、我が国では、5GHz帯無線LANのうち5.2GHz帯(※1)及び5.6GHz帯を屋外で 사용할ことが可能であるが、上空利用についてはいずれの帯域においても利用不可となっている。また、5.3GHz帯及び5.6GHz帯については、DFS(※2)機能の具備が必須となっており、レーダー受信により通信断が発生することによる安全面等への支障が懸念される。

(参考)

- 周波数再編アクションプラン(令和6年度版):
5GHz帯(主に5.2GHz帯)の無線LANが使用している周波数について、他の無線システム等への混信を防止しつつ、**上空における更なる利用拡大を図るための検討を行い、令和6年度中を目途に制度整備を行う。**
- 規制改革推進に関する中間答申(令和5年12月26日規制改革推進会議):
総務省は、多様な分野におけるドローンの利活用を促進するよう、**5GHz帯の周波数について、気象レーダー等の無線システム等への混信を防止しつつ、ドローンに利用可能な無線LAN用周波数帯を拡大する。**

我が国の5GHz帯の主な割当て



(※1) 仰角制限等の条件あり

(※2) Dynamic Frequency Selection: レーダー波を検出した場合に無線LANが干渉を回避する機能。

周波数帯		5.2GHz帯 (5150-5250MHz)	5.3GHz帯 (5250-5350MHz)	5.6GHz帯 (5470-5730MHz)
現状	利用範囲	屋内・屋外(条件付き)	屋内のみ	屋内・屋外
	DFSの可否	不要	必要	必要

このような背景を受け、5.2GHz帯無線LANの上空利用に対応するため、
情報通信審議会情報通信技術分科会からの技術的条件に係る答申を踏まえ、
今般、無線LAN(5.2GHz帯高出力データ通信システム)の技術基準を見直すこととした。

5.2GHz帯無線LANは、大規模な基地局設備等がない場合でも、ドローンさえあれば高精細な映像の送受信が可能なことから、初期導入コストが抑えられ、さまざま分野での利用が期待されている。

特長

5GHz帯で初

5GHz帯で上空利用初
混雑している2.4GHz帯より快適
※開設区域有、要運用調整

手軽に利用可

大規模な基地局設備が不要で
登録局として簡易な手続きにより
スムーズに利用ができる

高画質

2.4GHz帯と比較して高速・大容量・
低遅延で高画質な空撮が実現

※通信距離：数百メートル程度

主な利用イメージ

インフラ点検

安全性向上、効率的で迅速な点検が可能



高圧線点検



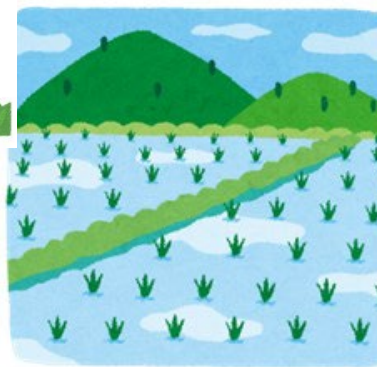
橋梁点検

農業用ドローン

労力の削減、効率的な作物管理が実現



農薬・肥料の散布



生育状況の管理

空撮（高解像度）

基地局等のインフラがなくても状況確認が可能



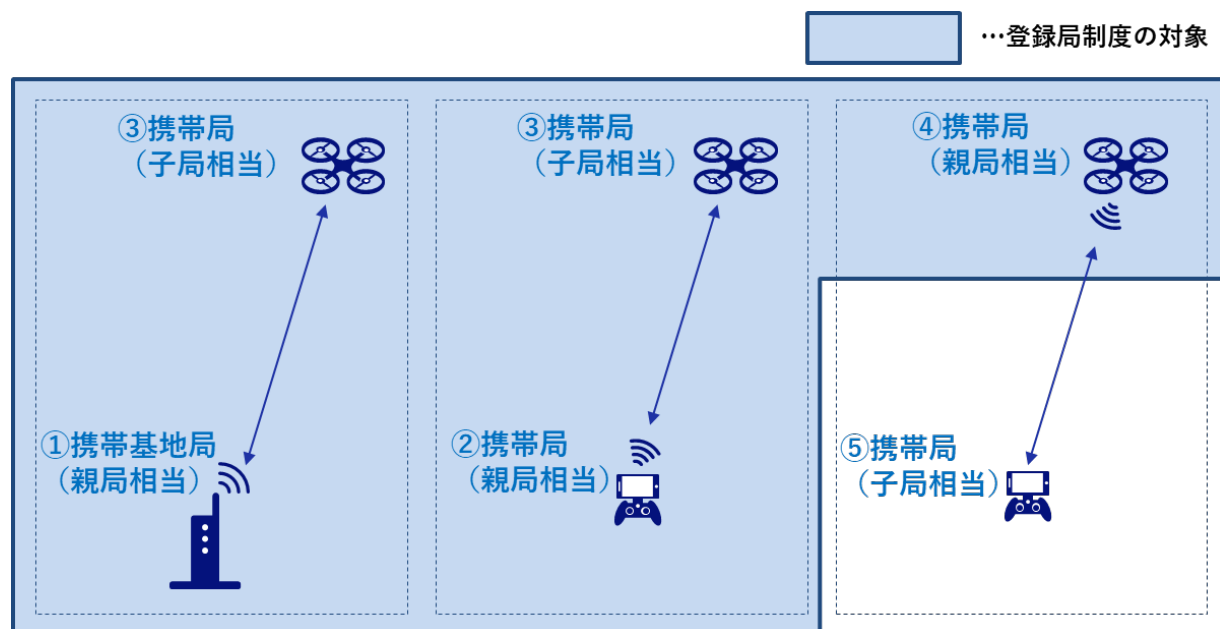
被災状況把握



水質管理

5.2GHz帯無線LANの上空利用の導入イメージ

- 5.2GHz帯無線LANの上空利用の導入に当たっては、移動衛星業務及び気象レーダーとの共用のため台数管理が必要となることから、登録局制度の対象とする必要があるため、既に登録局制度の対象として運用されている「5.2GHz帯高出力データ通信システム」として制度化する。
- ユースケースとしては、下図のパターンが考えられるところ、このうち、陸上に開設する移動しない無線局(親局)については「携帯基地局」、移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局(親局／子局)については「携帯局」とする。
- 移動衛星業務や気象レーダーとの関係で、通信を制御する「携帯基地局及び親局相当の携帯局」は、一律で登録局制度の対象とする。また、子局相当の局のうち上空で利用されるものについても、隣接帯域を使用する気象レーダーとの共用のため厳密に台数管理をする必要があることから、登録局制度の対象とする(地上の子局相当の局は、出力等制御可能なうえ既存システムへの影響が軽微と考えられることから、登録局制度の対象外とする。)。



想定されるユースケースと登録局制度の対象範囲

5.2GHz帯無線LANの上空利用の導入に係る主な改正省令

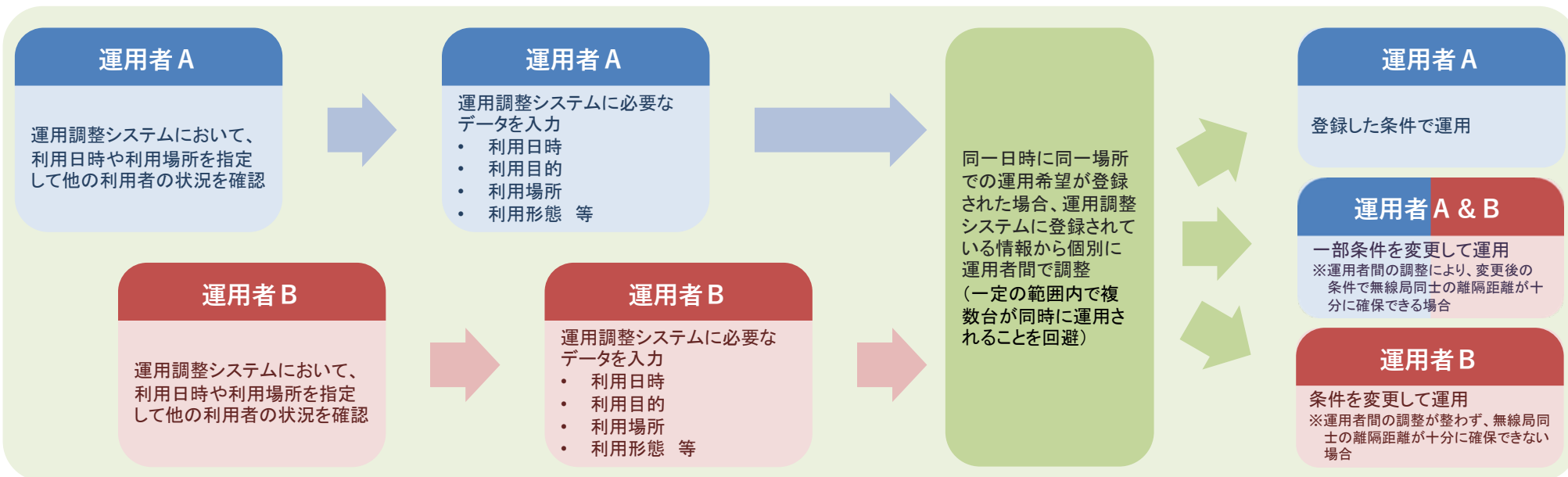
5

省令	条項	改正概要
電波法施行規則	第6条 (免許を要しない無線局)	免許を要しない無線局の対象に、5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局のうち、携帯局(法第27条の21の登録を受けた携帯局と通信するものであって陸上で開設するものに限る。)を追加するもの。
	第16条 (登録の対象とする無線設備)	登録の対象とする無線局に、5.2GHz帯高出力データ通信システムの携帯基地局及び携帯局(親局相当及び上空で利用されるものに限る。)を追加するもの。
	第17条 (登録局の無線設備の規格)	登録局の無線設備の規格に、5.2GHz帯高出力データ通信システムの携帯基地局及び携帯局(親局相当及び上空で利用されるものに限る。)を追加するもの。
無線設備規則	第49条の20の2 (小電力データ通信システムの無線局の無線設備)	5.2GHz帯高出力データ通信システムの携帯基地局及び携帯局の無線設備の条件を規定するもの。
	別表第3号 (スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値)	5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を規定するもの。
特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則	第2条 (特定無線設備等)	特定無線設備の対象である既存の5GHz帯小電力データ通信システムの無線局に係る規定に、5.2GHz帯高出力データ通信システムの携帯基地局及び携帯局を追加するもの。

5.2GHz帯無線LANの比較

	システム	局種	利用場所	無線局免許	最大送信出力
WS2	小電力データ通信システム (設備規則第49条の20第1項第3号)	—	屋内	不要	空中線電力:200mW EIRP:200mW
	5.2GHz帯高出力データ 通信システム (設備規則第49条の20の2第1項及び 第2項)	• 基地局 • 陸上移動中継局 • 陸上移動局	屋内・屋外 ※ 上空利用不可 ※ 開設区域の指定あり	要(登録)	空中線電力:200mW EIRP:1W(仰角制限あり)
	5.2GHz帯高出力データ 通信システム (設備規則第49条の20の2第3項)	• 携帯基地局 • 携帯局	屋外(上空利用のみ) ※ 開設区域の指定あり ※ 要運用調整	要(登録)	空中線電力:200mW EIRP:200mW

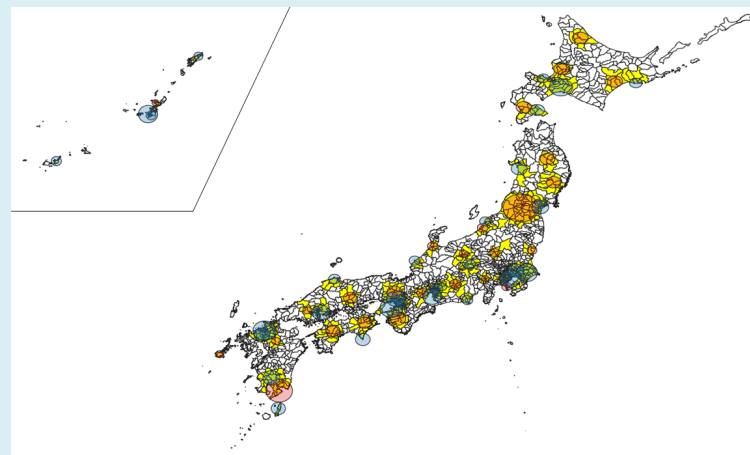
<運用調整のイメージ>



<開設区域の設定>

隣接周波数帯域である5.3GHz帯を使用する気象レーダーに有害な干渉を与えないため、登録局(5.2GHz帯高出力データ通信システムの携帯基地局及び携帯局)の開設区域を設定する必要がある。

- ✓ 5.2GHz帯高出力データ通信システムの帯域外漏えい電力の規定値及び各レーダーの諸元をもとに、携帯基地局及び携帯局の運用により気象レーダーに有害な影響を与えない距離(離隔距離)を計算。
- ✓ 各気象レーダーからの離隔距離の範囲外に存在する市区町村を開設区域として設定。



(参考) 離隔距離以内に存在する市区町村を黄色ハイライトした結果

5.2GHz帯無線LANの上空利用に係る技術的条件

項目	一般的条件
1. システム種別	5.2GHz帯高出力データ通信システム
2. 周波数帯の呼称	5.2GHz帯
3. 周波数帯	5150～5250MHz
4. チャンネル配置（中心周波数）	20MHz幅以下：5180MHz、5200MHz、5220MHz、5240MHz 20MHz幅を超え40MHz幅以下：5190MHz、5230MHz 40MHz幅を超え80MHz幅以下：5210MHz
5. 周波数チャンネルの使用順位	特段規定しない
6. 周波数の使用条件	登録局制度により管理される条件下において利用を可能とする。なお、上空で利用される携帯局から制御を受けて通信する条件下において、登録不要での利用を可能とする。
7. 伝送速度	20MHz幅以下：20Mbps以上 20MHz幅を超え40MHz幅以下：40Mbps以上 40MHz幅を超え80MHz幅以下：80Mbps以上
8. 変調方式	直交周波数分割多重（OFDM：Orthogonal Frequency Division Multiplex）方式とする。 なお、1MHzの帯域幅当たりの搬送波の数が1以上であること。

(参考) 5.2GHz帯無線LANの上空利用に係る技術的条件

9

5.2GHz帯無線LANの上空利用に係る無線設備の技術的条件

*小電力データ通信システム及び高出力データ通信システムと異なる部分を抜粋

項目	5.2GHz帯小電力データ通信システム		5.2GHz帯高出力データ通信システム（屋外利用）			5.2GHz帯高出力データ通信システム（上空利用）	
空中線電力	帯域幅	空中線電力	帯域幅	空中線電力		帯域幅	空中線電力
	20MHz	10mW/MHz以下	20MHz	10mW/MHz以下	200mW以下 (基地局及び 陸上移動中継局に限る)	20MHz	10mW/MHz以下
	40MHz	5mW/MHz以下	40MHz	5mW/MHz以下		40MHz	5mW/MHz以下
	80MHz	2.5mW/MHz以下	80MHz	2.5mW/MHz以下		80MHz	2.5mW/MHz以下
等価等方輻射電力	帯域幅	等価等方輻射電力	帯域幅	等価等方輻射電力		帯域幅	等価等方輻射電力
	20MHz	10mW/MHz以下	20MHz	水平面からの仰角(θ)		20MHz	10mW/MHz以下
	40MHz	5mW/MHz以下		8° 未満	50mW/MHz	40MHz	5mW/MHz以下
	80MHz	2.5mW/MHz以下		8° 以上40° 未満	$10^{(1.7-0.0716(\theta-8))}$ mW/MHz	80MHz	2.5mW/MHz以下
				40° 以上45° 以下	$10^{(-0.59-0.122(\theta-40))}$ mW/MHz		
			45° 超	0.063mW/MHz			
	40MHz		8° 未満	25mW/MHz			
			8° 以上40° 未満	$0.5 \cdot 10^{(1.7-0.0716(\theta-8))}$ mW/MHz			
			40° 以上45° 以下	$0.5 \cdot 10^{(-0.59-0.122(\theta-40))}$ mW/MHz			
			45° 超	0.0315mW/MHz			
	80MHz		8° 未満	12.5mW/MHz			
			8° 以上40° 未満	$0.25 \cdot 10^{(1.7-0.0716(\theta-8))}$ mW/MHz			
			40° 以上45° 以下	$0.25 \cdot 10^{(-0.59-0.122(\theta-40))}$ mW/MHz			
			45° 超	0.01575mW/MHz			
混信防止機能	主として同一の機構において使用される無線局の無線設備であって、識別符号を自動的に送信し、又は受信するもの		識別符号を自動的に送信し、又は受信するもの			同左	

5.2GHz帯無線LANの上空利用に係る無線設備の技術的条件

*小電力データ通信システム及び高出力データ通信システムと異なる部分を抜粋

項目	5.2GHz帯小電力データ通信システム	5.2GHz帯高出力データ通信システム（屋外利用）	5.2GHz帯高出力データ通信システム（上空利用）
使用・運用条件	5.2GHz帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局若しくは5.2GHz帯自動車内無線LANシステムと通信する場合を除き、屋内での使用に限る。	陸上移動局は、5.2GHz帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局と通信する場合を除き、屋内での使用に限る。	一の通信系内に上空で使用するものを含む場合に限る。
通信系内における制御等	適用外	基地局： 他の無線局から制御されることなく送信を行うとともに、一の通信系内の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行うこと。 陸上移動中継局： 基地局からの制御を受けて当該基地局と通信するとともに、一の通信系内の陸上移動局及び小電力データ通信システムの無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該陸上移動局及び小電力データ通信システムの無線局の制御を行うこと。 陸上移動局： 基地局又は陸上移動中継局からの制御を受けて当該基地局又は陸上移動中継局と通信するものであること。	携帯基地局： 他の無線局から制御されることなく送信を行うとともに、一の通信系内の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行うこと。 携帯局： 他の無線局から制御されることなく送信を行うとともに、一の通信系内の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行うこと。若しくは、携帯基地局又は上記携帯局の制御を受けて当該携帯基地局又は携帯局と通信するものであること。

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見募集の結果と御意見に対する考え方
(令和7年2月1日～同年3月3日意見募集)

提出件数 5件

No.	提出者	提出された意見	考え方	案の修正の有無
1	個人	最初はモノを運んだり、災害時に撮影したり、するのでしょうか、本当に空飛ぶドローン ID を識別できるのでしょうか？ 街中にドローンを飛ばすこと自体、危険ではないでしょうか？ 操作ミスで上空から落ちて来る事故や物や建物にぶつかる可能性もあります。 警察や国土交通も含め法整備をきちんと行いしてから慎重に行わなければいずれ上空から人を襲うような犯罪や殺戮にならないとは限りません。 このようなロボットやドローンに AI を搭載させたら危険です。 SF 映画でもあるようにロボットやドローンが人類の脅威になり、被害を及ぼすことは想像に足りることです。 利用制限を設けて行うにしても、いずれ悪用されて法改正を繰り返し法を歪め緩和していくようであれば、ドローンが人類の脅威となります。 新たに AI による規制の法律を作るべきです。 AI の暴走を行わせないための法律です。その点は、どのようにお考えか？ 基本街の上空にドローンを飛ばすことは反対ですが、もしも、この法案を通そうとするのであれば、NEC の進めるままドローンを飛ばそうとしているのであれば関係省庁と厳密な打ち合わせを行なった上で厳格な厳しい法律を作るべきです。 悪用されないための細部に至るところまで抜け穴のない法律を作るべ	いただいた御意見については、本意見募集の対象外です。なお、人口集中地区の上空のように、落下した場合に地上の人などに危害を及ぼすおそれが高い空域において無人航空機を飛行させる場合には、あらかじめ国土交通大臣の許可を受ける必要があります。今回制度化する 5.2GHz 帯を使用するドローンについても、その他の周波数帯を使用するドローンと同様に、当該許可の範囲内で適切に運用されるものと認識しております。	無

		きです。 主要都市の上空にドローンを飛ばすのは反対です。		
2	個人	反対。 無許可のドローンによる迷惑・危険行為が散見されている。規制緩和するならば、妨害電波発信装置も認可する必要がある。	いただいた御意見については、本意見募集の対象外です。なお、今回制度化する5.2GHz帯の上空利用のうち、上空で利用される無線局は登録の対象とするものであり、免許不要や無許可で運用されるドローンに係るものではありません。	無
3	個人	街中の上空にドローンを飛ばすのは反対です。 この利用許可を許してしまうと経団連の思うまま、監視社会が始まってしまいます。 国民はそんなもの望んでいない。 国民が望んでいるのは今の異常な政府の法的規制緩和をして法の抜け穴を大きくしていることを止めてもらいたい。 異常な政府の行動、ロビーリストの言いなりになって企業に有利なことを進めている。 政府役人ももっと国民目線で仕事をすべきである。 特定の無線開設地域に指定されているが、将来は地域が拡大していこうとする動きもあるのではないかな？ 監視区域に指定されている地域の住民の賛否を問うたのか？ キチンと国民の声を聞いてから正しく決めるべきだ。	いただいた御意見については、本意見募集の対象外です。なお、無線LANや既存システムの高度化等により既存システムとの共用条件に変更が生じた場合には、開設区域等を含め、技術的条件の見直しを行う可能性がございます。	無
4	個人	2.3GHz帯の上空有効利用は反対します。 反対理由は警備と称してAIロボット、ドローンを用いて人間の行動監視や盗撮やストーカー行為を難なく行えてしまうこと。 一企業が権力を握ってしまうことを恐れなくてはならない。 監視社会といえば中国が思い浮かびますが、日本電気(NEC)さんは株式資本の構成に中国企業があると思われます。 バックに中国がいるとなるとこの国日本でも中国人のように監視社会を作りたい日本人を四六時中監視して財産を奪い奴隷のように扱うのが	本件は5.2GHz帯無線LANの上空利用に係る意見募集であり、2.3GHz帯については本意見募集の対象外です。	無

		彼ら中国共産党のやりたいことなのではないでしょうか？ この国が中国の属国になってはいけません。 日本は他の国と横並びで同等の関係に置かなければなりません。 千代田区の上空もドローンが飛び交うことになり常に監視され違和感を持ちながら上空を眺めなければならない。 ドローンが落ちて車と衝突したりするかもしれない。 その事故で人が死ぬかもしれない。 また、飛ばす地域と飛ばさない地域があるのも違和感がある。 なぜ新宿区は飛ばないのだろう？ 小池知事が嫌っているのか？ 小池知事もドローンは不愉快だと思っているのなら国民も不愉快だと思うはず。 ドローンを飛ばしてもいいと言っている自治体は霊の如く国から補助金が出ることを当てにしているのか？ 結局、利権にしがみついているもの達のロビー活動によってこの国の政治は成り立っているのか？ AI ロボットが人間を監視することは反対である。 人間の尊厳と AI ロボットの戦いのきっかけになってしまうこの法律案は慎重にまたは、全く取り扱わないといけないと思いませんか？ ドローンを街中に飛ばすのは反対します。 絶対ドローンを飛ばさないでください。		
5	個人	NEC が提唱する 5. 2GHz 帯の上空利用は 5. 2GHz 帯が安定した映像を通信できるためとしており、警備や監視や輸送、運搬に利用ができるとしているが、謳い文句のいいことを言っておるが、本当にそうだろうか？ NEC は中国共産党のフロント企業であり中国人を強制的に中国共産党たちの監視の対象にしている。 NEC の顔認証技術を用いれば日本国内にドローンを法的に飛ばすことができればあらゆる国内情報を監視でき、国民を脅して強制もできる。	いただいた御意見については、本意見募集の対象外です。	無

	国家権力を総務省をこの法制度、システムを遺憾なく利用できる。 国民には憲法があり国民の生活は憲法で守られている。 過度な監視、国民に許可なく監視されるような社会、暮らしを脅かす状態は国民は絶対許さない。 総務省に対しても国民の怒りが当てられるだろう。 国民の暮らしを脅かす光景が目立てば総務省にも矛先が向くであろう。 監視社会はロボット AI 化によってますます残酷な社会を作り出すだろう。 AI ロボット化を許してしまえば拍車増し、どんどんと AI ロボットの脅威が人間を蝕み迫害していく。 こんな世の中にしてはならない。 人間の主体を守るため AI ロボットの乱用はさけるべきだ。 安心な社会生活を脅かす物を安易に取り入れるべきではない。 人間の暮らしは不便の中にある物だから便利は人間の暮らしの衰退につながる。 ロボットがこの世を支配するのを総務省は作ってはならない。	

※取りまとめの都合上、いただいたご意見は要約等の整理をしております。なお、改正案について、実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を行いました。

令和 7 年 3 月 7 日

電波法及び放送法の一部を改正する法律案について
(令和 7 年 3 月 7 日)

[価額競争による新たな周波数割当制度の導入等]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鈴木官)

電話：03－5253－5829

報告内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(小橋課長補佐、河口主査)

電話：03－5253－5909

情報流通行政局放送政策課

(中野課長補佐、千葉係長)

電話：03－5253－5777

電波法及び放送法の一部を改正する法律案について

令和 7 年 3 月
総務省
総合通信基盤局
情報流通行政局

1. 新たな周波数割当方式の導入 (電波法)

- 6GHzを超える高い周波数帯の活用を希望する多種多様なサービスを提供する者の中から、最も電波を有効に利用できる者を、価額競争（入札又は競りの方法により、最も高い価額を申し出た者を落札者として決定手続）により選定する制度を導入する。
- これにより得られる収入について、国の政策として、周波数のひっ迫状況や国際競争力強化等の観点から、6GHzを超える高い周波数帯のさらなる活用を促進するため、既存免許人の移行や共同利用のための改修等に充当できるようにする。

2. 無線局の免許状等のデジタル化 (電波法、放送法)

- 無線局の「紙の免許状」や基幹放送の「紙の認定証」を廃止し、免許人等が免許等の内容をインターネットで閲覧できる仕組みを導入する。



- 国、独立行政法人、規模の大きい免許人（携帯電話事業者等）の免許等手続について、「書面による手続」を廃止し、「インターネットでの手続」を義務付ける（※）。

（※）ただし、システムの故障等によりインターネットでの手続ができない場合は、書面による手続も可能とする。

3. 電波利用料制度の見直し (電波法)

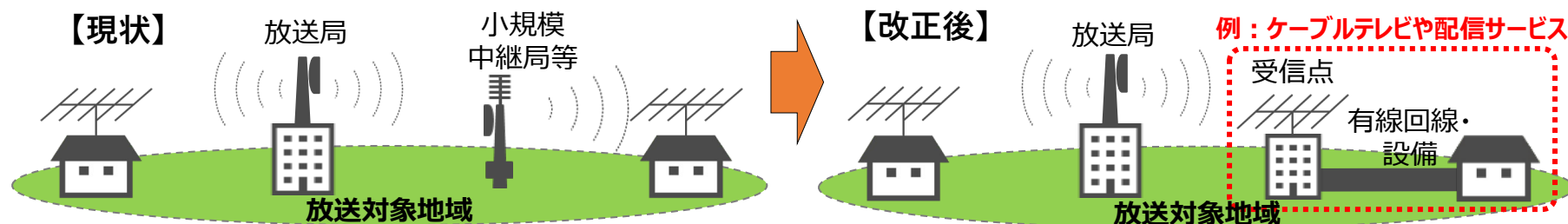
- 電波利用料制度は、電波法において少なくとも3年ごとに見直すこととされており、令和7年度が見直し時期。
- 電波利用共益事務の総費用（年間約750億円）や料額の算定方法の大枠は維持しつつ、最近の電波の利用状況を踏まえて具体的な料額を改定。
- 電波が逼迫している現状や令和6年能登半島地震での課題等に対応するため、使途の見直しを実施。
 - ① 携帯電話基地局等の強靱化のための補助金の交付を可能とする。
 - ② 特定周波数変更対策業務（周波数割当計画等の変更に伴って周波数を変更する場合に行われる無線設備の変更工事に要する費用について給付金の支給等を行う業務）の対象に周波数を共同利用する場合を加えるとともに、無線設備の代替有線設備（無線設備の機能を有線通信により代替する設備）への変更工事に要する費用への給付金の支給等を可能とする。

（②の想定例）

- 自動運転等の新たな需要に対応するために既存無線設備を変更又は有線設備に代替する場合
- 放送の中継局を廃止して有線設備に代替する場合（4. 参照）

4. 中継局を廃止する際の受信者保護規律の整備 (放送法)

- 地上波の基幹放送事業者が中継局を廃止する際には、放送番組を引き続き視聴できるようにするための措置（例：ケーブルテレビや配信サービス）を講じる努力義務を課す。



5. その他の改正事項 (電波法)

近年の電波の利用シーンの拡大等を踏まえた規定の整備を行う。

- ① 成層圏を飛行する物体（HAPS（※））やヘリコプター・ドローンに搭載される携帯電話基地局の実用化を踏まえ、携帯電話基地局等の開設場所について、現行の「陸上」に「成層圏以下の空域」を追加。

（※） High Altitude Platform Station

- ② 昨今、洋上風力発電等の水上の工作物が増加していることを踏まえ、重要無線通信（※）の保護のために指定可能な区域について、現行の「地上」に「水上」を追加。

（※） 電気通信業務、放送業務、人命・財産の保護又は治安維持、気象業務、電気供給業務、列車運行業務に関する無線通信

- ③ 条約（※）の改正に伴い、国際航海に従事する船舶への開設が義務付けられる無線局として、現行の「陸上」と通信するものに「人工衛星」と通信するもの（船舶地球局）を追加。

（※） 海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）

令和 7 年 3 月 7 日

令和 6 年度携帯電話及び全国 B W A に係る
電波の有効利用の程度の評価結果案
(令和 7 年 3 月 7 日 審議事項)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鈴木官)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

審議内容について

総務省総合通信基盤局総務課

(宮良課長補佐、岩波官、今淵官)

電話：0 3－5 2 5 3－5 9 8 8

**「令和 6 年度携帯電話及び全国 BWA に係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）」に対する意見募集の結果と
提出された意見に対する電波監理審議会の考え方（案）**

■意見募集期間：令和 7 年 1 月 11 日（土）～ 2 月 10 日（月）

■提出された意見の件数：11 件【法人 7 件、個人 4 件】
※提出意見数は、意見提出者数としています。

■意見提出者：法人【7 件】
（五十音順）株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、株式会社 JTOWER、ソフトバンク株式会社、UQ コミュニケーションズ株式会社、
楽天モバイル株式会社、Wireless City Planning 株式会社
個人【4 件】

■提出された意見に対する電波監理審議会の考え方

No.	意見提出者	提出された意見	電波監理審議会の考え方（案）	提出意見を踏まえた案の修正の有無
全 般				
1	(株)NTT ドコモ	電波監理審議会の有効利用評価部会における免許人ヒアリングにて、周波数利用に関する取組状況の説明機会を設けて頂いたことに感謝申し上げます。携帯電話及び全国 BWA に係る電波の利用状況調査については、有限希少な電波資源の有効活用を促進する観点で重要と考えます。引き続き、電波の有効利用促進に努めていきたいと考えます。	いただいたご意見については、賛同意見として承るとともに、電波の更なる有効利用に向けた引き続きの取組を期待します。	無
2	ソフトバンク（株）/Wireless City Planning（株）	「電波の利用状況調査」は、「電波の見える化」及び「電波の有効利用推進」の観点で有意義な取組であると考えます。 加えて、電波の利用状況調査の評価について、より事業者の利用実態に即した内容とするため、継続的な事業者による「周波数利用の状況」に関する説明機会を設け、電波監理審議会の理解を深めていることも重要と考えています。 なお、当社としては、今年度新たに認定を受けた 4.9GHz 帯に係る開設計画の着実な履行を進めるとともに、既に割当て済の周波数帯も含めて、より一層の有効利用推進に努めてまいります。	いただいたご意見については、賛同意見として承るとともに、電波の更なる有効利用に向けた引き続きの取組を期待します。	無

Ⅱ 定量評価・移行計画 2-2 定量評価 各論				
3	(株)NTT ドコモ	(該当箇所：(1)②800MHz 帯、④1.5GHz 帯、⑥2GHz 帯、⑦3.5GHz 帯) 通信品質を確保することを大前提に、お客様の利用状況をリアルタイムに把握し、夜間等のトラヒック需要が少ない時間帯に一部周波数帯の基地局をスリープさせることでネットワークの省電力化を実現するスリープ制御を導入しております。 今後の総通信量のさらなる増加に対しては、適切な見積もりを実施し、お客様の通信品質を確保していきます。また、お客様の需要は常に一定ではないため、都心やルーラル等の地域特性を考慮した上で、よりきめ細かなスリープ制御の高度化を図り、カーボンニュートラル等の社会課題解決に向けた施策を強化していきます。	基地局のスリープ制御については、社会課題解決に資する取組として理解いたします。 一方で、電波の有効利用の観点からは、本年中「2-2 定量評価 各論」の「(1) ②800MHz 帯、④1.5GHz 帯、⑥2GHz 帯、⑦3.5GHz 帯」において、「4G・5G全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4G・5Gのそれぞれに必要なとされる通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。」としており、電波の更なる有効利用に向けた引き続きの取組を期待します。	無
4	UQ コミュニケーションズ(株)	(該当箇所：(1)⑧2.5GHz 帯 (BWA)・IV免許人ごとの総合的な所見) さらなる周波数の有効活用のため、当社に割り当てられた周波数帯の最大限の活用に向け引き続き努めてまいります。 一方で、今後も見込まれる4G・5G全体の通信量の増加に対しては、「Ⅲ定性評価 (3) データトラヒック」の評価の通り、KDDIグループ全体としてユーザー品質を考慮しつつ「トラヒックを効率的に処理する」対応を行ってまいります。このため、定量評価における個々の周波数帯の通信量については、今後もユーザーの利用状況等に応じて増減が発生しうるものと認識しております。	いただいた前段のご意見については、賛同意見として承るとともに、電波の更なる有効利用に向けた引き続きの取組を期待します。 後段のご意見については、次年度以降の利用状況調査の結果において、周波数帯ごとの通信量が前年度実績より減少している場合には、当該要因の確認を行った上で、評価を行ってまいります。	無
5	楽天モバイル(株)	(該当箇所：(3)①3.7GHz 帯・IV免許人ごとの総合的な所見) 当社はこれまで、開設計画に基づき基盤展開を進めてまいりましたが、現在は高トラヒックエリアの優先的な整備がより求められる状況となっております。そのため、認定期間満了後の整備方針については、5G 基盤展開率に基づく全国均一な設置ではなく、周波数特性や需要に応じた柔軟な展開を進め、ユーザーの体感向上を最優先に取り組んでまいります。具体的には、プラチナバンドを含む4Gの拡大に努めるとともに、5Gのうち3.7GHz帯については、需要に応じて都市部などの高トラヒックエリアを優先し、敷設を進めていきたいと考えております。	いただいたご意見については、本年中「Ⅴ 今後の検討課題 ⑤Sub6 帯(3.7/4.0/4.5GHz 帯)に係る評価」に記載のとおり、Sub6 帯においては「基盤展開率」に基づく評価を実施しているところですが、将来的には人口カバー率や面積カバー率に基づく評価を行うことが望ましく、次年度以降も人口カバー率や面積カバー率の拡大状況を注視しつつ、評価基準を見直す時期や干渉条件も加味した評価基準も含め、継続的に検討を行っていくこととしてお	無

		割り当てを受けている 3.7GHz 帯は、衛星事業者との干渉調整が必要な周波数であり、合意している干渉しきい値を超えた基地局の設置はできない状況となっております。既に一部地域においては、追加の干渉調整条件の緩和が行われない限り、衛星事業者様と合意している干渉しきい値を超えてしまうため、単純に基地局を増やすことができない状態です。もし追加の設置を行う場合には、既存の基地局の空中線電力を低減し、それによって生じた余裕を活用して新規基地局を設置するなど、取捨選択が必要な状況となっております。有効利用評価においても、こうした周波数の事情をぜひご考慮いただきたく存じます。	ります。 3.7GHz 帯については、一部地域において衛星との干渉調整が必要であることは承知しており、当該干渉条件を踏まえつつ、ニーズやトラヒック需要に応じた基盤展開やカバー率の拡大を通じた、電波の更なる有効利用に向けた引き続きの取組を期待します。	
6	楽天モバイル(株)	(該当箇所：(3)④28GHz 帯・Ⅳ免許人ごとの総合的な所見) この度、28GHz 帯の実績評価に関しまして、東北の 1 県においてトラヒックが発生しない日が存在した結果、該当の総合評価をいただきました。当社は、ミリ波の基地局を他社に比べて多く設置しておりますが、5G 基盤展開率を向上させるため、需要の少ないエリアも含めて全国均一に設置を進めております。このような設置方針により、トラヒックが発生しにくいエリアが生じやすくなっていることに加え、ミリ波は周波数特性上カバーエリアが狭く、ミリ波スポットに滞在し続けられない場合にはトラヒックがサブ 6 など他の帯域に流れること、また業界全体としてミリ波対応端末が十分に普及しておらず、ユーザー利用が限定的であることが課題となっております。さらに、当社は他社に比べ契約者数が少ないため、結果としてトラヒックが発生しにくい状況が顕著になっており、このような要因も重なり、今回の評価につながったものと考えております。 今後は、ミリ波のユースケース創出に向け、さらなる PoC や実験などの取組を通じて、課題の解消に努めてまいります。	いただいたご意見にある課題を踏まえつつ、ミリ波のユースケース創出等の取組を通じた、電波の更なる有効利用に向けた引き続きの取組を期待します。	無
Ⅲ 定性評価 3-2 定性評価 各論				
7	(株) JTOWER	(該当箇所：(1) 5G 基地局におけるインフラシェアリング・Ⅴ今後の検討課題⑥インフラシェアリングに係る定性評価) 本年度の調査項目として、多角的な視点として、「屋外・屋内」の内訳、「①工作物等、②電気通信設備」の内訳が記載された点については、実態が反映されると共に、より充実した評価につながるものと考えられるため、令和 7 年度以降も継続して行って頂くことが適切と考えます。 また、今回の調査結果を確認したところ、携帯電話事業者ごとの基地	いただいた前段の利用状況調査の調査項目に関するご意見については、総務省において今後の参考としていただきたいと考えとともに、当審議会としても継続することが適切と考えます。 後段のご意見について、インフラシェアリングの定性評価においては、有効利用評価方針の評価基準に基づき、インフラシェアリング	無

		局数のレンジが大きくなっているため、定性評価を行う際にあたっては、この点についても電波監理審議会の考察があっても良いのではと考えます。	の実績や新技術の導入等に基づく評価を行っており、インフラシェアリング基地局数の多寡に基づく評価は、適切な基準値の設定が困難と考えられるため、評価基準としていないところです。 いただいたご意見は、今後の評価に当たっての参考とさせていただきます。	
8	UQ コミュニケーションズ(株)	(該当箇所：(4) 電波の割当てを受けていない者等 (MVNO) に対するサービス提供) 現状、多くの MVNO 事業者様が当社ネットワークにご利用いただいておりますが、スマートフォンの定額大容量サービスの展開などにより、小中容量のルータ利用者がスマートフォンに移行するなどして、競争が激化する状況にあります。 当社は、このような状況変化を踏まえつつ、今後も継続して MVNO サービスの掘り起こしに取り組んでまいります。	いただいたご意見については、賛同意見として承るとともに、今後、多数の MVNO への提供に向けた積極的な取組を期待します。	無
V 今後の検討課題 全般				
9	ソフトバンク(株)/Wireless City Planning(株)	本評価結果(案)に有効利用評価に向けた今後の検討課題が示されていますが、それら検討課題に加えて、電波の有効利用の更なる推進を図るため、例えば以下の観点を検討しつつ、評価基準の継続的な見直しを行うことが重要と考えます。 ・開設指針等、割当て時の要件や示されている考え方との整合性 ・各評価基準と各社の各周波数帯別調査結果との乖離状況※1 ※1：継続的な調査により蓄積されたデータによる傾向や周波数特性等による補正 ・各評価基準に対する実現難易度の程度 ・他社との単純な相対評価とせず、より合理的な基準※2の採用 ※2：評価結果に係る事業者の予見性確保が可能となる明確な基準の設定 等 また、今後の検討課題にあげられた①～⑥の評価基準の設定等についても、上記の観点を踏まえた検討を行うことが有益と考えます。	いただいたご意見については、有効利用評価方針の改定案の検討の参考とさせていただきます。 また、評価の在り方については、いただいたご意見や利用実態、技術の進展等を踏まえ、適時適切に検討を行ってまいります。	無
V 今後の検討課題 ③ 3G 移行計画に係る評価				
10	(株)NTT ドコモ	3G サービス終了後の期間における評価において、移行計画を提出することについては、計画作成時には予期できない社会環境等の変化が起こりうることから、変化に応じて計画を柔軟に見直しできる等、割当られた周波数をより効率的に利用できることを希望します。 3G サービス終了までの期間における3Gの評価については、今年度より3Gに加え当該帯域を利用している4G・5Gの合算値による調	いただいた前段のご意見について、3G移行計画作成時に予期できない社会環境等の変化が起こり、当該計画の変更の必要が生じた際には、利用状況調査において、変更した移行計画の報告をいただきたいと思います。 後段のご意見について、本案中「V 今後の検	無

		査が行われ、マイグレーションを考慮した評価となりましたが、周波数再編アクションプランにて言及されている非地上系ネットワーク（一例として HAPS 等）での 2GHz 帯の活用検討状況を踏まえた、評価方法の適時適切な見直しが必要と考えます。	討課題 ④NTN の評価の在り方」において、「衛星ダイレクト通信のサービス動向や HAPS の導入に向けた検討状況等を確認しつつ、評価の在り方を検討していく」としており、3 G 帯域における非地上系ネットワーク（NTN）の導入に向けた検討状況等も含めて確認を行った上で、評価の在り方を検討してまいります。	
11	KDDI (株)	令和 6 年度利用状況調査において、弊社は「3 G 移行計画」を貴省へ提出し、現在当該計画に基づいて基地局展開を進めている状況です。今後、「3 G 移行計画」の有効利用評価方針の改定に関する検討については、事業者の意見を踏まえ評価方針を策定いただく事を希望します。	「3 G 移行計画」の実施状況に係る有効利用評価方針の改定案の検討に当たっては、いただいたご意見も参考にしつつ、適切に対応してまいります。	無
V 今後の検討課題 ④ NTN に係る評価				
12	(株)NTT ドコモ	地上系基地局の人口カバー率・面積カバー率と同等に評価することについては、以下の理由より慎重な検討が必要と考えます。 ・NTN では、一例として、通信環境が整っていない空、海上、山間部等の地上系基地局でカバーできないエリアを補完することが想定されており、地上系基地局と同等に評価した場合、人口カバー率は極小となる可能性がある ・GEO/LEO/HAPS の種別に応じた活用方法については、検討段階であることから、サービスが十分に普及したことを確認したうえで評価することを含め検討することが望ましい	NTN に係る評価については、いただいたご意見も参考に、本案中「V 今後の検討課題 ④NTN の評価の在り方」に記載のとおり、衛星ダイレクト通信のサービス動向や HAPS の導入に向けた検討状況等を確認しつつ、評価の在り方を検討してまいります。	無
13	KDDI (株)	弊社は衛星ダイレクト通信に関する無線局免許を交付いただきしており、全国各地域での技術検証を行ったうえで、令和 7 年春頃から本格提供を予定しております。 地上系通信と衛星ダイレクト通信のサービスの違いから、衛星ダイレクト通信の調査項目については、事業者の意見を踏まえ策定いただくことを希望します。	いただいた利用状況調査の調査項目に関するご意見については、本案中「V 今後の検討課題 ④NTN の評価の在り方」に記載のとおり、総務省に対し、次年度以降、衛星ダイレクト通信に係る利用状況については、地上系とは別に調査結果を報告するよう求めており、総務省において今後の参考としていただきたいと考えます。	無
V 今後の検討課題 ⑤ Sub6 帯（3.7/4.0/4.5GHz 帯）に係る評価				
14	KDDI (株)	弊社はこれまで、認定いただいた開設計画に基づいて当該周波数帯の基地局を展開してまいりました。 携帯電話事業者は各社ごとに周波数活用方針や事業計画の考え方が異なるため、Sub6 帯周波数の評価に係る見直しを実施する場合は、	Sub6 に係る評価の在り方については、いただいたご意見も参考に、本案中「V 今後の検討課題 ⑤Sub6 帯（3.7/4.0/4.5GHz 帯）に係る評価」に記載のとおり、次年度以降も Sub6 帯	無

		各携帯電話事業者のエリア展開に関する考え方を十分にご勘案頂いたうえで、慎重に議論頂くことを希望します。	の人口カバー率や面積カバー率の拡大状況を注視しつつ、評価基準を見直す時期や干渉条件も加味した評価基準も含め、継続的に検討を行ってまいります。	
V 今後の検討課題 ⑥ インフラシェアリングに係る定性評価				
15	(株) JTOWER	今後の検討課題として挙げられた屋内整備において競争環境が働かないことに因る影響については、携帯電話事業者側から見た場合には他律的な要因が支配的になるため、インフラ整備促進の観点で競争環境の確保につながる具体的な検討の着手も、総務省内の通信政策を担当する課と連携し行うことが必要と考えます。	インフラシェアリングの定性評価においては、有効利用評価方針の評価基準に基づき、インフラシェアリングの実績や新技術の導入等に基づく評価を行っております。 いただいた競争環境の確保に関するご意見については、総務省において今後の施策の参考としていただきたいと思います。	無
その他				
16	(株) NTT ドコモ	令和 6 年度の電波の利用状況調査においては、有効利用評価方針に準じた調査項目の簡素化として、前年度から調査項目の見直しや集約を実施いただき、感謝申し上げます。 当該調査は、項目が多岐にわたり、その対象となるデータも多いことから、次年度以降においても引き続き以下の点について考慮いただくことを希望します。 ・有効利用評価方針に準じた調査項目の簡素化や集約 ・事業者における集計・チェック稼働を考慮した十分な調査期間の確保 ・データ処理がしやすい形での調査様式やとりまとめ様式の改善	いただいた利用状況調査の調査項目に関するご意見については、総務省において今後の参考としていただきたいと思います。	無
17	個人	意見概要 近年、NTT ドコモをはじめとする携帯電話事業者のネットワークにおいて、いわゆる「パケ詰まり」現象が多発しており、特に地方での通信環境において課題が顕著です。この問題を解決するために、具体的な改善案を提案いたします。 問題点 パケ詰まりの多発 混雑した電車内や都市部（例：新宿、渋谷、池袋、新橋など）で、アンテナ表示が良好にもかかわらず通信速度が極端に低下する事例が頻発しています。多数の利用者が集中するイベント会場や災害時においても、通信が滞る現象が顕著です。 基地局の不足と負荷	いただいた通信品質に関するご意見については、本案中「V 今後の検討課題 ①人口カバレッジに係る指標」に記載のとおり、総務省に対し、通信品質の測定に係る課題抽出等を求めています。総務省からの調査結果も踏まえ、必要な検討を行っていく予定です。	無

	特定地域での基地局の不足が、同時接続数の増加による通信の滞りを引き起こしています。パケットロスが原因でデータ送受信がスムーズに行われず、ユーザーに多大なストレスを与えています。 地方での通信環境の遅れ 地方では基地局の数が少なく、通信インフラが都市部と比較して整備が遅れているため、通信速度や安定性が不足していることがあります。特に山間部や離島での通信環境の改善が求められています。観光地や防災拠点での通信環境の向上が重要であり、これが観光産業や災害時の情報共有に直結することを認識すべきです。 要望 通信インフラの強化 都市部や混雑地域での基地局増設をさらに加速させてください。特に、通勤通学時間帯における鉄道沿線や駅構内での改善を強く要望します。地方では基地局の増設とともに、5G やローカル 5G などの新しい技術を活用し、高速かつ安定した通信環境の提供を検討してください。 地方での回線増強 地方での通信品質向上のため、基地局の増設やトラフィック負荷の分散を積極的に行ってください。特に、観光地や災害拠点周辺での回線強化を重点的に行い、観光産業や災害時の迅速な情報伝達を確保してください。地方自治体や地元企業と協力し、効率的なインフラ整備を進めるための支援策を強化してください。 パケ詰まりに関する原因究明と透明性向上 パケ詰まりが起きるメカニズムについて詳細な調査を行い、一般利用者向けに分かりやすく説明してください。問題発生時の対応状況をリアルタイムで共有する仕組みを構築してください。 ユーザーの声を反映した改善計画の実施 SNS や利用者からの意見を積極的に収集し、通信品質向上に活用する仕組みを作ってください。地域住民や利用者との意見交換会を実施し、現地の声を反映した改善計画を策定してください。 終わりに 通信インフラの品質は、社会全体の利便性や生産性を大きく左右します。特にスマートフォンを日常的に利用するユーザーにとって、快適で安定した通信環境は欠かせません。「パケ詰まり」の問題を含め、都市部および地方での通信品質の向上に向けた抜本的な改善		

		を期待します。		
18	個人	電波が4Gから5Gに変わっていく事に危惧しております。 電磁波過敏症で健康被害に苦しんでいる方が増えています。 元の4Gに戻す方向でお願い致します。	本案は、令和6年度携帯電話及び全国 BWA に係る電波の利用状況の調査結果に基づき、電波の有効利用の程度の評価を行ったものであり、いただいた電波の安全性に関するご意見については、本意見募集の対象外です。	無
19	個人	公共の電波利用企業に求められる倫理的責任について ソフトバンクの割り当て周波数帯の利用状況が評価される中で、公共の電波を使用する企業としての倫理的責任についても議論すべきだと考えます。私は任意後見人として認知症の家族の携帯電話契約の解約手続きを進める中で、ソフトバンクの対応において深刻な問題を経験しました。法務局が発行した任意後見証明書、新旧の住所が確認できるマイナンバーカード、私の身分証を提示しても「番号がわからない」として手続きを拒否されました。NTT ドコモでは同様の状況で解約手続きを進めてくれたのに対し、ソフトバンクの対応は極めて不誠実でした。 認知症の高齢者がかつて契約したサービスを継続的に課金し続けることを容認する姿勢は、電波という公共資源を利用する企業としての倫理観に著しく欠けています。電波の有効利用を評価するだけではなく、それを扱う企業が公共性や社会的責任を果たしているかも、総合的に評価されるべきではないでしょうか。 ソフトバンクのように、顧客対応における倫理観を欠く企業に対しても、公共政策の視点から厳格な評価基準を設けることを提案します。特に、高齢化社会においては認知症患者やその家族に対する適切な対応が求められるため、電波利用企業の社会的責任に関する評価基準を導入すべきです。 電波の有効利用に加え、利用企業の倫理性や顧客対応の質を評価の一部とすることで、真に公共の利益に資する政策となることを期待します。	本案は、令和6年度携帯電話及び全国 BWA に係る電波の利用状況の調査結果に基づき、電波の有効利用の程度の評価を行ったものであり、いただいた企業に求められる倫理的責任に関するご意見については、本意見募集の対象外ですが、総務省において今後の施策の参考としていただきたいと思います。	無
20	個人	調査結果を拝見しましたが、28GHz 帯のトラフィック、なんですかこの惨憺たる結果は。月間で 1TB 未滿ってパソコンの容量じゃないんだから。 そもそも設置基準がおかしいんじゃないんですか？基盤整備率として全国 10Km メッシュ毎に設置するようにとのことですが、電波の飛ばない 28GHz 帯に当てはめるのには無理があったのでは？	28GHz 帯の通信量については、本案中「Ⅱ 2－1 定量評価・移行計画 総論中③」に記載のとおり、全ての事業者において、通信量が前年度を下回った地域が確認され、その要因は、ミリ波対応端末の普及状況等から通信量の絶対量が少なく、ユーザーの使われ方に左右され	無

	これを満たすために、誰も使わないような田舎の山中が「ボツンとミリ波エリア」となっています。総務省の担当者も審議会の方々もエリアマップを見てください。全く通信されずただただ電気と機材のムダなだけの誰も得しないミリ波エリアが多数あります。 今すぐ 28GHz 帯の基盤整備率は見直してほしいです。1 局当たりの満たすべき月間トラフィック量を定め、それを x 割の局数が超えていることとするなどはどうでしょうか。 「デジタル田園都市」だかなんだか知りませんが、適材適所ってもんがあります。28GHz 帯は都市部の混雑する場所に密に設置するもので、田舎には無用の長物です。	たためであったところです。各事業者は、開設計画に沿って主に基盤展開のための基地局の設置を着実に進めてきたと評価されますが、ミリ波の活用が期待される、トラヒックが集中するエリア等への基地局の展開も積極的に推進すべきと考えます。 評価の在り方については、いただいたご意見や利用実態、技術の進展等を踏まえ、適時適切に検討を行ってまいります。	

令和6年度携帯電話及び全国 BWA に係る 電波の有効利用の程度の評価結果（案）

令和7年3月
電波監理審議会

目 次

I	はじめに.....	1
II	定量評価・移行計画.....	4
2-1	定量評価・移行計画 総論.....	4
2-2	定量評価 各論.....	6
	(1) 開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない周波数帯.....	6
	① 700MHz 帯 (773~803MHz)	6
	② 800MHz 帯	7
	③ 900MHz 帯	8
	④ 1.5GHz 帯	8
	⑤ 1.7GHz 帯 (1845~1880MHz)	10
	⑥ 2GHz 帯	11
	⑦ 3.5GHz 帯	13
	⑧ 2.5GHz 帯 (BWA)	14
	(2) 開設計画の認定の有効期間中の周波数帯.....	15
	① 700MHz 帯 (770~773MHz)	15
	② 1.7GHz 帯 (1805~1845MHz)	15
	③ 1.7GHz 帯 (1860~1880MHz) 東名阪以外	16
	④ 2.3GHz 帯	16
	⑤ 3.4GHz 帯	17
	(3) 評価を行う年度に開設計画の認定の有効期間が満了した周波数帯.....	17
	① 3.7GHz 帯	17
	② 4.0GHz 帯	20
	③ 4.5GHz 帯	21

④ 28GHz 帯	22
2－3 移行計画 各論.....	28
① 800MHz 帯（KDDI/沖縄セル）	28
② 900MHz 帯・2GHz 帯（ソフトバンク）	28
Ⅲ 定性評価.....	30
3－1 定性評価 総論.....	30
3－2 定性評価 各論.....	32
（1）5 G基地局におけるインフラシェアリング.....	32
（2）安全・信頼性の確保.....	32
（3）データトラヒック.....	33
（4）電波の割当てを受けていない者等（MVNO）に対するサービス提供.....	33
（5）携帯電話の上空利用及び IoT 利用.....	34
3－3 定性評価 総合評価.....	35
Ⅳ 免許人ごとの総合的な所見.....	37
Ⅴ 今後の検討課題.....	45
別添 1 定量評価・移行計画 各論詳細	49
別添 2 定性評価 各論詳細	102
別添 3 参考資料 有効利用評価方針等	115

I はじめに

社会全体のデジタル化の進展により、電波の利用ニーズの拡大が予想される中、有限希少で国民共有の財産である電波の一層の有効利用が求められている。

電波の有効利用の程度の評価（以下「有効利用評価」という。）については、平成 15 年度より総務大臣が電波の利用状況調査に基づき実施してきたが、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 63 号。令和 4 年 10 月 1 日施行）により、電波監理審議会が行うこととされ、令和 4 年度以降、電波監理審議会が有効利用評価を実施し、今回の評価が 3 度目となる。

当審議会では、令和 6 年度携帯電話及び全国 BWA¹に係る電波の利用状況調査の結果を踏まえ、有効利用評価方針²に基づき、有効利用評価を行った³。評価に当たっては、当審議会の下の有効利用評価部会（以下「部会」という。）を計 8 回開催した。

部会において、携帯電話事業者及び全国 BWA 事業者に対するヒアリングを実施し、各事業者からの周波数利用に関する方針や今後の計画等に係る詳細な説明も踏まえ、当審議会において評価を実施したものである。

¹ Broadband Wireless Access：広帯域移動無線アクセスシステム。

² 令和 4 年 9 月 28 日電波監理審議会決定、令和 6 年 5 月 17 日改定・公表。

³ KDDI 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社については、一体的な経営を考慮し、まとめて評価を行った。

<電波監理審議会及び部会の開催状況>

- ・ 電波監理審議会第 1133 回（9/30）
令和 6 年度携帯電話及び全国 BWA に係る電波の利用状況調査の調査結果（以下、「令和 6 年度調査結果」という。）の報告
- ・ 部会第 34 回（10/4）
令和 6 年度調査結果の報告、諸外国のカバレッジ調査の報告、有効利用評価の進め方の検討、令和 6 年度ヒアリング項目（検討課題・定性評価）の検討
- ・ 部会第 35 回（10/23）
令和 6 年度ヒアリング項目（定量評価・移行計画等）の検討
- ・ 部会第 36 回（11/19）
免許人ヒアリング（ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning 株式会社）
- ・ 部会第 37 回（11/22）
免許人ヒアリング（株式会社 NTT ドコモ、楽天モバイル株式会社）
- ・ 部会第 38 回（11/29）
免許人ヒアリング（KDDI 株式会社／沖縄セルラー電話株式会社、UQ コミュニケーションズ株式会社）
- ・ 部会第 39 回（12/6）
令和 6 年度携帯電話及び全国 BWA に係る有効利用評価の検討
- ・ 部会第 40 回（12/25）
有効利用評価の評価結果（案）のとりまとめ
- ・ 電波監理審議会第 1138 回（1/10）
有効利用評価の評価結果（案）の審議
（有効利用評価の評価結果（案）の意見募集（1/11～2/10））
- ・ 部会第 42 回（2/21）
提出された意見への考え方（案）の検討
- ・ 電波監理審議会 1140 回（3/7）
提出された意見への考え方の審議、有効利用評価の評価結果の審議

<定量評価・移行計画・定性評価の概要>

- ・ 定量評価⁴：周波数帯（①開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない周波数帯、②開設計画の認定の有効期間中の周波数帯、③評価を行う年度に開設計画の認定の有効期間が満了する周波数帯）ごとの全国及び総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域（北海道、東北、関東、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄。以下「地域」という。）における基地局数、人口カバー率、面積カバー率、技術導入状況等の実績・進捗の評価を実施。定量評価の実績評価に係る総合的な評価（以下「総合評価」という。）における評語は次のとおり。

評価(※)	評価に関する用語
S	積極的な電波の有効利用がなされているものと認められる。
A	適切な電波の有効利用がなされているものと認められる。
B	電波の一定程度の有効利用は認められる。
C	より一層の電波の有効利用の促進が必要と認められる。
D	電波の有効利用が行われていない。

※特に考慮すべき事情がある場合は、未評価（R）とする。

- ・ 移行計画：3Gが終了した周波数帯における移行計画の評価を実施。
- ・ 定性評価：複数の周波数帯を総合的に勘案し、評価事項（①5G基地局インフラシェアリング、②安全・信頼性の確保、③データトラヒック、④MVNOに対するサービス提供、⑤携帯電話の上空利用及びIoT利用）ごとの評価及び総合評価を実施。

⁴ 電波法第27条の12第2項の規定に基づく、携帯電話等の周波数の再割当制度との関係では、電波監理審議会が行う有効利用評価のうち、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない周波数帯における定量評価の実績評価に係る「総合的な評価結果」が2回以上連続して、最下位の段階の場合、総務大臣は周波数の再割当てができるものとされている。有効利用評価方針においては、最下位の評価はD評価となる。

Ⅱ 定量評価・移行計画

2-1 定量評価・移行計画 総論

定量評価・移行計画の評価結果の総論については、以下のとおりである。

① 認定の有効期間が満了又は認定に係らない周波数帯（700MHz（773～803MHz）/800MHz/900MHz/1.5GHz/1.7GHz（1845～1880MHz）/2GHz/2.5GHz/3.5GHz 帯）

- ・ 基地局数やカバー率について、ローバンド（700/800/900MHz 帯）では、主にエリアカバレッジに活用され、前年度と同様に各事業者は概ね高い評価（「S」や「A」評価）であった。ミッドバンド（1.5/1.7/2/2.5/3.5GHz 帯）では、主にトラヒック対策に活用されている周波数帯において、前年度からカバー率が拡大し、一部の地域で評価が高くなった事業者も確認されたが、当該事業者の他の地域や前年度と同様に低い評価（「C」評価）となった事業者も確認された。電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。
- ・ 通信量について、いずれの事業者（自社グループを含む）においても4G・5G全体の通信量は前年度から増加しているものの、全ての事業者において前年度のトラヒック量を下回った周波数帯が確認された。その要因は大別して2点あり、1点目は、5Gエリアの整備拡大や5G対応端末の普及に伴いトラヒックが5Gバンドへ移行し、4Gバンドのトラヒックが減少したこと、2点目は、通信品質の確保のため複数の周波数帯間でトラヒック量を調整したことであった。今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4G・5Gのそれぞれに必要なとされる通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。
- ・ 本年度は、2事業者の「3G移行計画」の調査結果（800/900MHz 帯/2GHz 帯）の報告が行われ、有効利用評価方針に基づき、3Gサービス終了時点から人口カバー率の基準値の達成までの期間を5年以内とし、評価を実施した。評価の結果、1事業者は、5年以内より大幅に前倒しで達成する積極的な計画であるものと認められる。他の1事業者は、5G整備を優先し現地工事を要する基地局は別工事と合わせて実施するためとし7年後に達成する計画となっており、一定程度の事情は認められるものの、電波の有効利用の早期実現のため、毎年度、計画値以上のマイグレーションの実施に向け努力すべきである。

② 認定の有効期間中の周波数帯（700MHz（770～773MHz）/1.7GHz（1805～1845MHz）/1.7GHz（1860～1880MHz：東名阪以外）/2.3GHz/3.4GHz 帯）

- ・ いずれの事業者・周波数帯においても、認定された開設計画を概ね適切に実施しているものと認められた。

③ 評価を行う年度に認定の有効期間が満了した周波数帯（3.7/4.0/4.5/28GHz 帯）

- ・ Sub6 帯（3.7/4.0/4.5GHz 帯）及びミリ波（28GHz 帯）については、令和6年4月9日に認定の有効期間が満了した。
- ・ Sub6 帯については、全ての事業者・周波数帯の全国において、認定された開設計画を達成し、基地局数、基盤展開率、カバー率及び通信量は、前年度より大きく増加している周波数帯が多い。一方で、Sub6 帯において2の周波数帯を保有する2事業者においては、いずれか一方の周波数帯のカバー率が低い傾向にある。特に全国的にカバー率が低かった周波数帯を保有する事業者においては、電波の更なる有効利用のため、ニーズやトラヒック需要に応じた基盤展開やカバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。
- ・ ミリ波については、北海道及び九州の基地局数が認定された開設計画を未達成となった事業者、東北の1県において設置した全ての基地局において通信が行われなかった日が生じた事業者が確認され、いずれも最も低い評価（「D」評価）とした。
- ・ 基地局数が未達成となった事業者は、伝送路の整備に係る調整の長期化等が要因とし、令和6年末までには開設計画値以上になるよう整備中としているが、可能な限り早期に計画値以上の基地局を確実に整備すべきである。
- ・ 通信が行われなかった日が生じた事業者は、ミリ波は周波数特性上カバーエリアが狭いこと、ミリ波対応端末が十分に普及しておらずユーザー利用が限定的であること等が要因としている。その要因はやむを得ない側面もみられるものの、当該県において一定程度の基地局を設置していたにもかかわらず、通信が行われなかった日が生じており、今後、ミリ波対応端末の普及やニーズの創出に向けた取組等を実施し、早期に電波の有効活用を図るべきである。
- ・ 全ての事業者において、ミリ波の基地局数は前年度より増加しているにもかかわらず、通信量が前年度を下回った地域が確認された。その要因は、ミリ波対応端末の普及状況等から通信量の絶対量が少なく、ユーザーの使われ方に左右されたためであった。ミリ波対応端末の普及やニーズの創出に向けた取組等による電波の更なる有効利用に向け引き続き努力すべきである。
- ・ 各事業者は、開設計画に沿って主に基盤展開のためのミリ波基地局の設置を着実に進めてきたと評価されるが、ミリ波の活用が期待される、トラヒックが集中するエリア等への基地局の展開も積極的に推進すべきである。
- ・ 総務省においても、各事業者のミリ波の更なる有効利用に向けた取組の推進を求めたい。

2-2 定量評価 各論

有効利用評価方針に基づき、周波数帯ごとの実績及び進捗に関し、定量的に評価を行った。

各周波数帯の評価結果は、株式会社 NTT ドコモ（以下「NTT ドコモ」という。）、KDDI 株式会社／沖縄セルラー電話株式会社（以下「KDDI/沖セル」という。）、ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」という。）、楽天モバイル株式会社（以下「楽天モバイル」という。）、UQ コミュニケーションズ株式会社（以下「UQ コミュニケーションズ」という。）及び Wireless City Planning 株式会社（以下「WCP」という。）ごとに、次のとおりである。

（１）開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない周波数帯

① 700MHz 帯（773～803MHz）

- ・ NTT ドコモは、当該周波数帯を 4 G 及び 5 G のエリアカバレッジのために活用している。

実績評価においては、全国の人口カバー率は 89.61%であり、電波の一定程度の有効利用は認められ、総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「A」～「B」評価）。しかしながら、2 地域（信越・沖縄）の面積カバー率が他社より低く、同社によれば、基地局の支障移転等が要因としており、今後も地上デジタル放送の受信障害対策等にも鑑み、ニーズに応じて展開していくとしている。電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じた面積カバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

- ・ KDDI/沖セルは、当該周波数帯を 4 G 及び 5 G のエリアカバレッジ及びトラヒック対策のために活用している。

実績評価においては、全国の人口カバー率は 98.77%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。

- ・ ソフトバンクは、当該周波数帯を 4 G 及び 5 G のエリアカバレッジのために活用している。

実績評価においては、全国の人口カバー率は 96.03%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数及び人口カバー率は微増、面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。

② 800MHz 帯

- ・ NTT ドコモは、当該周波数帯を 3 G 及び 4 G のエリアカバレッジのために活用している。

実績評価においては、3 G の全国の人口カバー率は 99.77%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。4 G の全国の人口カバー率は 99.77%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、3 G の全国の基地局数は微増、人口カバー率は微減、面積カバー率は増減なしとなっており、電波の利用は前年度実績を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。4 G の全国の基地局数は微増、人口カバー率は増減なし、面積カバー率は微増となっており、電波の利用は前年度実績を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。しかしながら、4 G の全国及び 3 地域（関東・近畿・沖縄）の通信量が前年度実績を下回っており、同社によれば、ユーザーの利用状況に合わせて、周波数帯ごとと地域ごとに、スリープ制御の最適化を実施したことが要因としている。4 G・5 G 全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4 G・5 G のそれぞれに必要なとされる通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。

- ・ KDDI/沖縄セルは、当該周波数帯を 4 G のエリアカバレッジ及びトラヒック対策のために活用している。

実績評価においては、全国の人口カバー率は 99.95%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増、人口カバー率は増減なし、面積カバー率は微増となっており、電波の利用は前年度実績を維持し

ているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。しかしながら、4地域（北海道・東北・北陸・四国）の通信量が前年度実績を下回っており、同社によれば、5G端末の普及に伴い、NSA（Non Stand Alone）による4G通信の利用が拡大したことから、他バンドヘトラヒックを分散させたことが要因としている。4G・5G全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4G・5Gのそれぞれに必要なとされる通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。

③ 900MHz 帯

- ・ ソフトバンクは、当該周波数帯を3G及び4Gのエリアカバレッジのために活用している。

実績評価においては、3Gの全国の人口カバー率は99.81%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。4Gの全国の人口カバー率は99.91%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、3Gの全国の基地局数は微減、人口カバー率は増減なし、面積カバー率は微減となっており、電波の利用は前年度実績を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。4Gの全国の基地局数及び人口カバー率は微増、面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。しかしながら、全国及び8地域（北海道・関東・東海・近畿・中国・四国・九州・沖縄）の通信量が前年度実績を下回っており、同社によれば、5G端末の普及や5Gエリアの整備により、5G用周波数帯等ヘトラヒックが移行したことが要因としている。4G・5G全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4G・5Gのそれぞれに必要なとされる通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。

④ 1.5GHz 帯

- ・ NTTドコモは、当該周波数帯を800MHz帯又は2GHz帯のトラヒックが高い基地局に併設し、4Gのトラヒック対策のために活用している。

実績評価においては、全国の人口カバー率は 91.66%と高く、適切な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増、人口カバー率は微減、面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。しかしながら、1地域（北海道）の通信量が前年度実績を下回っており、同社によれば、ユーザーの利用状況に合わせて、周波数帯ごと地域ごとに、スリープ制御の最適化を実施したことが要因としている。4G・5G全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4G・5Gのそれぞれに必要なとされる通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。

- ・ KDDI/沖セルは、当該周波数帯を4Gの都心部等におけるトラヒック対策のために活用している。

実績評価においては、全国の人口カバー率は 77.64%であり、電波の一定程度的有効利用は認められ、総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「B」～「C」評価）。しかしながら、人口カバー率は5地域（北海道・東北・中国・四国・九州）では50～60%台と低く、面積カバー率は5地域（北海道・中国・四国・九州・沖縄）において他社と比べて低い。同社によれば、九州は基地局の支障移転等により人口カバー率が減少したが、その他地域では人口・面積カバー率の拡大を進めているとし、今後、逼迫が予想される高トラヒックエリアに展開する方針としている。進捗評価のとおり、前年度より北海道・沖縄の人口カバー率の大きな増加が認められるが、電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微減、人口カバー率及び面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

- ・ ソフトバンクは、当該周波数帯を4Gのエリアカバレッジのために活用している。

実績評価においては、全国の人口カバー率は 94.10%と高く、適切な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数及び人口カバー率は微増、面積カバー率は微減しており、電波の利用は前年度実績を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。しかしながら、全国及び全ての地域の通信量が前年度実績を下回っており、同社

によれば、5 G 端末の普及や5 G エリアの整備により、5 G 用周波数帯等へトラヒックが移行したことが要因としている。4 G・5 G 全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4 G・5 G のそれぞれに必要なとされる通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。

⑤ 1.7GHz 帯 (1845～1880MHz)

- ・ NTT ドコモは、当該周波数帯を東名阪エリアにおける 800MHz 帯又は 2GHz 帯のトラヒックの高い基地局に併設し、4 G のトラヒック対策のために活用している。

実績評価においては、東名阪全体で人口カバー率は 95.59%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、東名阪全体の基地局数及び人口カバー率は微減、面積カバー率は増減なしとなっており、電波の利用は前年度実績を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。

- ・ ソフトバンクは、当該周波数帯を 4 G 及び 5 G のエリアカバレッジのために活用している。

実績評価においては、全国の人口カバー率は 92.76%と高く、適切な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増、人口カバー率及び面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。しかしながら、2 地域（北海道・関東）の通信量は前年度実績を下回っており、同社によれば、NSA（Non Stand Alone）による 4 G 通信のリソース確保のため、他バンドへオフロードする調整を実施したことが要因としている。4 G・5 G 全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4 G・5 G のそれぞれに必要なとされる通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。また、2 地域（四国・九州）の技術導入状況において 4MIMO 対応基地局数が減少しており、同社によれば、要因は支障移転や周波数追加によるものとし、今後、空間多重方式を含むトラヒックを効率的に処理する技術の導入は、通信品質の状況等を考慮し、適切なタイミングで導入を検討していくとしている。今後の総通信量の増加に備え、伝送容量を増やすことが可能な高度化空間多重技術について

は、電波の更なる有効利用のため、引き続き通信品質の確保の面から積極的な導入に向け努力すべきである。

⑥ 2GHz 帯

- ・ NTT ドコモは、当該周波数帯を 3 G、4 G 及び 5 G のエリアカバレッジのために活用している。

実績評価においては、3 G 帯域（4 G・5 G へのマイグレーションを実施中。以下同じ。）の全国の人口カバー率は 90.21% と高く、適切な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「C」評価）。4 G・5 G の全国の人口カバー率は 98.44% と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。しかしながら、3 G 帯域の 1 地域（東北）の人口カバー率は 64.05% と低く、面積カバー率は他社に比べて低い。同社によれば、3 G から 4 G・5 G へのマイグレーションには、現地工事等の一定の期間が必要なためとし、今後、中長期的なスパンで計画的にマイグレーションを実施していくとしている。電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。

進捗評価においては、前年度に比べ、3 G 帯域の全国の基地局数は微増、人口カバー率及び面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。4 G・5 G の全国の基地局数は微増、人口カバー率は微減、面積カバー率は増減なしとなっており、電波の利用は前年度実績を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。しかしながら、3 地域（関東・近畿・沖縄）の通信量は前年度実績を下回っており、同社によれば、ユーザーの利用状況に合わせて、周波数帯ごと地域ごとに、スリープ制御の最適化を実施したことが要因としている。4 G・5 G 全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4 G・5 G のそれぞれに必要とされる通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。また、1 地域（関東）の技術導入状況において 4MIMO 対応基地局数が減少しており、同社によれば 4 G から 5 G への変更に伴い、MIMO 数を変更したことが要因としている。今後の総通信量の増加に備え、伝送容量を増やすことが可能な高度化空間多重技術については、電波の更なる有効利用のため、引き続き通信品質の確保の面から積極的な導入に向け努力すべきである。

- ・ KDDI/沖縄セルは、当該周波数を 4 G のエリアカバレッジ及びトラヒック対策のために活用している。

実績評価においては、全国の人口カバー率は 95.63%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。しかしながら、1地域（四国）の面積カバー率が他社に比べて低く、同社によれば基地局の支障移転等が要因としており、今後もニーズに応じてカバー率の維持・拡大を行っていくとしている。電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じた面積カバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微減、人口カバー率は微増、面積カバー率は微減しており、電波の利用は前年度実績を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」～「B」評価）。しかしながら、3地域（関東・東海・近畿）の通信量が前年度実績を下回っており、同社によれば、5G端末の普及に伴い、NSA（Non Stand Alone）による4G通信の利用が拡大したことから、他バンドへトラヒックを分散させたことが要因としている。4G・5G全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4G・5Gのそれぞれに必要なとされる通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。

- ・ ソフトバンクは、当該周波数帯を3G、4G及び5Gのエリアカバレッジのために活用している。

実績評価においては、3Gの全国の人口カバー率は 99.13%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。4G・5Gの全国の人口カバー率は 96.44%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、3Gの全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は微減しており、電波の利用は前年度実績を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。4G・5Gの全国の基地局数及び人口カバー率は微増、面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。しかしながら、全国及び3地域（関東・東海・近畿）の通信量が前年度実績を下回っており、同社によれば、5G端末の普及や5Gエリアの整備により、5G用周波数帯等へトラヒックが移行したことが要因としている。4G・5G全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4G・5Gのそれぞれに必要なとされる通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。

⑦ 3. 5GHz 帯

- ・ NTT ドコモは、当該周波数帯を 4 G 及び 5 G のトラヒック対策のために活用している。

実績評価においては、全国の人口カバー率は 79.55%であり、電波の一定程度の有効利用は認められ、総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「B」～「C」評価）。しかしながら、人口カバー率は2地域（九州・沖縄）では 60%台と低く、面積カバー率は3地域（北海道・九州・沖縄）において他社と比べて低い。同社によれば、局所的なトラヒック集中等エリアのスループット向上等のため、ニーズに合わせた展開により地域差が生じていることが要因とし、今後もニーズに応じて展開していくとしている。電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は微減しており、電波の利用は前年度実績を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。しかしながら、1地域（中国）の通信量は前年度実績を下回っており、同社によれば、ユーザーの利用状況に合わせて、周波数帯ごと地域ごとに、スリープ制御の最適化を実施したことが要因としている。4 G・5 G全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4 G・5 Gのそれぞれに必要なとされる通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。

- ・ KDDI/沖縄セルは、当該周波数帯を 4 G 及び 5 G のトラヒック対策のために活用している。

実績評価においては、全国の人口カバー率は 82.02%であり、電波の一定程度の有効利用は認められ、総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「S」、「B」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。しかしながら、1地域（近畿）の通信量は前年度実績を下回っており、同社によれば、5 G通信が、前年度より基地局数が大幅に増加した他の 5 Gバンドを捕捉したことが要因としている。4 G・5 G全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4 G・5 Gのそれぞれに必要なとされる通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。

- ・ ソフトバンクは、当該周波数帯を 4 G 及び 5 G のトラヒック対策のために活用している。

実績評価においては、全国の人口カバー率は 72.16%であり、電波の一定程度の有効利用は認められ、総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「B」～「C」評価）。しかしながら、5地域（東北・中国・四国・九州・沖縄）の人口カバー率は 60%台と低く、面積カバー率は他社より低い。同社によれば、トラヒック需要が高いエリアを中心に基地局を整備し、本年度調査時点で、全国の人口カバー率が 70%を上回り、今後も NR 化の進展とともに増加予定としている。進捗評価の通り、前年度より全国的に人口カバー率・面積カバー率の大きな増加が認められるが、電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増、人口カバー率及び面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。しかしながら、全国及び全ての地域の通信量が前年度実績を下回っており、同社によれば、NR 化の開始に伴い、4G通信を他バンドへオフロードする調整を実施したこと等が要因としている。4G・5G全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4G・5Gのそれぞれに必要なとされる通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。

⑧ 2.5GHz 帯（BWA）

- ・ UQ コミュニケーションズは、当該周波数帯を高度化 BWA 及び 5G に利用している。

実績評価においては、全国の人口カバー率は 97.84%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微減、人口カバー率は増減なし、面積カバー率は微減となっており、電波の利用は前年度実績を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。しかしながら、9地域（北海道・東北・信越・北陸・東海・中国・四国・九州・沖縄）の通信量は前年度実績を下回っており、同社によれば、ルータの 5G 化に伴う自社グループの周波数帯の利用の増加が要因としている。同社グループにおける 4G・5G全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4G・5Gのそれぞれに必要なとされる通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。

- ・ WCP は、当該周波数帯を高度化 BWA 及び 5 G（屋内のみ）に利用している。

実績評価においては、全国の人口カバー率は 87.57%であり、電波の一定程度の利用は認められ、総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「A」～「B」評価）。しかしながら、全国及び全ての地域の面積カバー率が他社より低く、同社によれば、自社グループのネットワーク戦略方針に基づき、トラヒック需要の変化に合わせて最適化を実施しているためであり、今後、当該最適化の置局位置等によっては面積カバー率の変動が生じる可能性もあるとしている。電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増、人口カバー率は増減なし、面積カバー率は微減となっており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。しかしながら、全国及び 9 地域（北海道・東北・北陸・東海・近畿・中国・四国・九州・沖縄）の通信量が前年度実績を下回っており、同社によれば、自社グループの 5 G エリアの整備や 5 G 端末の普及により、自社グループの 5 G 用周波数帯等へトラヒックが移行したことが要因としている。同社グループにおける 4 G・5 G 全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4 G・5 G のそれぞれに必要とされる通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。

（２）開設計画の認定の有効期間中の周波数帯

① 700MHz 帯（770～773MHz）

- ・ 楽天モバイルは、当該周波数帯を 4 G のエリアカバレッジのために活用することとしている。

同社は、令和 6 年 6 月より商用サービスを開始しているが、調査時点では未開設であることから、評価を行っていない（「R」評価）。

② 1.7GHz 帯（1805～1845MHz）

- ・ KDDI/沖縄セルは、当該周波数帯を 4 G 及び 5 G のエリアカバレッジ及びトラヒック対策のために活用している。

実績評価においては、全国の基地局数及び人口カバー率について、認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数及び人口カバー率は非常に大きく増加、面積カバー率は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。

- ・ 楽天モバイルは、当該周波数帯を4Gのエリアカバレッジのために活用している。

実績評価においては、全国の基地局数及び人口カバー率について、認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は非常に大きく増加、人口カバー率は増加、面積カバー率は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

③ 1.7GHz 帯（1860～1880MHz）東名阪以外

- ・ 楽天モバイルは、当該周波数帯を4Gのエリアカバレッジのために活用している。また、今後、5Gのエリアカバレッジに活用していく予定としている。

実績評価においては、全国の基地局数（屋外・屋内）について、認定された開設計画を適切に実施しているものと認められ、これらの総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「B」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は増加、人口カバー率は非常に大きく増加、面積カバー率は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。

④ 2.3GHz 帯

- ・ KDDI/沖縄セルは、当該周波数帯を5Gのトラフィック対策のために活用している。

実績評価においては、全国の基地局数について、認定された開設計画を適切に実施しているものと認められ、総合評価は「B」評価である（地域（沖縄を除く。）の総合評価は「B」評価。沖縄は未開設のため「R」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績を上回っているものと認められ、これらの総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「B」、「R」評価）。

⑤ 3.4GHz 帯

- ・ NTT ドコモは、当該周波数帯を 4 G 及び 5 G のトラヒック対策のために活用している。

実績評価においては、全国の基地局数及び人口カバー率について、認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は増加、人口カバー率は大きく増加、面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」～「B」評価）。

- ・ ソフトバンクは、当該周波数帯を 4 G 及び 5 G のトラヒック対策のために活用している。

実績評価においては、全国の基地局数及び人口カバー率について、認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は非常に大きく増加、人口カバー率及び面積カバー率は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」、「A」、「C」評価）。しかしながら、1 地域（沖縄）の面積カバー率が前年度実績から減少しており、同社によれば、基地局の支障移転により、前年度より面積カバー率が一時的に減少したが、当該エリアを補完する基地局を既に整備済みとしている。電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。

（３）評価を行う年度に開設計画の認定の有効期間が満了した周波数帯

① 3.7GHz 帯

- ・ NTT ドコモは、当該周波数帯を 5 G のトラヒック対策のために活用している。

（認定の有効期間が満了した周波数帯としての評価）

実績評価においては、全国の基盤展開率は 97.27% と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」、「B」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っている

ものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

（認定の有効期間中としての評価）

実績評価においては、全国の基地局数（屋外・屋内）、5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率について、認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「C」評価）。しかしながら、3地域（北海道・九州・沖縄）の5G高度特定基地局数及び5地域（北海道・関東・近畿・九州・沖縄）の5G基盤展開率は計画値を下回っており、同社によれば、いずれも伝送路の調整長期化等が要因とし、令和7年3月末までに開設計画値以上になるよう整備中としている。5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率については、認定の有効期間満了後の周波数帯ごとの「基盤展開率」の評価においては全国で「S」評価であり、当該率は高いものの、自ら計画した計画値以上となるよう整備を推進すべきである。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

- ・ KDDI/沖セルは、当該周波数帯を5Gのトラヒック対策のために活用している。

（認定の有効期間が満了した周波数帯としての評価）

実績評価においては、全国の基盤展開率は93.91%と高く、適切な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「C」評価）。しかしながら、1地域（沖縄）の基盤展開率は50%台と低く、同社によれば、開設計画に基づく基盤展開を行っており、今後の展開率の拡大は衛星との干渉影響のため難しい状況としている。電波の更なる有効利用のため、ニーズやトラヒック需要に応じた基盤展開やカバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数及び人口カバー率は非常に大きく増加、面積カバー率は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。

（認定の有効期間中としての評価）

実績評価においては、全国の基地局数（屋外・屋内）、5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率について、認定された開設計画を適切に実施しているものと認められ、これらの総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「A」～「B」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数及び人口カバー率は非常に大きく増加、面積カバー率は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。

- ・ ソフトバンクは、当該周波数帯を5Gのトラヒック対策のために活用している。

（認定の有効期間が満了した周波数帯としての評価）

実績評価においては、全国の基盤展開率は65.38%と低く、より一層の電波の有効利用の促進が必要と認められ、総合評価は「C」評価である（地域の総合評価は「B」～「C」評価）。また、6地域（北海道・東北・北陸・四国・九州・沖縄）の基盤展開率は50～60%台と低く、同社によれば、開設計画に基づく基盤展開を行っており、今後は、トラヒック需要の推移を見ながら、必要に応じて展開していくとしている。電波の更なる有効利用のため、ニーズやトラヒック需要に応じた基盤展開やカバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数及び人口カバー率は非常に大きく増加、面積カバー率は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。

（認定の有効期間中としての評価）

実績評価においては、全国の基地局数（屋外・屋内）、5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率について、認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数及び人口カバー率は非常に大きく増加、面積カバー率は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。

- ・ 楽天モバイルは、当該周波数帯を5Gのエリアカバレッジのために活用している。

（認定の有効期間が満了した周波数帯としての評価）

実績評価においては、全国の基盤展開率は57.57%と低く、より一層の電波の有効利用の促進が必要と認められ、総合評価は「C」評価である（地域の総合評価は「C」評価）。また、全ての地域の基盤展開率も50～60%台と低く、同社によれば、開設計画に基づく基盤展開を行っており、今後は、基盤展開率にとらわれず、需要に応じた柔軟な基地局展開を行っていくとしている。電波の更なる有効利用の

ため、ニーズやトラヒック需要に応じた基盤展開やカバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数及び人口カバー率は非常に大きく増加、面積カバー率は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。

（認定の有効期間中としての評価）

実績評価においては、全国の基地局数（屋外・屋内）、5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率について、認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数及び人口カバー率は非常に大きく増加、面積カバー率は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。

② 4.0GHz 帯

- ・ KDDI/沖縄セルは、当該周波数帯を5Gのトラヒック対策のために活用している。

（認定の有効期間が満了した周波数帯としての評価）

実績評価においては、全国の基盤展開率は93.55%と高く、適切な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「C」評価）。しかしながら、1地域（沖縄）の基盤展開率は50%台と低く、同社によれば、開設計画に基づく基盤展開を行っており、今後の展開率の拡大は衛星との干渉影響のため難しい状況としている。また、4.0GHz帯のカバー率が3.7GHz帯に比べ低い点については、同社によれば、3.7GHz帯では収容しきれないトラヒックが発生するスポットに展開していく方針であるためとしている。電波の更なる有効利用のため、ニーズやトラヒック需要に応じた基盤展開やカバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は非常に大きく増加、人口カバー率は大きく増加、面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

（認定の有効期間中としての評価）

実績評価においては、全国の基地局数（屋外・屋内）、5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率について、認定された開設計画を適切に実施しているものと

認められ、これらの総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「A」～「B」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は非常に大きく増加、人口カバー率は大きく増加、面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

③ 4.5GHz 帯

- ・ NTT ドコモは、当該周波数帯を5Gのトラフィック対策のために活用している。

（認定の有効期間が満了した周波数帯としての評価）

実績評価においては、全国の基盤展開率は97.27%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」、「B」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

（認定の有効期間中としての評価）

実績評価においては、全国の基地局数（屋外・屋内）、5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率について、認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」、「C」評価）。しかしながら、3地域（北海道・九州・沖縄）の5G高度特定基地局数及び5地域（北海道・関東・近畿・九州・沖縄）の5G基盤展開率は計画値を下回っており、同社によれば、いずれも伝送路の調整長期化等が要因とし、令和7年3月末までに開設計画値以上になるよう整備中としている。5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率については、認定の有効期間満了後の周波数帯ごとの「基盤展開率」の評価においては全国で「S」評価であり、当該率は高いものの、自ら計画した計画値以上となるよう整備を推進すべきである。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

④ 28GHz 帯

- ・ NTT ドコモは、当該周波数帯を 5 G のスポット的なトラヒック対策のために活用している。

（認定の有効期間が満了した周波数帯としての評価）

実績評価においては、全国の基地局数の実績が他社に比べて大きく低く、より一層の電波の有効利用の促進が必要と認められ、総合評価は「C」評価である（地域の総合評価は「B」～「D」評価）。また、2 地域（北海道・九州）の基地局数が計画値未満となっており、総合評価は「D」評価である。同社によれば、伝送路の調整長期化等が要因とし、令和 6 年末までには開設計画値以上になるよう整備中としている。認定の有効期間満了時において、自ら計画した基地局数未満となったことは、電波の有効利用が行われていないことから「D」評価とし、可能な限り早期に計画値以上の基地局を確実に整備すべきである。更に、全国及び 4 地域（関東・北陸・東海・近畿）の基地局数は他社より少なく、同社によれば、開設計画に準じて展開し、今後、ミリ波対応端末の普及やニーズの高まり等に応じエリア展開していくとしている。ミリ波の基地局については、各事業者は、これまで開設計画に沿って主に基盤展開のための置局を着実に進めてきたと評価されるが、今後、更なる電波の有効利用が図られるよう、ミリ波の活用が期待される、トラヒックが集中するエリア等への基地局の展開も積極的に推進すべきである。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。しかしながら、全国及び 8 地域（北海道・東北・関東・信越・東海・近畿・中国・沖縄）の通信量が前年度実績を下回っており、同社によれば、ミリ波は定常的な通信量が少ないことから局所的な通信の影響を受けたことによることが要因としている。前年度より基地局数が増加しているにもかかわらず、通信量が前年度実績を下回っていることは電波の有効利用の観点からは望ましくない状況である。割り当てられた周波数は最大限活用すべきであり、今後更なる総通信量の増加が予想されることから、ミリ波対応端末の普及やニーズの創出に向けた取組等による電波の有効利用に向け引き続き努力すべきである。

（認定の有効期間中としての評価）

実績評価においては、全国の基地局数（屋外・屋内）、5 G 高度特定基地局数及び 5 G 基盤展開率について、認定された開設計画を適切に実施しているものと認められ、これらの総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「A」～「C」評価）。しかしながら、2 地域（北海道・九州）の基地局数（屋外）、3 地域（北海道・九州・沖縄）の 5 G 高度特定基地局数及び 5 地域（北海道・関東・近畿・九州・沖縄）の 5 G 基盤展開率は計画値を下回っており、同社によれば、いずれも伝送路の調整長期化等が要因とし、基地局数については令和 6 年末まで、

5 G 高度特定基地局数及び 5 G 基盤展開率については令和 7 年 3 月末までに開設計画値以上になるよう整備中としている。基地局数については、認定の有効期間満了後の評価と同様、可能な限り早期に計画値以上の基地局を確実に整備すべきである。5 G 高度特定基地局数及び 5 G 基盤展開率については、認定の有効期間満了後の Sub6 周波数帯ごとの「基盤展開率」の評価においては全国で「S」評価であり、当該率は高いものの、自ら計画した計画値以上となるよう整備を推進すべきである。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は大きく増加、人口カバー率及び面積カバー率は増減なしとなっており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。

- ・ KDDI/沖縄セルは、当該周波数帯を 5 G のスポット的なトラヒック対策のために活用している。

（認定の有効期間が満了した周波数帯としての評価）

実績評価においては、全国の基地局数の実績が他社に比べて高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」、「C」評価）。しかしながら、1 地域（沖縄）の基地局数が他社より低く、同社によれば、開設計画値以上の基地局を開設しており、今後、トラヒック集中エリア等に展開を進めていくとしている。ミリ波の基地局については、各事業者は、これまで開設計画に沿って主に基盤展開のための置局を着実に進めてきたと評価されるが、今後、更なる電波の有効利用が図られるよう、ミリ波の活用が期待される、トラヒックが集中するエリア等への基地局の展開も積極的に推進すべきである。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は非常に大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を非常に大きく上回っているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。しかしながら、1 地域（信越）の通信量が前年度実績を下回っており、同社によれば、疎通する通信量が全体のごく一部であり、ユーザーの使われ方に大きく左右されることが要因としている。前年度より基地局数が増加しているにもかかわらず、通信量が前年度実績を下回っていることは電波の有効利用の観点からは望ましくない状況である。割り当てられた周波数は最大限活用すべきであり、今後更なる総通信量の増加が予想されることから、ミリ波対応端末の普及やニーズの創出に向けた取組等による電波の有効利用に向け引き続き努力すべきである。

（認定の有効期間中としての評価）

実績評価においては、全国の基地局数（屋外・屋内）、5 G 高度特定基地局数及び 5 G 基盤展開率について、認定された開設計画を適切に実施しているものと

認められ、これらの総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「A」～「B」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は非常に大きく増加、人口カバー率及び面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績値を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。

- ・ ソフトバンクは、当該周波数帯を5Gのスポット的なトラフィック対策のために活用している。

（認定の有効期間が満了した周波数帯としての評価）

実績評価においては、全国の基地局数の実績が他社に比べて大きく低く、より一層の電波の有効利用の促進が必要と認められ、総合評価は「C」評価である（地域の総合評価は「A」～「C」評価）。また、7地域（北海道・関東・北陸・東海・中国・四国・九州）の基地局数は他社より少なく、同社によれば、開設計画値以上の基地局を開設しており、今後、大容量通信が必要な場所のスポットカバーや産業用途としても展開を進めていくとしている。ミリ波の基地局については、各事業者は、これまで開設計画に沿って主に基盤展開のための置局を着実に進めてきたと評価されるが、今後、更なる電波の有効利用が図られるよう、ミリ波の活用が期待される、トラフィックが集中するエリア等への基地局の展開も積極的に推進すべきである。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。しかしながら、1地域（九州）の通信量は前年度実績を下回っており、同社によれば、前年度の通信量の約6割を占めていたバーストラフィックが本年度では計測されなかったことが要因としている。前年度より基地局数が増加しているにもかかわらず、通信量が前年度実績を下回っていることは電波の有効利用の観点からは望ましくない状況である。割り当てられた周波数は最大限活用すべきであり、今後更なる総通信量の増加が予想されることから、ミリ波対応端末の普及やニーズの創出に向けた取組等による電波の有効利用に向け引き続き努力すべきである。

（認定の有効期間中としての評価）

実績評価においては、全国の基地局数（屋外・屋内）、5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率について、認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は大きく増加、人口カバー率及び面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っ

ているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。

- ・ 楽天モバイルは、当該周波数帯を5Gのスポット的なトラフィック対策のために活用している。

（認定の有効期間が満了した周波数帯としての評価）

実績評価においては、全国の基地局数の実績は他社に比べて高いものの、東北の1県においてトラフィックがない日が確認され、総合評価は「D」評価である（地域の総合評価は「S」～「D」評価）。1県においてトラフィックがない日が確認された点について、同社によれば、ミリ波は周波数特性上カバーエリアが狭いこと、ミリ波対応端末が十分に普及しておらずユーザー利用が限定的であること等が要因とし、今後、ユースケース創出等に向けた取組を継続するとしている。その要因はやむを得ない側面もみられるものの、トラフィックがなかった県において一定程度の基地局を設置していたにもかかわらず、当該基地局の全てにおいて通信が行われなかった日が生じており、電波の有効利用が行われていないことから「D」評価とし、今後、ミリ波対応端末の普及やニーズの創出に向けた取組等を実施し、早期に電波の有効活用を図るべきである。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は非常に大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を非常に大きく上回っているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。しかしながら、2地域（東北・北陸）の通信量が前年度実績を下回っており、同社によれば、ユーザーの利用が限定的であること等が要因としている。前年度より基地局数が増加しているにもかかわらず、通信量が前年度実績を下回っていることは電波の有効利用の観点からは望ましくない状況である。割り当てられた周波数は最大限活用すべきであり、今後更なる総通信量の増加が予想されることから、上記の取組等による電波の有効利用に向け引き続き努力すべきである。

（認定の有効期間中としての評価）

実績評価においては、全国の基地局数（屋外・屋内）、5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率について、認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は非常に大きく増加、人口カバー率及び面積カバー率は増減なしとなっており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。

令和6年度携帯電話及び全国 BWA に係る定量評価のうち、実績評価の総合評価の結果を事業者ごとに一覧表にまとめたものを図表 1 に示す。

また、周波数帯ごとの評価結果の詳細を別添 1 に示す。

(図表 1)

令和6年度携帯電話及び全国BWAに係る各周波数帯評価結果(定量評価)

定量評価のうち、実績評価の総合的な評価に係る有効利用評価方針の評価基準 (S~D) に基づく評価結果は、次表のとおり。

		700 MHz帯	800 MHz帯		900 MHz帯		1.5 GHz帯	1.7GHz帯		2 GHz帯	2.3 GHz帯	2.5 GHz帯	3.4 GHz帯	3.5 GHz帯	3.7 GHz帯	4.0 GHz帯	4.5 GHz帯	28 GHz帯
		4G/5G ^{*1}	3G	4G	3G	4G	4G	1805~ 1845MHz	1845~ 1880MHz									
NTTドコモ	全国	B	S	S	—	—	A	—	S	A	S	—	A	B	S	—	S	C
	総通	A~B	S	S	—	—	S~B	—	S~A	S~C	S	—	S~A	B~C	S,B	—	S,B	B~D
KDDI/ 沖縄セルラー 電話	全国	S	—	S	—	—	B	S	—	S	B	—	—	B	A	A	—	S
	総通	S	—	S	—	—	B~C	S~A	—	S~B	B,R	—	—	S,B	S~C	S~C	—	S,C
UQコミュニケーションズ	全国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	S	—	—	—	—	—	—
	総通	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	S~A	—	—	—	—	—	—
ソフトバンク	全国	S	—	—	S	S	A	—	A	S	S	—	S	B	C	—	—	C
	総通	S~B	—	—	S	S	S~B	—	S~B	S	S~B	—	S	B~C	B~C	—	—	A~C
Wireless City Planning	全国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	B	—	—	—	—	—	—
	総通	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	A~B	—	—	—	—	—	—
楽天モバイル	全国	R	—	—	—	—	—	S	B	—	—	—	—	—	C	—	—	D
	総通	R	—	—	—	—	—	S	B	—	—	—	—	—	C	—	—	S~D

*1 NTTドコモ、KDDI/沖縄セルラー電話及びソフトバンクは4G+5G、楽天モバイルは4G。*2 KDDI/沖縄セルラー電話は4G+5G、楽天モバイルは4G。*3 NTTドコモ及び楽天モバイルは4G、ソフトバンクは4G+5G。
*4 NTTドコモ及びソフトバンクは4G+5G、KDDI/沖縄セルラー電話は4G。

※1 28GHz帯は北海道・九州において「D」評価。2GHz帯(3G帯域)は東北・3.5GHz帯は九州・沖縄、28GHz帯は関東・北陸・東海・近畿において「C」評価。
※2 1.5GHz帯は北海道・東北・中国・四国・九州、3.7GHz帯は沖縄、28GHz帯は沖縄において「C」評価。
※3 3.5GHz帯は東北・中国・四国・九州・沖縄、3.7GHz帯は北海道・東北・北陸・四国・九州・沖縄、28GHz帯は北海道・関東・北陸・東海・中国・四国・九州において「C」評価。
※4 28GHz帯は全国・東北において「D」評価。3.7GHz帯は全国・全ての総通において「C」評価。
※5 2.3GHz帯(令和4年度に割当て)の沖縄は、基地局が未開設で運用開始前のため、評価を実施しない(「R」評価)。
※6 700MHz帯(令和5年度に割当て)は、基地局が未開設で運用開始前のため、評価を実施しない(「R」評価)。

□ 開設計画の認定に係らない周波数帯
□ 開設計画の認定の有効期間中の周波数帯
□ 開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯
□ 評価を行う年度に開設計画の認定の有効期間が満了した周波数帯

2-3 移行計画 各論

有効利用評価方針に基づき、移行計画の評価を行った結果は次のとおりである。

- ・ 開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない周波数帯

① 800MHz 帯（KDDI/沖縄セル）

- ・ KDDI/沖縄セルの800MHz帯については、令和3年度末に3Gサービスが終了した。
- ・ 有効利用評価方針に基づき、「3Gサービス終了時点から5年以内（令和8年度末まで）に、人口カバー率80%以上として評価を行うものとし、特段の事情がある場合は、これを考慮する」こととする。

同社の年度ごとの移行計画では、令和8年度末時点では、沖縄を除き、人口カバー率が80%以上となっていないものと認められ、全国及び各地域において人口カバー率が80%以上となる時期は、令和10年度末を計画している。

同社にその理由の詳細を確認した結果、5G開設計画の達成を優先し、3Gから4Gへのマイグレーションは、主にソフトウェア更新により対応可能な基地局の対応を進め、現地ハードウェア工事を要する基地局については、当該工事が新設と同等の稼働を要することから、4Gの品質確保が必要な場所を優先的に、5Gエリア拡充等の別工事と合わせて実施しているためとしている。

- ・ 以上を踏まえ、同社の3G移行計画については、有効利用評価方針に基づく3Gサービス終了時点から5年後となる令和8年度末までに、沖縄と除き人口カバー率が80%以上となっていないが、その理由として示された「5G開設計画の達成を優先」との点については、令和6年4月に認定の有効期間が満了した5G導入開設指針に基づく開設計画は達成しており、また、「工事が新設と同等の稼働を要し、別工事と合わせて実施する」との点についても、工事には相応の時間を要するものとは考えられることから、有効利用評価方針に基づく「特段の事情」があるものと一定程度は認められる。

しかしながら、電波の有効利用の早期実現のため、毎年度、計画値以上のマイグレーションの実施に向け努力すべきである。

なお、当該移行計画の進捗状況については、次年度以降、毎年度評価を行うものとする。

② 900MHz 帯・2GHz 帯（ソフトバンク）

- ・ ソフトバンクの900MHz帯及び2GHz帯については、令和6年7月末に3Gサービスが全国的に終了した。
- ・ 有効利用評価方針に基づき、「3Gサービス終了時点から5年以内（令和11年7月末まで）に、900MHz帯は人口カバー率80%以上、2GHz帯は人口カバー率50%以

上として評価を行うものとし、特段の事情がある場合は、これを考慮する」こととする。

同社の年度ごとの移行計画では、全国及び各地域において、900MHz 帯では令和8年度末までに人口カバー率 80%以上、2GHz 帯は令和6年度末までに人口カバー率 50%以上となっている。

- ・ 以上を踏まえ、同社の3G移行計画については、有効利用評価方針に基づく3Gサービス終了時点から5年以内より大幅な前倒しで達成する計画となっており、電波の有効利用の観点から積極的な計画と認められる。

今後、策定した移行計画に基づく円滑なマイグレーションを期待したい。

なお、当該移行計画の進捗状況については、次年度以降、毎年度評価を行うものとする。

Ⅲ 定性評価

3-1 定性評価 総論

定性評価の評価結果の総論については、次のとおりである。

- ・ 複数の周波数帯を総合的に勘案した定性的な評価として、「5 G 基地局におけるインフラシェアリング」、「安全・信頼性の確保」、「データトラヒック」、「電波の割当てを受けていない者等（MVNO：Mobile Virtual Network Operator）に対するサービス提供」、「携帯電話の上空利用及び IoT 利用」の5つの項目を対象に評価を行った。
- ・ 5 Gのインフラシェアリング基地局数については、各事業者ともに、前年度に比べその総数は増加しており、5 Gエリアの整備のためのインフラシェアリングの活用を図っている。各事業者においては、自社の活用方針を踏まえつつ、5 Gの更なる普及拡大のため、インフラシェアリングの活用の推進を期待する。
- ・ 安全・信頼性の確保については、災害、通信障害、セキュリティ対策の面から評価を行った。本年度の評価の一環として、ヒアリングを通じて、令和6年能登半島地震（以下「能登半島地震」という。）及び令和6年9月20日からの大雨（以下「奥能登豪雨」という。）への各事業者の取組を確認し、別添2中別紙のとおり、取組の概要をとりまとめた。事業者ごとに手法は異なる点も見られるが、船上基地局やドローン基地局、基地局バックホール回線としての低軌道衛星（Starlink）の活用、基地局予備電源の延命対策や長時間稼働が可能な可搬型発電機など、新たな技術を用いた応急復旧が行われたことが確認されたことから、いずれの事業者も高い評価（「a」評価）とした。また、各事業者間の連携や、自治体や避難所等への充電設備等の貸出や Wi-Fi サービスの提供等の支援、救助機関からの要請に基づく安否不明者の携帯電話の位置情報の提供に係る対応なども行われており、これらの取組も評価したい。来るべき南海トラフ地震などの大規模災害にも備え、各事業者においては、引き続き新たな技術の積極的な導入や各事業者間の連携の強化など、通信サービスの維持・早期復旧に向けた取組を切に求めたい。
- ・ データトラヒックについては、今後の総トラヒック量の増加とともに、4 Gから5 Gへトラヒックの移行が進むことも想定されることから、ユーザーの通信品質の確保の面から、適切に周波数分散するなど、より一層のトラヒックの効率的な処理を求めたい。
- ・ MVNO に対するサービス提供については、一部 MVNO 事業者数や契約者数が減少した事業者も認められたが、各事業者ともに、MVNO への更なる提供に向けた一定の取組を実施している。引き続き、より多数の MVNO 事業者の参入促進に向けた対応を期待する。

- ・ 携帯電話の上空利用については、前年度までは4 G利用のみであったが、本年度は1事業者において5 G商用局の開設が確認され、5 Gの活用に積極的に取り組んでいることから、高い評価（「a」評価）とした。他の事業者も4 Gの利用局数の増加が確認されたが、今後、5 Gの活用に向けた取組を期待する。また、IoT利用については、いずれの事業者も前年度より開設局数が増加しており、引き続きサービスの多様化も含めた積極的な利活用の推進を期待する。

3-2 定性評価 各論

有効利用評価方針に基づき、複数の周波数帯を総合的に勘案し、評価事項ごとに、定性的に評価を行った。評価結果は次のとおりである。

(1) 5G基地局におけるインフラシェアリング

- ・ NTT ドコモ、ソフトバンク、楽天モバイル及び UQ コミュニケーションズは、インフラシェアリングの実績があり、今後、一定の計画を有しているものと認められ、「b」評価としている。
- ・ KDDI/沖縄セルは、インフラシェアリングの実績があり、電気通信設備に係るシェアリングを行っている基地局（屋内）の自社グループに係るものの件数が減少しているが、同社によれば、5G基地局の開設工事を優先的に実施する中で一時的にシェアリング構成から外れたが、今後以前の水準に戻すとしており、今後、一定の計画も有しているものと認められ、「b」評価としている。
- ・ WCP は、前年度から5Gの導入が開始され、本年度の5G基地局数は4局（昨年度から+1局）との調査結果となっており、十分な実績がないことから、本評価は行わないものとする（「R」評価）が、同社によれば、インフラシェアリングが可能と考えられる局は本年度中にシェアリングを実施する予定としており、今後の取組に期待したい。

(2) 安全・信頼性の確保

- ・ 安全・信頼性の確保は、「災害対策」、「通信障害対策」及び「セキュリティ対策」に係る事前対策や事案発生時の取組の評価を行った。
- ・ 事前の対策について、事業者ごとに手法は異なる点も見られるが、「災害対策」では災害時の通信の継続性の確保に向けた車載型基地局や衛星回線等の配備等、「通信障害対策」では障害検知対策や障害発生時の体制構築等、「セキュリティ対策」ではサプライチェーンリスクを考慮した設備調達やセキュリティ確保に向けた体制の確保等、各事業者ともに一定の取組が認められた。
- ・ 前年度に比べ、NTT ドコモは災害対策、KDDI/沖縄セルは通信障害対策、ソフトバンクは災害・通信障害対策、楽天モバイルは災害対策、UQ コミュニケーションズは災害・通信障害対策、WCP は災害・通信障害・セキュリティ対策において、改善が見られるものと認められる。
- ・ 事案発生時の取組として、能登半島地震及び奥能登豪雨の取組について、ヒアリングを通じて各事業者を確認を行った。各事業者の取組の概要は、別添2中別紙のとおりであり、NTT ドコモは船上基地局の運用、KDDI/沖縄セルは基地局バック

ホール回線としての低軌道衛星の利用や船上基地局の運用、ソフトバンクはドローン基地局や長時間稼働が可能な可搬型発電機の運用、楽天モバイルは遠隔制御による基地局予備電源の延命対策の実施、UQ コミュニケーションズは基地局バックホール回線としての低軌道衛星の利用、WCP は長時間稼働が可能な可搬型発電機の運用が確認され、新技術の導入に積極的に取り組んでいるものと認められる。また、事業者間の連携として、NTT ドコモと KDDI との間では、共同で船舶への船上基地局の設置・運用が行われ、KDDI とソフトバンクの間では、基地局の応急復旧に必要となる給油の相互利用が行われていた。

- ・ 以上より、各事業者ともに、一定の取組を行っており、前年度に比べて改善が見られるとともに、新技術の導入に積極的に取り組んでいるものと認められることから、「a」評価としている。

（３）データトラヒック

- ・ NTT ドコモ、KDDI/沖セル、ソフトバンク及び楽天モバイルは、割当てを受けた周波数帯の 4 G・5 G の総データトラヒック量は前年度に比べ増加しており、いずれの事業者もユーザーの通信品質確保の観点から周波数分散を行うなど、トラヒックを効率的に処理する工夫がなされているものと認められ、「b」評価としている。
- ・ UQ コミュニケーションズは、定量評価に示すとおり一部地域ではトラヒック量（通信量）が減少しているものの、総データトラヒック量は前年度に比べ増加しており、自社グループ全体においてユーザー品質を考慮した最適なトラヒック調整を行うなど、トラヒックを効率的に処理する一定の工夫がなされているものと認められ、「b」評価としている。
- ・ WCP は、前年度から総データトラヒック量が減少し、その要因は、定量評価に示すとおり自社グループの 5 G エリアの整備や 5 G 端末の普及により、自社グループの 5 G 用周波数帯等へトラヒックが移行したこととしており、自社グループ全体においてはトラヒックを効率的に処理するための一定の工夫がなされているものと認められ、「c」評価としている。

（４）電波の割当てを受けていない者等（MVNO）に対するサービス提供

- ・ 各事業者ともに、自社グループ以外の多数に MVNO のサービスを提供しているものと認められ、「b」評価としている。前年度と比較し、KDDI/沖セルは MVNO 事業者数が減少、UQ コミュニケーションズは MVNO 契約者数が減少していることから、今後、多数の MVNO への提供に向けた積極的な取組を期待する。

(5) 携帯電話の上空利用及び IoT 利用

- ・ 携帯電話の上空利用については、KDDI/沖縄セルは、他社に比べて 4 G・5 G の商用化局の局数が多く、また、令和 6 年度の調査結果より上空利用に係る「5 G」の商用化局が新たに報告され、5 G の活用に積極的に取り組んでいることから、「a」評価としている。
- ・ NTT ドコモ及びソフトバンクは、4 G の上空利用の拡大に積極的に取り組んでおり、また実用化されていることから、「b」評価としている。
- ・ 楽天モバイルは、上空利用に関しては実証段階に留まっていることから、引き続き実用化に向けて積極的に取り組むべきである（「c」評価）。
- ・ UQ コミュニケーションズ及び WCP は、2.5GHz 帯の上空利用が制度上認められていないことから、本評価は行わないものとする（「R」評価）。なお、総務省が策定した周波数再編アクションプラン（令和 6 年度版）において、「2.5GHz 帯 BWA については、他の無線システム等への混信を防止しつつ、ドローン等による上空利用を可能とするための技術的条件の検討を令和 6 年 7 月に開始し、早期に結論が得られたものについては、同年内の取りまとめを目指す。」としている。
- ・ IoT 利用については、NTT ドコモ、KDDI/沖縄セル、ソフトバンク及び楽天モバイルは、いずれの事業者においても IoT 端末の開設局数が前年度より増加し、携帯電話の通常規格や LPWA 規格を用いた IoT の利用拡大に積極的に取り組んでおり、また実用化されていることから、「b」評価としている。
- ・ UQ コミュニケーションズ及び WCP は、いずれの事業者においても IoT 端末の開設局数が前年度より増加し、2.5GHz 帯高度化 BWA の通常規格を用いた IoT の利用拡大に積極的に取り組んでおり、また実用化されていることから、「b」評価としている。

令和 6 年度携帯電話及び全国 BWA に係る定性評価について、評価結果の詳細を別添 2 に示す。

3－3 定性評価 総合評価

定性評価の総合評価に当たっては、上記 3－2 の各定性評価結果の記号を平均化して求めることとし、各事業者の評価結果は次のとおり。

- ・ NTT ドコモ、KDDI/沖縄セル、ソフトバンク、楽天モバイル、UQ コミュニケーションズ及び WCP は、総合的に電波の有効利用又は適切な電波利用が一定程度行われているものと認められ「b」評価としている（図表 2 参照）。

複数の周波数帯を総合的に勘案した評価結果(定性評価)

	複数の周波数帯を総合的に勘案した評価事項ごとの評価結果					総合的な評価※1	
	5G基地局における インフラシェアリング	安全・信頼性 の確保	データトラフィック	電波の割当てを 受けていない者等 (MVNO)に対する サービス提供	携帯電話の上空利用及び IoTへの取組		
				上空利用	IoTへの取組		
NTTドコモ	b	a	b	b	b	b	
KDDI/ 沖縄セルラー 電話	b	a	b	b	a	b	
ソフトバンク	b	a	b	b	b	b	
楽天モバイル	b	a	b	b	c	b	
UQコミュニ ケーションズ	b	a	b	b	R※2	b	
Wireless City Planning	R※2	a	c	b	R※2	b	

※1 総合的な評価については、各事項の評価結果を平均化したもの。

※2 特に考慮すべき事情がある場合は、未評価 (R) とする。

(図表2)

IV 免許人ごとの総合的な所見

当審議会では、有効利用評価方針に基づき、令和6年度の携帯電話及び全国BWAに係る定量評価、移行計画の評価及び定性評価を行った。その評価結果を踏まえ、事業者ごとの総合的な所見を次のとおり取りまとめた。

1 NTT ドコモ

携帯電話として割り当てられた周波数帯（700MHz 帯(773～803MHz)、800MHz 帯、1.5GHz 帯、1.7GHz 帯、2GHz 帯、3.4GHz 帯、3.5GHz 帯、3.7GHz 帯、4.5GHz 帯及び28GHz 帯）に関して、利用方針や今後の計画等についてヒアリング等を通して詳細を把握した上で多角的な視点から評価を行った。

開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない周波数帯（700MHz 帯(773～803MHz)、800MHz 帯、1.5GHz 帯、1.7GHz 帯、2GHz 帯、3.5GHz 帯）のうち、エリアカバレッジのために活用されている800MHz 帯及び2GHz 帯（4G・5G）、トラヒック対策のために活用されている1.7GHz 帯は、非常に高い人口カバー率を有しており、積極的な電波の有効利用がなされていると認められる。また、トラヒック対策のために活用されている1.5GHz 帯の人口カバー率も高く、適切な電波の有効利用がなされているものと認められる。

他方、エリアカバレッジのために活用されている700MHz 帯及びトラヒック対策として活用されている3.5GHz 帯は、電波の有効利用は一定程度となっており、一部の地域の人口カバー率や面積カバー率は低い。また、2GHz 帯の3G帯域では、4G・5Gへのマグレーションが実施され、前年度より大きく人口カバー率等が拡大しているものの、一部地域の人口カバー率や面積カバー率は低い。電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。

通信量については、800MHz 帯、1.5GHz 帯、2GHz 帯及び3.5GHz 帯において、全国又は一部の地域の通信量が前年度実績を下回っている。4G・5G全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4G・5Gのそれぞれに必要なとされる通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。

技術導入状況については、2GHz 帯の一部の地域の4MIMO 基地局数が前年度より減少しており、今後の総通信量の増加に備え、伝送容量を増やすことが可能な高度化空間多重技術については、電波の更なる有効利用のため、引き続き通信品質の確保の面から積極的な導入に向け努力すべきである。

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯（3.4GHz 帯）については、認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているものと認められる。

評価を行う年度に開設計画の認定の有効期間が満了した周波数帯（3.7/4.5/28GHz 帯）においては、28GHz 帯の基地局数、5 G 高度特定基地局数及び 5 G 基盤展開率において、開設計画を達成していない地域が確認された。

28GHz 帯の基地局については、可能な限り早期に計画値以上の基地局を確実に整備すること。5 G 高度特定基地局数及び 5 G 基盤展開率については、認定の有効期間満了後の「基盤展開率」の評価においては全国で「S」評価であり、当該率は高いものの、自ら計画した計画値以上となるよう整備を推進すべきである。

また、28GHz 帯の基地局数は、全国及び一部の地域において他社に比べ少ないため、今後、更なる電波の有効利用が図られるよう、ミリ波の活用が期待される、トラヒックが集中するエリア等への基地局の展開も積極的に推進すべきである。更に、28GHz 帯の通信量について、一部の地域の通信量が前年度実績を下回っている。割り当てられた周波数は最大限活用すべきであり、今後更なる総通信量の増加が予想されることから、ミリ波対応端末の普及やニーズの創出に向けた取組等による電波の有効利用に向け引き続き努力すべきである。

定性評価においては、① 5 G 基地局におけるインフラシェアリング、② 安全・信頼性の確保、③ データトラヒック、④ MVNO に対するサービス提供、⑤ 携帯電話の上空利用及び IoT 利用に関して、総合的に電波の有効利用又は適切な電波利用が一定程度行われているものと認められる。

能登半島地震及び奥能登豪雨においては、船上基地局の運用による応急復旧を行っており、新技術の導入について高く評価したい。

引き続き定性評価に係る各事項において、積極的な取組を期待する。

令和 6 年度の有効利用評価の結果から、総合的に見て、適切な電波利用がなされていると認められる。引き続き電波の有効利用のための最大限の取組を期待したい。

2 KDDI/沖セル

携帯電話として割り当てられた周波数帯（700MHz 帯（773～803MHz）、800MHz 帯、1.5GHz 帯、1.7GHz 帯（1805～1845MHz）、2GHz 帯、2.3GHz 帯、3.5GHz 帯、3.7GHz 帯、4.0GHz 帯及び 28GHz 帯）に関して、利用方針や今後の計画等についてヒアリング等を通して詳細を把握した上で多角的な視点から評価を行った。

開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない周波数帯（700MHz 帯(773～803MHz)、800MHz 帯、1.5GHz 帯、2GHz 帯、3.5GHz 帯）のうち、エリアカバレッジ及びトラヒック対策のために活用されている 700MHz 帯、800MHz 帯及び 2GHz 帯は、高い人口カバー率を有しており、積極的な電波の有効利用がなされていると認められる。また、トラヒック対策のために活用されている 3.5GHz 帯は、電波の一定程度の有効利用は認められる。

他方、トラヒック対策として活用されている 1.5GHz 帯は、全国においては電波の一定程度の有効利用は認められ、また、前年度から一部地域において大きく人口カバー率等が拡大したが、人口カバー率及び面積カバー率が低い地域もあることから、電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。

通信量については、800MHz 帯、2GHz 帯及び 3.5GHz 帯の一部の地域の通信量が前年度実績を下回っている。4 G・5 G 全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4 G・5 G のそれぞれに必要とされる通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。

3 G 移行計画（800MHz 帯）については、電波の有効利用の早期実現のため、毎年度、計画値以上のマイグレーションの実施に向け努力すべきである。

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯（1.7GHz 帯(1805～1845MHz)、2.3GHz 帯）においては、1.7GHz 帯(1805～1845MHz)については、認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているもの、2.3GHz 帯については、認定された開設計画を適切に実施しているものと認められる。

評価を行う年度に開設計画の認定の有効期間が満了した周波数帯（3.7/4.0/28GHz 帯）においては、認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を上回っているものと認められる。

他方、3.7GHz 帯の一部の地域の基盤展開率は低く、電波の更なる有効利用のため、ニーズやトラヒック需要に応じた基盤展開やカバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。

また、28GHz 帯の基地局数について、一部の地域では他社に比べ少ないため、今後、更なる電波の有効利用が図られるよう、ミリ波の活用が期待される、トラヒックが集中するエリア等への基地局の展開も積極的に推進すべきである。更に、28GHz 帯の通信量について、一部の地域の通信量が前年度を下回っている。割り当てられた周波数は最大限活用すべきであり、今後更なる総通信量の増加が予想されることから、ミリ波対応端末の普及やニーズの創出に向けた取組等による電波の有効利用に向け引き続き努力すべきである。

定性評価においては、①5G基地局におけるインフラシェアリング、②安全・信頼性の確保、③データトラヒック、④MVNO に対するサービス提供、⑤携帯電話の上空利用及び IoT 利用に関して、総合的に電波の有効利用又は適切な電波利用が一定程度行われているものと認められる。

能登半島地震及び奥能登豪雨においては、基地局バックホール回線として低軌道衛星の利用や船上基地局の運用による応急復旧を行っており、新技術の導入について高く評価したい。また、携帯電話の上空利用について、5Gの活用に積極的に取り組んでいることについても高く評価したい。

引き続き定性評価に係る各事項において、積極的な取組を期待する。

令和6年度の有効利用評価の結果から、総合的に見て、適切な電波利用がなされていると認められる。引き続き電波の有効利用のための最大限の取組を期待したい。

3 ソフトバンク

携帯電話として割り当てられた周波数帯（700MHz 帯(773～803MHz)、900MHz 帯、1.5GHz 帯、1.7GHz 帯、2GHz 帯、3.4GHz 帯、3.5GHz 帯、3.7GHz 帯及び 28GHz 帯）に関して、利用方針や今後の計画等についてヒアリング等を通して詳細を把握した上で多角的な視点から評価を行った。

開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない周波数帯（700MHz 帯(773～803MHz)、900MHz 帯、1.5GHz 帯、1.7GHz 帯(1845～1880MHz)、2GHz 帯、3.5GHz 帯）のうち、エリアカバレッジのために活用されている 700MHz 帯、900MHz 帯及び 2GHz 帯は非常に高い人口カバー率を有し、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められる。また、1.5GHz 帯及び 1.7GHz 帯(1845～1880MHz)は高い人口カバー率を有し、適切な電波の有効利用がなされているものと認められる。

他方、トラヒック対策のために活用されている 3.5GHz 帯は、全国においては電波の一定程度の有効利用は認められ、また、前年度から全国的に大きく人口カバー率等が拡大したが、一部の地域では人口カバー率及び面積カバー率が低いことから、電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。

通信量については、900MHz 帯、1.5GHz 帯、1.7GHz 帯、2GHz 帯及び 3.5GHz 帯において、全国又は一部の地域の通信量が前年度実績を下回っている。4G・5G 全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4G・5Gのそれぞれに必要なとされる通信量を適切に見積も

り、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。

技術導入状況については、1.7GHz 帯の一部の地域の 4MIMO 基地局数が前年度より減少しており、今後の総通信量の増加に備え、伝送容量を増やすことが可能な高度化空間多重技術については、電波の更なる有効利用のため、引き続き通信品質の確保の面から積極的な導入に向け努力すべきである。

3 G 移行計画（900MHz 帯、2GHz 帯）については、電波の有効利用の観点から積極的な計画と認められる。今後、策定した移行計画に基づく円滑なマイグレーションを期待したい。

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯（3.4GHz 帯）については、認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているものと認められる。他方、一部の地域の面積カバー率が前年度より減少しており、電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じた面積カバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。

評価を行う年度に開設計画の認定の有効期間が満了した周波数帯（3.7/28GHz 帯）においては、認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているものと認められる。

他方、3.7GHz 帯の一部の地域の基盤展開率は低く、電波の更なる有効利用のため、ニーズやトラヒック需要に応じた基盤展開やカバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。

また、28GHz 帯の基地局数について、一部の地域では他社に比べ少ないため、今後、更なる電波の有効利用が図られるよう、ミリ波の活用が期待される、トラヒックが集中するエリア等への基地局の展開も積極的に推進すべきである。更に、28GHz 帯の通信量について、一部の地域の通信量が前年度実績を下回っている。割り当てられた周波数は最大限活用すべきであり、今後更なる総通信量の増加が予想されることから、ミリ波対応端末の普及やニーズの創出に向けた取組等による電波の有効利用に向け引き続き努力すべきである。

定性評価においては、①5 G 基地局におけるインフラシェアリング、②安全・信頼性の確保、③データトラヒック、④MVNO に対するサービス提供、⑤携帯電話の上空利用及び IoT 利用に関して、総合的に電波の有効利用又は適切な電波利用が一定程度行われているものと認められる。

能登半島地震及び奥能登豪雨においては、ドローン基地局や長時間稼働が可能な可搬型発電機の運用による応急復旧を行っており、新技術の導入について高く評価したい。

引き続き定性評価に係る各事項において、積極的な取組を期待する。

令和6年度の有効利用評価の結果から、総合的に見て、適切な電波利用がなされていると認められる。引き続き電波の有効利用のための最大限の取組を期待したい。

4 楽天モバイル

携帯電話として割り当てられた周波数帯（700MHz 帯（770～773MHz）、1.7GHz 帯（1805～1845MHz）、1.7GHz 帯（1860～1880MHz）東名阪以外、3.7GHz 帯及び 28GHz 帯）に関して、利用方針や今後の計画等についてヒアリング等を通して詳細を把握した上で多角的な視点から評価を行った。

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯（700MHz 帯（770～773MHz）、1.7GHz 帯（1805～1845MHz）、1.7GHz 帯（1860～1880MHz）東名阪以外）について、1.7GHz 帯（1805～1845MHz）においては、認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を上回っているもの、1.7GHz 帯（1860～1880MHz）東名阪以外においては、認定された開設計画を適切に実施しているものと認められる。700MHz 帯（770～773MHz）については、調査時点では未開設であることから、評価を行っていない。

評価を行う年度に開設計画の認定の有効期間が満了した周波数帯（3.7/28GHz 帯）においては、開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているものと認められる。

他方、3.7GHz 帯の基盤展開率は低く、電波の更なる有効利用のため、ニーズやトラヒック需要に応じた基盤展開やカバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。

また、28GHz 帯の基地局数は他社に比べて多く置局されているものの、東北の1県においてトラヒックがない日が確認されたことから、今後、ミリ波対応端末の普及やニーズの創出に向けた取組等を実施し、早期に電波の有効活用を図ること。更に、28GHz 帯の通信量について、一部の地域の通信量が前年度実績を下回っている。割り当てられた周波数は最大限活用すべきであり、今後更なる総通信量の増加が予想されることから、上記の取組等による電波の有効利用に向け引き続き努力すべきである。

定性評価においては、①5G基地局におけるインフラシェアリング、②安全・信頼性の確保、③データトラヒック、④MVNO に対するサービス提供、⑤携帯電話の上空利用及び IoT 利用に関して、総合的に電波の有効利用又は適切な電波利用が一定程度行われているものと認められる。

能登半島地震及び奥能登豪雨においては、遠隔制御による基地局予備電源の延命対策の実施による応急復旧を行っており、新技術の導入について高く評価した

い。他方、携帯電話の上空利用に関しては、実証段階に留まっていることから、実用化に向け積極的に取り組むべきである。

引き続き定性評価に係る各事項において、積極的な取組を期待する。

令和6年度の有効利用評価の結果から、総合的に見て、適切な電波利用がなされていると認められる。引き続き電波の有効利用のための最大限の取組を期待したい。

5 UQ コミュニケーションズ

全国 BWA として割り当てられた 2.5GHz 帯に関して、利用方針や今後の計画等についてヒアリング等を通して詳細を把握した上で多角的な視点から評価を行った。

開設計画の認定の有効期間が満了している 2.5GHz 帯は、非常に高い人口カバー率を有しており、積極的な電波の有効利用がなされていると認められる。

通信量については、一部の地域の通信量が前年度実績を下回っている。同社グループにおける 4G・5G 全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4G・5G のそれぞれに必要とされる通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。

定性評価においては、①5G 基地局におけるインフラシェアリング、②安全・信頼性の確保、③データトラヒック、④MVNO に対するサービス提供、⑤携帯電話の上空利用及び IoT 利用に関して、総合的に電波の有効利用又は適切な電波利用が一定程度行われているものと認められる。

能登半島地震及び奥能登豪雨においては、基地局バックホール回線として低軌道衛星を利用した応急復旧を行っており、新技術の導入について高く評価したい。

引き続き定性評価に係る各事項において、積極的な取組を期待する。

令和6年度の有効利用評価の結果から、総合的に見て、適切な電波利用がなされていると認められる。引き続き電波の有効利用のための最大限の取組を期待したい。

6 WCP

全国 BWA として割り当てられた 2.5GHz 帯に関して、利用方針や今後の計画等についてヒアリング等を通して詳細を把握した上で多角的な視点から評価を行った。

開設計画の認定の有効期間が満了している 2.5GHz 帯の高度化 BWA は、電波の一定程度の利用は認められるものの、人口カバー率は必ずしも高くなく、面積カバー率は他社に比べて低い。電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。

通信量については、全国及び一部の地域の通信量が前年度実績を下回っている。同社グループにおける 4G・5G 全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4G・5G のそれぞれに必要なとされる通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。

定性評価においては、①5G 基地局におけるインフラシェアリング、②安全・信頼性の確保、③データトラヒック、④MVNO に対するサービス提供、⑤携帯電話の上空利用及び IoT 利用に関して、総合的に電波の有効利用又は適切な電波利用が一定程度行われているものと認められる。

能登半島地震及び奥能登豪雨においては、長時間稼働が可能な可搬型発電機を用いた応急復旧を行っており、新技術の導入について高く評価したい。他方、データトラヒックに関しては、前年度より総トラヒック量が減少しており、自社グループ全体においてはトラヒックを効率的に処理するための一定の工夫がなされているものと認められるが、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。

引き続き定性評価に係る各事項において、積極的な取組を期待する。

令和 6 年度の有効利用評価の結果から、総合的に見て、適切な電波利用がなされていると認められる。引き続き電波の有効利用のための最大限の取組を期待したい。

V 今後の検討課題

今回の評価結果を公表するに当たり、電波の利用状況調査及び有効利用評価に係る今後の検討課題について、当審議会としての所感を以下のとおり述べる。

① 人口カバレッジに係る指標

前年度の検討課題に基づき、総務省より、諸外国の人口カバレッジの判定方法に係る調査結果の報告がなされた。当該報告では、調査対象とした4カ国において、カバレッジマップ算出のためのシミュレーション諸元等について統一した算定手法を定めている例はなく、カバレッジの判定方法については国により様々な基準が採用されている状況が明らかとなった。

今後、より適正な評価を実施していくため、利用状況調査を担当する総務省においては、対象国を拡大するなど、諸外国の人口カバレッジの判定方法に係る更なる調査を行うとともに、通信品質の測定に係る課題抽出等を行っていただきたい。総務省における調査結果も踏まえ、人口カバレッジの判定方法について必要な検討を行っていききたい。

② 新たな割当周波数帯（4.9GHz 帯）に係る評価

令和6年12月、4.9GHz 帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（以下、「4.9GHz 帯開設指針」という。）に基づき申請があった開設計画の認定が行われ、新たに4.9GHz 帯（4,900～5,000MHz）が1者に割り当てられた。

4.9GHz 帯開設指針に基づくエリア展開に係る絶対審査基準は、令和18年度末までに全国で「4.9GHz 帯の展開率」が80%以上などとなっており、当該基準を踏まえつつ、次年度以降の評価に向け、有効利用評価方針の改定案の検討を行うこととしたい。

また、当該4.9GHz 帯においては、既存無線局として5GHz 帯無線アクセスシステム^{※1}が利用されていることから、認定開設者は、終了促進措置により当該システムの移行を実施しつつ、運用可能なエリアから順次、携帯電話の基地局の開設を行っていくこととなる。

このため、基地局の開設までには一定程度の期間を要することが見込まれる^{※2}ことから、当面の間、免許人ヒアリング等を通じ、既存無線局の移行に係る取組状況も併せて確認することとしたい。

※1 免許人・登録人：680者 無線局数：13,872局（令和5年度電波の利用状況の調査結果（各種無線システム・714MHz 超の周波数帯）より）

※2 認定開設者の開設計画では、令和12年度末（2030年度末）までに全ての都道府県に特定基地局を開設することとしている。

③ 3 G移行計画に係る評価

3 Gについては、各携帯電話事業者は、既にサービスを終了したか、又はサービス終了の予定時期を公表している状況にある。

前年度の検討課題に基づき、本年度より、3 Gサービス終了までの期間における3 Gの評価は、3 G利用帯域において4 G・5 Gへのマイグレーションを実施している場合においては、総務省より、3 G帯域を利用する4 G・5 Gの合算値による調査結果の報告が行われ、当該調査結果に基づき、評価を実施している。

また、3 Gサービスが終了した帯域においては、本年度、総務省より、対象となる事業者の周波数帯ごとの「3 G移行計画」の調査結果の報告が行われ、当該移行計画について、有効利用評価方針に基づき定性的な評価を行った。

次年度以降、電波の有効利用の観点から、「3 G移行計画」の実施状況に係る評価を実施することとし、当該評価に係る有効利用評価方針の改定案の検討を行うこととしたい。

④ NTNに係る評価

近年、携帯電話端末と直接通信が可能な非地上系の NTN (Non Terrestrial Network) 導入に向けた検討が活発化していることから、各事業者に対し、ヒアリングを通じて、現状の取組状況等を確認した。その結果、直近では、令和7年春頃に、低軌道衛星を用いた「衛星ダイレクト通信」の本格サービス提供の開始が予定され、また、近い将来、他の低軌道衛星を用いた「衛星ダイレクト通信」のほか、「HAPS」 (High Altitude Platform Station) を用いたサービスの提供開始に向けた検討が進められている状況であった。

令和7年春頃に本格サービス提供開始予定の「衛星ダイレクト通信」では、地上系の携帯電話で用いられている「2GHz 帯の一部の周波数帯」を「全国（一部地域を除く）」で利用される見込みであることから、原則、地上系で周波数帯全体を全国で利用することを前提とした、現行の有効利用評価方針の見直しの有無を検討する必要がある。一方で、当該サービスの開始当初は、SMS（ショートメッセージサービス）を提供し、順次、音声やデータ通信サービスを提供予定としている。このため、「衛星ダイレクト通信のカバレッジ」について、データ通信サービス等も可能である「現行の地上系の評価基準である人口カバー率等」と同等に扱うことは、現時点では適切でないと考えられる。

今後、ヒアリング等を通じ、衛星ダイレクト通信のサービスや技術動向、HAPSの導入に向けた検討状況等を確認しつつ、NTN の評価の在り方を検討していくこととするが、その利用状況の把握のため、利用状況調査を担当する総務省においては、次年度以降、衛星ダイレクト通信に係る利用状況について、地上系とは別に、調査結果を報告いただきたい。

⑤ Sub6 帯（3.7/4.0/4.5GHz 帯）に係る評価

5G導入開設指針[※]に基づき割り当てられた Sub6 帯（3.7/4.0/4.5GHz 帯）については、令和6年4月に認定の有効期間が満了し、本年度より、「認定の有効期間の満了後」の評価基準に基づく評価を実施した。

※第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（平成31年総務省告示第24号）

令和6年5月に改定した有効利用評価方針のとおり、Sub6 帯の実績評価の総合的な評価（「S」～「C」評価）においては、「基盤展開率」に基づく評価を実施しているが、前年度の検討課題にも示したとおり、将来的には、人口カバー率や面積カバー率に基づく評価を行うことが望ましい。

本年度の調査結果、Sub6 帯の人口カバー率は前年度より大きく拡大した地域が多く見受けられた。一方で、特に Sub6 帯において2の周波数帯の割り当てを受けている事業者においては、いずれか一方の周波数帯が高い傾向、また、衛星との干渉調整が必要な周波数帯においては、一定の地域では低い傾向もあり、現行の3.5GHz 帯等のミッドバンドにおける人口カバー率に係る最下位の評価基準（「D」評価：50%未満）を満たさない地域も存在した。

引き続き、次年度以降も Sub6 帯の人口カバー率や面積カバー率の拡大状況を注視しつつ、評価基準を見直す時期や干渉条件も加味した評価基準も含め、継続的に検討していくこととしたい。

⑥ インフラシェアリングに係る定性評価

インフラシェアリングに係る定性評価については、前年度の検討課題において、例えば、屋外・屋内別のインフラシェアリングの有効性を整理するなど、より多角的な視点から評価の在り方について検討を行うこととしていた。

本年度の調査結果より、屋外・屋内別、工作物・電気通信設備別に、インフラシェアリングを行っている基地局数の報告が行われ、当該調査結果も踏まえ、携帯電話事業者及び全国 BWA 事業者に対し、ヒアリングを通じ、屋外・屋内別等の有効性を確認した。更に、事務局から協力を求めたインフラシェアリング事業者2社にも同様に、確認を行った。その結果、屋外では、設置コストの削減などの有効性が挙げられた一方で、整備完了エリアでは新たにインフラシェアリングを行う効果が低いなどの課題も挙げられた。また、屋内では、設置コストの削減のほか設置場所の省スペース化などの有効性が挙げられた一方で、競争環境が働かないことによるコストアップのケースもあることなどの課題も挙げられた。

これらも踏まえ、インフラシェアリングの実績や新技術の導入等に基づく現行の評価基準を基本としつつ、インフラシェアリングに係る市場の動向にも注視しながら、引き続き携帯電話事業者及び全国 BWA 事業者に対しインフラシェアリングの取組状況を確認していくこととしたい。

その他、電波利用実態の変化、技術の進展や事業者の電波の利用状況等を踏まえ、評価の在り方について、検討していきたい。

別添

- 1 定量評価・移行計画 各論詳細
- 2 定性評価 各論詳細
- 3 参考資料 有効利用評価方針等

別添1 定量評価・移行計画 各論詳細

定量評価

1. 開設計画の認定の有効期間が満了している又は 開設計画の認定に係らない周波数帯

- ・700MHz帯 (773～803MHz)
- ・800MHz帯
- ・900MHz帯
- ・1.5GHz帯
- ・1.7GHz帯 (1845～1880MHz)
- ・2GHz帯
- ・3.5GHz帯
- ・2.5GHz帯 (BWA)

700MHz帯 NTTドコモ 評価結果

- NTTドコモは、当該周波数帯を4G及び5Gのエリアカバレッジのために活用している。
- 実績評価においては、全国の人口カバー率は89.61%であり、電波の一定程度の有効利用は認められ、総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「A」～「B」評価）。しかしながら、2地域（信越・沖縄）の面積カバー率が他社より低く、同社によれば、基地局の支障移転等が要因としており、今後も地上デジタル放送の受信障害対策等にも鑑み、ニーズに応じて展開していくとしている。電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じた面積カバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

1 実績評価 【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	B	+3,690	22,084	B	89.61%	B	79.01%	27.70%	B	B	B
北海道	B	+176	1,030	A	90.82%	B	74.27%	15.82%	B	B	A
東北	B	+331	1,766	A	91.71%	B	82.47%	27.23%	B	B	A
関東	B	+1,070	7,207	B	88.68%	B	80.21%	44.06%	B	B	B
信越	B	+511	1,203	B	85.66%	C	68.70%	22.28%	B	B	B
北陸	B	+132	506	A	90.90%	B	75.09%	26.46%	B	B	A
東海	B	+158	2,366	A	93.04%	B	72.30%	29.05%	B	B	A
近畿	B	+398	3,206	A	90.41%	B	79.81%	32.29%	B	B	A
中国	B	+215	1,333	B	86.50%	A	90.58%	34.61%	B	B	B
四国	B	+154	881	B	87.09%	B	71.04%	23.23%	B	B	B
九州	B	+498	2,400	B	89.08%	B	84.93%	36.40%	B	B	B
沖縄	B	+47	186	A	90.32%	C	57.22%	35.52%	B	B	A

2 進捗評価 【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	通信量	技術導入状況(※)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	A	+252	22,084	A	+0.65	89.61%	A	+0.01	27.70%	A	B	A
北海道	A	+12	1,030	A	+0.27	90.82%	A	+0.28	15.82%	A	B	A
東北	A	+6	1,766	A	-0.12	91.71%	A	-0.56	27.23%	A	B	A
関東	A	+180	7,207	S	+1.46	88.68%	A	+0.49	44.06%	S	B	A
信越	A	+7	1,203	A	+0.82	85.66%	A	-0.11	22.28%	A	B	S
北陸	A	-2	506	A	+0.34	90.90%	A	-0.19	26.46%	A	B	A
東海	A	+10	2,366	A	+0.13	93.04%	A	+0.05	29.05%	A	B	A
近畿	A	+11	3,206	A	-0.34	90.41%	A	-0.51	32.29%	A	B	A
中国	A	+36	1,333	A	+0.85	86.50%	A	+0.27	34.61%	A	B	A
四国	A	±0	881	A	-0.42	87.09%	A	-0.13	23.23%	A	B	A
九州	A	±0	2,400	A	+0.87	89.08%	A	+0.22	36.40%	A	B	A
沖縄	A	-8	186	S	+1.12	90.32%	A	+0.13	35.52%	S	B	A

※ 技術導入状況は、前年度の5G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

700MHz帯 KDDI/沖縄セルラー電話 評価結果

- KDDI/沖セルは、当該周波数帯を4G及び5Gのエリアカバレッジ及びトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の人口カバー率は98.77%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。

1 実績評価 【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	B	+5,507	36,205	S	98.77%	S	128.98%	45.22%	B	A	S
北海道	B	+368	2,079	S	98.70%	S	146.67%	31.24%	B	B	S
東北	B	+640	3,734	S	97.07%	S	124.38%	41.07%	B	B	S
関東	B	+691	7,886	S	99.42%	S	112.62%	61.86%	B	A	S
信越	B	+185	1,623	S	98.39%	S	139.25%	45.16%	B	A	S
北陸	B	+204	1,396	S	98.09%	S	126.08%	44.43%	B	B	S
東海	B	+822	3,977	S	99.21%	S	125.58%	50.46%	B	A	S
近畿	B	+875	5,225	S	98.76%	S	119.87%	48.50%	B	A	S
中国	B	+658	3,011	S	97.59%	S	132.32%	50.56%	B	S	S
四国	B	+220	2,200	S	98.14%	S	139.14%	45.50%	B	S	S
九州	B	+814	4,603	S	98.13%	S	131.10%	56.19%	B	S	S
沖縄	B	+30	471	S	99.83%	S	134.05%	83.22%	B	B	S

2 進捗評価 【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	通信量	技術導入状況(※)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	A	+1,803	36,205	A	+0.06	98.77%	A	+0.22	45.22%	A	B	S
北海道	A	+69	2,079	A	+0.14	98.70%	A	±0.00	31.24%	A	B	S
東北	A	+130	3,734	A	±0.00	97.07%	A	+0.04	41.07%	A	B	S
関東	A	+446	7,886	A	+0.02	99.42%	A	+0.60	61.86%	A	B	S
信越	A	+75	1,623	A	+0.13	98.39%	A	+0.42	45.16%	A	B	S
北陸	A	+30	1,396	A	±0.00	98.09%	A	±0.00	44.43%	A	B	S
東海	A	+291	3,977	A	+0.04	99.21%	A	+0.40	50.46%	A	B	S
近畿	A	+401	5,225	A	+0.11	98.76%	A	+0.70	48.50%	A	B	S
中国	A	+73	3,011	A	+0.14	97.59%	A	+0.63	50.56%	A	B	S
四国	A	+88	2,200	A	+0.04	98.14%	A	+0.01	45.50%	A	B	S
九州	A	+197	4,603	A	±0.00	98.13%	A	±0.00	56.19%	A	B	S
沖縄	A	+3	471	A	±0.00	99.83%	A	±0.00	83.22%	A	B	S

※ 技術導入状況は、前年度の5G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

700MHz帯 ソフトバンク 評価結果

- ・ソフトバンクは、当該周波数帯を4G及び5Gのエリアカバレッジのために活用している。
- ・実績評価においては、全国の人口カバー率は96.03%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。
- ・進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数及び人口カバー率は微増、面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。

1 実績評価 【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量	技術導入 状況	総合的な 評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	B	+7,316	21,876	S	96.03%	A	92.01%	32.26%	B	S	S
北海道	B	+430	1,115	A	94.84%	B	79.01%	16.83%	B	S	A
東北	B	+664	1,753	A	91.91%	A	93.13%	30.75%	B	S	A
関東	B	+2,356	6,894	S	98.97%	A	107.15%	58.86%	B	S	S
信越	B	+249	760	A	92.80%	A	92.04%	29.85%	B	S	A
北陸	B	+216	543	A	94.85%	A	98.86%	34.84%	B	S	A
東海	B	+821	2,574	S	97.05%	A	102.14%	41.04%	B	S	S
近畿	B	+1,196	3,467	S	97.23%	A	100.35%	40.60%	B	S	S
中国	B	+444	1,484	B	89.27%	B	77.13%	29.47%	B	S	B
四国	B	+249	808	A	91.65%	B	89.79%	29.36%	B	S	A
九州	B	+562	2,184	A	92.01%	B	83.97%	35.99%	B	S	A
沖縄	B	+129	294	S	99.34%	A	108.75%	67.51%	B	S	S

2 進捗評価 【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な 評価	通信量	技術導入 状況(※)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	A	+1,461	21,876	A	+0.63	96.03%	S	+2.61	32.26%	S	B	S
北海道	S	+128	1,115	S	+2.59	94.84%	S	+3.90	16.83%	S	B	S
東北	S	+219	1,753	S	+2.27	91.91%	S	+3.92	30.75%	S	B	S
関東	A	+208	6,894	A	+0.20	98.97%	S	+1.57	58.86%	S	B	A
信越	A	+63	760	A	+0.90	92.80%	S	+1.88	29.85%	S	B	S
北陸	A	+17	543	A	+0.69	94.85%	S	+1.19	34.84%	S	B	S
東海	A	+89	2,574	A	+0.41	97.05%	S	+1.46	41.04%	S	B	A
近畿	A	+299	3,467	A	+0.27	97.23%	S	+1.17	40.60%	S	B	S
中国	A	+87	1,484	S	+1.11	89.27%	S	+2.67	29.47%	S	B	S
四国	A	+80	808	S	+1.30	91.65%	S	+2.58	29.36%	S	B	S
九州	A	+266	2,184	A	+0.53	92.01%	S	+1.16	35.99%	S	B	S
沖縄	A	+5	294	A	+0.44	99.34%	S	+1.97	67.51%	S	B	A

※ 技術導入状況は、前年度の5G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

800MHz帯 NTTドコモ 評価結果

- NTTドコモは、当該周波数帯を3G及び4Gのエリアカバレッジのために活用している。
- 実績評価においては、3Gの全国の人口カバー率は99.77%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。4Gの全国の人口カバー率は99.77%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、3Gの全国の基地局数は微増、人口カバー率は微減、面積カバー率は増減なしとなっており、電波の利用は前年度実績を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。4Gの全国の基地局数は微増、人口カバー率は増減なし、面積カバー率は微増となっており、電波の利用は前年度実績を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。しかしながら、4Gの全国及び3地域（関東・近畿・沖縄）の通信量が前年度実績を下回っており、同社によれば、ユーザーの利用状況に合わせて、周波数帯ごと地域ごとに、スリープ制御の最適化を実施したことが要因としている。4G・5G全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4G・5Gのそれぞれに必要なとされる通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。

1 実績評価【3G】

	基地局数		人口カバー率		面積カバー率(※2)		通信量 (※3)	技術導入 状況(※4)	総合的な 評価(※5)
	評価	計画値差 (※1)	評価	実績値	評価	平均比			
全国	-	-	S	99.77%	-	-	-	-	S
北海道	-	-	S	99.77%	-	-	-	-	S
東北	-	-	S	99.68%	-	-	-	-	S
関東	-	-	S	99.77%	-	-	-	-	S
信越	-	-	S	99.34%	-	-	-	-	S
北陸	-	-	S	99.97%	-	-	-	-	S
東海	-	-	S	99.85%	-	-	-	-	S
近畿	-	-	S	99.71%	-	-	-	-	S
中国	-	-	S	99.76%	-	-	-	-	S
四国	-	-	S	99.81%	-	-	-	-	S
九州	-	-	S	99.93%	-	-	-	-	S
沖縄	-	-	SS	100.00%	-	-	-	-	S

※1 基地局数については、計画値はない。※2 800MHz帯の3Gはドコモ1者のみ運用中のため、周波数帯平均値が示せないことから、面積カバー率の評価は実施していない。※3 事業者は3Gの通信量を測定していないため、調査データはなく、評価は実施していない。※4 技術導入状況は、3Gでは導入できない技術であるため、調査データはなく、評価は実施していない。※5 人口カバー率のみを考慮して総合評価を実施。

2 進捗評価【3G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な 評価	通信量 (※1)	技術導入 状況(※2)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	A	+42	65,404	A	-0.01	99.77%	A	±0.00	58.11%	A	-	-
北海道	A	+12	4,096	A	±0.00	99.77%	A	-0.01	43.78%	A	-	-
東北	A	+6	6,575	A	±0.00	99.68%	A	-0.01	53.81%	A	-	-
関東	A	-76	16,298	A	-0.01	99.77%	A	+0.02	70.19%	A	-	-
信越	A	+1	3,692	A	±0.00	99.34%	A	+0.02	44.87%	A	-	-
北陸	A	-5	2,769	A	±0.00	99.97%	A	-0.15	57.64%	A	-	-
東海	A	+11	6,809	A	±0.00	99.85%	A	±0.00	51.34%	A	-	-
近畿	A	+22	8,425	A	±0.00	99.71%	A	+0.04	59.33%	A	-	-
中国	A	+32	5,589	A	±0.00	99.76%	A	+0.02	78.61%	A	-	-
四国	A	+14	3,276	A	±0.00	99.81%	A	-0.06	67.29%	A	-	-
九州	A	+19	7,249	A	±0.00	99.93%	A	+0.01	77.09%	A	-	-
沖縄	A	+6	626	A	±0.00	100.00%	A	+0.06	81.10%	A	-	-

※1 事業者は3Gの通信量を測定していないため、調査データはなく、評価は実施していない。※2 技術導入状況は、3Gでは導入できない技術であるため、調査データはなく、評価は実施していない。

【4G】

	基地局数		人口カバー率		面積カバー率		通信量	技術導入 状況	総合的な 評価
	評価	計画値差 (※1)	評価	実績値	評価	平均比			
全国	-	-	S	99.77%	A	97.40%	B	B	S
北海道	-	-	S	99.77%	A	94.95%	B	B	S
東北	-	-	S	99.68%	A	98.16%	B	B	S
関東	-	-	S	99.77%	A	96.35%	B	B	S
信越	-	-	S	99.27%	B	87.31%	B	B	S
北陸	-	-	S	99.97%	A	101.25%	B	B	S
東海	-	-	S	99.85%	B	89.83%	B	B	S
近畿	-	-	S	99.72%	A	96.52%	B	B	S
中国	-	-	S	99.76%	A	103.46%	B	B	S
四国	-	-	S	99.81%	A	104.78%	B	B	S
九州	-	-	S	99.91%	A	101.01%	B	B	S
沖縄	-	-	S	99.99%	A	97.35%	B	B	S

【4G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な 評価	通信量	技術導入 状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	A	+283	66,260	A	±0.00	99.77%	A	+0.01	57.58%	A	C	A
北海道	A	+27	4,123	A	±0.00	99.77%	A	+0.02	43.80%	A	B	A
東北	A	+109	6,769	A	-0.01	99.68%	A	+0.03	53.89%	A	B	A
関東	A	-5	16,349	A	-0.01	99.77%	A	+0.03	69.36%	A	C	A
信越	A	+1	3,692	A	±0.00	99.27%	A	+0.03	43.49%	A	B	A
北陸	A	±0	2,777	A	±0.00	99.97%	A	-0.09	57.66%	A	B	A
東海	A	+27	7,338	A	±0.00	99.85%	A	+0.03	51.30%	A	B	A
近畿	A	+30	8,447	A	+0.01	99.72%	A	+0.09	59.37%	A	C	B
中国	A	+33	5,591	A	±0.00	99.76%	A	+0.02	78.59%	A	B	S
四国	A	+17	3,280	A	±0.00	99.81%	A	-0.06	67.29%	A	B	A
九州	A	+33	7,263	A	±0.00	99.91%	A	+0.01	73.87%	A	B	A
沖縄	A	+11	631	A	±0.00	99.99%	A	+0.06	78.71%	A	C	A

800MHz帯 KDDI/沖縄セルラー電話 評価結果

- KDDI/沖セルは、当該周波数帯を4Gのエリアカバレッジ及びトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の人口カバー率は99.95%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増、人口カバー率は増減なし、面積カバー率は微増となっており、電波の利用は前年度実績を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。しかしながら、4地域（北海道・東北・北陸・四国）の通信量が前年度実績を下回っており、同社によれば、5G端末の普及に伴い、NSAによる4G通信の利用が拡大したことから、他バンドへトラヒックを分散させたことが要因としている。4G・5G全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4G・5Gのそれぞれに必要なとされる通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。

1 実績評価 【4G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量	技術導入 状況	総合的な 評価
	評価	計画値差 (※)	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	-	-	68,430	S	99.95%	A	102.59%	60.65%	B	B	S
北海道	-	-	3,436	S	99.97%	A	105.05%	48.46%	B	B	S
東北	-	-	7,166	S	99.89%	A	101.82%	55.90%	B	B	S
関東	-	-	15,893	S	99.98%	A	103.64%	74.61%	B	B	S
信越	-	-	3,179	S	99.94%	S	112.67%	56.12%	B	B	S
北陸	-	-	2,233	S	99.95%	A	98.74%	56.23%	B	B	S
東海	-	-	7,500	S	99.97%	S	110.17%	62.92%	B	B	S
近畿	-	-	10,930	S	99.96%	A	103.46%	63.64%	B	B	S
中国	-	-	6,156	S	99.87%	A	96.54%	73.33%	B	B	S
四国	-	-	3,238	S	99.85%	A	95.20%	61.14%	B	B	S
九州	-	-	8,043	S	99.90%	A	98.99%	72.39%	B	B	S
沖縄	-	-	656	SS	100.00%	A	102.65%	82.99%	B	B	S

※ 基地局数については、計画値はない。

2 進捗評価 【4G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な 評価	通信量	技術導入 状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	A	+607	68,430	A	±0.00	99.95%	A	+0.09	60.65%	A	B	S
北海道	A	+18	3,436	A	±0.00	99.97%	A	+0.04	48.46%	A	C	S
東北	A	+122	7,166	A	+0.01	99.89%	A	+0.12	55.90%	A	C	S
関東	A	+146	15,893	A	±0.00	99.98%	A	+0.13	74.61%	A	B	S
信越	A	+22	3,179	A	±0.00	99.94%	A	+0.09	56.12%	A	B	A
北陸	A	+7	2,233	A	±0.00	99.95%	A	+0.14	56.23%	A	C	S
東海	A	+62	7,500	A	±0.00	99.97%	A	+0.04	62.92%	A	B	A
近畿	A	+52	10,930	A	±0.00	99.96%	A	+0.07	63.64%	A	B	A
中国	A	+63	6,156	A	±0.00	99.87%	A	+0.06	73.33%	A	B	S
四国	A	+49	3,238	A	±0.00	99.85%	A	+0.10	61.14%	A	C	S
九州	A	+64	8,043	A	±0.00	99.90%	A	+0.11	72.39%	A	B	S
沖縄	A	+2	656	A	±0.00	100.00%	A	+0.06	82.99%	A	B	A

900MHz帯 ソフトバンク 評価結果

- ・ソフトバンクは、当該周波数帯を3G及び4Gのエリアカバレッジのために活用している。
- ・実績評価においては、3Gの全国の人口カバー率は99.81%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。4Gの全国の人口カバー率は99.91%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。
- ・進捗評価においては、前年度に比べ、3Gの全国の基地局数は微減、人口カバー率は増減なし、面積カバー率は微減となっており、電波の利用は前年度実績を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。4Gの全国の基地局数及び人口カバー率は微増、面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。しかしながら、全国及び8地域（北海道・関東・東海・近畿・中国・四国・九州・沖縄）の通信量が前年度実績を下回っており、同社によれば、5G端末の普及や5Gエリアの整備により、5G用周波数帯等ヘトラヒックが移行したことが要因としている。4G・5G全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4G・5Gのそれぞれに必要なとされる通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。

1 実績評価【3G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率(※1)			通信量	技術導入状況(※3)	総合的な評価(※4)
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値	(※2)		
全国	B	+2,190	37,290	S	99.81%	-	-	69.23%	-	-	S
北海道	B	+194	2,527	S	99.88%	-	-	52.58%	-	-	S
東北	B	+223	3,715	S	99.61%	-	-	65.49%	-	-	S
関東	B	+539	8,037	S	99.97%	-	-	85.78%	-	-	S
信越	B	+90	1,708	S	99.63%	-	-	68.24%	-	-	S
北陸	B	+118	1,286	S	99.71%	-	-	69.06%	-	-	S
東海	B	+399	5,042	S	99.86%	-	-	72.01%	-	-	S
近畿	B	+218	4,971	S	99.77%	-	-	72.26%	-	-	S
中国	B	+191	3,160	S	99.52%	-	-	84.40%	-	-	S
四国	B	+77	1,585	S	99.47%	-	-	75.05%	-	-	S
九州	B	+111	4,859	S	99.70%	-	-	78.88%	-	-	S
沖縄	B	+30	400	S	99.98%	-	-	89.25%	-	-	S

※1 900MHz帯はソフトバンク1者のみの割当てのため、周波数帯平均値が示せないことから、面積カバー率の評価は実施していない。※2 事業者は3Gの通信量を測定していないため、調査データはなく、評価は実施していない。※3 技術導入状況は、3Gでは導入できない技術であるため、調査データはなく、評価は実施していない。※4 人口カバー率のみを考慮して総合評価を実施。

2 進捗評価【3G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	通信量(※1)	技術導入状況(※2)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	A	-88	37,290	A	±0.00	99.81%	A	-0.04	69.23%	A	-	-
北海道	A	-47	2,527	A	±0.00	99.88%	A	-0.04	52.58%	A	-	-
東北	A	-10	3,715	A	±0.00	99.61%	A	-0.04	65.49%	A	-	-
関東	A	-18	8,037	A	±0.00	99.97%	A	-0.01	85.78%	A	-	-
信越	A	+4	1,708	A	-0.01	99.63%	A	-0.13	68.24%	A	-	-
北陸	A	-16	1,286	A	±0.00	99.71%	A	-0.04	69.06%	A	-	-
東海	A	+11	5,042	A	-0.01	99.86%	A	-0.05	72.01%	A	-	-
近畿	A	+6	4,971	A	±0.00	99.77%	A	-0.03	72.26%	A	-	-
中国	A	-2	3,160	A	±0.00	99.52%	A	±0.00	84.40%	A	-	-
四国	A	+2	1,585	A	±0.00	99.47%	A	-0.01	75.05%	A	-	-
九州	A	-14	4,859	A	±0.00	99.70%	A	-0.04	78.88%	A	-	-
沖縄	A	-4	400	A	±0.00	99.98%	A	-0.09	89.25%	A	-	-

※1 事業者は3Gの通信量を測定していないため、調査データはなく、評価は実施していない。※2 技術導入状況は、3Gでは導入できない技術であるため、調査データはなく、評価は実施していない。

【4G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率(※1)			通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	B	+17,968	60,100	S	99.91%	-	-	69.36%	B	B	S
北海道	B	+1,225	4,011	S	99.96%	-	-	51.87%	B	B	S
東北	B	+2,329	6,942	S	99.85%	-	-	66.03%	B	B	S
関東	B	+2,144	11,623	S	99.99%	-	-	86.20%	B	B	S
信越	B	+981	2,688	S	99.88%	-	-	69.57%	B	B	S
北陸	B	+781	2,099	S	99.88%	-	-	68.04%	B	B	S
東海	B	+2,224	7,535	S	99.95%	-	-	73.76%	B	B	S
近畿	B	+2,318	7,912	S	99.91%	-	-	72.86%	B	B	S
中国	B	+2,729	6,290	S	99.79%	-	-	84.42%	B	B	S
四国	B	+1,290	2,996	S	99.70%	-	-	72.98%	B	B	S
九州	B	+1,749	7,423	S	99.76%	-	-	79.15%	B	B	S
沖縄	B	+198	581	S	99.98%	-	-	90.11%	B	B	S

【4G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	通信量	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	A	+999	60,100	A	+0.03	99.91%	S	+2.85	69.36%	S	C	A
北海道	A	+36	4,011	A	+0.02	99.96%	S	+2.96	51.87%	S	C	A
東北	A	+158	6,942	A	+0.04	99.85%	S	+1.03	66.03%	S	B	A
関東	A	+225	11,623	A	+0.01	99.99%	S	+2.44	86.20%	S	C	A
信越	A	+84	2,688	A	+0.07	99.88%	S	+4.96	69.57%	S	B	S
北陸	A	+29	2,099	A	+0.07	99.88%	S	+3.07	68.04%	S	B	A
東海	A	+153	7,535	A	+0.03	99.95%	S	+3.92	73.76%	S	C	A
近畿	A	+137	7,912	A	+0.02	99.91%	S	+1.77	72.86%	S	C	A
中国	A	+54	6,290	A	+0.11	99.79%	S	+3.94	84.42%	S	C	A
四国	A	+60	2,996	A	+0.16	99.70%	S	+3.95	72.98%	S	C	A
九州	A	+54	7,423	A	+0.08	99.76%	S	+3.35	79.15%	S	C	A
沖縄	A	+9	581	A	+0.01	99.98%	S	+1.17	90.11%	S	C	A

1.5GHz帯 NTTドコモ 評価結果

- NTTドコモは、当該周波数帯を800MHz帯又は2GHz帯のトラフィックが高い基地局に併設し、4Gのトラフィック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の人口カバー率は91.66%と高く、適切な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増、人口カバー率は微減、面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。しかしながら、1地域（北海道）の通信量が前年度実績を下回っており、同社によれば、ユーザーの利用状況に合わせて、周波数帯ごと地域ごとに、スリープ制御の最適化を実施したことが要因としている。4G・5G全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4G・5Gのそれぞれに必要な通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。

1 実績評価 【4G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量	技術導入 状況	総合的な 評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	B	+22,652	28,352	A	91.66%	A	95.10%	19.80%	B	B	A
北海道	B	+1,219	1,559	A	90.57%	A	106.93%	9.10%	B	B	A
東北	B	+1,400	1,743	B	79.46%	B	78.07%	13.10%	B	B	B
関東	B	+8,449	10,352	S	97.75%	S	120.27%	53.29%	B	B	S
信越	B	+1,273	1,428	A	93.31%	S	119.97%	27.69%	B	B	A
北陸	B	+823	957	A	92.25%	A	107.54%	25.66%	B	B	A
東海	B	+1,894	2,607	B	89.23%	B	75.04%	22.52%	B	B	B
近畿	B	+2,871	3,806	A	93.22%	B	74.82%	22.29%	B	B	A
中国	B	+1,226	1,555	B	82.08%	B	82.67%	16.32%	B	B	B
四国	B	+878	1,094	B	86.72%	A	99.31%	17.37%	B	B	B
九州	B	+2,335	2,900	B	85.61%	B	85.17%	18.44%	B	B	B
沖縄	B	+284	351	A	92.45%	A	95.52%	24.53%	B	B	A

2 進捗評価 【4G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な 評価	通信量	技術導入 状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	A	+8	28,352	A	-0.01	91.66%	A	+0.05	19.80%	A	B	A
北海道	A	+3	1,559	A	±0.00	90.57%	A	+0.05	9.10%	A	C	A
東北	A	+11	1,743	A	+0.02	79.46%	A	±0.00	13.10%	A	B	A
関東	A	-27	10,352	A	-0.07	97.75%	A	-0.01	53.29%	A	B	A
信越	A	-1	1,428	A	±0.00	93.31%	A	±0.00	27.69%	A	B	A
北陸	A	+1	957	A	-0.01	92.25%	A	-0.06	25.66%	A	B	A
東海	A	+5	2,607	A	-0.01	89.23%	A	-0.01	22.52%	A	B	A
近畿	A	-10	3,806	A	±0.00	93.22%	A	±0.00	22.29%	A	B	A
中国	A	+14	1,555	A	+0.08	82.08%	A	+0.17	16.32%	A	B	A
四国	A	+7	1,094	A	+0.09	86.72%	A	+0.19	17.37%	A	B	A
九州	A	+5	2,900	A	+0.06	85.61%	A	+0.16	18.44%	A	B	A
沖縄	A	±0	351	A	±0.00	92.45%	A	+0.01	24.53%	A	B	A

1.5GHz帯 KDDI/沖縄セルラー電話 評価結果

- KDDI/沖セルは、当該周波数帯を4Gの都心部等におけるトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の人口カバー率は77.64%であり、電波の一定程度の有効利用は認められ、総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「B」～「C」評価）。しかしながら、人口カバー率は5地域（北海道・東北・中国・四国・九州）では50～60%台と低く、面積カバー率は5地域（北海道・中国・四国・九州・沖縄）において他社と比べて低い。同社によれば、九州は基地局の支障移転等により人口カバー率が減少したが、その他地域では人口・面積カバー率の拡大を進めているとし、今後、逼迫が予想される高トラヒックエリアに展開する方針としている。進捗評価のとおり、前年度より北海道・沖縄の人口カバー率の大きな増加が認められるが、電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微減、人口カバー率及び面積カバー率は微増しており、電波の利用は前年度実績を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

1 実績評価

【4G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	B	+4,728	11,089	B	77.64%	B	73.63%	15.33%	B	B	B
北海道	B	+110	321	C	65.18%	C	62.98%	5.36%	B	B	C
東北	B	+136	579	C	66.55%	B	84.03%	14.10%	B	B	C
関東	B	+1,953	5,023	B	85.30%	B	71.11%	31.51%	B	B	B
信越	B	+123	246	B	74.23%	B	80.98%	18.69%	B	B	B
北陸	B	+72	146	B	71.58%	B	76.61%	18.28%	B	B	B
東海	B	+755	1,227	B	88.70%	A	93.77%	28.14%	B	B	B
近畿	B	+1,318	2,250	B	87.82%	B	82.44%	24.56%	B	B	B
中国	B	+62	440	C	60.67%	C	60.59%	11.96%	B	B	C
四国	B	+38	167	C	52.60%	C	56.66%	9.91%	B	B	C
九州	B	+120	582	C	54.26%	C	57.18%	12.38%	B	B	C
沖縄	B	+41	108	B	72.10%	C	63.16%	16.22%	B	B	B

2 進捗評価

【4G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	通信量	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	A	-18	11,089	A	+0.23	77.64%	A	+0.15	15.33%	A	B	A
北海道	A	+3	321	S	+1.30	65.18%	A	+0.21	5.36%	S	B	S
東北	A	+2	579	A	+0.57	66.55%	A	+0.05	14.10%	A	B	A
関東	A	-47	5,023	A	+0.24	85.30%	A	+0.23	31.51%	A	B	A
信越	A	±0	246	A	+0.58	74.23%	A	+0.31	18.69%	A	B	A
北陸	A	-1	146	A	+0.13	71.58%	A	-0.02	18.28%	A	B	A
東海	A	+6	1,227	A	+0.17	88.70%	A	+0.17	28.14%	A	B	A
近畿	A	+14	2,250	A	±0.00	87.82%	A	+0.21	24.56%	A	B	A
中国	A	+1	440	A	+0.02	60.67%	A	+0.11	11.96%	A	B	A
四国	A	+1	167	A	+0.28	52.60%	A	+0.04	9.91%	A	B	A
九州	A	+2	582	A	-0.39	54.26%	A	+0.06	12.38%	A	B	A
沖縄	A	+1	108	S	+2.87	72.10%	A	±0.00	16.22%	S	B	A

1.5GHz帯 ソフトバンク 評価結果

- ・ソフトバンクは、当該周波数帯を4Gのエリアカバレッジのために活用している。
- ・実績評価においては、全国の人口カバー率は94.10%と高く、適切な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。
- ・進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数及び人口カバー率は微増、面積カバー率は微減しており、電波の利用は前年度実績を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。しかしながら、全国及び全ての地域の通信量が前年度実績を下回っており、同社によれば、5G端末の普及や5Gエリアの整備により、5G用周波数帯等ヘトラヒックが移行したことが要因としている。4G・5G全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4G・5Gのそれぞれに必要とされる通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。

1 実績評価 【4G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量	技術導入 状況	総合的な 評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	B	+4,400	10,400	A	94.10%	S	131.27%	27.33%	B	B	A
北海道	B	+210	456	A	90.93%	S	129.96%	11.06%	B	B	A
東北	B	+394	852	B	88.71%	S	137.84%	23.13%	B	B	B
関東	B	+1,189	2,703	A	94.94%	A	108.60%	48.12%	B	B	A
信越	B	+100	276	B	87.47%	A	99.09%	22.87%	B	B	B
北陸	B	+38	258	A	93.14%	S	115.88%	27.65%	B	B	A
東海	B	+653	1,490	S	97.29%	S	131.19%	39.37%	B	B	S
近畿	B	+886	1,971	S	97.99%	S	142.70%	42.51%	B	B	S
中国	B	+277	826	B	89.86%	S	156.69%	30.93%	B	B	B
四国	B	+156	370	A	90.08%	S	144.08%	25.20%	B	B	A
九州	B	+443	1,106	A	92.28%	S	157.69%	34.14%	B	B	A
沖縄	B	+54	92	A	92.87%	S	141.36%	36.30%	B	B	A

2 進捗評価 【4G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な 評価	通信量	技術導入 状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	A	+152	10,400	A	+0.16	94.10%	A	-0.04	27.33%	A	C	A
北海道	A	-1	456	A	-0.08	90.93%	A	-0.17	11.06%	A	C	A
東北	A	+1	852	A	-0.08	88.71%	A	-0.11	23.13%	A	C	A
関東	A	+101	2,703	A	+0.50	94.94%	A	+0.18	48.12%	A	C	A
信越	A	-1	276	A	-0.23	87.47%	A	-0.23	22.87%	A	C	S
北陸	A	+3	258	A	+0.01	93.14%	A	+0.01	27.65%	A	C	A
東海	A	+21	1,490	A	+0.04	97.29%	A	+0.10	39.37%	A	C	A
近畿	A	+20	1,971	A	+0.01	97.99%	A	+0.04	42.51%	A	C	A
中国	A	+5	826	A	+0.01	89.86%	A	+0.11	30.93%	A	C	A
四国	A	±0	370	A	-0.07	90.08%	A	+0.07	25.20%	A	C	A
九州	A	+3	1,106	A	-0.02	92.28%	A	+0.03	34.14%	A	C	S
沖縄	A	±0	92	A	-0.20	92.87%	A	-0.67	36.30%	A	C	S

1.7GHz帯 NTTドコモ 評価結果

- NTTドコモは、当該周波数帯を東名阪エリアにおける800MHz帯又は2GHz帯のトラヒックの高い基地局に併設し、4Gのトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、東名阪全体で人口カバー率は95.59%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、東名阪全体の基地局数及び人口カバー率は微減、面積カバー率は増減なしとなっており、電波の利用は前年度実績を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。

1 実績評価 【4G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率(※)			通信量	技術導入 状況	総合的な 評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	B	+14,848	18,323	S	95.59%	-	-	35.75%	B	B	S
北海道	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東北	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
関東	B	+8,718	10,865	S	97.85%	A	104.34%	53.43%	B	B	S
信越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北陸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東海	B	+3,416	3,633	A	94.49%	A	95.07%	27.99%	B	B	A
近畿	B	+2,714	3,825	A	91.50%	B	76.63%	19.97%	B	B	A
中国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
四国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
九州	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
沖縄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ NTTドコモは東名阪のみ、ソフトバンクは全国の割当てのため、東名阪以外の周波数帯平均値が示せないことから、東名阪のみ評価を実施。

2 進捗評価 【4G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な 評価	通信量	技術導入 状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	A	-23	18,323	A	-0.01	95.59%	A	±0.00	35.75%	A	B	A
北海道	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東北	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
関東	A	-29	10,865	A	-0.02	97.85%	A	-0.01	53.43%	A	B	A
信越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北陸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東海	A	+3	3,633	A	±0.00	94.49%	A	±0.00	27.99%	A	B	A
近畿	A	+3	3,825	A	+0.03	91.50%	A	±0.00	19.97%	A	B	A
中国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
四国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
九州	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
沖縄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

（注）NTTドコモが開設計画の認定を受けていた地域は、関東、東海及び近畿であることから、関東、東海及び近畿以外は評価対象外として「―」としている。

1.7GHz帯 ソフトバンク 評価結果

- ・ソフトバンクは、当該周波数帯を4G及び5Gのエリアカバレッジのために活用している。
- ・実績評価においては、全国の人口カバー率は92.76%と高く、適切な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。
- ・進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増、人口カバー率及び面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。しかしながら、2地域（北海道・関東）の通信量は前年度実績を下回っており、同社によれば、NSAによる4G通信のリソース確保のため、他バンドへオフロードする調整を実施したことが要因としている。4G・5G全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4G・5Gのそれぞれに必要な通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。また、2地域（四国・九州）の技術導入状況において4MIMO対応基地局数が減少しており、同社によれば、要因は支障移転や周波数追加によるものとし、今後、空間多重方式を含むトラフィックを効率的に処理する技術の導入は、通信品質の状況等を考慮し、適切なタイミングで導入を検討していくとしている。今後の総通信量の増加に備え、伝送容量を増やすことが可能な高度化空間多重技術については、電波の更なる有効利用のため、引き続き通信品質の確保の面から積極的な導入に向け努力すべきである。

1 実績評価 【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率(※)			通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	B	+13,636	20,024	A	92.76%	-	-	22.58%	B	S	A
北海道	B	+666	966	A	90.59%	-	-	10.91%	B	S	A
東北	B	+1,066	1,362	B	85.54%	-	-	20.35%	B	S	B
関東	B	+4,445	7,194	S	97.96%	A	95.66%	48.99%	B	S	S
信越	B	+385	551	B	87.93%	-	-	20.84%	B	S	B
北陸	B	+394	444	B	89.94%	-	-	24.23%	B	S	B
東海	B	+1,627	2,497	A	94.37%	A	104.89%	30.88%	B	S	A
近畿	B	+2,425	3,607	S	96.21%	S	123.33%	32.14%	B	S	S
中国	B	+897	1,155	B	83.41%	-	-	19.62%	B	S	B
四国	B	+365	505	B	84.10%	-	-	17.84%	B	S	B
九州	B	+1,124	1,476	B	82.36%	-	-	19.73%	B	S	B
沖縄	B	+242	267	S	98.72%	-	-	59.73%	B	S	S

※ NTTドコモは東名阪のみ、ソフトバンクは全国の割当てのため、東名阪以外の周波数帯平均値が示せないことから、東名阪のみ評価を実施。

2 進捗評価 【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			総合的な評価	通信量	技術導入状況(※)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		
全国	A	+2,240	20,024	S	+1.32	92.76%	S	+2.25	22.58%	S	S
北海道	S	+190	966	S	+4.62	90.59%	S	+3.10	10.91%	S	S
東北	S	+333	1,362	S	+3.95	85.54%	S	+2.99	20.35%	S	S
関東	A	+269	7,194	A	+0.12	97.96%	A	+0.95	48.99%	A	A
信越	S	+120	551	S	+2.75	87.93%	S	+1.84	20.84%	S	S
北陸	A	+45	444	A	+0.97	89.94%	A	+0.90	24.23%	A	S
東海	A	+147	2,497	A	+0.34	94.37%	A	+0.82	30.88%	A	A
近畿	A	+483	3,607	A	+0.46	96.21%	S	+1.14	32.14%	S	S
中国	A	+144	1,155	S	+2.20	83.41%	S	+1.89	19.62%	S	S
四国	S	+115	505	S	+4.27	84.10%	S	+2.27	17.84%	S	C
九州	S	+320	1,476	S	+3.13	82.36%	S	+2.59	19.73%	S	C
沖縄	S	+74	267	S	+1.59	98.72%	S	+7.78	59.73%	S	S

※ 技術導入状況は、前年度の5G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

2GHz帯 NTTドコモ 評価結果

- NTTドコモは、当該周波数帯を3G、4G及び5Gのエリアカバレッジのために活用している。
- 実績評価においては、3G帯域（4G・5Gへのマイグレーションを実施中。以下同じ。）の全国の人口カバー率は90.21%と高く、適切な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「C」評価）。4G・5Gの全国の人口カバー率は98.44%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。しかしながら、3G帯域の1地域（東北）の人口カバー率は64.05%と低く、面積カバー率は他社に比べて低い。同社によれば、3Gから4G・5Gへのマイグレーションには、現地工事等の一定の期間が必要なためとし、今後、中長期的なスパンで計画的にマイグレーションを実施していくとしている。電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、3G帯域の全国の基地局数は微増、人口カバー率及び面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。4G・5Gの全国の基地局数は微増、人口カバー率は微減、面積カバー率は増減なしとなっており、電波の利用は前年度実績を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。しかしながら、3地域（関東・近畿・沖縄）の通信量は前年度実績を下回っており、同社によれば、ユーザーの利用状況に合わせて、周波数帯ごと地域ごとに、スリープ制御の最適化を実施したことが要因としている。4G・5G全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4G・5Gのそれぞれに必要なとされる通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。また、1地域（関東）の技術導入状況において4MIMO対応基地局数が減少しており、同社によれば4Gから5Gへの変更に伴い、MIMO数を変更したことが要因としている。今後の総通信量の増加に備え、伝送容量を増やすことが可能な高度化空間多重技術については、電波の更なる有効利用のため、引き続き通信品質の確保の面から積極的な導入に向け努力すべきである。

1 実績評価【3G帯域（注）】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量 (※2)	技術導入 状況(※3)	総合的な 評価(※4)
	評価	計画値差 (※1)	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	-	-	36,532	A	90.21%	B	78.87%	27.48%	-	-	A
北海道	-	-	2,008	S	96.75%	B	85.70%	19.54%	-	-	S
東北	-	-	1,351	C	64.05%	C	55.51%	13.61%	-	-	C
関東	-	-	10,428	A	91.37%	B	83.13%	47.50%	-	-	A
信越	-	-	1,228	B	78.99%	B	73.49%	21.79%	-	-	B
北陸	-	-	1,605	S	96.18%	B	86.16%	33.88%	-	-	S
東海	-	-	4,470	A	94.13%	B	74.56%	32.70%	-	-	A
近畿	-	-	6,602	S	97.57%	B	84.77%	36.90%	-	-	S
中国	-	-	2,945	A	93.80%	B	80.77%	35.04%	-	-	A
四国	-	-	1,492	A	93.07%	A	95.65%	36.72%	-	-	A
九州	-	-	3,950	B	84.11%	B	79.19%	31.20%	-	-	B
沖縄	-	-	453	A	91.45%	B	79.78%	46.24%	-	-	A

※1 基地局数については、計画値はない。※2 事業者は3Gの通信量を測定していないため、調査データはなく、評価は実施していない。※3 技術導入状況は、3Gでは導入できない技術であるため、調査データはなく、評価は実施していない。
※4 人口カバー率のみを考慮して総合評価を実施。

2 進捗評価【3G帯域（注）】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			総合的な 評価	通信量 (※1)	技術導入 状況(※2)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		
全国	A	+2,902	36,532	S	+2.67	90.21%	S	+2.39	27.48%	S	-
北海道	A	+27	2,008	A	+0.28	96.75%	A	+0.06	19.54%	A	-
東北	S	+521	1,351	S	+14.04	64.05%	S	+3.38	13.61%	S	-
関東	A	-493	10,428	A	+0.15	91.37%	A	+0.38	47.50%	A	-
信越	A	+4	1,228	A	+0.05	78.99%	A	+0.02	21.79%	A	-
北陸	S	+872	1,605	S	+9.36	96.18%	S	+8.05	33.88%	S	-
東海	A	-51	4,470	A	-0.24	94.13%	A	-0.11	32.70%	A	-
近畿	S	+523	6,602	S	+1.66	97.57%	S	+2.02	36.90%	S	-
中国	S	+409	2,945	S	+2.57	93.80%	S	+5.04	35.04%	S	-
四国	S	+370	1,492	S	+2.92	93.07%	S	+4.63	36.72%	S	-
九州	S	+730	3,950	S	+9.32	84.11%	S	+6.43	31.20%	S	-
沖縄	A	-10	453	A	+0.87	91.45%	S	+1.30	46.24%	S	-

※1 事業者は3Gの通信量を測定していないため、調査データはなく、評価は実施していない。※2 技術導入状況は、3Gでは導入できない技術であるため、調査データはなく、評価は実施していない。また、前年度の5G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

（注）事業者は3Gから4G・5Gへマイグレーションを実施している。【3G帯域】の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率の実績値は、3G帯域(2145～2150MHz)と同一帯域を利用する4G・5Gとの合算値により評価を実施。4G・5Gの通信量及び技術導入状況の実績値は、3G帯域とそれ以外の帯域で分割できないため、【4G+5G】において評価を実施。

【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量	技術導入 状況	総合的な 評価
	評価	計画値差 (※1)	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	-	-	52,707	S	98.44%	S	120.07%	36.13%	B	B	S
北海道	-	-	3,125	S	98.83%	S	155.43%	24.48%	B	B	S
東北	-	-	4,684	S	95.89%	S	112.91%	28.95%	B	B	S
関東	-	-	15,330	S	99.62%	S	110.70%	62.98%	B	B	S
信越	-	-	2,583	S	97.86%	S	124.35%	35.19%	B	B	S
北陸	-	-	1,824	S	97.42%	S	116.64%	35.61%	B	B	S
東海	-	-	6,455	S	99.30%	S	119.87%	51.34%	B	B	S
近畿	-	-	6,869	S	98.91%	A	107.36%	40.72%	B	B	S
中国	-	-	3,139	S	95.35%	S	133.44%	37.03%	B	B	S
四国	-	-	2,221	S	97.95%	S	152.17%	45.65%	B	B	S
九州	-	-	5,840	S	96.39%	A	108.50%	38.17%	B	B	S
沖縄	-	-	637	S	99.28%	A	94.47%	52.58%	B	B	S

【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			総合的な 評価	通信量	技術導入 状況(※2)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		
全国	A	+234	52,707	A	-0.01	98.44%	A	±0.00	36.13%	A	A
北海道	A	+32	3,125	A	+0.01	98.83%	A	+0.06	24.48%	A	A
東北	A	+17	4,684	A	±0.00	95.89%	A	-0.01	28.95%	A	A
関東	A	+22	15,330	A	±0.00	99.62%	A	+0.05	62.98%	A	C
信越	A	+6	2,583	A	+0.01	97.86%	A	+0.03	35.19%	A	A
北陸	A	+9	1,824	A	-0.07	97.42%	A	-0.16	35.61%	A	A
東海	A	+17	6,455	A	-0.55	99.30%	A	±0.00	51.34%	A	A
近畿	A	+35	6,869	A	±0.00	98.91%	A	+0.02	40.72%	A	B
中国	A	+43	3,139	A	+0.04	95.35%	A	+0.05	37.03%	A	A
四国	A	+23	2,221	A	-0.03	97.95%	A	-0.23	45.65%	A	A
九州	A	+25	5,840	A	-0.03	96.39%	A	-0.09	38.17%	A	A
沖縄	A	+5	637	A	-0.02	99.28%	A	-0.08	52.58%	A	C

※1 事業者は3Gの通信量を測定していないため、調査データはなく、評価は実施していない。また、前年度の5G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

（注）事業者は3Gから4G・5Gへマイグレーションを実施している。【3G帯域】の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率の実績値は、3G帯域(2145～2150MHz)と同一帯域を利用する4G・5Gとの合算値により評価を実施。4G・5Gの通信量及び技術導入状況の実績値は、3G帯域とそれ以外の帯域で分割できないため、【4G+5G】において評価を実施。

2GHz帯 KDDI/沖縄セルラー電話 評価結果

- KDDI/沖セルは、当該周波数を4Gのエリアカバレッジ及びトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の人口カバー率は95.63%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。しかしながら、1地域（四国）の面積カバー率が他社に比べて低く、同社によれば基地局の支障移転等が要因としており、今後もニーズに応じてカバー率の維持・拡大を行っていくとしている。電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じた面積カバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微減、人口カバー率は微増、面積カバー率は微減しており、電波の利用は前年度実績を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」～「B」評価）。しかしながら、3地域（関東・東海・近畿）の通信量が前年度実績を下回っており、同社によれば、5G端末の普及に伴い、NSAによる4G通信の利用が拡大したことから、他バンドへトラヒックを分散させたことが要因としている。4G・5G全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4G・5Gのそれぞれに必要な通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。

1 実績評価 【4G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量	技術導入 状況	総合的な 評価
	評価	計画値差 (※)	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	-	-	40,338	S	95.63%	B	83.48%	25.12%	B	B	S
北海道	-	-	1,417	A	92.45%	B	70.98%	11.18%	B	B	A
東北	-	-	2,581	A	90.59%	B	89.12%	22.85%	B	B	A
関東	-	-	14,622	S	98.57%	A	90.26%	51.35%	B	B	S
信越	-	-	1,116	A	91.91%	B	86.86%	24.58%	B	B	A
北陸	-	-	965	A	93.03%	B	79.63%	24.31%	B	B	A
東海	-	-	5,254	S	96.78%	B	79.73%	34.15%	B	B	S
近畿	-	-	6,937	S	97.81%	B	86.71%	32.89%	B	B	S
中国	-	-	1,948	B	88.63%	B	76.14%	21.13%	B	B	B
四国	-	-	1,206	A	91.14%	C	68.40%	20.52%	B	B	A
九州	-	-	3,732	A	91.98%	B	82.92%	29.17%	B	B	A
沖縄	-	-	560	S	98.86%	A	101.90%	56.72%	B	B	S

※ 基地局数については、計画値はない。

2 進捗評価 【4G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な 評価	通信量	技術導入 状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	A	-322	40,338	A	+0.01	95.63%	A	-0.13	25.12%	A	B	A
北海道	A	+2	1,417	A	+0.09	92.45%	A	+0.04	11.18%	A	B	A
東北	A	+7	2,581	A	+0.02	90.59%	A	-0.01	22.85%	A	B	A
関東	A	-319	14,622	A	+0.01	98.57%	A	+0.04	51.35%	A	C	A
信越	A	±0	1,116	A	+0.13	91.91%	A	+0.01	24.58%	A	B	A
北陸	A	-2	965	A	±0.00	93.03%	A	+0.02	24.31%	A	B	A
東海	A	-13	5,254	A	±0.00	96.78%	A	+0.05	34.15%	A	C	S
近畿	A	-5	6,937	A	±0.00	97.81%	B	-1.77	32.89%	B	C	A
中国	A	+4	1,948	A	-0.03	88.63%	A	-0.01	21.13%	A	B	A
四国	A	+1	1,206	A	±0.00	91.14%	A	-0.08	20.52%	A	B	A
九州	A	+1	3,732	A	-0.04	91.98%	A	-0.09	29.17%	A	B	A
沖縄	A	+2	560	A	±0.00	98.86%	A	±0.00	56.72%	A	B	A

2GHz帯 ソフトバンク 評価結果

- ・ソフトバンクは、当該周波数帯を3G、4G及び5Gのエリアカバレッジのために活用している。
- ・実績評価においては、3Gの全国の人口カバー率は99.13%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。4G・5Gの全国の人口カバー率は96.44%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。
- ・進捗評価においては、前年度に比べ、3Gの全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は微減しており、電波の利用は前年度実績を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。4G・5Gの全国の基地局数及び人口カバー率は微増、面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。しかしながら、全国及び3地域（関東・東海・近畿）の通信量が前年度実績を下回っており、同社によれば、5G端末の普及や5Gエリアの整備により、5G用周波数帯等ヘトラヒックが移行したことが要因としている。4G・5G全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4G・5Gのそれぞれに必要なとされる通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。

1 実績評価【3G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量 (※2)	技術導入 状況(※3)	総合的な 評価(※4)
	評価	計画値差 (※1)	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	-	-	63,584	S	99.13%	S	121.13%	42.20%	-	-	S
北海道	-	-	3,191	S	99.20%	S	114.30%	26.06%	-	-	S
東北	-	-	5,003	S	97.06%	S	144.49%	35.43%	-	-	S
関東	-	-	15,486	S	99.85%	S	116.87%	66.78%	-	-	S
信越	-	-	3,093	S	98.46%	S	126.51%	37.51%	-	-	S
北陸	-	-	2,185	S	99.24%	S	113.84%	44.76%	-	-	S
東海	-	-	8,413	S	99.72%	S	125.42%	55.01%	-	-	S
近畿	-	-	10,245	S	99.44%	S	115.21%	50.15%	-	-	S
中国	-	-	5,654	S	98.28%	S	119.20%	51.71%	-	-	S
四国	-	-	2,483	S	98.01%	A	104.32%	40.05%	-	-	S
九州	-	-	7,273	S	97.74%	S	120.79%	47.59%	-	-	S
沖縄	-	-	558	S	99.60%	S	120.22%	69.68%	-	-	S

※1 基地局数については、計画値はない。 ※2 事業者は3Gの通信量を測定していないため、調査データはなく、評価は実施していない。 ※3 技術導入状況は、3Gでは導入できない技術であるため、調査データはなく、評価は実施していない。
※4 人口カバー率のみを考慮して総合評価を実施。

2 進捗評価【3G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			総合的な 評価	通信量 (※1)	技術導入 状況(※2)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		
全国	A	-487	63,584	A	-0.01	99.13%	A	-0.15	42.20%	A	-
北海道	A	-79	3,191	A	-0.02	99.20%	A	-0.07	26.06%	A	-
東北	A	-74	5,003	A	-0.02	97.06%	A	-0.19	35.43%	A	-
関東	A	-105	15,486	A	-0.01	99.85%	A	-0.16	66.78%	A	-
信越	A	-4	3,093	A	-0.05	98.46%	A	-0.33	37.51%	A	-
北陸	A	-35	2,185	A	-0.01	99.24%	A	-0.09	44.76%	A	-
東海	A	-17	8,413	A	-0.01	99.72%	A	-0.22	55.01%	A	-
近畿	A	-38	10,245	A	±0.00	99.44%	A	-0.12	50.15%	A	-
中国	A	-21	5,654	A	-0.02	98.28%	A	-0.11	51.71%	A	-
四国	A	-27	2,483	A	-0.04	98.01%	A	-0.22	40.05%	A	-
九州	A	-80	7,273	A	-0.02	97.74%	A	-0.13	47.59%	A	-
沖縄	A	-7	558	A	±0.00	99.60%	A	-0.07	69.68%	A	-

※1 事業者は3Gの通信量を測定していないため、調査データはなく、評価は実施していない。 ※2 技術導入状況は、3Gでは導入できない技術であるため、調査データはなく、評価は実施していない。また、前年度の5G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量	技術導入 状況	総合的な 評価
	評価	計画値差 (※1)	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	-	-	39,862	S	96.44%	A	96.44%	29.02%	B	A	S
北海道	-	-	1,605	A	92.06%	B	73.59%	11.59%	B	B	A
東北	-	-	2,304	A	90.98%	A	97.97%	25.12%	B	A	A
関東	-	-	11,739	S	99.09%	A	99.02%	56.33%	B	B	S
信越	-	-	1,416	A	92.74%	B	88.76%	25.12%	B	B	A
北陸	-	-	1,168	S	95.94%	A	103.73%	31.67%	B	B	S
東海	-	-	5,841	S	98.50%	A	100.40%	43.00%	B	B	S
近畿	-	-	7,628	S	98.36%	A	105.93%	40.18%	B	B	S
中国	-	-	2,418	B	88.88%	A	90.38%	25.08%	B	B	B
四国	-	-	1,162	A	90.51%	B	79.43%	23.83%	B	B	A
九州	-	-	4,207	A	94.42%	A	108.58%	38.20%	B	A	A
沖縄	-	-	374	S	97.69%	A	103.61%	57.67%	B	B	S

【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			総合的な 評価	通信量	技術導入 状況(※2)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		
全国	A	+1,685	39,862	A	+0.55	96.44%	S	+2.47	29.02%	S	C
北海道	A	+98	1,605	A	+0.68	92.06%	S	+1.53	11.59%	S	B
東北	A	+61	2,304	S	+1.13	90.98%	S	+2.11	25.12%	S	B
関東	A	+288	11,739	A	+0.22	99.09%	S	+2.72	56.33%	S	C
信越	S	+115	1,416	S	+1.17	92.74%	S	+2.27	25.12%	S	B
北陸	A	+37	1,168	A	+0.56	95.94%	S	+1.95	31.67%	S	B
東海	A	+170	5,841	A	+0.29	98.50%	S	+2.92	43.00%	S	C
近畿	A	+191	7,628	A	+0.21	98.36%	S	+2.03	40.18%	S	C
中国	S	+215	2,418	S	+1.42	88.88%	S	+3.17	25.08%	S	B
四国	S	+103	1,162	S	+1.09	90.51%	S	+2.02	23.83%	S	B
九州	S	+388	4,207	S	+1.21	94.42%	S	+4.66	38.20%	S	B
沖縄	A	+19	374	A	+0.53	97.69%	S	+4.04	57.67%	S	B

3.5GHz帯 NTTドコモ 評価結果

- NTTドコモは、当該周波数帯を4G及び5Gのトラフィック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の人口カバー率は79.55%であり、電波の一定程度の有効利用は認められ、総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「B」～「C」評価）。しかしながら、人口カバー率は2地域（九州・沖縄）では60%台と低く、面積カバー率は3地域（北海道・九州・沖縄）において他社と比べて低い。同社によれば、局所的なトラフィック集中等エリアのスループット向上等のため、ニーズに合わせた展開により地域差が生じていることが要因とし、今後もニーズに応じて展開していくとしている。電波の更なる有効利用のため、トラフィック需要に応じたカバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は微減しており、電波の利用は前年度実績を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。しかしながら、1地域（中国）の通信量は前年度実績を下回っており、同社によれば、ユーザーの利用状況に合わせて、周波数帯ごと地域ごとに、スリープ制御の最適化を実施したことが要因としている。4G・5G全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4G・5Gのそれぞれに必要な通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。

1 実績評価 【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	B	+8,503	26,089	B	79.55%	A	93.28%	11.66%	B	B	B
北海道	B	+452	988	B	76.46%	C	60.27%	2.67%	B	B	B
東北	B	+610	1,628	B	79.18%	A	97.35%	12.50%	B	B	B
関東	B	+2,523	10,154	B	78.87%	A	109.64%	22.40%	B	B	B
信越	B	+129	756	B	79.14%	A	104.61%	15.65%	B	B	B
北陸	B	+242	701	B	85.86%	A	102.82%	19.31%	B	B	B
東海	B	+1,068	2,642	B	83.61%	A	97.64%	18.21%	B	B	B
近畿	B	+1,880	4,720	B	88.09%	A	99.68%	15.82%	B	B	B
中国	B	+290	1,221	B	75.24%	B	89.90%	11.57%	B	B	B
四国	B	+342	872	B	80.23%	A	105.96%	12.27%	B	B	B
九州	B	+867	2,191	C	67.29%	C	69.11%	8.66%	B	B	C
沖縄	B	+100	216	C	67.89%	C	42.25%	8.67%	B	B	C

2 進捗評価 【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	通信量	技術導入状況(※)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	A	-44	26,089	A	-0.14	79.55%	A	-0.02	11.66%	A	B	B
北海道	A	+1	988	A	±0.00	76.46%	A	±0.00	2.67%	A	B	A
東北	A	-3	1,628	A	+0.09	79.18%	A	+0.02	12.50%	A	B	A
関東	A	-36	10,154	A	-0.33	78.87%	A	-0.15	22.40%	A	B	B
信越	A	±0	756	A	±0.00	79.14%	A	±0.00	15.65%	A	B	A
北陸	A	-4	701	A	-0.12	85.86%	A	-0.19	19.31%	A	B	A
東海	A	+2	2,642	A	+0.04	83.61%	A	+0.01	18.21%	A	B	A
近畿	A	-13	4,720	A	+0.02	88.09%	A	+0.01	15.82%	A	B	A
中国	A	+16	1,221	A	-0.10	75.24%	A	-0.04	11.57%	A	C	A
四国	A	±0	872	A	-0.03	80.23%	A	-0.02	12.27%	A	B	B
九州	A	-7	2,191	A	-0.31	67.29%	A	-0.06	8.66%	A	B	A
沖縄	A	±0	216	A	+0.52	67.89%	A	+0.03	8.67%	A	B	A

※ 技術導入状況は、前年度の5G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

3.5GHz帯 KDDI/沖縄セルラー電話 評価結果

- ・ KDDI/沖セルは、当該周波数帯を4G及び5Gのトラヒック対策のために活用している。
- ・ 実績評価においては、全国の人口カバー率は82.02%であり、電波の一定程度の有効利用は認められ、総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「S」、「B」評価）。
- ・ 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。しかしながら、1地域（近畿）の通信量は前年度実績を下回っており、同社によれば、5G通信が、前年度より基地局数が大幅に増加した他の5Gバンドを捕捉したことが要因としている。4G・5G全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4G・5Gのそれぞれに必要なとされる通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。

1 実績評価 【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	B	+7,317	24,290	B	82.02%	S	126.72%	15.84%	B	A	B
北海道	B	+512	989	B	75.34%	B	86.00%	3.81%	B	S	B
東北	B	+666	1,828	B	82.68%	S	134.03%	17.21%	B	A	B
関東	B	+1,153	8,303	B	80.45%	A	102.50%	20.94%	B	A	B
信越	B	+328	761	B	80.00%	S	118.72%	17.76%	B	A	B
北陸	B	+292	635	B	86.99%	S	116.45%	21.87%	B	B	B
東海	B	+1,068	2,550	B	82.75%	S	112.49%	20.98%	B	A	B
近畿	B	+789	3,828	B	86.41%	S	117.45%	18.64%	B	A	B
中国	B	+793	1,828	B	77.81%	S	158.82%	20.44%	B	S	B
四国	B	+299	741	B	77.94%	S	135.75%	15.72%	B	S	B
九州	B	+1,195	2,517	B	83.31%	S	177.73%	22.27%	B	S	B
沖縄	B	+222	310	S	95.93%	S	194.79%	39.97%	B	B	S

2 進捗評価 【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	通信量	技術導入状況(※)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	S	+4,090	24,290	S	+5.71	82.02%	S	+3.28	15.84%	S	B	S
北海道	S	+259	989	S	+3.97	75.34%	S	+1.76	3.81%	S	B	S
東北	S	+387	1,828	A	+0.88	82.68%	A	+0.15	17.21%	S	B	S
関東	A	+302	8,303	S	+5.68	80.45%	S	+5.17	20.94%	S	B	S
信越	S	+197	761	S	+4.13	80.00%	S	+2.65	17.76%	S	B	S
北陸	S	+157	635	S	+1.93	86.99%	S	+1.25	21.87%	S	B	S
東海	S	+501	2,550	S	+6.78	82.75%	S	+4.28	20.98%	S	B	S
近畿	S	+502	3,828	S	+9.05	86.41%	S	+5.76	18.64%	S	C	S
中国	S	+620	1,828	S	+5.41	77.81%	S	+4.66	20.44%	S	B	S
四国	S	+234	741	S	+4.67	77.94%	S	+4.29	15.72%	S	B	S
九州	S	+897	2,517	S	+5.17	83.31%	S	+6.71	22.27%	S	B	S
沖縄	A	+34	310	S	+4.19	95.93%	S	+13.02	39.97%	S	B	A

※ 技術導入状況は、前年度の5G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

3.5GHz帯 ソフトバンク 評価結果

- ・ソフトバンクは、当該周波数帯を4G及び5Gのトラフィック対策のために活用している。
- ・実績評価においては、全国の人口カバー率は72.16%であり、電波の一定程度の有効利用は認められ、総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「B」～「C」評価）。しかしながら、5地域（東北・中国・四国・九州・沖縄）の人口カバー率は60%台と低く、面積カバー率は他社より低い。同社によれば、トラフィック需要が高いエリアを中心に基地局を整備し、本年度調査時点で、全国の人口カバー率が70%を上回り、今後もNR化の進展とともに増加予定としている。進捗評価のとおり、前年度より全国的に人口カバー率・面積カバー率の大きな増加が認められるが、電波の更なる有効利用のため、トラフィック需要に応じたカバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。
- ・進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増、人口カバー率及び面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。しかしながら、全国及び全ての地域の通信量が前年度実績を下回っており、同社によれば、NR化の開始に伴い、4G通信を他バンドへオフロードする調整を実施したこと等が要因としている。4G・5G全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4G・5Gのそれぞれに必要な通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。

1 実績評価 【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	B	+8,936	31,967	B	72.16%	B	79.92%	9.99%	B	S	B
北海道	B	+611	1,430	B	79.18%	S	153.72%	6.81%	B	S	B
東北	B	+753	2,345	C	69.53%	C	68.61%	8.81%	B	S	C
関東	B	+2,281	11,077	B	74.41%	B	87.91%	17.96%	B	S	B
信越	B	+627	1,396	B	72.69%	B	76.60%	11.46%	B	S	B
北陸	B	+420	963	B	77.46%	B	80.67%	15.15%	B	S	B
東海	B	+1,578	3,917	B	78.44%	B	89.87%	16.76%	B	S	B
近畿	B	+1,834	5,706	B	75.22%	B	82.92%	13.16%	B	S	B
中国	B	+282	1,519	C	60.29%	C	51.28%	6.60%	B	S	C
四国	B	+54	708	C	61.57%	C	58.20%	6.74%	B	S	C
九州	B	+417	2,623	C	60.49%	C	53.07%	6.65%	B	S	C
沖縄	B	+79	283	C	62.07%	C	62.91%	12.91%	B	S	C

2 進捗評価 【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	通信量	技術導入状況(※)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	A	+2,920	31,967	S	+9.02	72.16%	S	+4.09	9.99%	S	C	S
北海道	S	+352	1,430	S	+15.80	79.18%	S	+5.73	6.81%	S	C	S
東北	A	+187	2,345	S	+5.38	69.53%	S	+3.22	8.81%	S	C	A
関東	S	+1,266	11,077	S	+12.86	74.41%	S	+9.74	17.96%	S	C	S
信越	S	+189	1,396	S	+8.46	72.69%	S	+3.79	11.46%	S	C	S
北陸	S	+94	963	S	+10.19	77.46%	S	+5.21	15.15%	S	C	S
東海	S	+459	3,917	S	+12.30	78.44%	S	+5.78	16.76%	S	C	S
近畿	A	+302	5,706	S	+8.41	75.22%	S	+4.49	13.16%	S	C	A
中国	A	+21	1,519	A	+0.16	60.29%	A	+0.10	6.60%	A	C	A
四国	A	+15	708	S	+1.07	61.57%	A	+0.24	6.74%	S	C	A
九州	A	+37	2,623	A	+0.63	60.49%	A	+0.35	6.65%	A	C	A
沖縄	A	-2	283	S	+1.14	62.07%	S	+1.24	12.91%	S	C	A

※ 技術導入状況は、前年度の5G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

2.5GHz帯(全国BWA) UQコミュニケーションズ 評価結果

- ・UQコミュニケーションズは、当該周波数帯を高度化BWA及び5Gに利用している。
- ・実績評価においては、全国の人口カバー率は97.84%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。
- ・進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微減、人口カバー率は増減なし、面積カバー率は微減となっており、電波の利用は前年度実績を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。しかしながら、9地域（北海道・東北・信越・北陸・東海・中国・四国・九州・沖縄）の通信量は前年度実績を下回っており、同社によれば、ルータの5G化に伴う自社グループの周波数帯の利用の増加が要因としている。同社グループにおける4G・5G全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4G・5Gのそれぞれに必要なとされる通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。

1 実績評価

【高度化BWA+5G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	B	+1,330	39,990	S	97.84%	S	147.90%	38.72%	B	A	S
北海道	B	+28	1,179	S	95.50%	S	159.98%	14.03%	B	B	S
東北	B	+62	2,562	A	94.70%	S	156.20%	33.52%	B	B	A
関東	B	+408	18,114	S	99.62%	S	134.46%	69.06%	B	A	S
信越	B	+25	1,028	S	96.51%	S	156.27%	38.74%	B	B	S
北陸	B	+32	659	S	96.04%	S	135.69%	33.61%	B	B	S
東海	B	+118	3,687	S	98.28%	S	137.91%	47.91%	B	A	S
近畿	B	+280	6,639	S	98.71%	S	135.17%	48.39%	B	A	S
中国	B	+29	2,032	S	95.25%	S	163.79%	56.72%	B	B	S
四国	B	+28	832	A	93.59%	S	149.14%	36.60%	B	B	A
九州	B	+215	2,921	S	96.26%	S	153.24%	50.40%	B	B	S
沖縄	B	+105	337	S	98.45%	S	134.74%	52.51%	B	B	S

2 進捗評価

【高度化BWA+5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	通信量	技術導入状況(※)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	A	-71	39,990	A	±0.00	97.84%	A	-0.01	38.72%	A	B	S
北海道	A	-1	1,179	A	-0.12	95.50%	A	-0.04	14.03%	A	C	A
東北	A	+1	2,562	A	+0.06	94.70%	A	+0.04	33.52%	A	C	S
関東	A	-59	18,114	A	-0.01	99.62%	A	-0.03	69.06%	A	B	S
信越	A	-1	1,028	A	±0.00	96.51%	A	+0.01	38.74%	A	C	A
北陸	A	-2	659	A	±0.00	96.04%	A	±0.00	33.61%	A	C	A
東海	A	-1	3,687	A	+0.07	98.28%	A	+0.03	47.91%	A	C	B
近畿	A	±0	6,639	A	±0.00	98.71%	A	±0.00	48.39%	A	B	A
中国	A	-2	2,032	A	-0.02	95.25%	A	-0.03	56.72%	A	C	S
四国	A	±0	832	A	-0.02	93.59%	A	-0.03	36.60%	A	C	S
九州	A	-6	2,921	A	-0.01	96.26%	A	-0.02	50.40%	A	C	A
沖縄	A	±0	337	A	±0.00	98.45%	A	±0.00	52.51%	A	C	A

※ 技術導入状況は、前年度の5G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

2.5GHz帯(全国BWA) Wireless City Planning 評価結果

- WCPは、当該周波数帯を高度化BWA及び5G（屋内のみ）に利用している。
- 実績評価においては、全国の人口カバー率は87.57%であり、電波の一定程度の利用は認められ、総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「A」～「B」評価）。しかしながら、全国及び全ての地域の面積カバー率が他社より低く、同社によれば、自社グループのネットワーク戦略方針に基づき、トラフィック需要の変化に合わせて最適化を実施しているためであり、今後、当該最適化の置局位置等によっては面積カバー率の変動が生じる可能性もあるとしている。電波の更なる有効利用のため、トラフィック需要に応じたカバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は微増、人口カバー率は増減なし、面積カバー率は微減となっており、電波の利用は前年度実績値を維持しているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。しかしながら、全国及び9地域（北海道・東北・北陸・東海・近畿・中国・四国・九州・沖縄）の通信量が前年度実績を下回っており、同社によれば、自社グループの5Gエリアの整備や5G端末の普及により、自社グループの5G用周波数帯等へトラフィックが移行したことが要因としている。同社グループにおける4G・5G全体の通信量は前年度から増加しており、今後も更なる総通信量の増加が予想されていることから、4G・5Gのそれぞれに必要な通信量を適切に見積もり、ユーザーの通信品質の確保を図るとともに、電波の有効利用の観点から、割り当てられた周波数の最大限の活用に向け引き続き努力すべきである。

1 実績評価

【高度化BWA+5G】

	基地局数			人口カバー率		面積カバー率			通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値	評価	平均比	実績値			
全国	B	+53,266	65,959	B	87.57%	C	52.06%	13.63%	B	A	B
北海道	B	+2,058	2,540	B	82.50%	C	39.91%	3.50%	B	B	B
東北	B	+3,045	3,972	B	72.45%	C	43.80%	9.40%	B	B	B
関東	B	+21,058	25,304	A	94.21%	C	65.54%	33.66%	B	A	A
信越	B	+1,231	1,668	B	72.12%	C	43.69%	10.83%	B	B	B
北陸	B	+1,117	1,444	B	81.09%	C	64.31%	15.93%	B	B	B
東海	B	+6,263	7,846	B	88.89%	C	62.06%	21.56%	B	B	B
近畿	B	+9,209	11,322	A	93.67%	C	64.83%	23.21%	B	B	A
中国	B	+2,761	3,530	B	78.96%	C	36.21%	12.54%	B	B	B
四国	B	+1,401	1,833	B	77.39%	C	50.86%	12.48%	B	B	B
九州	B	+4,521	5,777	B	79.68%	C	46.73%	15.37%	B	B	B
沖縄	B	+602	723	B	88.96%	C	65.23%	25.42%	B	B	B

2 進捗評価

【高度化BWA+5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	通信量	技術導入状況(※)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値			
全国	A	+72	65,959	A	±0.00	87.57%	A	-0.01	13.63%	A	C	A
北海道	A	-27	2,540	A	-0.10	82.50%	A	-0.02	3.50%	A	C	A
東北	A	+10	3,972	A	+0.04	72.45%	A	±0.00	9.40%	A	C	S
関東	A	+4	25,304	A	+0.02	94.21%	A	+0.05	33.66%	A	B	A
信越	A	-5	1,668	A	-0.45	72.12%	A	-0.09	10.83%	A	B	A
北陸	A	+31	1,444	A	+0.39	81.09%	A	+0.11	15.93%	A	C	S
東海	A	+8	7,846	A	-0.07	88.89%	A	-0.06	21.56%	A	C	A
近畿	A	+9	11,322	A	-0.01	93.67%	A	+0.01	23.21%	A	C	A
中国	A	+27	3,530	A	+0.17	78.96%	A	+0.05	12.54%	A	C	S
四国	A	+27	1,833	A	+0.12	77.39%	A	+0.05	12.48%	A	C	S
九州	A	-12	5,777	A	-0.05	79.68%	A	-0.13	15.37%	A	C	A
沖縄	A	±0	723	A	-0.08	88.96%	A	-0.13	25.42%	A	C	A

※ 技術導入状況は、前年度の5G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

定量評価

2. 開設計画の認定の有効期間中の周波数帯

- ・700MHz帯（770～773MHz）
- ・1.7GHz帯（1805～1845MHz）
- ・1.7GHz帯（1860～1880MHz：東名阪以外）
- ・2.3GHz帯
- ・3.4GHz帯

700MHz帯（770～773MHz）楽天モバイル 評価結果

- ・ 楽天モバイルは、当該周波数帯を4Gのエリアカバレッジのために活用することとしている。
- ・ 同社は、令和6年6月より商用サービスを開始しているが、調査時点では未開設であることから、評価を行っていない（「R」評価）。

1 実績評価 【4G】

	基地局数			人口カバー率			評価	技術導入 状況	総合的な 評価
	評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値			
全国	R	±0	0	R	±0	0.00%	R	R	R
北海道	R	±0	0	R	±0	0.00%	R	R	R
東北	R	±0	0	R	±0	0.00%	R	R	R
関東	R	±0	0	R	±0	0.00%	R	R	R
信越	R	±0	0	R	±0	0.00%	R	R	R
北陸	R	±0	0	R	±0	0.00%	R	R	R
東海	R	±0	0	R	±0	0.00%	R	R	R
近畿	R	±0	0	R	±0	0.00%	R	R	R
中国	R	±0	0	R	±0	0.00%	R	R	R
四国	R	±0	0	R	±0	0.00%	R	R	R
九州	R	±0	0	R	±0	0.00%	R	R	R
沖縄	R	±0	0	R	±0	0.00%	R	R	R

2 進捗評価 【4G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な 評価	技術導入 状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		
全国	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R
北海道	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R
東北	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R
関東	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R
信越	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R
北陸	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R
東海	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R
近畿	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R
中国	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R
四国	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R
九州	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R
沖縄	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R

（注）700MHz帯(770～773MHz)は令和5年10月に割り当てられ、調査時点では未開設（全国の基地局数が0局）であることから、すべての評価を実施していない。

1.7GHz帯（1805～1845MHz）KDDI/沖縄セルラー電話 評価結果

- KDDI/沖セルは、当該周波数帯を4G及び5Gのエリアカバレッジ及びトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の基地局数及び人口カバー率について、認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数及び人口カバー率は非常に大きく増加、面積カバー率は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。

1 実績評価 【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率			評価	技術導入 状況	総合的な 評価
	評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値			
全国	A	+1,598	18,409	S	+17.01	85.69%	S	A	S
北海道	S	+374	708	S	+52.83	75.18%	S	B	S
東北	A	+114	1,159	S	+31.36	71.88%	S	B	S
関東	B	+277	6,914	S	+9.58	94.95%	A	A	A
信越	S	+169	438	S	+35.75	74.86%	S	B	S
北陸	A	+65	317	S	+27.67	75.84%	S	B	S
東海	A	+255	1,937	S	+20.14	89.87%	S	A	S
近畿	B	±0	3,212	A	+4.32	88.80%	A	A	A
中国	B	±0	1,181	S	+13.86	71.60%	A	A	A
四国	A	+85	604	S	+23.30	71.25%	S	A	S
九州	B	±0	1,651	S	+18.49	74.88%	A	A	A
沖縄	S	+259	288	S	+62.22	89.07%	S	B	S

2 進捗評価 【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な 評価	技術導入 状況(※)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		
全国	S	+4,605	18,409	S	+6.41	85.69%	A	+3.03	16.85%	S	S
北海道	S	+282	708	S	+13.28	75.18%	A	+1.92	4.99%	S	S
東北	S	+658	1,159	S	+14.86	71.88%	S	+5.24	12.97%	S	S
関東	S	+1,141	6,914	A	+2.71	94.95%	A	+2.44	43.72%	S	S
信越	S	+150	438	S	+10.95	74.86%	A	+3.38	16.50%	S	S
北陸	S	+118	317	S	+7.97	75.84%	A	+2.41	16.90%	S	S
東海	S	+566	1,937	A	+4.41	89.87%	A	+2.63	27.23%	S	S
近畿	S	+524	3,212	S	+5.93	88.80%	A	+3.26	22.83%	S	S
中国	S	+303	1,181	S	+7.70	71.60%	A	+2.57	14.84%	S	B
四国	S	+200	604	S	+11.07	71.25%	A	+2.44	13.53%	S	B
九州	S	+529	1,651	S	+9.13	74.88%	A	+2.59	17.45%	S	S
沖縄	S	+134	288	S	+14.13	89.07%	S	+10.76	26.67%	S	S

※ 技術導入状況は、前年度の5G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

1.7GHz帯（1805～1845MHz） 楽天モバイル 評価結果

- ・楽天モバイルは、当該周波数帯を4Gのエリアカバレッジのために活用している。
- ・実績評価においては、全国の基地局数及び人口カバー率について、認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。
- ・進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は非常に大きく増加、人口カバー率は増加、面積カバー率は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

1 実績評価 【4G】

	基地局数			人口カバー率			評価	技術導入 状況	総合的な 評価
	評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値			
全国	S	+39,782	61,160	S	+16.82	98.85%	S	B	S
北海道	S	+1,808	2,246	S	+53.19	98.81%	S	B	S
東北	S	+4,354	5,913	S	+58.16	97.60%	S	B	S
関東	S	+11,569	18,665	A	+1.60	99.60%	S	B	S
信越	S	+1,407	2,541	A	+4.23	97.90%	S	B	S
北陸	S	+1,267	1,584	S	+43.42	97.80%	S	B	S
東海	S	+3,657	6,712	S	+13.52	99.24%	S	B	S
近畿	S	+4,938	8,566	A	+1.47	99.24%	S	B	S
中国	S	+3,287	4,900	S	+23.37	97.33%	S	B	S
四国	S	+1,908	2,487	S	+48.83	97.26%	S	B	S
九州	S	+5,089	7,004	S	+32.17	97.91%	S	B	S
沖縄	S	+498	542	S	+65.44	98.94%	S	B	S

2 進捗評価 【4G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な 評価	技術導入 状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		
全国	S	+4,855	61,160	B	+0.29	98.85%	A	+2.83	41.51%	A	A
北海道	S	+233	2,246	B	+0.30	98.81%	A	+2.43	28.89%	A	S
東北	S	+588	5,913	B	+0.92	97.60%	A	+4.27	40.19%	A	S
関東	S	+1,421	18,665	B	+0.04	99.60%	A	+1.23	62.29%	A	A
信越	S	+280	2,541	B	+0.73	97.90%	A	+2.92	35.68%	A	S
北陸	S	+96	1,584	B	+0.50	97.80%	A	+2.17	38.54%	A	A
東海	S	+413	6,712	B	+0.10	99.24%	A	+1.25	45.64%	A	A
近畿	S	+614	8,566	B	+0.12	99.24%	A	+2.54	51.56%	A	A
中国	S	+392	4,900	B	+0.77	97.33%	A	+3.57	41.14%	A	A
四国	S	+263	2,487	B	+0.74	97.26%	A	+2.46	34.62%	A	S
九州	S	+513	7,004	B	+0.65	97.91%	A	+3.54	48.90%	A	A
沖縄	S	+42	542	B	+0.30	98.94%	S	+5.87	61.45%	S	S

1.7GHz帯（1860～1880MHz）東名阪以外 楽天モバイル 評価結果

- 楽天モバイルは、当該周波数帯を4Gのエリアカバレッジのために活用している。また、今後、5Gのエリアカバレッジに活用していく予定としている。
- 実績評価においては、全国の基地局数（屋外・屋内）について、認定された開設計画を適切に実施しているものと認められ、これらの総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「B」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は増加、人口カバー率は非常に大きく増加、面積カバー率は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「B」評価）。

1 実績評価 【4G】

	基地局数（屋外）			基地局数（屋内）			評価	5G高度特定基地局数			5G基盤展開率			評価	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値		評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値			
全国	B	+10	827	B	±0	0	B	B	±0	0	B	±0.00	0.00%	B	B	B
北海道	B	±0	84	B	±0	0	B	B	±0	0	B	±0.00	0.00%	B	B	B
東北	B	±0	149	B	±0	0	B	B	±0	0	B	±0.00	0.00%	B	B	B
関東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信越	B	±0	64	B	±0	0	B	B	±0	0	B	±0.00	0.00%	B	B	B
北陸	B	±0	50	B	±0	0	B	B	±0	0	B	±0.00	0.00%	B	B	B
東海	B	±0	2	B	±0	0	B	B	±0	0	B	±0.00	0.00%	B	B	B
近畿	B	±0	12	B	±0	0	B	B	±0	0	B	±0.00	0.00%	B	B	B
中国	B	+7	157	B	±0	0	B	B	±0	0	B	±0.00	0.00%	B	B	B
四国	B	±0	68	B	±0	0	B	B	±0	0	B	±0.00	0.00%	B	B	B
九州	B	+3	224	B	±0	0	B	B	±0	0	B	±0.00	0.00%	B	B	B
沖縄	B	±0	17	B	±0	0	B	B	±0	0	B	±0.00	0.00%	B	B	B

2 進捗評価 【4G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	5G高度特定基地局数			5G基盤展開率			総合的な評価	技術導入状況
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		
全国	B	+591	827	S	+21.82	30.55%	A	+2.60	3.95%	A	R	-	0	R	-	0.00%	R	S
北海道	A	+60	84	S	+12.35	22.20%	A	+1.41	2.00%	S	R	-	0	R	-	0.00%	R	S
東北	A	+107	149	S	+16.75	24.09%	A	+1.51	2.77%	S	R	-	0	R	-	0.00%	R	S
関東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信越	A	+46	64	S	+23.67	30.95%	A	+4.25	5.93%	S	R	-	0	R	-	0.00%	R	S
北陸	A	+35	50	S	+22.34	33.85%	S	+5.03	8.37%	S	R	-	0	R	-	0.00%	R	S
東海	B	+1	2	B	+0.03	0.07%	B	+0.02	0.10%	B	R	-	0	R	-	0.00%	R	S
近畿	B	+11	12	B	+0.22	0.22%	B	+0.29	0.30%	B	R	-	0	R	-	0.00%	R	S
中国	A	+115	157	S	+25.89	30.35%	A	+3.03	4.13%	S	R	-	0	R	-	0.00%	R	S
四国	A	+47	68	S	+15.44	23.45%	A	+2.27	3.76%	S	R	-	0	R	-	0.00%	R	S
九州	A	+158	224	S	+29.11	39.56%	S	+5.07	7.49%	S	R	-	0	R	-	0.00%	R	S
沖縄	B	+11	17	S	+11.46	31.01%	A	+2.30	4.21%	A	R	-	0	R	-	0.00%	R	S

（注 1） 楽天モバイルが開設計画の認定を受けている地域は、関東以外であることから、関東は評価対象外として「—」としている。なお、東海及び近畿の一部地域においては開設計画の認定を受けていることから、評価を実施している。

（注 2） 5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率は、1.7、3.7、28GHz帯に係る当該局数及び率である。5 Gは未導入であることから、前年度差に係る評価は実施していない。

2.3GHz帯 KDDI/沖縄セルラー電話 評価結果

- KDDI/沖セルは、当該周波数帯を5Gのトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の基地局数について、認定された開設計画を適切に実施しているものと認められ、総合評価は「B」評価である（地域（沖縄を除く。）の総合評価は「B」評価。沖縄は未開設のため「R」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績を上回っているものと認められ、これらの総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「B」、「R」評価）。

1 実績評価 【5G】

	基地局数			技術導入 状況	総合的な 評価
	評価	計画値差	実績値		
全国	B	+36	86	B	B
北海道	B	+5	6	B	B
東北	B	±0	9	B	B
関東	B	+19	23	B	B
信越	B	+4	9	B	B
北陸	B	+1	3	B	B
東海	B	+1	8	B	B
近畿	B	±0	1	B	B
中国	B	+2	11	B	B
四国	B	+2	5	B	B
九州	B	+2	11	B	B
沖縄	B	±0	0	R	R

2 進捗評価 【5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な 評価	技術導入 状況(※)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		
全国	B	+86	86	B	+0.28	0.28%	B	+0.12	0.12%	B	S
北海道	B	+6	6	B	+0.48	0.48%	B	+0.02	0.02%	B	S
東北	B	+9	9	B	+0.69	0.69%	B	+0.07	0.07%	B	S
関東	B	+23	23	B	+0.24	0.24%	B	+0.31	0.31%	B	S
信越	B	+9	9	B	+0.92	0.92%	B	+0.14	0.14%	B	S
北陸	B	+3	3	B	+0.94	0.94%	B	+0.20	0.20%	B	S
東海	B	+8	8	B	+0.12	0.12%	B	+0.10	0.10%	B	S
近畿	B	+1	1	B	±0.00	0.00%	B	±0.00	0.00%	B	S
中国	B	+11	11	B	+0.46	0.46%	B	+0.26	0.26%	B	S
四国	B	+5	5	B	+0.75	0.75%	B	+0.21	0.21%	B	S
九州	B	+11	11	B	+0.12	0.12%	B	+0.16	0.16%	B	S
沖縄	R	-	0	R	-	0.00%	R	-	0.00%	R	R

※ 技術導入状況は、前年度の5G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

(注) 沖縄は未開設（基地局数が0局）であることから、計画値差のみ評価し、その他の評価は実施していない。

3.4GHz帯 NTTドコモ 評価結果

- NTTドコモは、当該周波数帯を4G及び5Gのトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の基地局数及び人口カバー率について、認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は増加、人口カバー率は大きく増加、面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」～「B」評価）。

1 実績評価 【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率			評価	技術導入 状況	総合的な 評価
	評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値			
全国	B	+830	11,050	S	+6.12	66.17%	A	B	A
北海道	B	+37	233	S	+6.64	66.79%	A	B	A
東北	B	+16	394	A	+3.12	63.24%	A	B	A
関東	B	+334	4,985	S	+6.75	66.76%	A	B	A
信越	A	+46	323	A	+2.02	62.05%	A	B	A
北陸	B	+7	137	A	+1.44	61.62%	A	B	A
東海	B	+70	1,088	S	+6.30	66.34%	A	B	A
近畿	A	+208	1,938	S	+8.59	68.59%	S	B	S
中国	B	+39	308	A	+1.80	61.90%	A	B	A
四国	A	+54	347	S	+6.31	66.36%	S	B	S
九州	B	+14	1,201	S	+6.39	66.52%	A	B	A
沖縄	B	+5	96	S	+5.99	66.11%	A	B	A

2 進捗評価 【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な 評価	技術導入 状況(※)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		
全国	B	+611	11,050	A	+1.95	66.17%	B	+0.18	7.29%	A	A
北海道	B	+17	233	A	+1.20	66.79%	B	+0.02	1.61%	A	S
東北	B	+6	394	B	+0.74	63.24%	B	+0.10	7.33%	B	A
関東	B	+333	4,985	A	+1.69	66.76%	B	+0.38	10.86%	A	A
信越	B	+8	323	B	+0.78	62.05%	B	+0.16	9.00%	B	A
北陸	B	+1	137	B	+0.20	61.62%	B	+0.01	10.70%	B	A
東海	B	+64	1,088	A	+2.23	66.34%	B	+0.52	15.47%	A	S
近畿	B	+147	1,938	A	+4.81	68.59%	B	+0.67	7.58%	A	A
中国	B	+16	308	B	+0.34	61.90%	B	+0.08	7.44%	B	A
四国	B	+8	347	B	+0.50	66.36%	B	+0.08	8.54%	B	A
九州	B	+9	1,201	A	+1.29	66.52%	B	+0.13	7.90%	A	A
沖縄	B	+2	96	A	+1.07	66.11%	B	+0.15	8.74%	A	A

※ 技術導入状況は、前年度の5G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

3.4GHz帯 ソフトバンク 評価結果

- ソフトバンクは、当該周波数帯を4G及び5Gのトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の基地局数及び人口カバー率について、認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は非常に大きく増加、人口カバー率及び面積カバー率は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」、「A」、「C」評価）。しかしながら、1地域（沖縄）の面積カバー率が前年度実績から減少しており、同社によれば、基地局の支障移転により、前年度より面積カバー率が一時的に減少したが、当該エリアを補完する基地局を既に整備済みとしている。電波の更なる有効利用のため、トラヒック需要に応じたカバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。

1 実績評価 【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率			評価	技術導入 状況	総合的な 評価
	評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値			
全国	S	+6,969	30,136	S	+21.38	81.71%	S	S	S
北海道	S	+261	1,102	S	+23.32	83.32%	S	S	S
東北	S	+518	1,746	S	+17.45	72.29%	S	S	S
関東	S	+2,845	11,537	S	+20.38	83.07%	S	S	S
信越	S	+237	955	S	+22.58	78.05%	S	S	S
北陸	S	+173	645	S	+25.64	84.00%	S	S	S
東海	S	+459	3,114	S	+22.40	80.02%	S	S	S
近畿	S	+1,314	4,983	S	+25.51	88.92%	S	S	S
中国	S	+358	1,908	S	+14.58	72.24%	S	S	S
四国	S	+210	753	S	+17.26	71.94%	S	S	S
九州	S	+497	3,145	S	+20.78	81.35%	S	S	S
沖縄	S	+97	248	S	+33.10	86.76%	S	S	S

2 進捗評価 【4G+5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な 評価	技術導入 状況(※)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		
全国	S	+4,090	30,136	A	+4.01	81.71%	A	+1.17	14.87%	S	S
北海道	S	+212	1,102	S	+6.96	83.32%	B	+0.82	9.24%	S	S
東北	S	+320	1,746	A	+3.38	72.29%	B	+0.85	11.18%	A	S
関東	S	+1,147	11,537	A	+4.31	83.07%	A	+2.46	25.48%	S	S
信越	S	+141	955	A	+1.81	78.05%	B	+0.62	14.21%	A	S
北陸	S	+84	645	B	+0.92	84.00%	B	+0.50	18.72%	A	S
東海	A	+326	3,114	A	+3.79	80.02%	A	+1.56	19.95%	A	S
近畿	S	+1,052	4,983	S	+5.42	88.92%	A	+2.35	21.53%	S	S
中国	S	+221	1,908	A	+1.36	72.24%	B	+0.58	12.41%	A	S
四国	S	+158	753	A	+3.54	71.94%	B	+0.90	10.34%	A	S
九州	S	+362	3,145	A	+3.57	81.35%	A	+1.49	18.28%	S	S
沖縄	S	+67	248	A	+1.32	86.76%	C	-0.21	33.65%	C	S

※ 技術導入状況は、前年度の5G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

定量評価

3. 評価を行う年度に開設計画の認定の有効期間が満了した周波数帯

- ・3.7GHz帯
- ・4.0GHz帯
- ・4.5GHz帯
- ・28GHz帯

3.7GHz帯 NTTドコモ(認定の有効期間満了) 評価結果

- NTTドコモは、当該周波数帯を5Gのトラフィック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の基盤展開率は97.27%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」、「B」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

1 実績評価 【5G】

	基地局数			基盤展開率		通信量	技術導入 状況	総合的な 評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値			
全国	B	+2,936	10,937	S	97.27%	B	S	S
北海道	B	+85	1,026	S	96.52%	B	S	S
東北	B	+223	1,003	S	99.05%	B	S	S
関東	B	+3	2,327	S	97.54%	B	S	S
信越	B	+374	723	S	98.51%	B	S	S
北陸	B	+235	395	S	95.45%	B	S	S
東海	B	+79	678	S	99.38%	B	S	S
近畿	B	±0	1,454	S	98.67%	B	S	S
中国	B	+541	932	S	98.70%	B	S	S
四国	B	+495	748	S	95.22%	B	S	S
九州	B	+896	1,564	S	95.31%	B	S	S
沖縄	B	+5	87	B	89.01%	B	S	B

2 進捗評価 【5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な 評価	基盤展開率(※1)			通信量	技術導入 状況(※2)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		評価	前年度差	実績値		
全国	A	+2,979	10,937	A	+3.58	23.89%	A	+1.13	6.03%	A	-	-	97.27%	B	S
北海道	S	+428	1,026	B	+0.49	18.61%	B	+0.19	0.91%	A	-	-	96.52%	B	S
東北	S	+395	1,003	A	+3.19	30.26%	B	+0.89	4.02%	A	-	-	99.05%	B	S
関東	A	+634	2,327	B	+0.62	2.34%	B	+0.89	2.84%	A	-	-	97.54%	B	S
信越	S	+185	723	S	+5.90	66.72%	A	+2.19	13.80%	S	-	-	98.51%	B	S
北陸	A	+43	395	A	+1.07	63.41%	B	+0.71	11.42%	A	-	-	95.45%	B	S
東海	A	+155	678	B	+0.32	3.14%	B	+0.38	1.89%	A	-	-	99.38%	B	S
近畿	S	+514	1,454	S	+15.11	31.66%	A	+3.03	8.82%	S	-	-	98.67%	B	S
中国	A	+150	932	A	+1.90	57.64%	A	+1.43	11.26%	A	-	-	98.70%	B	S
四国	S	+136	748	A	+1.67	68.39%	B	+0.72	10.94%	A	-	-	95.22%	B	S
九州	A	+292	1,564	A	+2.31	55.23%	A	+2.35	11.57%	A	-	-	95.31%	B	S
沖縄	S	+47	87	A	+1.22	5.93%	A	+4.82	9.11%	S	-	-	89.01%	B	S

※ 1 周波数帯ごとの基盤展開率は、前年度実績データがないことから評価は実施していない。 ※ 2 技術導入状況は、前年度の 5 G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。
(注) 3.7GHz帯は令和6年4月9日に認定の有効期間が満了した。同日時点の調査結果に基づき、本年度の有効利用評価は、認定の有効期間が満了した評価と有効期間中の評価を実施した。

3.7GHz帯 NTTドコモ(認定の有効期間中) 評価結果

- NTTドコモは、当該周波数帯を5Gのトラフィック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の基地局数（屋外・屋内）、5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率について、認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「C」評価）。しかしながら、3地域（北海道・九州・沖縄）の5G高度特定基地局数及び5地域（北海道・関東・近畿・九州・沖縄）の5G基盤展開率は計画値を下回っており、同社によれば、いずれも伝送路の調整長期化等が要因とし、令和7年3月末までに開設計画値以上になるよう整備中としている。5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率については、認定の有効期間満了後の周波数帯ごとの「基盤展開率」の評価においては全国で「S」評価であり、当該率は高いものの、自ら計画した計画値以上となるよう整備を推進すべきである。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

1 実績評価 【5G】

	基地局数（屋外）			基地局数（屋内）			評価	5G高度特定基地局数			5G基盤展開率			評価	技術導入 状況	総合的な 評価
	評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値		評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値			
全国	A	+2,936	10,937	B	+354	3,852	A	B	+371	4,702	B	+0.25	97.27%	B	A	A
北海道	A	+85	1,026	B	+3	171	A	C	-11	870	C	-0.19	96.52%	C	A	C
東北	S	+223	1,003	B	+49	115	A	B	+37	767	B	+0.93	99.05%	B	A	A
関東	B	+3	2,327	B	±0	1,913	B	S	+202	601	C	-0.27	97.54%	C	A	C
信越	S	+374	723	A	+34	74	S	A	+54	331	B	+0.31	98.51%	A	A	S
北陸	S	+235	395	A	+25	50	S	B	+3	148	A	+1.26	95.45%	A	A	S
東海	B	+79	678	B	+14	307	B	B	+19	338	B	+0.61	99.38%	B	A	B
近畿	B	±0	1,454	B	+19	454	B	A	+62	363	C	-0.34	98.67%	C	A	C
中国	S	+541	932	A	+86	137	S	B	+16	392	B	+0.78	98.70%	B	A	A
四国	S	+495	748	A	+80	118	S	B	+4	242	A	+1.17	95.22%	A	A	S
九州	S	+896	1,564	B	+35	459	A	C	-14	569	C	-0.42	95.31%	C	A	C
沖縄	B	+5	87	B	+9	54	B	C	-1	81	C	-0.12	89.01%	C	A	C

2 進捗評価 【5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な 評価	5G高度特定基地局数			5G基盤展開率			総合的な 評価	技術導入 状況(※)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		
全国	A	+2,979	10,937	A	+3.58	23.89%	A	+1.13	6.03%	A	S	+2,019	4,702	S	+42.66	97.27%	S	S
北海道	S	+428	1,026	B	+0.49	18.61%	B	+0.19	0.91%	A	S	+429	870	S	+48.22	96.52%	S	S
東北	S	+395	1,003	A	+3.19	30.26%	B	+0.89	4.02%	A	S	+339	767	S	+45.96	99.05%	S	S
関東	A	+634	2,327	B	+0.62	2.34%	B	+0.89	2.84%	A	S	+289	601	S	+45.72	97.54%	S	S
信越	S	+185	723	S	+5.90	66.72%	A	+2.19	13.80%	S	S	+162	331	S	+50.31	98.51%	S	S
北陸	A	+43	395	A	+1.07	63.41%	B	+0.71	11.42%	A	A	+35	148	S	+23.19	95.45%	S	S
東海	A	+155	678	B	+0.32	3.14%	B	+0.38	1.89%	A	S	+142	338	S	+41.36	99.38%	S	S
近畿	S	+514	1,454	S	+15.11	31.66%	A	+3.03	8.82%	S	S	+117	363	S	+34.64	98.67%	S	S
中国	A	+150	932	A	+1.90	57.64%	A	+1.43	11.26%	A	S	+111	392	S	+29.09	98.70%	S	S
四国	S	+136	748	A	+1.67	68.39%	B	+0.72	10.94%	A	S	+103	242	S	+41.25	95.22%	S	S
九州	A	+292	1,564	A	+2.31	55.23%	A	+2.35	11.57%	A	S	+245	569	S	+42.11	95.31%	S	S
沖縄	S	+47	87	A	+1.22	5.93%	A	+4.82	9.11%	S	S	+47	81	S	+52.05	89.01%	S	S

※ 技術導入状況は、前年度の5G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

(注1) 3.7GHz帯は令和6年4月9日に認定の有効期間が満了した。同日時点の調査結果に基づき、本年度の有効利用評価は、認定の有効期間が満了した評価と有効期間中の評価を実施した。

(注2) 5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率は、3.7、4.5、28GHz帯に係る当該局数及び率であり、これらの周波数帯において認定の有効期間中の評価は共通となる。

3.7GHz帯 KDDI/沖縄セルラー電話(認定の有効期間満了) 評価結果

- KDDI/沖セルは、当該周波数帯を5Gのトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の基盤展開率は93.91%と高く、適切な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「C」評価）。しかしながら、1地域（沖縄）の基盤展開率は50%台と低く、同社によれば、開設計画に基づく基盤展開を行っており、今後の展開率の拡大は衛星との干渉影響のため難しい状況としている。電波の更なる有効利用のため、ニーズやトラヒック需要に応じた基盤展開やカバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数及び人口カバー率は非常に大きく増加、面積カバー率は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。

1 実績評価 【5G】

	基地局数			基盤展開率		通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値			
全国	B	+186	30,293	A	93.91%	B	A	A
北海道	B	±0	1,793	A	91.86%	B	S	A
東北	B	±0	2,043	S	98.79%	B	B	S
関東	B	±0	10,756	S	96.83%	B	A	S
信越	B	±0	876	S	97.12%	B	A	S
北陸	B	±0	651	A	94.16%	B	B	A
東海	B	±0	3,220	S	99.07%	B	A	S
近畿	B	±0	5,524	S	99.01%	B	A	S
中国	B	±0	1,724	S	96.35%	B	S	S
四国	B	+22	863	A	93.63%	B	S	A
九州	B	±0	2,624	B	86.84%	B	S	B
沖縄	B	+164	219	C	53.85%	B	B	C

2 進捗評価 【5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	基盤展開率(※1)			通信量	技術導入状況(※2)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		評価	前年度差	実績値		
全国	S	+13,328	30,293	S	+29.87	52.51%	A	+4.74	7.09%	S	-	-	93.91%	B	S
北海道	S	+625	1,793	S	+33.95	76.79%	A	+3.41	4.74%	S	-	-	91.86%	B	S
東北	S	+343	2,043	S	+25.45	53.89%	A	+3.49	5.55%	S	-	-	98.79%	B	S
関東	S	+5,881	10,756	S	+24.32	35.40%	A	+3.39	4.76%	S	-	-	96.83%	B	S
信越	A	+66	876	S	+30.65	52.08%	A	+4.76	7.46%	S	-	-	97.12%	B	B
北陸	S	+220	651	S	+30.09	58.23%	S	+5.10	8.22%	S	-	-	94.16%	B	B
東海	S	+1,250	3,220	S	+31.87	45.63%	S	+5.54	7.90%	S	-	-	99.07%	B	S
近畿	S	+3,523	5,524	S	+39.93	72.15%	S	+5.59	8.96%	S	-	-	99.01%	B	S
中国	S	+393	1,724	S	+27.12	65.34%	S	+6.35	9.77%	S	-	-	96.35%	B	B
四国	S	+266	863	S	+42.04	70.14%	S	+7.14	9.81%	S	-	-	93.63%	B	B
九州	S	+677	2,624	S	+31.50	65.79%	S	+7.21	11.01%	S	-	-	86.84%	B	B
沖縄	S	+84	219	S	+14.52	38.09%	S	+7.25	10.51%	S	-	-	53.85%	B	S

※ 1 周波数帯ごとの基盤展開率は、前年度実績データがないことから評価は実施していない。 ※ 2 技術導入状況は、前年度の 5 G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。
(注) 3.7GHz帯は令和6年4月9日に認定の有効期間が満了した。同日時点の調査結果に基づき、本年度の有効利用評価は、認定の有効期間が満了した評価と有効期間中の評価を実施した。

3.7GHz帯 KDDI/沖縄セルラー電話(認定の有効期間中) 評価結果

- KDDI/沖セルは、当該周波数帯を5Gのトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の基地局数（屋外・屋内）、5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率について、認定された開設計画を適切に実施しているものと認められ、これらの総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「A」～「B」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数及び人口カバー率は非常に大きく増加、面積カバー率は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。

1 実績評価 【5G】

	基地局数（屋外）			基地局数（屋内）			評価	5G高度特定基地局数			5G基盤展開率			評価	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値		評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値			
全国	B	+186	30,293	B	+36	2,237	B	B	+389	4,549	B	+0.32	93.51%	B	A	B
北海道	B	±0	1,793	B	+1	33	B	B	+38	873	B	+0.20	91.86%	B	A	B
東北	B	±0	2,043	B	±0	73	B	B	+70	800	B	+0.26	98.38%	B	A	B
関東	B	±0	10,756	B	±0	1,132	B	A	+78	470	B	+0.48	96.83%	A	A	A
信越	B	±0	876	B	±0	37	B	B	+27	300	B	±0.00	96.76%	B	A	B
北陸	B	±0	651	B	±0	41	B	A	+24	170	B	+0.61	94.16%	A	A	A
東海	B	±0	3,220	B	±0	382	B	A	+40	362	B	+0.61	98.14%	A	A	A
近畿	B	±0	5,524	B	±0	348	B	A	+37	324	B	+0.32	98.01%	A	A	A
中国	B	±0	1,724	B	+14	59	B	B	+20	390	B	+0.25	96.09%	B	A	B
四国	B	+22	863	B	±0	19	B	B	+11	245	B	+0.77	93.63%	B	A	B
九州	B	±0	2,624	B	±0	90	B	B	+36	561	B	+0.14	86.18%	B	A	B
沖縄	S	+164	219	A	+21	23	S	B	+8	54	B	+0.55	50.55%	B	B	A

2 進捗評価 【5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	5G高度特定基地局数			5G基盤展開率			総合的な評価	技術導入状況(※)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		
全国	S	+13,328	30,293	S	+29.87	52.51%	A	+4.74	7.09%	S	S	+3,864	4,549	S	+79.11	93.51%	S	S
北海道	S	+625	1,793	S	+33.95	76.79%	A	+3.41	4.74%	S	S	+773	873	S	+81.43	91.86%	S	S
東北	S	+343	2,043	S	+25.45	53.89%	A	+3.49	5.55%	S	S	+660	800	S	+80.64	98.38%	S	S
関東	S	+5,881	10,756	S	+24.32	35.40%	A	+3.39	4.76%	S	S	+396	470	S	+80.77	96.83%	S	S
信越	A	+66	876	S	+30.65	52.08%	A	+4.76	7.46%	S	S	+251	300	S	+80.21	96.76%	S	B
北陸	S	+220	651	S	+30.09	58.23%	S	+5.10	8.22%	S	S	+138	170	S	+74.81	94.16%	S	B
東海	S	+1,250	3,220	S	+31.87	45.63%	S	+5.54	7.90%	S	S	+306	362	S	+82.09	98.14%	S	S
近畿	S	+3,523	5,524	S	+39.93	72.15%	S	+5.59	8.96%	S	S	+289	324	S	+87.12	98.01%	S	S
中国	S	+393	1,724	S	+27.12	65.34%	S	+6.35	9.77%	S	S	+335	390	S	+82.32	96.09%	S	B
四国	S	+266	863	S	+42.04	70.14%	S	+7.14	9.81%	S	S	+213	245	S	+80.93	93.63%	S	B
九州	S	+677	2,624	S	+31.50	65.79%	S	+7.21	11.01%	S	S	+483	561	S	+73.54	86.18%	S	B
沖縄	S	+84	219	S	+14.52	38.09%	S	+7.25	10.51%	S	A	+20	54	S	+21.20	50.55%	S	S

※ 技術導入状況は、前年度の5G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

(注1) 3.7GHz帯は令和6年4月9日に認定の有効期間が満了した。同日時点の調査結果に基づき、本年度の有効利用評価は、認定の有効期間が満了した評価と有効期間中の評価を実施した。
(注2) 5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率は、3.7、4.0、28GHz帯に係る当該局数及び率であり、これらの周波数帯において認定の有効期間中の評価は共通となる。

3.7GHz帯 ソフトバンク(認定の有効期間満了) 評価結果

- ・ソフトバンクは、当該周波数帯を5Gのトラフィック対策のために活用している。
- ・実績評価においては、全国の基盤展開率は65.38%と低く、より一層の電波の有効利用の促進が必要と認められ、総合評価は「C」評価である（地域の総合評価は「B」～「C」評価）。また、6地域（北海道・東北・北陸・四国・九州・沖縄）の基盤展開率は50～60%台と低く、同社によれば、開設計画に基づく基盤展開を行っており、今後は、トラフィック需要の推移を見ながら、必要に応じて展開していくとしている。電波の更なる有効利用のため、ニーズやトラフィック需要に応じた基盤展開やカバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。
- ・進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数及び人口カバー率は非常に大きく増加、面積カバー率は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。

1 実績評価 【5G】

	基地局数			基盤展開率		通信量	技術導入 状況	総合的な 評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値			
全国	B	+2,735	10,090	C	65.38%	B	S	C
北海道	B	+394	1,013	C	51.38%	B	S	C
東北	B	+510	1,320	C	67.39%	B	S	C
関東	B	+476	1,243	B	81.22%	B	S	B
信越	B	+80	480	B	71.58%	B	S	B
北陸	B	+165	497	C	68.18%	B	S	C
東海	B	+196	1,040	B	77.64%	B	S	B
近畿	B	+399	1,348	B	81.13%	B	S	B
中国	B	+256	1,069	B	70.31%	B	S	B
四国	B	+92	524	C	54.58%	B	S	C
九州	B	+157	1,493	C	58.55%	B	S	C
沖縄	B	+10	63	C	52.75%	B	S	C

2 進捗評価 【5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な 評価	基盤展開率(※1)			通信量	技術導入 状況(※2)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		評価	前年度差	実績値		
全国	S	+3,967	10,090	S	+11.50	43.27%	A	+4.73	12.01%	S	-	-	65.38%	B	S
北海道	S	+442	1,013	S	+11.29	73.79%	S	+5.32	11.09%	S	-	-	51.38%	B	S
東北	S	+531	1,320	S	+11.24	64.30%	A	+3.96	11.95%	S	-	-	67.39%	B	S
関東	A	+420	1,243	S	+6.32	18.55%	A	+4.76	9.64%	S	-	-	81.22%	B	S
信越	S	+236	480	S	+17.97	62.29%	A	+4.53	12.53%	S	-	-	71.58%	B	S
北陸	S	+146	497	S	+10.84	75.62%	A	+4.97	17.75%	S	-	-	68.18%	B	S
東海	S	+467	1,040	S	+14.92	37.70%	S	+5.25	11.45%	S	-	-	77.64%	B	S
近畿	S	+576	1,348	S	+17.71	54.51%	S	+5.86	15.45%	S	-	-	81.13%	B	S
中国	S	+309	1,069	S	+7.11	61.84%	A	+2.87	10.60%	S	-	-	70.31%	B	S
四国	S	+197	524	S	+13.43	69.19%	A	+3.23	11.01%	S	-	-	54.58%	B	S
九州	S	+593	1,493	S	+16.24	63.14%	S	+5.34	13.83%	S	-	-	58.55%	B	S
沖縄	S	+50	63	S	+7.01	9.27%	S	+11.11	11.48%	S	-	-	52.75%	B	S

※1 周波数帯ごとの基盤展開率は、前年度実績データがないことから評価は実施していない。※2 技術導入状況は、前年度の5G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

(注) 3.7GHz帯は令和6年4月9日に認定の有効期間が満了した。同日時点の調査結果に基づき、本年度の有効利用評価は、認定の有効期間が満了した評価と有効期間中の評価を実施した。

3.7GHz帯 ソフトバンク(認定の有効期間中) 評価結果

- ・ソフトバンクは、当該周波数帯を5Gのトラヒック対策のために活用している。
- ・実績評価においては、全国の基地局数（屋外・屋内）、5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率について、認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。
- ・進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数及び人口カバー率は非常に大きく増加、面積カバー率は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。

1 実績評価 【5G】

	基地局数（屋外）			基地局数（屋内）			評価	5G高度特定基地局数			5G基盤展開率			評価	技術導入 状況	総合的な 評価
	評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値		評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値			
全国	A	+2,735	10,090	B	+172	472	A	S	+1,281	4,136	A	+1.06	65.02%	S	S	S
北海道	S	+394	1,013	B	+4	16	A	B	+89	547	B	+0.89	51.16%	B	S	A
東北	S	+510	1,320	B	+6	12	A	A	+158	641	A	+2.20	67.25%	A	S	A
関東	A	+476	1,243	B	+96	206	A	S	+269	594	B	+0.68	80.49%	A	S	A
信越	A	+80	480	B	+5	12	A	A	+57	259	B	±0.00	71.58%	A	S	A
北陸	S	+165	497	B	+4	15	A	S	+37	143	B	+0.44	68.18%	A	S	A
東海	A	+196	1,040	B	+10	45	A	S	+117	364	A	+1.71	77.02%	S	S	S
近畿	A	+399	1,348	B	+18	80	A	S	+309	547	B	+0.59	79.80%	A	S	A
中国	S	+256	1,069	B	+6	29	A	A	+68	337	B	+0.18	70.31%	A	S	A
四国	S	+92	524	B	+4	8	A	A	+47	179	A	+1.01	53.39%	A	S	A
九州	A	+157	1,493	B	+16	46	A	A	+121	470	A	+1.08	58.39%	A	S	A
沖縄	B	+10	63	B	+3	3	B	B	+9	55	A	+2.75	52.75%	A	S	A

2 進捗評価 【5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な 評価	5G高度特定基地局数			5G基盤展開率			総合的な 評価	技術導入 状況(※)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		
全国	S	+3,967	10,090	S	+11.50	43.27%	A	+4.73	12.01%	S	S	+2,277	4,136	S	+37.71	65.02%	S	S
北海道	S	+442	1,013	S	+11.29	73.79%	S	+5.32	11.09%	S	S	+365	547	S	+34.58	51.16%	S	S
東北	S	+531	1,320	S	+11.24	64.30%	A	+3.96	11.95%	S	S	+346	641	S	+35.13	67.25%	S	S
関東	A	+420	1,243	S	+6.32	18.55%	A	+4.76	9.64%	S	S	+272	594	S	+47.16	80.49%	S	S
信越	S	+236	480	S	+17.97	62.29%	A	+4.53	12.53%	S	S	+157	259	S	+42.80	71.58%	S	S
北陸	S	+146	497	S	+10.84	75.62%	A	+4.97	17.75%	S	S	+82	143	S	+38.50	68.18%	S	S
東海	S	+467	1,040	S	+14.92	37.70%	S	+5.25	11.45%	S	S	+210	364	S	+44.00	77.02%	S	S
近畿	S	+576	1,348	S	+17.71	54.51%	S	+5.86	15.45%	S	S	+253	547	S	+47.79	79.80%	S	S
中国	S	+309	1,069	S	+7.11	61.84%	A	+2.87	10.60%	S	S	+174	337	S	+34.47	70.31%	S	S
四国	S	+197	524	S	+13.43	69.19%	A	+3.23	11.01%	S	S	+104	179	S	+29.98	53.39%	S	S
九州	S	+593	1,493	S	+16.24	63.14%	S	+5.34	13.83%	S	S	+268	470	S	+32.45	58.39%	S	S
沖縄	S	+50	63	S	+7.01	9.27%	S	+11.11	11.48%	S	S	+46	55	S	+45.14	52.75%	S	S

※ 技術導入状況は、前年度の5G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

（注1）3.7GHz帯は令和6年4月9日に認定の有効期間が満了した。同日時点の調査結果に基づき、本年度の有効利用評価は、認定の有効期間が満了した評価と有効期間中の評価を実施した。

（注2）5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率は、3.7、28GHz帯に係る当該局数及び率であり、これらの周波数帯において認定の有効期間中の評価は共通となる。

3.7GHz帯 楽天モバイル(認定の有効期間満了) 評価結果

- ・ 楽天モバイルは、当該周波数帯を5Gのエリアカバレッジのために活用している。
- ・ 実績評価においては、全国の基盤展開率は57.57%と低く、より一層の電波の有効利用の促進が必要と認められ、総合評価は「C」評価である（地域の総合評価は「C」評価）。また、全ての地域の基盤展開率も50～60%台と低く、同社によれば、開設計画に基づく基盤展開を行っており、今後は、基盤展開率にとらわれず、需要に応じた柔軟な基地局展開を行っていくとしている。電波の更なる有効利用のため、ニーズやトラフィック需要に応じた基盤展開やカバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。
- ・ 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数及び人口カバー率は非常に大きく増加、面積カバー率は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。

1 実績評価 【5G】

	基地局数			基盤展開率		通信量	技術導入 状況	総合的な 評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値			
全国	B	+1,296	17,083	C	57.57%	B	B	C
北海道	B	+136	954	C	51.71%	B	B	C
東北	B	+72	894	C	57.41%	B	B	C
関東	B	+325	7,339	C	62.93%	B	B	C
信越	B	+65	403	C	55.40%	B	B	C
北陸	B	+36	261	C	58.17%	B	B	C
東海	B	+132	1,829	C	63.35%	B	B	C
近畿	B	+187	2,592	C	60.26%	B	B	C
中国	B	+119	685	C	60.16%	B	B	C
四国	B	+87	443	C	58.57%	B	B	C
九州	B	+113	1,441	C	58.06%	B	B	C
沖縄	B	+24	242	C	52.75%	B	B	C

2 進捗評価 【5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な 評価	基盤展開率(※1)			通信量	技術導入 状況(※2)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		評価	前年度差	実績値		
全国	S	+7,322	17,083	S	+20.09	50.59%	A	+2.73	7.34%	S	-	-	57.57%	B	S
北海道	S	+367	954	S	+17.85	54.63%	A	+1.66	5.34%	S	-	-	51.71%	B	S
東北	S	+307	894	S	+8.53	32.49%	A	+1.63	5.87%	S	-	-	57.41%	B	S
関東	S	+3,275	7,339	S	+23.19	50.67%	A	+4.78	9.66%	S	-	-	62.93%	B	S
信越	S	+155	403	S	+9.33	35.39%	A	+2.10	7.37%	S	-	-	55.40%	B	S
北陸	S	+104	261	S	+9.88	32.55%	A	+2.68	8.55%	S	-	-	58.17%	B	S
東海	S	+783	1,829	S	+33.93	52.19%	S	+6.40	10.51%	S	-	-	63.35%	B	S
近畿	S	+1,115	2,592	S	+20.46	76.79%	A	+4.63	14.60%	S	-	-	60.26%	B	S
中国	S	+319	685	S	+11.19	30.87%	A	+1.80	4.32%	S	-	-	60.16%	B	S
四国	S	+194	443	S	+13.93	34.38%	A	+2.45	5.56%	S	-	-	58.57%	B	S
九州	S	+602	1,441	S	+15.71	45.73%	A	+2.55	7.85%	S	-	-	58.06%	B	S
沖縄	S	+101	242	S	+5.11	17.67%	A	+3.45	10.41%	S	-	-	52.75%	B	S

※ 1 周波数帯ごとの基盤展開率は、前年度実績データがないことから評価は実施していない。 ※ 2 技術導入状況は、前年度の 5 G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

(注) 3.7GHz帯は令和6年4月9日に認定の有効期間が満了した。同日時点の調査結果に基づき、本年度の有効利用評価は、認定の有効期間が満了した評価と有効期間中の評価を実施した。

3.7GHz帯 楽天モバイル(認定の有効期間中) 評価結果

- ・楽天モバイルは、当該周波数帯を5Gのエリアカバレッジのために活用している。
- ・実績評価においては、全国の基地局数（屋外・屋内）、5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率について、認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。
- ・進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数及び人口カバー率は非常に大きく増加、面積カバー率は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」評価）。

1 実績評価 【5G】

	基地局数（屋外）			基地局数（屋内）			評価	5G高度特定基地局数			5G基盤展開率			評価	技術導入 状況	総合的な 評価
	評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値		評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値			
全国	A	+1,296	17,083	B	+509	1,894	A	S	+4,887	12,835	B	+0.65	56.79%	A	A	A
北海道	S	+136	954	B	+28	59	A	S	+306	776	B	+0.23	51.60%	A	A	A
東北	A	+72	894	B	+19	58	A	S	+311	730	B	+0.29	57.14%	A	A	A
関東	B	+325	7,339	B	+179	1,035	B	S	+1,356	5,775	A	+1.12	60.49%	S	A	A
信越	A	+65	403	B	+7	21	A	S	+174	333	B	±0.00	55.40%	A	A	A
北陸	A	+36	261	B	+16	26	A	S	+125	213	B	+0.11	58.17%	A	A	A
東海	A	+132	1,829	B	+78	155	A	S	+623	1,271	A	+1.61	61.80%	S	A	S
近畿	A	+187	2,592	B	+94	357	A	S	+748	1,725	B	+0.85	59.60%	A	A	A
中国	A	+119	685	B	+21	54	A	S	+323	544	B	+0.94	59.38%	A	A	A
四国	A	+87	443	B	+16	30	A	S	+199	343	A	+2.21	57.77%	S	A	S
九州	A	+113	1,441	B	+44	83	A	S	+611	962	B	+0.42	56.41%	A	A	A
沖縄	A	+24	242	B	+7	16	A	S	+111	163	B	+0.58	52.75%	A	A	A

2 進捗評価 【5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な 評価	5G高度特定基地局数			5G基盤展開率			総合的な 評価	技術導入 状況(※)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		
全国	S	+7,322	17,083	S	+20.09	50.59%	A	+2.73	7.34%	S	S	+4,129	12,835	S	+17.65	56.79%	S	S
北海道	S	+367	954	S	+17.85	54.63%	A	+1.66	5.34%	S	S	+221	776	S	+19.66	51.60%	S	S
東北	S	+307	894	S	+8.53	32.49%	A	+1.63	5.87%	S	S	+174	730	S	+20.72	57.14%	S	S
関東	S	+3,275	7,339	S	+23.19	50.67%	A	+4.78	9.66%	S	S	+2,248	5,775	S	+10.85	60.49%	S	S
信越	S	+155	403	S	+9.33	35.39%	A	+2.10	7.37%	S	S	+110	333	S	+16.91	55.40%	S	S
北陸	S	+104	261	S	+9.88	32.55%	A	+2.68	8.55%	S	S	+61	213	S	+17.52	58.17%	S	S
東海	S	+783	1,829	S	+33.93	52.19%	S	+6.40	10.51%	S	S	+318	1,271	S	+15.50	61.80%	S	S
近畿	S	+1,115	2,592	S	+20.46	76.79%	A	+4.63	14.60%	S	S	+464	1,725	S	+11.42	59.60%	S	S
中国	S	+319	685	S	+11.19	30.87%	A	+1.80	4.32%	S	S	+189	544	S	+23.54	59.38%	S	S
四国	S	+194	443	S	+13.93	34.38%	A	+2.45	5.56%	S	S	+103	343	S	+17.69	57.77%	S	S
九州	S	+602	1,441	S	+15.71	45.73%	A	+2.55	7.85%	S	S	+203	962	S	+16.51	56.41%	S	S
沖縄	S	+101	242	S	+5.11	17.67%	A	+3.45	10.41%	S	S	+38	163	S	+16.88	52.75%	S	S

※ 技術導入状況は、前年度の5G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

（注1）3.7GHz帯は令和6年4月9日に認定の有効期間が満了した。同日時点の調査結果に基づき、本年度の有効利用評価は、認定の有効期間が満了した評価と有効期間中の評価を実施した。

（注2）5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率は、3.7、28GHz帯に係る当該局数及び率であり、これらの周波数帯において認定の有効期間中の評価は共通となる。

4.0GHz帯 KDDI/沖縄セルラー電話(認定の有効期間満了) 評価結果

- KDDI/沖セルは、当該周波数帯を5Gのトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の基盤展開率は93.55%と高く、適切な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「C」評価）。しかしながら、1地域（沖縄）の基盤展開率は50%台と低く、同社によれば、開設計画に基づく基盤展開を行っており、今後の展開率の拡大は衛星との干渉影響のため難しい状況としている。また、4.0GHz帯のカバー率が3.7GHz帯に比べ低い点については、同社によれば、3.7GHz帯では収容しきれないトラヒックが発生するスポットに展開していく方針であるためとしている。電波の更なる有効利用のため、ニーズやトラヒック需要に応じた基盤展開やカバー率の拡大に向け引き続き努力すべきである。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は非常に大きく増加、人口カバー率は大きく増加、面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

1 実績評価 【5G】

	基地局数			基盤展開率		通信量	技術導入状況	総合的な評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値			
全国	B	+739	4,899	A	93.55%	B	A	A
北海道	B	+38	873	A	91.86%	B	S	A
東北	B	+70	800	S	98.38%	B	B	S
関東	B	+282	674	S	96.83%	B	A	S
信越	B	+27	300	S	96.76%	B	A	S
北陸	B	+24	170	A	94.16%	B	B	A
東海	B	+40	362	S	98.14%	B	A	S
近畿	B	+37	324	S	98.01%	B	A	S
中国	B	+20	390	S	96.09%	B	S	S
四国	B	+11	245	A	93.63%	B	S	A
九州	B	+36	561	B	86.18%	B	S	B
沖縄	B	+154	200	C	52.75%	B	B	C

2 進捗評価 【5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な評価	基盤展開率(※1)			通信量	技術導入状況(※2)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		評価	前年度差	実績値		
全国	S	+4,046	4,899	A	+1.43	1.74%	B	+0.24	0.29%	A	-	-	93.55%	B	S
北海道	S	+773	873	A	+2.51	2.90%	B	+0.17	0.19%	A	-	-	91.86%	B	S
東北	S	+660	800	A	+1.70	2.08%	B	+0.25	0.31%	A	-	-	98.38%	B	S
関東	A	+525	674	A	+1.36	1.43%	B	+0.16	0.18%	A	-	-	96.83%	B	S
信越	S	+251	300	A	+1.02	1.14%	B	+0.22	0.27%	A	-	-	96.76%	B	S
北陸	S	+138	170	A	+1.52	1.68%	B	+0.35	0.39%	A	-	-	94.16%	B	S
東海	A	+306	362	B	+0.47	0.57%	B	+0.14	0.18%	A	-	-	98.14%	B	S
近畿	A	+289	324	B	+0.52	0.52%	B	+0.11	0.12%	A	-	-	98.01%	B	S
中国	S	+335	390	A	+1.82	2.05%	B	+0.23	0.26%	A	-	-	96.09%	B	S
四国	S	+213	245	A	+1.40	1.87%	B	+0.18	0.21%	A	-	-	93.63%	B	S
九州	S	+483	561	A	+1.35	1.45%	B	+0.29	0.32%	A	-	-	86.18%	B	S
沖縄	S	+73	200	S	+20.27	36.65%	S	+6.20	8.49%	S	-	-	52.75%	B	S

※ 1 周波数帯ごとの基盤展開率は、前年度実績データがないことから評価は実施していない。 ※ 2 技術導入状況は、前年度の5G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

(注) 4.0GHz帯は令和6年4月9日に認定の有効期間が満了した。同日時点の調査結果に基づき、本年度の有効利用評価は、認定の有効期間が満了した評価と有効期間中の評価を実施した。

4.0GHz帯 KDDI/沖縄セルラー電話(認定の有効期間中) 評価結果

- ・KDDI/沖セルは、当該周波数帯を5Gのトラヒック対策のために活用している。
- ・実績評価においては、全国の基地局数（屋外・屋内）、5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率について、認定された開設計画を適切に実施しているものと認められ、これらの総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「A」～「B」評価）。
- ・進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は非常に大きく増加、人口カバー率は大きく増加、面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

1 実績評価 【5G】

	基地局数（屋外）			基地局数（屋内）			評価	5G高度特定基地局数			5G基盤展開率			評価	技術導入 状況	総合的な 評価
	評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値		評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値			
全国	B	+739	4,899	B	+10	2,211	B	B	+389	4,549	B	+0.32	93.51%	B	A	B
北海道	B	+38	873	B	±0	32	B	B	+38	873	B	+0.20	91.86%	B	A	B
東北	A	+70	800	B	±0	73	A	B	+70	800	B	+0.26	98.38%	B	B	A
関東	B	+282	674	B	±0	1,132	B	A	+78	470	B	+0.48	96.83%	A	A	A
信越	B	+27	300	B	±0	37	B	B	+27	300	B	±0.00	96.76%	B	A	B
北陸	A	+24	170	B	±0	41	A	A	+24	170	B	+0.61	94.16%	A	B	A
東海	B	+40	362	B	±0	382	B	A	+40	362	B	+0.61	98.14%	A	A	A
近畿	B	+37	324	B	±0	348	B	A	+37	324	B	+0.32	98.01%	A	A	A
中国	B	+20	390	B	+5	50	B	B	+20	390	B	+0.25	96.09%	B	A	B
四国	B	+11	245	B	±0	19	B	B	+11	245	B	+0.77	93.63%	B	A	B
九州	B	+36	561	B	±0	90	B	B	+36	561	B	+0.14	86.18%	B	A	B
沖縄	S	+154	200	B	+5	7	A	B	+8	54	B	+0.55	50.55%	B	B	A

2 進捗評価 【5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な 評価	5G高度特定基地局数			5G基盤展開率			総合的な 評価	技術導入 状況(※)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		
全国	S	+4,046	4,899	A	+1.43	1.74%	B	+0.24	0.29%	A	S	+3,864	4,549	S	+79.11	93.51%	S	S
北海道	S	+773	873	A	+2.51	2.90%	B	+0.17	0.19%	A	S	+773	873	S	+81.43	91.86%	S	S
東北	S	+660	800	A	+1.70	2.08%	B	+0.25	0.31%	A	S	+660	800	S	+80.64	98.38%	S	S
関東	A	+525	674	A	+1.36	1.43%	B	+0.16	0.18%	A	S	+396	470	S	+80.77	96.83%	S	S
信越	S	+251	300	A	+1.02	1.14%	B	+0.22	0.27%	A	S	+251	300	S	+80.21	96.76%	S	S
北陸	S	+138	170	A	+1.52	1.68%	B	+0.35	0.39%	A	S	+138	170	S	+74.81	94.16%	S	S
東海	A	+306	362	B	+0.47	0.57%	B	+0.14	0.18%	A	S	+306	362	S	+82.09	98.14%	S	S
近畿	A	+289	324	B	+0.52	0.52%	B	+0.11	0.12%	A	S	+289	324	S	+87.12	98.01%	S	S
中国	S	+335	390	A	+1.82	2.05%	B	+0.23	0.26%	A	S	+335	390	S	+82.32	96.09%	S	S
四国	S	+213	245	A	+1.40	1.87%	B	+0.18	0.21%	A	S	+213	245	S	+80.93	93.63%	S	S
九州	S	+483	561	A	+1.35	1.45%	B	+0.29	0.32%	A	S	+483	561	S	+73.54	86.18%	S	S
沖縄	S	+73	200	S	+20.27	36.65%	S	+6.20	8.49%	S	A	+20	54	S	+21.20	50.55%	S	S

※ 技術導入状況は、前年度の5G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

(注1) 4.0GHz帯は令和6年4月9日に認定の有効期間が満了した。同日時点の調査結果に基づき、本年度の有効利用評価は、認定の有効期間が満了した評価と有効期間中の評価を実施した。

(注2) 5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率は、3.7、4.0、28GHz帯に係る当該局数及び率であり、これらの周波数帯において認定の有効期間中の評価は共通となる。

4.5GHz帯 NTTドコモ(認定の有効期間満了) 評価結果

- NTTドコモは、当該周波数帯を5Gのトラフィック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の基盤展開率は97.27%と非常に高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」、「B」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

1 実績評価 【5G】

	基地局数			基盤展開率		通信量	技術導入 状況	総合的な 評価
	評価	計画値差	実績値	評価	実績値			
全国	B	+6,563	11,564	S	97.27%	B	S	S
北海道	B	+338	1,219	S	96.52%	B	S	S
東北	B	+264	994	S	99.05%	B	S	S
関東	B	+3,112	3,892	S	97.54%	B	S	S
信越	B	+72	349	S	98.51%	B	S	S
北陸	B	+6	151	S	95.45%	B	S	S
東海	B	+1,067	1,439	S	99.38%	B	S	S
近畿	B	+1,155	1,679	S	98.67%	B	S	S
中国	B	+232	608	S	98.70%	B	S	S
四国	B	+6	244	S	95.22%	B	S	S
九州	B	+212	808	S	95.31%	B	S	S
沖縄	B	+99	181	B	89.01%	B	S	B

2 進捗評価 【5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な 評価	基盤展開率(※1)			通信量	技術導入 状況(※2)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		評価	前年度差	実績値		
全国	A	+2,512	11,564	A	+2.22	44.69%	A	+1.04	6.91%	A	-	-	97.27%	B	S
北海道	S	+432	1,219	A	+1.17	33.18%	B	+0.19	0.97%	A	-	-	96.52%	B	S
東北	S	+346	994	B	+0.85	24.19%	B	+0.30	2.10%	A	-	-	99.05%	B	S
関東	A	+627	3,892	A	+2.33	51.05%	A	+2.98	18.85%	A	-	-	97.54%	B	S
信越	S	+159	349	S	+5.35	25.24%	A	+1.97	8.05%	S	-	-	98.51%	B	S
北陸	A	+35	151	B	+0.72	26.89%	B	+0.72	7.14%	A	-	-	95.45%	B	S
東海	A	+240	1,439	A	+4.13	59.76%	A	+1.30	13.92%	A	-	-	99.38%	B	S
近畿	B	+131	1,679	A	+2.20	61.82%	B	+0.98	14.08%	A	-	-	98.67%	B	S
中国	A	+122	608	B	+0.96	28.71%	B	+0.95	8.02%	A	-	-	98.70%	B	S
四国	S	+104	244	A	+1.05	14.97%	B	+0.57	3.74%	A	-	-	95.22%	B	S
九州	A	+261	808	A	+1.36	22.75%	A	+1.91	7.28%	A	-	-	95.31%	B	S
沖縄	S	+55	181	A	+2.51	57.19%	S	+5.08	16.68%	S	-	-	89.01%	B	S

※ 1 周波数帯ごとの基盤展開率は、前年度実績データがないことから評価は実施していない。 ※ 2 技術導入状況は、前年度の5G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

(注) 4.5GHz帯は令和6年4月9日に認定の有効期間が満了した。同日時点の調査結果に基づき、本年度の有効利用評価は、認定の有効期間が満了した評価と有効期間中の評価を実施した。

4.5GHz帯 NTTドコモ(認定の有効期間中) 評価結果

- NTTドコモは、当該周波数帯を5Gのトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の基地局数（屋外・屋内）、5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率について、認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」、「C」評価）。しかしながら、3地域（北海道・九州・沖縄）の5G高度特定基地局数及び5地域（北海道・関東・近畿・九州・沖縄）の5G基盤展開率は計画値を下回っており、同社によれば、いずれも伝送路の調整長期化等が要因とし、令和7年3月末までに開設計画値以上になるよう整備中としている。5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率については、認定の有効期間満了後の周波数帯ごとの「基盤展開率」の評価においては全国で「S」評価であり、当該率は高いものの、自ら計画した計画値以上となるよう整備を推進すべきである。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数、人口カバー率及び面積カバー率は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。

1 実績評価 【5G】

	基地局数（屋外）			基地局数（屋内）			評価	5G高度特定基地局数			5G基盤展開率			評価	技術導入 状況	総合的な 評価
	評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値		評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値			
全国	S	+6,563	11,564	B	+245	3,743	A	B	+371	4,702	B	+0.25	97.27%	B	A	A
北海道	S	+338	1,219	B	+5	173	A	C	-11	870	C	-0.19	96.52%	C	A	C
東北	S	+264	994	B	+20	86	A	B	+37	767	B	+0.93	99.05%	B	A	A
関東	S	+3,112	3,892	B	±0	1,913	A	S	+202	601	C	-0.27	97.54%	C	A	C
信越	A	+72	349	A	+38	78	A	A	+54	331	B	+0.31	98.51%	A	A	A
北陸	B	+6	151	B	+22	47	B	B	+3	148	A	+1.26	95.45%	A	S	A
東海	S	+1,067	1,439	B	+14	307	A	B	+19	338	B	+0.61	99.38%	B	A	A
近畿	S	+1,155	1,679	B	+15	450	A	A	+62	363	C	-0.34	98.67%	C	A	C
中国	S	+232	608	A	+77	128	S	B	+16	392	B	+0.78	98.70%	B	A	A
四国	B	+6	244	B	+21	59	B	B	+4	242	A	+1.17	95.22%	A	S	A
九州	A	+212	808	B	+22	446	A	C	-14	569	C	-0.42	95.31%	C	A	C
沖縄	S	+99	181	B	+11	56	A	C	-1	81	C	-0.12	89.01%	C	A	C

2 進捗評価 【5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な 評価	5G高度特定基地局数			5G基盤展開率			総合的な 評価	技術導入 状況(※)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		
全国	A	+2,512	11,564	A	+2.22	44.69%	A	+1.04	6.91%	A	S	+2,019	4,702	S	+42.66	97.27%	S	S
北海道	S	+432	1,219	A	+1.17	33.18%	B	+0.19	0.97%	A	S	+429	870	S	+48.22	96.52%	S	S
東北	S	+346	994	B	+0.85	24.19%	B	+0.30	2.10%	A	S	+339	767	S	+45.96	99.05%	S	S
関東	A	+627	3,892	A	+2.33	51.05%	A	+2.98	18.85%	A	S	+289	601	S	+45.72	97.54%	S	S
信越	S	+159	349	S	+5.35	25.24%	A	+1.97	8.05%	S	S	+162	331	S	+50.31	98.51%	S	S
北陸	A	+35	151	B	+0.72	26.89%	B	+0.72	7.14%	A	A	+35	148	S	+23.19	95.45%	S	S
東海	A	+240	1,439	A	+4.13	59.76%	A	+1.30	13.92%	A	S	+142	338	S	+41.36	99.38%	S	S
近畿	B	+131	1,679	A	+2.20	61.82%	B	+0.98	14.08%	A	S	+117	363	S	+34.64	98.67%	S	S
中国	A	+122	608	B	+0.96	28.71%	B	+0.95	8.02%	A	S	+111	392	S	+29.09	98.70%	S	S
四国	S	+104	244	A	+1.05	14.97%	B	+0.57	3.74%	A	S	+103	242	S	+41.25	95.22%	S	S
九州	A	+261	808	A	+1.36	22.75%	A	+1.91	7.28%	A	S	+245	569	S	+42.11	95.31%	S	S
沖縄	S	+55	181	A	+2.51	57.19%	S	+5.08	16.68%	S	S	+47	81	S	+52.05	89.01%	S	S

※ 技術導入状況は、前年度の5G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

(注1) 4.5GHz帯は令和6年4月9日に認定の有効期間が満了した。同日時点の調査結果に基づき、本年度の有効利用評価は、認定の有効期間が満了した評価と有効期間中の評価を実施した。

(注2) 5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率は、3.7、4.5、28GHz帯に係る当該局数及び率であり、これらの周波数帯において認定の有効期間中の評価は共通となる。

28GHz帯 NTTドコモ(認定の有効期間満了) 評価結果

- NTTドコモは、当該周波数帯を5Gのスポット的なトラフィック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の基地局数の実績が他社に比べて大きく低く、より一層の電波の有効利用の促進が必要と認められ、総合評価は「C」評価である（地域の総合評価は「B」～「D」評価）。また、2地域（北海道・九州）の基地局数が計画値未満となっており、総合評価は「D」評価である。同社によれば、伝送路の調整長期化等が要因とし、令和6年末までには開設計画値以上になるよう整備中としている。認定の有効期間満了時において、自ら計画した基地局数未満となったことは、電波の有効利用が行われていないことから「D」評価とし、可能な限り早期に計画値以上の基地局を確実に整備すべきである。更に、全国及び4地域（関東・北陸・東海・近畿）の基地局数は他社より少なく、同社によれば、開設計画に準じて展開し、今後、ミリ波対応端末の普及やニーズの高まり等に応じエリア展開していくとしている。ミリ波の基地局については、各事業者は、これまで開設計画に沿って主に基盤展開のための置局を着実に進めてきたと評価されるが、今後、更なる電波の有効利用が図られるよう、ミリ波の活用が期待される、トラフィックが集中するエリア等への基地局の展開も積極的に推進すべきである。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。しかしながら、全国及び8地域（北海道・東北・関東・信越・東海・近畿・中国・沖縄）の通信量が前年度実績を下回っており、同社によれば、ミリ波は定常的な通信量が少ないことから局所的な通信の影響を受けたことによることが要因としている。前年度より基地局数が増加しているにもかかわらず、通信量が前年度実績を下回っていることは電波の有効利用の観点からは望ましくない状況である。割り当てられた周波数は最大限活用すべきであり、今後更なる総通信量の増加が予想されることから、ミリ波対応端末の普及やニーズの創出に向けた取組等による電波の有効利用に向け引き続き努力すべきである。

1 実績評価

【5G】

	基地局数				通信量	技術導入 状況	総合的な 評価
	評価	平均比	計画値差	実績値			
全国	C	54.64%	+143	5,144	B	S	C
北海道	D	97.32%	-11	870	B	S	D
東北	B	86.03%	+40	770	B	S	B
関東	C	25.75%	±0	780	B	S	C
信越	B	89.89%	+61	338	B	S	B
北陸	C	66.67%	+5	150	B	S	C
東海	C	45.32%	+25	397	B	S	C
近畿	C	40.60%	+14	538	B	S	C
中国	B	72.86%	+16	392	B	S	B
四国	B	76.18%	+5	243	B	S	B
九州	D	70.02%	-12	584	B	S	D
沖縄	B	78.85%	±0	82	B	S	B

2 進捗評価

【5G】

	基地局数			通信量	技術導入 状況(※)
	評価	前年度差	実績値		
全国	A	+2,175	5,144	C	S
北海道	S	+429	870	C	S
東北	S	+339	770	C	S
関東	A	+391	780	C	S
信越	S	+159	338	C	S
北陸	A	+35	150	B	S
東海	A	+136	397	C	S
近畿	A	+179	538	C	S
中国	A	+110	392	C	S
四国	S	+103	243	B	S
九州	A	+246	584	B	S
沖縄	S	+48	82	C	S

※ 技術導入状況は、前年度の5G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

(注) 28GHz帯は令和6年4月9日に認定の有効期間が満了した。同日時点の調査結果に基づき、本年度の有効利用評価は、認定の有効期間が満了した評価と有効期間中の評価を実施した。

28GHz帯 NTTドコモ(認定の有効期間中) 評価結果

- NTTドコモは、当該周波数帯を5Gのスポット的なトラフィック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の基地局数（屋外・屋内）、5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率について、認定された開設計画を適切に実施しているものと認められ、これらの総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「A」～「C」評価）。しかしながら、2地域（北海道・九州）の基地局数（屋外）、3地域（北海道・九州・沖縄）の5G高度特定基地局数及び5地域（北海道・関東・近畿・九州・沖縄）の5G基盤展開率は計画値を下回っており、同社によれば、いずれも伝送路の調整長期化等が要因とし、基地局数については令和6年末まで、5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率については令和7年3月末までに開設計画値以上になるよう整備中としている。基地局数については、認定の有効期間満了後の評価と同様、可能な限り早期に計画値以上の基地局を確実に整備すべきである。5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率については、認定の有効期間満了後のSub6周波数帯ごとの「基盤展開率」の評価においては全国で「S」評価であり、当該率は高いものの、自ら計画した計画値以上となるよう整備を推進すべきである。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は大きく増加、人口カバー率及び面積カバー率は増減なしとなっており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。

1 実績評価 【5G】

	基地局数（屋外）			基地局数（屋内）			評価	5G高度特定基地局数			5G基盤展開率			評価	技術導入 状況	総合的な 評価
	評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値		評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値			
全国	B	+143	5,144	B	+240	1,575	B	B	+371	4,702	B	+0.25	97.27%	B	A	B
北海道	C	-11	870	B	+10	90	C	C	-11	870	C	-0.19	96.52%	C	A	C
東北	B	+40	770	B	+3	101	B	B	+37	767	B	+0.93	99.05%	B	S	B
関東	B	±0	780	B	+95	514	B	S	+202	601	C	-0.27	97.54%	C	A	C
信越	A	+61	338	B	+22	42	A	A	+54	331	B	+0.31	98.51%	A	A	A
北陸	B	+5	150	B	+8	45	B	B	+3	148	A	+1.26	95.45%	A	S	A
東海	B	+25	397	B	+10	155	B	B	+19	338	B	+0.61	99.38%	B	S	B
近畿	B	+14	538	B	+2	193	B	A	+62	363	C	-0.34	98.67%	C	A	C
中国	B	+16	392	B	+15	105	B	B	+16	392	B	+0.78	98.70%	B	S	B
四国	B	+5	243	A	+37	105	A	B	+4	242	A	+1.17	95.22%	A	S	A
九州	C	-12	584	B	+28	195	C	C	-14	569	C	-0.42	95.31%	C	A	C
沖縄	B	±0	82	B	+10	30	B	C	-1	81	C	-0.12	89.01%	C	S	C

2 進捗評価 【5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な 評価	5G高度特定基地局数			5G基盤展開率			総合的な 評価	技術導入 状況(※)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		
全国	A	+2,175	5,144	B	±0.00	0.00%	B	±0.00	0.00%	A	S	+2,019	4,702	S	+42.66	97.27%	S	S
北海道	S	+429	870	B	±0.00	0.00%	B	±0.00	0.00%	A	S	+429	870	S	+48.22	96.52%	S	S
東北	S	+339	770	B	±0.00	0.00%	B	±0.00	0.00%	A	S	+339	767	S	+45.96	99.05%	S	S
関東	A	+391	780	B	±0.00	0.00%	B	±0.00	0.00%	A	S	+289	601	S	+45.72	97.54%	S	S
信越	S	+159	338	B	±0.00	0.00%	B	±0.00	0.00%	A	S	+162	331	S	+50.31	98.51%	S	S
北陸	A	+35	150	B	±0.00	0.00%	B	±0.00	0.00%	A	A	+35	148	S	+23.19	95.45%	S	S
東海	A	+136	397	B	±0.00	0.00%	B	±0.00	0.00%	A	S	+142	338	S	+41.36	99.38%	S	S
近畿	A	+179	538	B	±0.00	0.00%	B	±0.00	0.00%	A	S	+117	363	S	+34.64	98.67%	S	S
中国	A	+110	392	B	±0.00	0.00%	B	±0.00	0.00%	A	S	+111	392	S	+29.09	98.70%	S	S
四国	S	+103	243	B	±0.00	0.00%	B	±0.00	0.00%	A	S	+103	242	S	+41.25	95.22%	S	S
九州	A	+246	584	B	±0.00	0.00%	B	±0.00	0.00%	A	S	+245	569	S	+42.11	95.31%	S	S
沖縄	S	+48	82	B	±0.00	0.00%	B	±0.00	0.00%	A	S	+47	81	S	+52.05	89.01%	S	S

※ 技術導入状況は、前年度の5G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

(注1) 28GHz帯は令和6年4月9日に認定の有効期間が満了した。同日時点の調査結果に基づき、本年度の有効利用評価は、認定の有効期間が満了した評価と有効期間中の評価を実施した。

(注2) 5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率は、3.7、4.5、28GHz帯に係る当該局数及び率であり、これらの周波数帯において認定の有効期間中の評価は共通となる。

28GHz帯 KDDI/ 沖縄セルラー電話(認定の有効期間満了) 評価結果

- KDDI/沖セルは、当該周波数帯を5Gのスポット的なトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の基地局数の実績が他社に比べて高く、積極的な電波の有効利用がなされているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」、「C」評価）。しかしながら、1地域（沖縄）の基地局数が他社より低く、同社によれば、開設計画値以上の基地局を開設しており、今後、トラヒック集中エリア等に展開を進めていくとしている。ミリ波の基地局については、各事業者は、これまで開設計画に沿って主に基盤展開のための置局を着実に進めてきたと評価されるが、今後、更なる電波の有効利用が図られるよう、ミリ波の活用が期待される、トラヒックが集中するエリア等への基地局の展開も積極的に推進すべきである。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は非常に大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を非常に大きく上回っているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。しかしながら、1地域（信越）の通信量が前年度実績を下回っており、同社によれば、疎通する通信量が全体のごく一部であり、ユーザーの使われ方に大きく左右されることが要因としている。前年度より基地局数が増加しているにもかかわらず、通信量が前年度実績を下回っていることは電波の有効利用の観点からは望ましくない状況である。割り当てられた周波数は最大限活用すべきであり、今後更なる総通信量の増加が予想されることから、ミリ波対応端末の普及やニーズの創出に向けた取組等による電波の有効利用に向け引き続き努力すべきである。

1 実績評価 【5G】

	基地局数				通信量	技術導入 状況	総合的な 評価
	評価	平均比	計画値差	実績値			
全国	S	135.57%	+7	12,763	B	A	S
北海道	S	151.57%	±0	1,355	B	B	S
東北	S	154.30%	±0	1,381	B	B	S
関東	S	119.51%	±0	3,620	B	A	S
信越	S	149.20%	±0	561	B	B	S
北陸	S	168.00%	±0	378	B	B	S
東海	S	131.39%	±0	1,151	B	A	S
近畿	S	124.23%	±0	1,646	B	A	S
中国	S	156.32%	±0	841	B	S	S
四国	S	154.23%	±0	492	B	S	S
九州	S	153.00%	±0	1,276	B	S	S
沖縄	C	59.62%	+7	62	B	B	C

2 進捗評価 【5G】

	基地局数			通信量	技術導入 状況(※)
	評価	前年度差	実績値		
全国	S	+9,923	12,763	B	S
北海道	S	+1,239	1,355	B	S
東北	S	+1,210	1,381	B	S
関東	S	+2,356	3,620	B	S
信越	S	+435	561	C	S
北陸	S	+335	378	B	S
東海	S	+897	1,151	B	S
近畿	S	+1,336	1,646	B	S
中国	S	+726	841	B	S
四国	S	+399	492	B	S
九州	S	+968	1,276	B	S
沖縄	A	+22	62	B	S

※ 技術導入状況は、前年度の5G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

(注) 28GHz帯は令和6年4月9日に認定の有効期間が満了した。同日時点の調査結果に基づき、本年度の有効利用評価は、認定の有効期間が満了した評価と有効期間中の評価を実施した。

28GHz帯 KDDI/沖縄セルラー電話(認定の有効期間中) 評価結果

- KDDI/沖セルは、当該周波数帯を5Gのスポット的なトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の基地局数（屋外・屋内）、5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率について、認定された開設計画を適切に実施しているものと認められ、これらの総合評価は「B」評価である（地域の総合評価は「A」～「B」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は非常に大きく増加、人口カバー率及び面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。

1 実績評価 【5G】

	基地局数（屋外）			基地局数（屋内）			評価	5G高度特定基地局数			5G基盤展開率			評価	技術導入 状況	総合的な 評価
	評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値		評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値			
全国	B	+7	12,763	B	+34	2,235	B	B	+389	4,549	B	+0.32	93.51%	B	A	B
北海道	B	±0	1,355	B	+1	33	B	B	+38	873	B	+0.20	91.86%	B	B	B
東北	B	±0	1,381	B	±0	73	B	B	+70	800	B	+0.26	98.38%	B	B	B
関東	B	±0	3,620	B	±0	1,132	B	A	+78	470	B	+0.48	96.83%	A	A	A
信越	B	±0	561	B	±0	37	B	B	+27	300	B	±0.00	96.76%	B	B	B
北陸	B	±0	378	B	±0	41	B	A	+24	170	B	+0.61	94.16%	A	B	A
東海	B	±0	1,151	B	±0	382	B	A	+40	362	B	+0.61	98.14%	A	A	A
近畿	B	±0	1,646	B	±0	348	B	A	+37	324	B	+0.32	98.01%	A	A	A
中国	B	±0	841	B	+21	66	B	B	+20	390	B	+0.25	96.09%	B	A	B
四国	B	±0	492	B	±0	19	B	B	+11	245	B	+0.77	93.63%	B	A	B
九州	B	±0	1,276	B	±0	90	B	B	+36	561	B	+0.14	86.18%	B	A	B
沖縄	B	+7	62	A	+12	14	A	B	+8	54	B	+0.55	50.55%	B	B	A

2 進捗評価 【5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な 評価	5G高度特定基地局数			5G基盤展開率			総合的な 評価	技術導入 状況(※)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		
全国	S	+9,923	12,763	B	+0.43	0.62%	B	+0.05	0.07%	A	S	+3,864	4,549	S	+79.11	93.51%	S	S
北海道	S	+1,239	1,355	B	+0.12	0.13%	B	+0.03	0.03%	A	S	+773	873	S	+81.43	91.86%	S	S
東北	S	+1,210	1,381	B	+0.20	0.22%	B	+0.05	0.06%	A	S	+660	800	S	+80.64	98.38%	S	S
関東	S	+2,356	3,620	B	+0.73	1.07%	B	+0.10	0.17%	A	S	+396	470	S	+80.77	96.83%	S	S
信越	S	+435	561	B	+0.16	0.29%	B	+0.06	0.09%	A	S	+251	300	S	+80.21	96.76%	S	S
北陸	S	+335	378	B	+0.05	0.05%	B	+0.05	0.06%	A	S	+138	170	S	+74.81	94.16%	S	S
東海	S	+897	1,151	B	+0.41	0.62%	B	+0.06	0.10%	A	S	+306	362	S	+82.09	98.14%	S	S
近畿	S	+1,336	1,646	B	+0.46	0.65%	B	+0.05	0.07%	A	S	+289	324	S	+87.12	98.01%	S	S
中国	S	+726	841	B	+0.19	0.22%	B	+0.03	0.04%	A	S	+335	390	S	+82.32	96.09%	S	S
四国	S	+399	492	B	+0.09	0.14%	B	+0.02	0.03%	A	S	+213	245	S	+80.93	93.63%	S	S
九州	S	+968	1,276	B	+0.10	0.13%	B	+0.05	0.06%	A	S	+483	561	S	+73.54	86.18%	S	S
沖縄	A	+22	62	B	±0.00	0.00%	B	±0.00	0.00%	A	A	+20	54	S	+21.20	50.55%	S	S

※ 技術導入状況は、前年度の5G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

(注1) 28GHz帯は令和6年4月9日に認定の有効期間が満了した。同日時点の調査結果に基づき、本年度の有効利用評価は、認定の有効期間が満了した評価と有効期間中の評価を実施した。

(注2) 5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率は、3.7、4.0、28GHz帯に係る当該局数及び率であり、これらの周波数帯において認定の有効期間中の評価は共通となる。

28GHz帯 ソフトバンク(認定の有効期間満了) 評価結果

- ソフトバンクは、当該周波数帯を5Gのスポット的なトラフィック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の基地局数の実績が他社に比べて大きく低く、より一層の電波の有効利用の促進が必要と認められ、総合評価は「C」評価である（地域の総合評価は「A」～「C」評価）。また、7地域（北海道・関東・北陸・東海・中国・四国・九州）の基地局数は他社より少なく、同社によれば、開設計画値以上の基地局を開設しており、今後、大容量通信が必要な場所のスポットカバーや産業用途としても展開を進めていくとしている。ミリ波の基地局については、各事業者は、これまで開設計画に沿って主に基盤展開のための置局を着実に進めてきたと評価されるが、今後、更なる電波の有効利用が図られるよう、ミリ波の活用が期待される、トラフィックが集中するエリア等への基地局の展開も積極的に推進すべきである。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。しかしながら、1地域（九州）の通信量は前年度実績を下回っており、同社によれば、前年度の通信量の約6割を占めていたバーストラフィックが本年度では計測されなかったことが要因としている。前年度より基地局数が増加しているにもかかわらず、通信量が前年度実績を下回っていることは電波の有効利用の観点からは望ましくない状況である。割り当てられた周波数は最大限活用すべきであり、今後更なる総通信量の増加が予想されることから、ミリ波対応端末の普及やニーズの創出に向けた取組等による電波の有効利用に向け引き続き努力すべきである。

95 1 実績評価 【5G】

	基地局数				通信量	技術導入 状況	総合的な 評価
	評価	平均比	計画値差	実績値			
全国	C	68.06%	+2,552	6,407	B	A	C
北海道	C	64.09%	+97	573	B	S	C
東北	B	78.21%	+198	700	B	S	B
関東	C	50.41%	+580	1,527	B	S	C
信越	B	71.54%	+67	269	B	S	B
北陸	C	69.78%	+41	157	B	S	C
東海	C	68.95%	+291	604	B	S	C
近畿	A	104.45%	+958	1,384	B	A	A
中国	C	69.33%	+93	373	B	B	C
四国	C	62.38%	+57	199	B	B	C
九州	C	61.39%	+112	512	B	B	C
沖縄	A	104.81%	+58	109	B	B	A

2 進捗評価 【5G】

	基地局数			通信量	技術導入 状況(※)
	評価	前年度差	実績値		
全国	A	+2,463	6,407	B	S
北海道	S	+368	573	B	S
東北	S	+358	700	B	S
関東	A	+374	1,527	B	S
信越	S	+164	269	B	S
北陸	S	+86	157	B	S
東海	A	+209	604	B	S
近畿	A	+297	1,384	B	S
中国	S	+183	373	B	S
四国	S	+101	199	B	S
九州	A	+275	512	C	S
沖縄	S	+48	109	B	S

※ 技術導入状況は、前年度の5G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

(注) 28GHz帯は令和6年4月9日に認定の有効期間が満了した。同日時点の調査結果に基づき、本年度の有効利用評価は、認定の有効期間が満了した評価と有効期間中の評価を実施した。

28GHz帯 ソフトバンク(認定の有効期間中) 評価結果

- ソフトバンクは、当該周波数帯を5Gのスポット的なトラフィック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の基地局数（屋外・屋内）、5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率について、認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は大きく増加、人口カバー率及び面積カバー率は増加しており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。

1 実績評価 【5G】

	基地局数（屋外）			基地局数（屋内）			評価	5G高度特定基地局数			5G基盤展開率			評価	技術導入 状況	総合的な 評価
	評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値		評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値			
全国	A	+2,552	6,407	B	+109	409	A	S	+1,281	4,136	A	+1.06	65.02%	S	A	S
北海道	A	+97	573	B	+4	16	A	B	+89	547	B	+0.89	51.16%	B	S	A
東北	A	+198	700	B	+4	10	A	A	+158	641	A	+2.20	67.25%	A	A	A
関東	A	+580	1,527	B	+54	164	A	S	+269	594	B	+0.68	80.49%	A	A	A
信越	A	+67	269	B	+3	10	A	A	+57	259	B	±0.00	71.58%	A	A	A
北陸	A	+41	157	B	+4	15	A	S	+37	143	B	+0.44	68.18%	A	A	A
東海	A	+291	604	B	+11	46	A	S	+117	364	A	+1.71	77.02%	S	A	S
近畿	S	+958	1,384	B	+16	78	A	S	+309	547	B	+0.59	79.80%	A	A	A
中国	A	+93	373	B	+3	26	A	A	+68	337	B	+0.18	70.31%	A	B	A
四国	A	+57	199	B	+3	7	A	A	+47	179	A	+1.01	53.39%	A	B	A
九州	A	+112	512	B	+5	35	A	A	+121	470	A	+1.08	58.39%	A	B	A
沖縄	S	+58	109	B	+2	2	A	B	+9	55	A	+2.75	52.75%	A	B	A

2 進捗評価 【5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な 評価	5G高度特定基地局数			5G基盤展開率			総合的な 評価	技術導入 状況(※)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		
全国	A	+2,463	6,407	B	+0.02	0.03%	B	+0.06	0.11%	A	S	+2,277	4,136	S	+37.71	65.02%	S	S
北海道	S	+368	573	B	+0.05	0.08%	B	+0.06	0.09%	A	S	+365	547	S	+34.58	51.16%	S	S
東北	S	+358	700	B	+0.03	0.04%	B	+0.05	0.09%	A	S	+346	641	S	+35.13	67.25%	S	S
関東	A	+374	1,527	B	±0.00	0.01%	B	+0.06	0.10%	A	S	+272	594	S	+47.16	80.49%	S	S
信越	S	+164	269	B	+0.01	0.02%	B	+0.03	0.05%	A	S	+157	259	S	+42.80	71.58%	S	S
北陸	S	+86	157	B	+0.05	0.07%	B	+0.07	0.14%	A	S	+82	143	S	+38.50	68.18%	S	S
東海	A	+209	604	B	±0.00	0.01%	B	+0.03	0.08%	A	S	+210	364	S	+44.00	77.02%	S	S
近畿	A	+297	1,384	B	+0.01	0.02%	B	+0.05	0.10%	A	S	+253	547	S	+47.79	79.80%	S	S
中国	S	+183	373	B	+0.02	0.06%	B	+0.03	0.08%	A	S	+174	337	S	+34.47	70.31%	S	S
四国	S	+101	199	B	+0.03	0.04%	B	+0.06	0.14%	A	S	+104	179	S	+29.98	53.39%	S	S
九州	A	+275	512	B	+0.03	0.05%	B	+0.10	0.16%	A	S	+268	470	S	+32.45	58.39%	S	S
沖縄	S	+48	109	B	+0.02	0.05%	B	+0.62	0.93%	A	S	+46	55	S	+45.14	52.75%	S	S

※ 技術導入状況は、前年度の5G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

(注1) 28GHz帯は令和6年4月9日に認定の有効期間が満了した。同日時点の調査結果に基づき、本年度の有効利用評価は、認定の有効期間が満了した評価と有効期間中の評価を実施した。

(注2) 5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率は、3.7、28GHz帯に係る当該局数及び率であり、これらの周波数帯において認定の有効期間中の評価は共通となる。

28GHz帯 楽天モバイル(認定の有効期間満了) 評価結果

- 楽天モバイルは、当該周波数帯を5Gのスポット的なトラヒック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の基地局数の実績は他社に比べて高いものの、東北の1県においてトラヒックがない日を確認され、総合評価は「D」評価である（地域の総合評価は「S」～「D」評価）。1県においてトラヒックがない日を確認された点について、同社によれば、ミリ波は周波数特性上カバーエリアが狭いこと、ミリ波対応端末が十分に普及しておらずユーザー利用が限定的であること等が要因とし、今後、ユースケース創出等に向けた取組を継続するとしている。その要因はやむを得ない側面もみられるものの、トラヒックがなかった県において一定程度の基地局を設置していたにもかかわらず、当該基地局の全てにおいて通信が行われなかった日が生じており、電波の有効利用が行われていないことから「D」評価とし、今後、ミリ波対応端末の普及やニーズの創出に向けた取組等を実施し、早期に電波の有効活用を図るべきである。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は非常に大きく増加しており、電波の利用は前年度実績を非常に大きく上回っているものと認められ、総合評価は「S」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。しかしながら、2地域（東北・北陸）の通信量が前年度実績を下回っており、同社によれば、ユーザーの利用が限定的であること等が要因としている。前年度より基地局数が増加しているにもかかわらず、通信量が前年度実績を下回っていることは電波の有効利用の観点からは望ましくない状況である。割り当てられた周波数は最大限活用すべきであり、今後更なる総通信量の増加が予想されることから、上記の取組等による電波の有効利用に向け引き続き努力すべきである。

1 実績評価 【5G】

	基地局数				通信量	技術導入 状況	総合的な 評価
	評価	平均比	計画値差	実績値			
全国	S	141.70%	+5,392	13,340	D	B	D
北海道	B	86.80%	+306	776	B	B	B
東北	B	81.56%	+311	730	D	B	D
関東	S	204.29%	+1,769	6,188	B	B	S
信越	B	89.36%	+177	336	B	B	B
北陸	A	94.67%	+125	213	B	B	A
東海	S	154.34%	+704	1,352	B	B	S
近畿	S	130.57%	+753	1,730	B	B	S
中国	A	101.67%	+326	547	B	B	A
四国	A	107.52%	+199	343	B	B	A
九州	S	115.35%	+611	962	B	B	S
沖縄	S	156.73%	+111	163	B	B	S

2 進捗評価 【5G】

	基地局数			通信量	技術導入 状況(※)
	評価	前年度差	実績値		
全国	S	+4,086	13,340	B	S
北海道	S	+221	776	B	S
東北	A	+174	730	C	S
関東	S	+2,214	6,188	B	S
信越	S	+111	336	B	S
北陸	A	+58	213	C	S
東海	A	+318	1,352	B	S
近畿	A	+461	1,730	B	S
中国	S	+191	547	B	S
四国	S	+101	343	B	S
九州	A	+201	962	B	S
沖縄	S	+36	163	B	S

※ 技術導入状況は、前年度の5G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

(注) 28GHz帯は令和6年4月9日に認定の有効期間が満了した。同日時点の調査結果に基づき、本年度の有効利用評価は、認定の有効期間が満了した評価と有効期間中の評価を実施した。

28GHz帯 楽天モバイル(認定の有効期間中) 評価結果

- 楽天モバイルは、当該周波数帯を5Gのスポット的なトラフィック対策のために活用している。
- 実績評価においては、全国の基地局数（屋外・屋内）、5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率について、認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「S」～「A」評価）。
- 進捗評価においては、前年度に比べ、全国の基地局数は非常に大きく増加、人口カバー率及び面積カバー率は増減なしとなっており、電波の利用は前年度実績を大きく上回っているものと認められ、これらの総合評価は「A」評価である（地域の総合評価は「A」評価）。

1 実績評価 【5G】

	基地局数（屋外）			基地局数（屋内）			評価	5G高度特定基地局数			5G基盤展開率			評価	技術導入 状況	総合的な 評価
	評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値		評価	計画値差	実績値	評価	計画値差	実績値			
全国	S	+5,392	13,340	B	+507	1,892	A	S	+4,887	12,835	B	+0.65	56.79%	A	B	A
北海道	S	+306	776	B	+28	59	A	S	+306	776	B	+0.23	51.60%	A	B	A
東北	S	+311	730	B	+19	58	A	S	+311	730	B	+0.29	57.14%	A	B	A
関東	S	+1,769	6,188	B	+172	1,028	A	S	+1,356	5,775	A	+1.12	60.49%	S	B	S
信越	S	+177	336	B	+8	22	A	S	+174	333	B	±0.00	55.40%	A	B	A
北陸	S	+125	213	B	+16	26	A	S	+125	213	B	+0.11	58.17%	A	B	A
東海	S	+704	1,352	B	+77	154	A	S	+623	1,271	A	+1.61	61.80%	S	B	S
近畿	S	+753	1,730	B	+96	359	A	S	+748	1,725	B	+0.85	59.60%	A	B	A
中国	S	+326	547	B	+20	53	A	S	+323	544	B	+0.94	59.38%	A	B	A
四国	S	+199	343	B	+16	30	A	S	+199	343	A	+2.21	57.77%	S	B	S
九州	S	+611	962	B	+48	87	A	S	+611	962	B	+0.42	56.41%	A	B	A
沖縄	S	+111	163	B	+7	16	A	S	+111	163	B	+0.58	52.75%	A	B	A

2 進捗評価 【5G】

	基地局数			人口カバー率			面積カバー率			総合的な 評価	5G高度特定基地局数			5G基盤展開率			総合的な 評価	技術導入 状況(※)
	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		評価	前年度差	実績値	評価	前年度差	実績値		
全国	S	+4,086	13,340	B	±0.00	0.00%	B	±0.00	0.00%	A	S	+4,129	12,835	S	+17.65	56.79%	S	S
北海道	S	+221	776	B	±0.00	0.00%	B	±0.00	0.00%	A	S	+221	776	S	+19.66	51.60%	S	S
東北	A	+174	730	B	±0.00	0.00%	B	±0.00	0.00%	A	S	+174	730	S	+20.72	57.14%	S	S
関東	S	+2,214	6,188	B	±0.00	0.00%	B	±0.00	0.00%	A	S	+2,248	5,775	S	+10.85	60.49%	S	S
信越	S	+111	336	B	±0.00	0.00%	B	±0.00	0.00%	A	S	+110	333	S	+16.91	55.40%	S	S
北陸	A	+58	213	B	±0.00	0.00%	B	±0.00	0.00%	A	S	+61	213	S	+17.52	58.17%	S	S
東海	A	+318	1,352	B	±0.00	0.00%	B	±0.00	0.00%	A	S	+318	1,271	S	+15.50	61.80%	S	S
近畿	A	+461	1,730	B	±0.00	0.00%	B	±0.00	0.00%	A	S	+464	1,725	S	+11.42	59.60%	S	S
中国	S	+191	547	B	±0.00	0.00%	B	±0.00	0.00%	A	S	+189	544	S	+23.54	59.38%	S	S
四国	S	+101	343	B	±0.00	0.00%	B	±0.00	0.00%	A	S	+103	343	S	+17.69	57.77%	S	S
九州	A	+201	962	B	±0.00	0.00%	B	±0.00	0.00%	A	S	+203	962	S	+16.51	56.41%	S	S
沖縄	S	+36	163	B	±0.00	0.00%	B	±0.00	0.00%	A	S	+38	163	S	+16.88	52.75%	S	S

※ 技術導入状況は、前年度の5G・SAに係る調査データがないため、SAは評価対象外として評価を実施している。

(注1) 28GHz帯は令和6年4月9日に認定の有効期間が満了した。同日時点の調査結果に基づき、本年度の有効利用評価は、認定の有効期間が満了した評価と有効期間中の評価を実施した。

(注2) 5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率は、3.7、28GHz帯に係る当該局数及び率であり、これらの周波数帯において認定の有効期間中の評価は共通となる。

移行計画

**（開設計画の認定の有効期間が満了している又は
開設計画の認定に係らない周波数帯）**

- ・800MHz帯
- ・900MHz帯
- ・2GHz帯

800MHz帯 KDDI/沖縄セルラー電話 移行計画の評価

- 同社の800MHz帯については、令和3年度末に3Gサービスが終了した。
- 今般、調査結果として示された3G移行計画の概要及び人口カバー率の計画最終年度の計画値は、下表のとおりである。

○800MHz帯

<3G移行計画の概要>

移行する周波数		870MHz～875MHz
移行先通信規格		4 G
移行計画の目標		令和10年度までに 人口カバー率80%以上
移行計画 最終年度 (令和10 年度末) の計画値	基地局数	27,520局
	人口カバー率	81.00%
	面積カバー率	24.00%

<人口カバー率の計画最終年度の計画値>

区域	令和10年度末(2028年度末)
全国	81.00%
北海道	81.00%
東北	80.00%
関東	80.00%
信越	87.00%
北陸	81.00%
東海	81.00%
近畿	84.00%
中国	84.00%
四国	85.00%
九州	85.00%
沖縄	90.00%

- 有効利用評価方針に基づき、「3Gサービス終了時点から5年以内（令和8年度末まで）に、人口カバー率80%以上として評価を行うものとし、特段の事情がある場合は、これを考慮する」こととする。
- 同社の年度ごとの移行計画では、令和8年度末時点では、沖縄を除き、人口カバー率が80%以上となっていないものと認められ、全国及び各地域において人口カバー率が80%以上となる時期は、令和10年度末を計画している。
- 同社にその理由の詳細を確認した結果、5G開設計画の達成を優先し、3Gから4Gへのマイグレーションは、主にソフトウェア更新により対応可能な基地局の対応を進め、現地ハードウェア工事を要する基地局については、当該工事が新設と同等の稼働を要することから、4Gの品質確保が必要な場所を優先的に、5Gエリア拡充等の別工事と合わせて実施しているためとしている。
- 以上を踏まえ、同社の3G移行計画については、有効利用評価方針に基づく3Gサービス終了時点から5年後となる令和8年度末までに、沖縄と除き人口カバー率が80%以上となっていないが、その理由として示された「5G開設計画の達成を優先」との点については、令和6年4月に認定の有効期間が満了した5G導入開設指針に基づく開設計画は達成しており、また、「工事が新設と同等の稼働を要し、別工事と合わせて実施する」との点についても、工事には相応の時間を要するものとは考えられることから、有効利用評価方針に基づく「特段の事情」があるものと一定程度は認められる。
- しかしながら、電波の有効利用の早期実現のため、毎年度、計画値以上のマイグレーションの実施に向け努力すべきである。
- なお、当該移行計画の進捗状況については、次年度以降、毎年度評価を行うものとする。

900MHz帯・2GHz帯 ソフトバンク 移行計画の評価

- 同社の900MHz帯及び2GHz帯については、令和6年7月末に3Gサービスが全国的に終了した。
- 今般、調査結果として示された3G移行計画の概要及び人口カバー率の計画最終年度の計画値は、下表のとおりである。

○900MHz帯 <3G移行計画の概要>

移行する周波数		945MHz～950MHz
移行先通信規格		4 G
移行計画の目標		令和10年度までに 人口カバー率96%以上
移行計画 最終年度 (令和10 年度末) の計画値	基地局数	35,100局
	人口カバー率	96.88%
	面積カバー率	56.88%

<人口カバー率の計画最終年度の計画値>

区域	令和10年度末(2028年度末)
全国	96.88%
北海道	97.56%
東北	96.05%
関東	97.72%
信越	94.83%
北陸	97.16%
東海	96.60%
近畿	97.35%
中国	94.04%
四国	92.31%
九州	97.19%
沖縄	97.99%

○2GHz帯 <3G移行計画の概要>

移行する周波数		2165MHz～2170MHz
移行先通信規格		4 G
移行計画の目標		令和10年度までに 人口カバー率95%以上
移行計画 最終年度 (令和10 年度末) の計画値	基地局数	38,000局
	人口カバー率	95.03%
	面積カバー率	27.69%

<人口カバー率の計画最終年度の計画値>

区域	令和10年度末(2028年度末)
全国	95.03%
北海道	91.07%
東北	88.82%
関東	98.36%
信越	90.05%
北陸	93.33%
東海	97.12%
近畿	97.12%
中国	87.23%
四国	88.70%
九州	91.81%
沖縄	94.58%

- 有効利用評価方針に基づき、「3Gサービス終了時点から5年以内(令和11年7月末まで)に、900MHz帯は人口カバー率80%以上、2GHz帯は人口カバー率50%以上として評価を行うものとし、特段の事情がある場合は、これを考慮する」こととする。
- 同社の年度ごとの移行計画では、全国及び各地域において、900MHz帯では令和8年度末までに人口カバー率80%以上、2GHz帯は令和6年度末までに人口カバー率50%以上となっている。
- 以上を踏まえ、同社の3G移行計画については、有効利用評価方針に基づく3Gサービス終了時点から5年以内より大幅な前倒しで達成する計画となっており、電波の有効利用の観点から積極的な計画と認められる。今後、策定した移行計画に基づく円滑なマイグレーションを期待したい。
- なお、当該移行計画の進捗状況については、次年度以降、毎年度評価を行うものとする。

別添2 定性評価 各論詳細

携帯電話及び全国BWAに係る定性評価①

①

5 G 基地局におけるインフラシェアリング

事業者名		NTTドコモ	KDDI/沖縄セル	ソフトバンク	楽天モバイル	UQ	WCP
評価		b	b	b	b	b	R
・ NTTドコモ、ソフトバンク、楽天モバイル及びUQコミュニケーションズは、インフラシェアリングの実績があり、今後、一定の計画を有しているものと認められ、「b」評価としている。 ・ KDDI/沖縄セルは、インフラシェアリングの実績があり、電気通信設備に係るシェアリングを行っている基地局（屋内）の自社グループに係るものの件数が減少しているが、同社によれば、5G基地局の開設工事を優先的に実施する中で一時的にシェアリング構成から外れたが、今後以前の水準に戻すとしており、今後、一定の計画も有しているものと認められ、「 b 」評価としている。 ・ WCPは、前年度から5Gの導入が開始され、本年度の5G基地局数は 4 局（昨年度から + 1 局）との調査結果となっており、十分な実績がないことから、本評価は行わないものとする（「R」評価）が、同社によれば、インフラシェアリングが可能と考えられる局は本年度中にシェアリングを実施する予定としており、今後の取組に期待したい。							
(参考：有効利用評価方針) ※特に考慮すべき事項がある場合は、未評価（R）とする。							
評価項目	a	b	c	d			
① 5 G 基地局におけるインフラシェアリング	bに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。	インフラシェアリングの実績があり、今後、一定の計画を有している。	インフラシェアリングの実績はあるものの、今後の計画がない（又は不十分である）。	インフラシェアリングの実績がなく、また今後の計画もない。			

携帯電話及び全国BWAに係る定性評価②

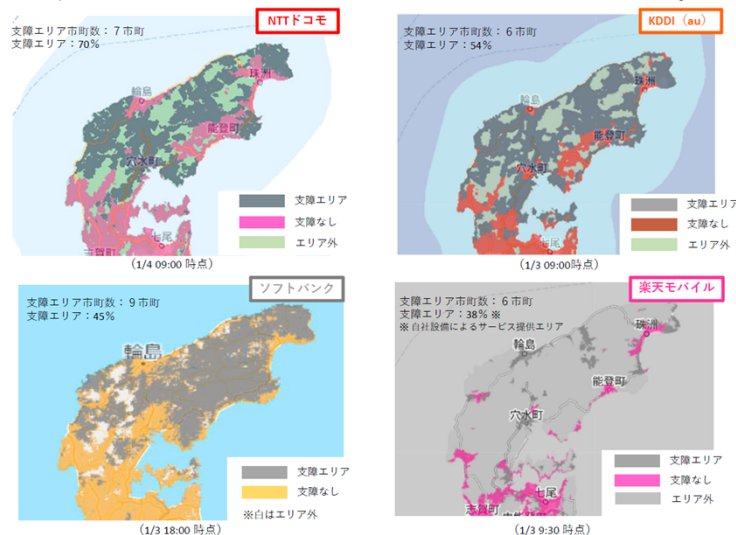
評価項目		評価						
② 安全・信頼性の確保 ・災害対策 ・通信障害対策 ・セキュリティ対策		事業者名	NTTドコモ	KDDI/沖縄セル	ソフトバンク	楽天モバイル	UQ	WCP
		評価	a	a	a	a	a	a
	・安全・信頼性の確保は、「災害対策」、「通信障害対策」及び「セキュリティ対策」に係る事前対策や事案発生時の取組の評価を行った。							
	・事前の対策について、事業者ごとに手法は異なる点も見られるが、「災害対策」では災害時の通信の継続性の確保に向けた車載型基地局や衛星回線等の配備等、「通信障害対策」では障害検知対策や障害発生時の体制構築等、「セキュリティ対策」ではサプライチェーンリスクを考慮した設備調達やセキュリティ確保に向けた体制の確保等、各事業者ともに一定の取組が認められた。							
	・前年度に比べ、NTTドコモは災害対策、KDDI/沖縄セルは通信障害対策、ソフトバンクは災害・通信障害対策、楽天モバイルは災害対策、UQコミュニケーションズは災害・通信障害対策、WCPは災害・通信障害・セキュリティ対策において、改善が見られるものと認められる。WCPにおいては、前年度、自社グループ全体での取組に留まっていたことから、独自の対策を講じるなどの積極的な対応を期待していたところ、本年度、災害やセキュリティ対策において、独自に訓練を実施するといった対応の改善を確認した。							
	・事案発生時の取組として、能登半島地震及び奥能登豪雨の取組について、ヒアリングを通じて各事業者を確認を行った。各事業者の取組の概要は別紙のとおりであり、NTTドコモは船上基地局の運用、KDDI/沖縄セルは基地局バックホール回線としての低軌道衛星の利用や船上基地局の運用、ソフトバンクはドローン基地局や長時間稼働が可能な可搬型発電機の運用、楽天モバイルは遠隔制御による基地局予備電源の延命対策の実施、UQコミュニケーションズは基地局バックホール回線としての低軌道衛星の利用、WCPは長時間稼働が可能な可搬型発電機の運用が確認され、新技術の導入に積極的に取り組んでいるものと認められる。また、事業者間の連携として、NTTドコモとKDDIとの間では、共同で船舶への船上基地局の設置・運用が行われ、KDDIとソフトバンクとの間では、基地局の応急復旧に必要な給油の相互利用が行われていた。							
	・以上より、各事業者ともに、一定の取組を行っており、前年度に比べて改善が見られるとともに、新技術の導入に積極的に取り組んでいるものと認められることから、「a」評価としている。							
	(参考：有効利用評価方針)				※特に考慮すべき事項がある場合は、未評価（R）とする。			
	評価項目	a	b	c	d			
	② 安全・信頼性の確保*	bに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。	一定の取組を行っており、前年度に比べて改善が見られる。	一定の取組を行っているものの、前年度に比べて改善が見られない。	十分な取組が行われていない。			

*災害、通信障害、セキュリティに係る事前の対策や事案発生時の取組をいう。

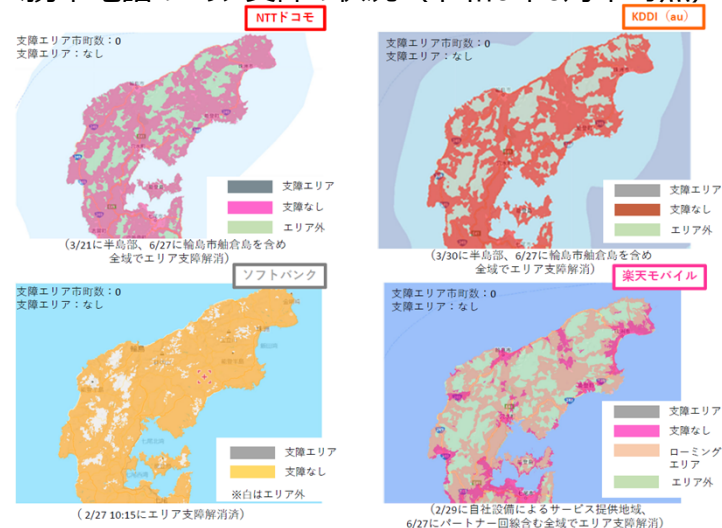
●令和6年能登半島地震の概要

- 令和6年1月1日16時10分、マグニチュード 7.6、深さ16kmの地震が発生。石川県輪島市及び志賀町で震度 7 を観測したほか、北海道から九州地方にかけて震度 6 強～ 1 を観測。また、石川県珠洲市や能登町では高さ 4 m 以上（推定）の津波が襲来。
- 携帯電話については、6市町（石川県七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）において、携帯電話事業者 4 社の基地局のうち 6 割程度、合計800局以上が停波。各事業者は、応急復旧を進め、同年 1 月17日には、土砂崩れ等による立入困難地点を除き応急復旧を概ね完了、その後、同年6月末までに応急復旧が完了。応急復旧と並行し、基地局が本来の機能を回復する本格復旧を着実に進め、同年7月末時点では能登半島6市町の基地局のうち98%が本来の基地局の形に復旧。引き続き、被災地全般にわたる本格復旧に向けた取組が実施。

<携帯電話のエリア支障の状況（エリア支障最大時）>



<携帯電話のエリア支障の状況（令和6年6月末時点）>

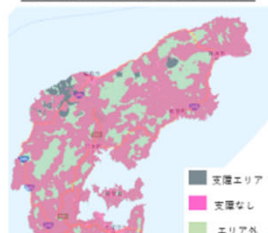


(出展：第33回有効利用評価部会 資料33-1「令和6年能登半島地震における通信分野の対応」)

●令和6年奥能登豪雨の概要

- 令和6年9月20日から同月23日までの間、石川県の奥能登地方を中心に記録的な豪雨が発生。
- 携帯電話については、4市町（輪島市、珠洲市、志賀町、能登町）において、携帯電話事業者 4 社で合計約300局が停波。各事業者は、応急復旧を進め、同年9月30日には、土砂崩れ等による立入困難地点を除き応急復旧を概ね完了。

NTTドコモの支障エリア



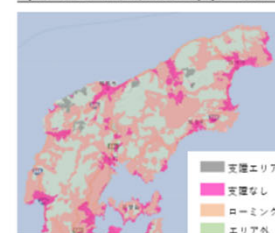
KDDIの支障エリア



ソフトバンクの支障エリア



楽天モバイルの支障エリア



(出展：情報通信審議会 情報通信技術分科会（第183回） 資料183-3-2「IPネットワーク設備委員会報告」)

【別紙】 能登半島地震・奥能登豪雨における取組の概要(NTTドコモ)

取組の概要

●能登半島地震

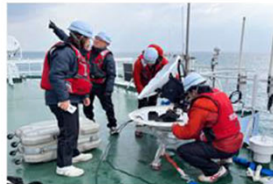
- ・停波基地局数は、1月4日時点で最大260局であった。1月17日時点で立ち入り困難エリアを除き応急復旧が完了した。
- ・車載型基地局、可搬型基地局、移動電源車等の手段によるほか、陸路でのエリア復旧が困難なエリアに対し、船上基地局による応急復旧が行われた（KDDIとの連携）。
- ・自治体や避難所等に対し、充電設備やスマートフォン等の貸出、低軌道衛星（Starlink）を活用したWi-Fiサービス、避難所内への映像コンテンツ配信サービスやオンライン診療環境の提供等の支援が行われた。
- ・救助機関からの要請に基づく、安否不明者の携帯電話の位置情報の提供に係る対応が行われた。

●奥能登豪雨

- ・停波基地局数は、9月22日時点で最大89局であった。9月30日時点で立ち入り困難エリアを除き応急復旧が完了した。
- ・車載型基地局、可搬型基地局、移動電源車等の手段によるほか、基地局バックホール回線として低軌道衛星（Starlink）を用いた応急復旧が行われた。
- ・自治体や避難所等に対し、充電設備やスマートフォン等の貸出、低軌道衛星（Starlink）を活用したWi-Fiサービスの提供等の支援が行われた。
- ・救助機関（災害対策本部）からの要請に基づく、安否不明者の携帯電話の位置情報の提供に係る対応が行われた。

船上基地局の運用

陸路でのエリア復旧が困難であった輪島市町野地区に対し
船上基地局からエリアを復旧（KDDI様との連携）



輪島市町野町沿岸
(1/6～1/11)



輪島市大沢地区沿岸
(1/13～1/18)



移動電源車



可搬型衛星基地局



給油模様



New

オンライン再診



移動基地局車



光ファイバー復旧



発電発電機



New

映像サービス

【別紙】 能登半島地震・奥能登豪雨における取組の概要(KDDI)

取組の概要

●能登半島地震

- ・停波基地局数は、1月3日時点で最大256局であった。1月15日時点で立ち入り困難エリアを除き応急復旧が完了した。
- ・車載型基地局、可搬型基地局、移動電源車等の手段によるほか、船上基地局（NTTドコモとの連携）や基地局バックホール回線として低軌道衛星（Starlink）を用いた応急復旧が行われた。臨時設置した給油拠点について、ソフトバンクとの相互利用が行われた。
- ・自治体や避難所等に対し、充電設備やスマートフォン等の貸出、低軌道衛星（Starlink）を活用したWi-Fiサービスの提供などの支援が行われた。

●奥能登豪雨

- ・停波基地局数は、9月23日時点で最大104局であった。9月30日時点で立ち入り困難エリアを除き応急復旧が完了した。
- ・車載型基地局、可搬型基地局、発電機等の手段によるほか、基地局バックホール回線として低軌道衛星（Starlink）の利用等による応急復旧が行われた。
- ・自治体や避難所等に対し、充電設備やスマートフォン等の貸出、低軌道衛星（Starlink）を活用したWi-Fiサービスの提供などの支援が行われた。
- ・救助機関（災害対策本部）からの要請に基づく、安否不明者の携帯電話の位置情報の提供に係る対応が行われた。

＜エリア復旧模様＞



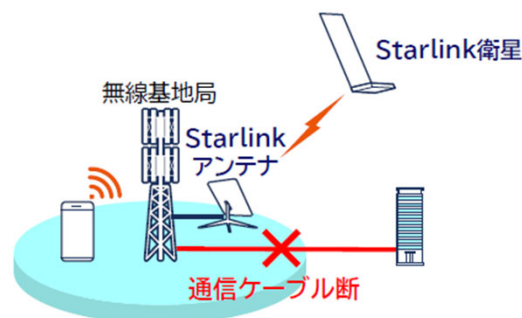
車載型基地局



ポータブル発電機の給油作業の様子



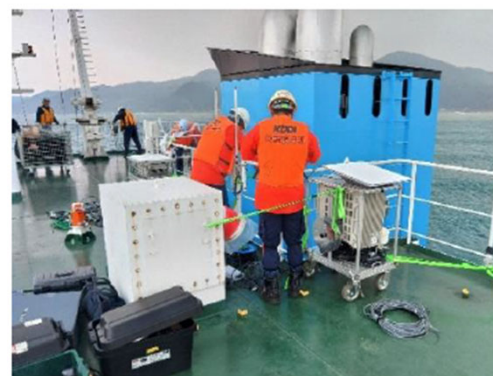
Starlinkのバックホール回線活用による復旧イメージ



＜事業者間の連携＞

船舶型基地局

NTTドコモ様と共同で
船舶型基地局を設置



給油拠点の共同利用

臨時設置した給油拠点を
ソフトバンク様と相互利用



（出典：KDDI 提出資料）

【別紙】 能登半島地震・奥能登豪雨における取組の概要(ソフトバンク)

取組の概要

- 能登半島地震
 - ・停波基地局数は、1月3日時点で最大229局であった。1月15日時点で立ち入り困難エリアを除き応急復旧が完了した。
 - ・車載型基地局、可搬型基地局、移動電源車等の手段によるほか、ドローン基地局や長時間稼働が可能な可搬型発電機による応急復旧が行われた。
 - ・自治体や避難所等に対し、充電設備やスマートフォン等の貸出、静止衛星を活用した高速回線や低軌道衛星（Starlink）を活用したWi-Fiサービスや可搬型シャワーの提供等の支援が行われた。
 - ・KDDIとの間で、燃料給油の連携が行われた。
- 奥能登豪雨
 - ・停波基地局数は、9月22日時点で最大81局であった。9月30日時点で立ち入り困難エリアを除き応急復旧が完了した。
 - ・車載型基地局、可搬型基地局、移動電源車等の手段によるほか、基地局バックホール回線として静止衛星や低軌道衛星（Starlink）の利用等による応急復旧が行われた。
 - ・自治体や避難所等に対し、充電設備やスマートフォン等の貸出、静止衛星を活用した高速回線や低軌道衛星（Starlink）を活用したWi-Fiサービス等の支援が行われた。
 - ・救助機関（災害対策本部）からの要請に基づく、安否不明者の携帯電話の位置情報の提供に係る対応が行われた。

<エリア復旧模様>



衛星回線/発電機



移動無線車



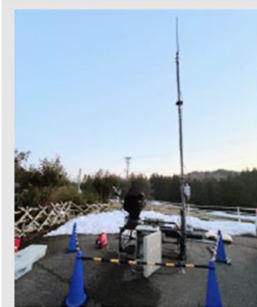
移動電源車



長時間発電機



ドローン基地局



可搬型基地局

...

<事業者間の連携>

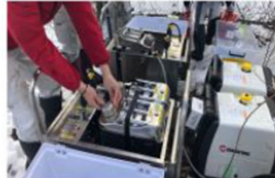


他事業者との燃料連携

<避難所向けシステム>



<長時間稼働が可能な可搬型発電機>



増設燃料タンク型
長時間連続運転発電機



LPガス対応
可搬型発電機

(出典：ソフトバンク 提出資料)

【別紙】能登半島地震・奥能登豪雨における取組の概要(楽天モバイル)

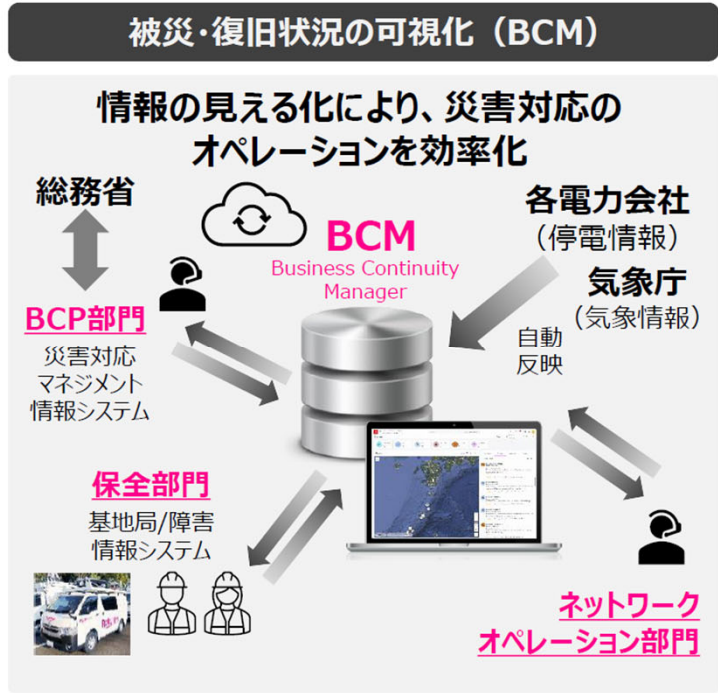
取組の概要

- 能登半島地震
 - ・停波基地局数は、1月3日時点で最大77局であった。1月15日時点で立ち入り困難エリアを除き応急復旧が完了した。
 - ・車載型基地局や可搬型発電機等の手段によるほか、被害状況を即座に把握できるBCMシステムの運用や、遠隔制御で基地局予備電源の延命対策による応急復旧が行われた。
 - ・自治体や避難所等に対し、充電設備、Wi-Fiルーターやスマートフォン等の貸出等の支援が行われた。
 - ・救助機関からの要請に基づく、安否不明者の携帯電話の位置情報の提供に係る対応が行われた。
- 奥能登豪雨
 - ・停波基地局数は、9月22日時点で最大19局であった。9月30日時点で立ち入り困難エリアを除き応急復旧が完了した。
 - ・車載型基地局や可搬型発電機等による応急復旧が行われた。
 - ・自治体や避難所等に対し、充電設備、Wi-Fiルーターやスマートフォン等の貸出等の支援が行われた。
 - ・救助機関（災害対策本部）からの要請に基づく、安否不明者の携帯電話の位置情報の提供に係る対応が行われた。

＜エリア復旧模様＞



＜災害への対応＞



基地局予備電源の延命対策

楽天モバイルのMIMO(4×4) なら
停電時などは(2×4) に変更しても
**安定的な通信を維持したまま
予備電源を約30%延命することが可能**

遠隔制御で電波を
「緊急省エネモード」
に変更

通常: 4送信4受信
↓
停電時: 2送信4受信

遠隔制御

通常3時間程度のところ
4～5時間に延命

(出典：楽天モバイル 提出資料)

【別紙】 能登半島地震・奥能登豪雨における取組の概要(UQ)

取組の概要

●能登半島地震

- ・停波基地局数は、1月2日時点で最大24局であった。1月16日時点で立ち入り困難エリアを除き応急復旧が完了した。
- ・車載型基地局、可搬型発電機等の手段によるほか、基地局バックホール回線として低軌道衛星（Starlink）を用いた応急復旧が行われた。
- ・自治体や避難所等に対し、自社グループとして支援が行われた。

●奥能登豪雨

- ・停波基地局数は、9月23日時点で最大7局であった。9月27日に立ち入り困難エリアを除き応急復旧が完了した。
- ・基地局バックホール回線として低軌道衛星（Starlink）、可搬型発電機等を用いた応急復旧が行われた。
- ・自治体や避難所等に対し、自社グループとして支援が行われた。

＜エリア復旧模様＞

車載基地局による応急復旧



Starlink衛星回線利用による応急復旧



＜奥能登豪雨の被害状況＞

約1.5mの高さまで
水位上昇



（出典：UQコミュニケーションズ 提出資料）

【別紙】 能登半島地震・奥能登豪雨における取組の概要(WCP)

取組の概要

●能登半島地震

- ・停波基地局数は、1月3日時点で最大15局であったが、同日時点で立ち入り困難エリアを除き応急復旧が完了した。
- ・車載型基地局、可搬型基地局、移動電源車等の手段によるほか、長時間稼働が可能な可搬型発電機による応急復旧が行われた。
- ・自治体や避難所等に対し、自社グループとして支援が行われた。

●奥能登豪雨

- ・停波基地局数は、9月21日時点で最大5局であったが、エリア支障はなかった。
- ・自治体や避難所等に対し、自社グループとして支援が行われた。

＜エリア復旧模様＞



衛星回線/発電機



移動無線車（BWA共用）



移動電源車



長時間発電機



可搬型基地局

...

＜能登半島地震の被害状況＞

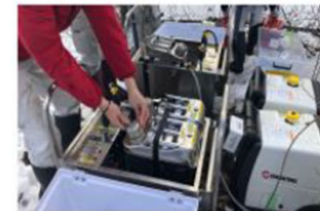


津波浸水



基地局崩落

＜長時間稼働が可能な可搬型発電機＞



増設燃料タンク型
長時間連続運転発電機



LPガス対応
可搬型発電機

（出典：Wireless City Planning 提出資料）

携帯電話及び全国BWAに係る定性評価③

評価項目		評価						
112 ③ データトラフィック		事業者名	NTTドコモ	KDDI/沖縄セル	ソフトバンク	楽天モバイル	UQ	WCP
		評価	b	b	b	b	b	c
		- NTTドコモ、KDDI/沖縄セル、ソフトバンク及び楽天モバイルは、割当てを受けた周波数帯の4G・5Gの総データトラフィック量は前年度に比べ増加しており、いずれの事業者もユーザーの通信品質確保の観点から周波数分散を行うなど、トラフィックを効率的に処理する工夫がなされているものと認められ、「b」評価としている。 - UQコミュニケーションズは、定量評価に示すとおり一部地域ではトラフィック量（通信量）が減少しているものの、総データトラフィック量は前年度に比べ増加しており、自社グループ全体においてユーザー品質を考慮した最適なトラフィック調整を行うなど、トラフィックを効率的に処理する一定の工夫がなされているものと認められ、「b」評価としている。 - WCPは、前年度から総データトラフィック量が減少し、その要因は、定量評価に示すとおり自社グループの5Gエリアの整備や5G端末の普及により、自社グループの5G用周波数帯等へトラフィックが移行したこととしており、自社グループ全体においてはトラフィックを効率的に処理するための一定の工夫がなされているものと認められ、「c」評価としている。						
		（参考：有効利用評価方針） ※特に考慮すべき事項がある場合は、未評価（R）とする。						
		評価項目	a	b	c	d		
		③データトラフィック	bに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。	トラフィックが増加傾向にあり、トラフィックを効率的に処理するための工夫がなされている。	トラフィックは減少傾向にあるものの、トラフィックを効率的に処理するための工夫がなされている。	トラフィックを効率的に処理する工夫がなされていない。		

携帯電話及び全国BWAに係る定性評価④

評価項目		評価						
④電波の割当てを受けていない者等（MVNO）に対するサービス提供		事業者名	NTTドコモ	KDDI/沖縄セル	ソフトバンク	楽天モバイル	UQ	WCP
		評価	b	b	b	b	b	b
		・ 各事業者ともに、自社グループ以外の多数にMVNOのサービスを提供しているものと認められ、「b」評価としている。前年度と比較し、KDDI/沖縄セルはMVNO事業者数が減少、UQコミュニケーションズはMVNO契約者数が減少していることから、今後、多数のMVNOへの提供に向けた積極的な取組を期待する。						
		(参考：有効利用評価方針)						
		※特に考慮すべき事項がある場合は、未評価（R）とする。						
		評価項目	a	b	c	d		
	④電波の割当てを受けていない者等（MVNO）に対するサービス提供	bに加えて、MVNOへの更なる開放に積極的に取り組んでいる。	MVNOへの提供が自社グループ以外の多数に行われている。	MVNOへの提供が自社グループ内に留まっている（又は少数に留まっている）。	MVNOへの提供を全く行っていない。			

携帯電話及び全国BWAに係る定性評価⑤

評価項目		評価					
⑤ 携帯電話の上空利用及びIoTへの取組	○ 上空利用						
	事業者名	NTTドコモ	KDDI/沖縄セル	ソフトバンク	楽天モバイル	UQ	WCP
	評価	b	a	b	c	R	R
	・ KDDI/沖縄セルは、他社に比べて4G・5Gの商用化局の局数が多く、また、令和6年度の調査結果より上空利用に係る「5G」の商用化局が新たに報告され、5Gの活用に積極的に取り組んでいることから、「a」評価としている。						
	・ NTTドコモ及びソフトバンクは、4Gの上空利用の拡大に積極的に取り組んでおり、また実用化されていることから、「b」評価としている。						
	・ 楽天モバイルは、上空利用に関しては実証段階に留まっていることから、引き続き実用化に向けて積極的に取り組むべきである（「c」評価）。						
	・ UQコミュニケーションズ及びWCPは、2.5GHz帯の上空利用が制度上認められていないことから、本評価は行わないものとする（「R」評価）。なお、総務省が策定した周波数再編アクションプラン（令和6年度版）において、「2.5GHz帯BWAについては、他の無線システム等への混信を防止しつつ、ドローン等による上空利用を可能とするための技術的条件の検討を令和6年7月に開始し、早期に結論が得られたものについては、同年内の取りまとめを目指す。」としている。						
	○ IoT利用						
	事業者名	NTTドコモ	KDDI/沖縄セル	ソフトバンク	楽天モバイル	UQ	WCP
	評価	b	b	b	b	b	b
	・ NTTドコモ、KDDI/沖縄セル、ソフトバンク及び楽天モバイルは、いずれの事業者においてもIoT端末の開設局数が前年度より増加し、携帯電話の通常規格やLPWA規格を用いたIoTの利用拡大に積極的に取り組んでおり、また実用化されていることから、「b」評価としている。						
	・ UQコミュニケーションズ及びWCPは、いずれの事業者においてもIoT端末の開設局数が前年度より増加し、2.5GHz帯高度化BWAの通常規格を用いたIoTの利用拡大に積極的に取り組んでおり、また実用化されていることから、「b」評価としている。						
	(参考：有効利用評価方針) ※特に考慮すべき事項がある場合は、未評価（R）とする。						
	評価項目	a		b	c	d	
	⑤携帯電話の上空利用及びIoTへの取組	bに加えて、5Gの活用（上空利用）／サービスの多様化（IoT利用）に積極的に取り組んでいる。		実用化に積極的に取り組んでいる。	実証段階に留まっている。	自社として具体的な取組が行われていない。	

別添3 参考資料 有効利用評価方針等

電波の利用状況調査・有効利用評価

- 電波監理審議会は、有効利用評価方針の作成・公表を行う。
- 総務大臣が行った利用状況調査に対し、有効利用評価方針に基づき評価を行う。

電波の利用状況の調査〔電波法第26条の2第1項〕

電気通信業務用基地局
(携帯電話・全国BWA)
(毎年)

〔法第26条の2第1項第1号〕

電気通信業務用基地局以外の無線局
〔法第26条の2第1項第2号〕

公共業務用無線局
(毎年)

〔省令第3条第1項第2号〕

各種電波利用システム

①714MHz以下(令和5年度)

②714MHz超 (令和6年度)

〔省令第3条第1項第3号〕

臨時の利用状況調査
(必要に応じ)
〔省令第7条〕

〈調査事項〉

- ①無線局数、免許人数、目的・用途、無線設備の使用技術、現に使用している周波数の幅
- ②無線通信の通信量、電波の能率的な利用確保のための技術の導入状況、無線局の使用実態、代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画、接続・卸業務提供の状況

〈調査事項〉

- ①無線局数、免許人数、目的・用途、無線設備の使用技術
- ②無線通信の通信量、電波の能率的な利用確保のための技術の導入状況、無線局の使用実態、代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画
- ③発射状況調査(補完調査)

…総務大臣

…電波監理審議会

調査結果の報告・概要の公表
〔法第26条の2第2項〕

有効利用評価方針の公表
〔法第26条の3第2項〕

評価(案)の検討
事業者ヒアリング〔法第26条の3第5項〕

評価(案)に対する意見募集
意見募集内容の検討

評価結果の公表
〔法第26条の3第4項〕

周波数割当計画の作成・改正、電波の有効利用に資する政策への反映

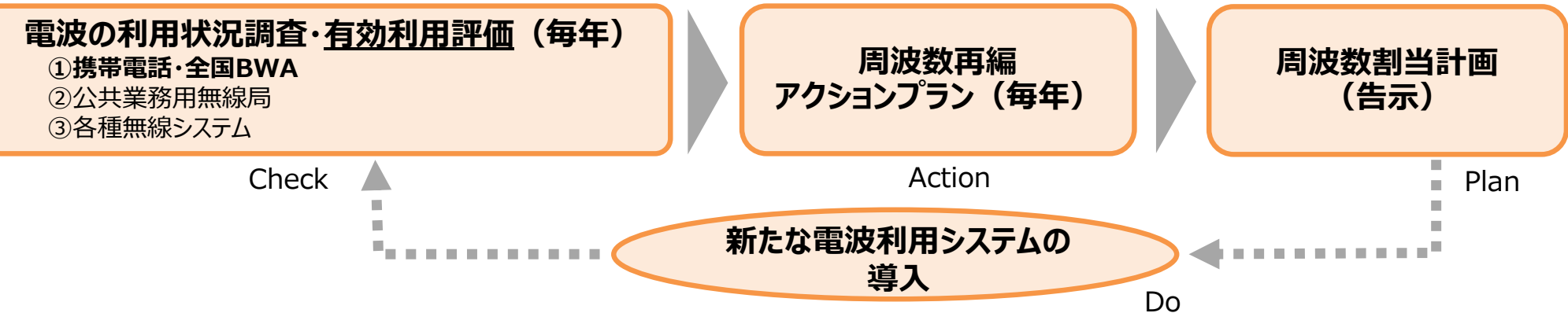
有効利用評価部会の概要

- 令和4年10月の電波法改正により、**電波監理審議会が電波の有効利用の程度の評価（有効利用評価）※1を行うこととなった※2**。同評価を適切に実施するため、**電波監理審議会の下に「有効利用評価部会」を設置**。
- 毎年、総務大臣が実施する**電波の利用状況調査**結果に基づき、電波監理審議会が**有効利用評価**を実施。（同評価結果を踏まえ、総務省において、周波数再編アクションプラン、周波数割当計画（告示）を策定。）

※1 電波法(昭和25年法律第131号)
第二十六条の三 電波監理審議会は、前条第二項の規定により利用状況調査の結果の報告を受けたときは、当該結果に基づき、調査区分ごとに、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、次に掲げる事項(第三項において「評価事項」という。)について電波の有効利用の程度の評価(以下「有効利用評価」という。)を行うものとする。

※2 改正前は総務大臣が評価を実施。法改正により、透明性・客観性の一層の向上を図るとともに、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、技術や法制度等に精通した専門家から構成される電波監理審議会が主体的に評価を行う仕組みを導入。

【周波数再編のPDCAサイクル】



【有効利用評価部会 構成員（令和6年1月現在）】

	氏 名	主 要 現 職
部会長（委員）	林 秀弥	名古屋大学 大学院 法学研究科 教授 【電波監理審議会 委員】
部会長代理（委員）	笹瀬 巖	慶應義塾大学 名誉教授 【電波監理審議会 会長】
特別委員	池永 全志	九州工業大学 大学院 工学研究院 電気電子工学研究系 教授
特別委員	石山 和志	東北大学 電気通信研究所 教授
特別委員	眞田 幸俊	慶應義塾大学 理工学部 電気情報工学科 教授
特別委員	中野 美由紀	津田塾大学 学芸学部 情報科学科 教授
特別委員	若林 亜理砂	駒澤大学大学院 法曹養成研究科 教授

※特別委員（非常勤）は、学識経験のある者について、総務大臣が任命。任期は3年。再任可。

有効利用評価部会における審議経緯

第34回（10/4）

- ・ 令和6年度携帯電話・全国BWAに係る電波の利用状況調査結果の報告、有効利用評価の進め方、令和6年度ヒアリング項目（検討課題・定性評価）の検討

第35回（10/23）

- ・ 令和6年度ヒアリング項目（定量評価・移行計画等）の検討

第36回（11/19）

- ・ 免許人ヒアリング
（ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社）

第37回（11/22）

- ・ 免許人ヒアリング
（株式会社NTTドコモ、楽天モバイル株式会社）

第38回（11/29）

- ・ 免許人ヒアリング
（KDDI株式会社/沖縄セルラー電話株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社）

第39回（12/6）

- ・ 有効利用評価結果（定量評価・移行計画・定性評価）案の検討

第40回（12/25）

- ・ 有効利用評価結果（案）取りまとめ

移動通信システム用周波数の割当状況

- 電気通信業務用として、携帯電話事業者・全国BWA事業者 7 者※に周波数を割当てを実施。
- 令和 5 年10月には、楽天モバイルに対して、700MHz帯の割当てを実施。
- 令和 6 年 4 月には、3.7GHz帯、4.0GHz帯、4.5GHz帯、28GHz帯について、開設計画の認定期間が満了。

【移動通信システム用周波数の割当て状況（令和 6 年 9 月時点）】

	700MHz帯	800MHz帯	900MHz帯	1.5GHz帯	1.7GHz帯	2GHz帯	2.3GHz帯	2.5GHz帯	3.4GHz帯	3.5GHz帯	3.7／4.0／ 4.5GHz帯	28GHz帯	合計
	FDD	FDD	FDD	FDD	FDD	FDD	TDD	TDD	TDD	TDD	TDD	TDD	
 docomo	20MHz	30MHz		30MHz	40MHz 東名阪のみ	40MHz			40MHz	40MHz	200MHz	400MHz	840MHz
 au	20MHz	30MHz		20MHz	40MHz	40MHz	40MHz			40MHz	200MHz	400MHz	830MHz
 UQ Communications								50MHz					50MHz
 SoftBank	20MHz		30MHz	20MHz	30MHz	40MHz			40MHz	40MHz	100MHz	400MHz	720MHz
 WIRELESS CITY PLANNING								30MHz					30MHz
 Rakuten Mobile	6MHz				80MHz (40MHzは 東名阪以外)						100MHz	400MHz	586MHz
合計	66MHz	60MHz	30MHz	70MHz	190MHz	120MHz	40MHz	80MHz	80MHz	120MHz	600MHz	1600MHz	3,056MHz

認定期間が満了した周波数又は開設計画の認定に係らない周波数

認定期間中の周波数

評価を行う年度に認定期間が満了した周波数

※ 携帯電話事業者は、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社。
全国BWA事業者は、UQコミュニケーションズ株式会社、Wireless City Planning株式会社。

有効利用評価方針の概要

電波監理審議議会では、有効利用評価を適切に実施するため、令和4年9月に「有効利用評価方針」を策定*。

* 令和5年7月改定、令和6年5月改定

(1)電気通信業務用基地局に係る評価

評価事項	人口カバー率、技術導入状況等	その他(インフラシェアリングの取組等)
評価方法	周波数帯ごとの実績評価及び進捗評価の定量的な評価	複数の周波数帯を横断した総合的に勘案した定性的な評価

周波数帯		認定が満了した周波数帯等	認定の有効期間中の周波数帯
実績評価	評価事項	i 基地局の数 iv 通信量 ii 人口カバー率 v 技術導入状況 iii 面積カバー率 vi 総合的な評価 等	i カバレッジ（基地局の数、人口カバー率） ii 技術導入状況 iii 総合的な評価 等
	評価方法	開設計画比、平均比 等	開設計画比 等
進捗評価	評価事項	i カバレッジ （基地局の数、人口カバー率、面積カバー率） ii 通信量 iii 技術導入状況 等	i カバレッジ（基地局の数、人口カバー率、面積カバー率） ii 技術導入状況 等
	評価方法	前年度比	前年度比

※ 複数の周波数帯を総合的に勘案した定性的な評価基準も定めるとともに、免許人ごとに各評価を踏まえた総合的な所見を述べる。

(2)電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価

評価する無線局	公共業務用無線局	各種無線システム
評価方法	需要が顕在化している周波数約1,200MHz幅を踏まえた、電波の利用の停止、周波数移行・共用の対応の状況やデジタル化に向けた対応の状況等を定性的に評価	無線局の数の増減、通信頻度、周波数の移行やデジタル化の状況等を定性的に評価

※重点調査対象システムは実測による発射状況等を踏まえて評価

(3)その他

- 免許人等に対し、評価に必要なヒアリング等を行う。
- 評価に関する事項に関し、必要に応じて勧告を行う。
- 各周波数帯の利用実態に係る評価に必要な調査・評価結果等を踏まえ、電波の特性に応じた電波利用の需要や利用実態の変化、技術進展等に合わせ、適時適切に評価方法及び基準の見直しを行う。

電気通信業務用基地局の評価基準 概要

認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価（定量評価）別紙 1、別紙 2 関係

評価事項	実績評価（別紙 1 関係）		進捗評価（別紙 2 関係）	
	6GHz以下	6GHz超	6GHz以下	6GHz超
1 電気通信業務用基地局の数	絶対評価	相対評価（平均比）	1 ～ 3 の総合評価 （前年度比）	前年度比
2 人口カバー率※	絶対評価	—		—
3 面積カバー率※	相対評価（平均比）	—		—
4 基盤展開率※	絶対評価	—	前年度比	—
5 通信量	絶対評価	絶対評価	前年度比	前年度比
6 技術導入状況	絶対評価	絶対評価	前年度比	前年度比
総合的な評価	絶対評価	絶対評価		

※ Sub6（3.7/4.0/4.5GHz帯）は、当面の間、4 基盤展開率による評価を実施し、2 人口カバー率・3 面積カバー率による評価は行わない。

認定の有効期間中の周波数帯の評価（定量評価）別紙 3、別紙 4 関係

評価事項	実績評価（別紙 3 関係）			進捗評価（別紙 4 関係）	
	5 G 普及開設指針・ 2.3GHz帯開設指針以外	5 G 普及開設指針※	2.3GHz帯開設指針	5 G 普及開設指針※	5 G 普及開設指針以外
1 電気通信業務用基地局の数	1・2 の総合評価 （開設計画比）	屋外・屋内の基地局 数の総合評価 （開設計画比）	絶対評価 （開設計画比）	1 ～ 3 の総合評価 （前年度比）	1 ～ 3 の総合評価 （前年度比）
2 人口カバー率		—	—		
3 面積カバー率		—	—		
4 5 G高度特定基地局の数	—	4・5 の総合評価 （開設計画比）	—	4・5 の総合評価 （前年度比）	—
5 5 G基盤展開率	—		—		—
6 技術導入状況	絶対評価	絶対評価	絶対評価	前年度比	前年度比
総合的な評価	絶対評価	絶対評価	絶対評価		

※ 令和 6 年度は、有効利用評価方針（令和 6 年 5 月改定）の附則に基づき、令和 6 年 4 月に認定の有効期間が満了した 5 G 導入開設指針に係る周波数帯（3.7/4.0/4.5/28GHz帯）も評価。

複数周波数を総合的に勘案した評価（定性評価）別紙 5 関係

- 1 総務省令に規定する事項に対する評価 2 総合的な評価

認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価（実績評価） 別紙1関係 ①

○ 6 GHz以下の周波数帯 注）Sub6（3.7/4.0/4.5GHz帯）は、当面の間、4 基盤展開率による評価を実施し、2 人口カバー率・3 面積カバー率による評価は行わない。

1 電気通信業務用基地局の数	S	A	B	C	D	備考
	—	—	認定計画値以上である。	—	認定計画値未満である。	800MHz帯及び 2 GHz帯を除く。

2 人口カバー率注		SS	S	A	B	C	D	参考（開設指針における絶対審査基準）
	700MHz	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未満	総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の(市町村)人口カバー率が全て80%以上(平成31年度末)
	800MHz	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未満	—
	900MHz	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未満	総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の(市町村)人口カバー率が全て80%以上(平成30年度末)
	1.5GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満	総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の(市町村)人口カバー率が全て50%以上(平成26年度末)
	1.7GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満	○H18開設指針：東名阪各総合通信局の管轄区域内の(市町村)人口カバー率が全て50%以上 ○H21開設指針：各総合通信局の管轄区域内の特定基地局の(市町村)人口カバー率が全て50%以上
	2GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満	—
	2.5GHz BWA	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満	総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の(市町村)人口カバー率が全て50%以上(平成24年度末) 総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率が全て50%以上(平成29年度末)
	3.5GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満	総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率が全て50%以上(平成30年度末)

※ 評価基準における人口カバー率は、評価区域におけるメッシュ内の人口の合計に対する、メッシュ（通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の2分の1を超えるものに限る。）内の人口の合計の割合をいう。なお、通信が可能となる区域か否かの判断は各事業者が行う。

3 面積カバー率注

* 周波数帯毎に各免許人の値を合計して免許人の数で除した値

S	A	B	C	D
周波数帯平均値*の110%以上である。	周波数帯平均値*の90%以上110%未満である。	周波数帯平均値*の70%以上90%未満である。	周波数帯平均値*の70%未満である。	—

4 基盤展開率注	SS	S	A	B	C	D	参考（開設指針における絶対審査基準）
3.7GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満	各総合通信局の管轄区域ごとの 5 G 高度特定基地局の 5 G 基盤展開率が全て50%以上（認定日から起算して5年:令和6年4月）
4.0GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満	
4.5GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満	

※ 評価基準における基盤展開率は、評価区域内におけるメッシュの総数に対する、一の周波数帯ごとの基地局であって、接続する電気通信設備の伝送速度が当該基地局の無線設備の信号速度と同等以上であり、複数の基地局と接続可能な基地局が開設されたメッシュの割合をいう。

5 通信量	S	A	B	C	D
	—	—	評価区域内の全ての都道府県において、毎日トラヒックがある。	—	評価区域内のいずれかの都道府県において、1日の間トラヒックがない。

6 技術導入状況

S	A	B	C	D
B評価の基準を満たし、かつ、評価区域内の全ての都道府県において、SA又はその代替技術を導入	B評価の基準を満たし、かつ、評価区域内の一部の都道府県において、SA又はその代替技術を導入	評価区域内の全ての都道府県において、CA、MIMO及びQAMの全て又はそれらの代替技術を導入	評価区域内の全ての都道府県において、CA、MIMO若しくはQAMのいずれか又はそれらの代替技術を導入	評価区域内の全ての都道府県において、CA、MIMO若しくはQAM又はそれらの代替技術をいずれも導入していない

7 総合的な評価	S	A	B	C	D
Sub6 以外	2 (人口カバー率)の評価がSS又はSである。	2 (人口カバー率)の評価がAである。	2 (人口カバー率)の評価がBである。	2 (人口カバー率)の評価がCである。	1 (基地局の数)、2 (人口カバー率)、5(通信量)又は6(技術導入状況) のいずれかの評価がDである。
Sub6	4 (基盤展開率) の評価がSS又はSである。	4 (基盤展開率)の評価がAである。	4 (基盤展開率)の評価がBである。	4 (基盤展開率)の評価がCである。	1 (基地局の数)、4 (基盤展開率)、5(通信量)又は6(技術導入状況) のいずれかの評価がDである。

認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価(実績評価)
別紙1関係
②

○ 6 GHz超の周波数帯
※28GHz帯

1 電気通信業務用基地局の数

S	A	B	C	D
計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値*の110%以上である。	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値*の90%以上110%未満である。	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値*の70%以上90%未満である。	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値*の70%未満である。	計画値未満である。

* 周波数帯毎に各免許人の値を合計して免許人の数で除した値

2 通信量

S	A	B	C	D
－	－	評価区域内の全ての都道府県において、毎日トラヒックがある。	－	評価区域内のいずれかの都道府県において、1日の間トラヒックがない。

3 技術導入状況

S	A	B	C	D
B評価の基準を満たし、かつ、評価区域内の全ての都道府県において、SA又はその代替技術を導入	B評価の基準を満たし、かつ、評価区域内の一部の都道府県において、SA又はその代替技術を導入	評価区域内の全ての都道府県において、CA、MIMO及びQAMの全て又はそれらの代替技術を導入	評価区域内の全ての都道府県において、CA、MIMO若しくはQAMのいずれか又はそれらの代替技術を導入	評価区域内の全ての都道府県において、CA、MIMO若しくはQAM又はそれらの代替技術をいずれも導入していない

4 総合的な評価

S	A	B	C	D
1(基地局の数)の評価がSである。	1(基地局の数)の評価がAである。	1(基地局の数)の評価がBである。	1(基地局の数)の評価がCである。	1(基地局の数)、2(通信量)又は3(技術導入状況)の評価のうちいずれかがDである。

認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価(進捗評価) 別紙2関係 ①

○ 6 GHz以下の周波数帯

1 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率 (Sub6以外)

評価項目		S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	全国	前年度実績値 + 3,000局超	前年度実績値 ± 3,000局以内	前年度実績値 - 5,000局以上 前年度実績値 - 3,000局未満	前年度実績値 - 5,000局未満
	北海道	前年度実績値 + 124局超	前年度実績値 ± 124局以内	前年度実績値 - 207局以上 前年度実績値 - 124局未満	前年度実績値 - 207局未満
	東北	前年度実績値 + 205局超	前年度実績値 ± 205局以内	前年度実績値 - 341局以上 前年度実績値 - 205局未満	前年度実績値 - 341局未満
	関東	前年度実績値 + 1,057局超	前年度実績値 ± 1,057局以内	前年度実績値 - 1,762局以上 前年度実績値 - 1,057局未満	前年度実績値 - 1,762局未満
	信越	前年度実績値 + 101局超	前年度実績値 ± 101局以内	前年度実績値 - 168局以上 前年度実績値 - 101局未満	前年度実績値 - 168局未満
	北陸	前年度実績値 + 70局超	前年度実績値 ± 70局以内	前年度実績値 - 116局以上 前年度実績値 - 70局未満	前年度実績値 - 116局未満
	東海	前年度実績値 + 355局超	前年度実績値 ± 355局以内	前年度実績値 - 592局以上 前年度実績値 - 355局未満	前年度実績値 - 592局未満
	近畿	前年度実績値 + 488局超	前年度実績値 ± 488局以内	前年度実績値 - 814局以上 前年度実績値 - 488局未満	前年度実績値 - 814局未満
	中国	前年度実績値 + 173局超	前年度実績値 ± 173局以内	前年度実績値 - 288局以上 前年度実績値 - 173局未満	前年度実績値 - 288局未満
	四国	前年度実績値 + 88局超	前年度実績値 ± 88局以内	前年度実績値 - 147局以上 前年度実績値 - 88局未満	前年度実績値 - 147局未満
	九州	前年度実績値 + 304局超	前年度実績値 ± 304局以内	前年度実績値 - 507局以上 前年度実績値 - 304局未満	前年度実績値 - 507局未満
	沖縄	前年度実績値 + 35局超	前年度実績値 ± 35局以内	前年度実績値 - 58局以上 前年度実績値 - 35局未満	前年度実績値 - 58局未満
(2) 人口カバー率		前年度実績値 + 1 %超	前年度実績値 ± 1 %以内	前年度実績値 - 5 %以上 前年度実績値 - 1 %未満	前年度実績値 - 5 %未満
(3) 面積カバー率		前年度実績値 + 1 %超	前年度実績値 ± 1 %以内	前年度実績値 - 5 %以上 前年度実績値 - 1 %未満	前年度実績値 - 5 %未満
(4) 総合的な評価		前年度実績値を大きく上回っていると して、(1)、(2)及び(3)の評価のうちい ずれか 1 つが S であり、その他の評価が A 以上である。	前年度実績値を維持しているとして、 (1)、(2)及び(3)の評価がいずれも A である。	前年度実績値を大きく下回っていると して、(1)、(2)及び(3)の評価のうちい ずれか 1 つが B であり、その他の評価が B 以上である。	前年度実績値を非常に大きく下回って いるとして、(1)、(2)又は(3)の評価の いずれかが C である。

認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価(進捗評価)
 別紙2関係
 ②

2 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率 (Sub6)

125

評価項目		S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	全国	前年度実績値+3,000局超	前年度実績値+1,000局超 前年度実績値+3,000局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+1,000局未満	前年度実績値未満
	北海道	前年度実績値+124局超	前年度実績値+41局以上 前年度実績値+124局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+41局未満	前年度実績値未満
	東北	前年度実績値+205局超	前年度実績値+68局以上 前年度実績値+205局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+68局未満	前年度実績値未満
	関東	前年度実績値+1,057局超	前年度実績値+353局以上 前年度実績値+1,057局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+353局未満	前年度実績値未満
	信越	前年度実績値+101局超	前年度実績値+34局以上 前年度実績値+101局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+34局未満	前年度実績値未満
	北陸	前年度実績値+70局超	前年度実績値+23局以上 前年度実績値+70局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+23局未満	前年度実績値未満
	東海	前年度実績値+355局超	前年度実績値+118局以上 前年度実績値+355局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+118局未満	前年度実績値未満
	近畿	前年度実績値+488局超	前年度実績値+163局以上 前年度実績値+488局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+163局未満	前年度実績値未満
	中国	前年度実績値+173局超	前年度実績値+58局以上 前年度実績値+173局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+58局未満	前年度実績値未満
	四国	前年度実績値+88局超	前年度実績値+29局以上 前年度実績値+88局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+29局未満	前年度実績値未満
	九州	前年度実績値+304局超	前年度実績値+101局以上 前年度実績値+304局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+101局未満	前年度実績値未満
	沖縄	前年度実績値+35局超	前年度実績値+12局以上 前年度実績値+35局以下	前年度実績値以上 前年度実績値+12局未満	前年度実績値未満
(2) 人口カバー率		前年度実績値+5%超	前年度実績値+1%以上 前年度実績値+5%以下	前年度実績値以上 前年度実績値+1%未満	前年度実績値未満
(3) 面積カバー率		前年度実績値+5%超	前年度実績値+1%以上 前年度実績値+5%以下	前年度実績値以上 前年度実績値+1%未満	前年度実績値未満
(4) 総合的な評価		前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)、(2)及び(3)の評価のうち複数の評価がSであり、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもB以上である。 イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがSであり、その他の評価がAである。	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがSであり、その他の評価がA及びB又はいずれもBである。 イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがAであり、その他の評価がA又はBである。	前年度実績値を上回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもBである。	前年度実績値を下回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれかがCである。

認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価(進捗評価) 別紙2関係 ③

3 基盤展開率

S	A	B	C
前年度実績値 + 1 %超	前年度実績値 ± 1 %以内	前年度実績値 - 5 %以上 前年度実績値 - 1 %未満	前年度実績値 - 5 %未満

4 通信量

S	A	B	C
-	-	帯域別トラフィック総量が前年度実績値以上である。	帯域別トラフィック総量が前年度実績値未満である。

5 技術導入状況

S	A	B	C
前年度実績値を大きく上回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア (ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO 若しくは Massive MIMO、(ウ)256QAM 若しくは UL64QAM 又は (エ)SAのうち 1 つ以上で、技術導入状況が前年度実績値 + 10%を超えている。 イ (ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO又はMassive MIMO、(ウ)256QAM又はUL64QAM及び(エ)SAのいずれも、技術導入状況が前年度実績値 - 10%以上である。	前年度実績値と同等程度であるとして、(ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO 又はMassive MIMO、(ウ)256QAM又はUL64QAM及び(エ)SAのいずれも、技術導入状況が前年度実績値 ± 10%以内である。	前年度実績値を大きく下回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア (ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO 若しくは Massive MIMO、(ウ)256QAM 若しくは UL64QAM 又は (エ)SAのうち 1 つ以上で、技術導入状況が前年度実績値 - 10%未満である。 イ (ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO又はMassive MIMO、(ウ)256QAM又はUL64QAM及び(エ)SAのいずれも、技術導入状況が前年度実績値 - 30%以上である。	前年度実績値を非常に大きく下回っているとして、(ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO 若しくは Massive MIMO、(ウ)256QAM若しくはUL64QAM又は(エ)SAのうち 1 つ以上で、技術導入状況が前年度実績値 - 30%未満である。

6 6 GHz超の周波数帯

1 電気通信業務用基地局の数※

※ 総合通信局ごとの基準については、2 (1)電気通信業務用基地局の数の基準に同じ。

S	A	B	C
前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 + 3,000局超	前年度実績値を大きく上回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 + 1,000局以上 前年度実績値 + 3,000局以下	前年度実績値を上回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値以上 前年度実績値 + 1,000局未満	前年度実績値を下回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値未満

2 通信量

6 GHz以下の周波数帯の「4 通信量」(上記)の基準に同じ。

3 技術導入状況

6 GHz以下の周波数帯の「5 技術導入状況」(上記)の基準に同じ。

認定の有効期間中の周波数帯の評価(実績評価) 別紙3関係 ①

1 電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率(5G普及開設指針又は2.3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯以外)

評価項目		S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	全国	計画値+3,000局超	計画値+1,000局以上 計画値+3,000局以下	計画値以上 計画値+1,000局未満	計画値未満
	北海道	計画値+124局超	計画値+41局以上 計画値+124局以下	計画値以上 計画値+41局未満	計画値未満
	東北	計画値+205局超	計画値+68局以上 計画値+205局以下	計画値以上 計画値+68局未満	計画値未満
	関東	計画値+1,057局超	計画値+353局以上 計画値+1,057局以下	計画値以上 計画値+353局未満	計画値未満
	信越	計画値+101局超	計画値+34局以上 計画値+101局以下	計画値以上 計画値+34局未満	計画値未満
	北陸	計画値+70局超	計画値+23局以上 計画値+70局以下	計画値以上 計画値+23局未満	計画値未満
	東海	計画値+355局超	計画値+118局以上 計画値+355局以下	計画値以上 計画値+118局未満	計画値未満
	近畿	計画値+488局超	計画値+163局以上 計画値+488局以下	計画値以上 計画値+163局未満	計画値未満
	中国	計画値+173局超	計画値+58局以上 計画値+173局以下	計画値以上 計画値+58局未満	計画値未満
	四国	計画値+88局超	計画値+29局以上 計画値+88局以下	計画値以上 計画値+29局未満	計画値未満
	九州	計画値+304局超	計画値+101局以上 計画値+304局以下	計画値以上 計画値+101局未満	計画値未満
	沖縄	計画値+35局超	計画値+12局以上 計画値+35局以下	計画値以上 計画値+12局未満	計画値未満
(2) 人口カバー率		計画値+5%超	計画値+1%以上 計画値+5%以下	計画値以上 計画値+1%未満	計画値未満
(3) 総合的な評価		認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がA以上である。	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、A又はIのいずれかを満たしている。 ア (1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がBである。 イ (1)及び(2)の評価のうち、一方がAであり、他方がA又はBである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価がいずれもBである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがCである。

認定の有効期間中の周波数帯の評価(実績評価) 別紙3関係 ②

2 電気通信業務用基地局の数(5G普及開設指針※1により割り当てられた周波数帯)

評価項目	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数(屋外)※2	計画値+3,000局超	計画値+1,000局以上 計画値+3,000局以下	計画値以上 計画値+1,000局未満	計画値未満
(2) 電気通信業務用基地局の数(屋内)※2	計画値+3,000局超	計画値+1,000局以上 計画値+3,000局以下	計画値以上 計画値+1,000局未満	計画値未満
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がA以上である。	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、A又はIのいずれかを満たしている。 ア (1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がBである。 イ (1)及び(2)の評価のうち、一方がAであり、他方がA又はBである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価がいずれもBである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがCである。

※1 令和6年度は、有効利用評価方針(令和6年5月改定)の附則に基づき、令和6年4月に認定の有効期間が満了した5G導入開設指針に係る周波数帯(3.7/4.0/4.5/28GHz帯)も評価。

※2 総合通信局ごとの基準については、1(1)電気通信業務用基地局の数の基準に同じ。

3 電気通信業務用基地局の数(2.3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯)

評価項目	S	A	B	C
電気通信業務用基地局の数※	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、以下を満たしている。 計画値+3,000局超	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、以下を満たしている。 計画値+1,000局以上 計画値+3,000局以下	認定された開設計画を適切に実施しているとして、以下を満たしている。 計画値以上 計画値+1,000局未満	認定された開設計画を適切に実施していないとして、以下を満たしている。 計画値未満

※ 総合通信局ごとの基準については、1(1)電気通信業務用基地局の数の基準に同じ。

認定の有効期間中の周波数帯の評価(実績評価) 別紙3関係 ③

4 5 G 高度特定基地局の数及び 5 G 基盤展開率 (5 G 普及開設指針※により割り当てられた周波数帯)

評価項目		S	A	B	C
(1) 5 G 高度特定基地局の数	全国	計画値 + 1,000局超	計画値 + 500局以上 計画値 + 1,000局以下	計画値以上 計画値 + 500局未満	計画値未満
	北海道	計画値 + 204局超	計画値 + 102局以上 計画値 + 204局以下	計画値以上 計画値 + 102局未満	計画値未満
	東北	計画値 + 167局超	計画値 + 84局以上 計画値 + 167局以下	計画値以上 計画値 + 84局未満	計画値未満
	関東	計画値 + 92局超	計画値 + 46局以上 計画値 + 92局以下	計画値以上 計画値 + 46局未満	計画値未満
	信越	計画値 + 62局超	計画値 + 31局以上 計画値 + 62局以下	計画値以上 計画値 + 31局未満	計画値未満
	北陸	計画値 + 35局超	計画値 + 18局以上 計画値 + 35局以下	計画値以上 計画値 + 18局未満	計画値未満
	東海	計画値 + 73局超	計画値 + 36局以上 計画値 + 73局以下	計画値以上 計画値 + 36局未満	計画値未満
	近畿	計画値 + 68局超	計画値 + 34局以上 計画値 + 68局以下	計画値以上 計画値 + 34局未満	計画値未満
	中国	計画値 + 86局超	計画値 + 43局以上 計画値 + 86局以下	計画値以上 計画値 + 43局未満	計画値未満
	四国	計画値 + 56局超	計画値 + 28局以上 計画値 + 56局以下	計画値以上 計画値 + 28局未満	計画値未満
	九州	計画値 + 136局超	計画値 + 68局以上 計画値 + 136局以下	計画値以上 計画値 + 68局未満	計画値未満
	沖縄	計画値 + 21局超	計画値 + 10局以上 計画値 + 21局以下	計画値以上 計画値 + 10局未満	計画値未満
(2) 5 G 基盤展開率		計画値 + 5 %超	計画値 + 1 %以上 計画値 + 5 %以下	計画値以上 計画値 + 1 %未満	計画値未満
(3) 総合的な評価		認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がA以上である。	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がBである。 イ (1)及び(2)の評価のうち、一方がAであり、他方がA又はBである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価がいずれもBである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがCである。

※ 令和6年度は、有効利用評価方針（令和6年5月改定）の附則に基づき、令和6年4月に認定の有効期間が満了した5 G 導入開設指針に係る周波数帯（3.7/4.0/4.5/28GHz帯）も評価。

認定の有効期間中の周波数帯の評価(実績評価) 別紙3関係 ④

5 技術導入状況

	S	A	B	C
(1) 770MHz を 超 え 773MHz 以下 の 周 波数帯	アからエまでのうち 3 つ以上の技術の導 入率が50%を超えている。 ア CA イ 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO 又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM エ SA	アからエまでのうち 3 つ以上の技術が導 入されている。 ア CA イ 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO 又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM エ SA	アからエまでのうち 1 つ以上 2 つ以下の 技術が導入されている。 ア CA イ 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO 又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM エ SA	アからエまでのいずれの技術も導入され ていない。 ア CA イ 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO 又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM エ SA
(2) (1)以外の周波数帯	アからオまでのうち 4 つ以上の技術の 導入率が50%を超えている。 ア CA イ 4 MIMO又は8 MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM オ SA	アからオまでのうち 4 つ以上の技術が 導入されている。 ア CA イ 4 MIMO又は8 MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM オ SA	アからオまでのうち 1 つ以上 3 つ以下の 技術が導入されている。 ア CA イ 4 MIMO又は8 MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM オ SA	アからオまでのいずれの技術も導入され ていない。 ア CA イ 4 MIMO又は8 MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM オ SA

6 総合的な評価

	S	A	B	C
(1) 5 G 普及開設指針 又は 2.3GHz 帯 開 設指針により割り当 てられた周波数帯以 外の周波数帯	1 (電気通信業務用基地局の数及 び人口カバー率) の評価が S である。	1 (電気通信業務用基地局の数及 び人口カバー率) の評価が A である。	1 (電気通信業務用基地局の数及 び人口カバー率) の評価が B である。	1 (電気通信業務用基地局の数及 び人口カバー率) 又は 5 (技術導入 状況) の評価のうちいずれかが C であ る。
(2) 5 G 普及開設指針 ※により割り当てられた 周波数帯	2 (電気通信業務用基地局の数) 及び 3 (5 G 高度特定基地局の数 及び 5 G 基盤展開率) の評価のうち、 一方が S であり、他方が A 以上である。	2 (電気通信業務用基地局の数) 及び 3 (5 G 高度特定基地局の数 及び 5 G 基盤展開率) の評価のうち、 一方が S であり他方が B、又は一方 が A であり他方が A 若しくは B である。	2 (電気通信業務用基地局の数) 及び 3 (5 G 高度特定基地局の数 及び 5 G 基盤展開率) の評価がい ずれも B である。	2 (電気通信業務用基地局の数)、 3 (5 G 高度特定基地局の数及び 5 G 基盤展開率) 又は 5 (技術導 入状況) の評価のうちいずれかが C である。
(3) 2.3GHz 帯の周波 数帯	3 (電気通信業務用基地局の数) の評価が S である。	3 (電気通信業務用基地局の数) の評価が A である。	3 (電気通信業務用基地局の数) の評価が B である。	3 (電気通信業務用基地局の数) 又は 5 (技術導入状況) の評価のう ちいずれかが C である。

※ 令和 6 年度は、有効利用評価方針（令和 6 年 5 月改定）の附則に基づき、令和 6 年 4 月に認定の有効期間が満了した 5 G 導入開設指針に係る周波数帯（3.7/4.0/4.5/28GHz帯）も評価。

認定の有効期間中の周波数帯の評価(進捗評価) 別紙4関係 ①

1 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率

評価項目		S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	全国	前年度実績値 + 3,000局超	前年度実績値 + 1,000局以上 前年度実績値 + 3,000局以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 1,000局未満	前年度実績値未満
	北海道	前年度実績値 + 124局超	前年度実績値 + 41局以上 前年度実績値 + 124局以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 41局未満	前年度実績値未満
	東北	前年度実績値 + 205局超	前年度実績値 + 68局以上 前年度実績値 + 205局以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 68局未満	前年度実績値未満
	関東	前年度実績値 + 1,057局超	前年度実績値 + 353局以上 前年度実績値 + 1,057局以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 353局未満	前年度実績値未満
	信越	前年度実績値 + 101局超	前年度実績値 + 34局以上 前年度実績値 + 101局以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 34局未満	前年度実績値未満
	北陸	前年度実績値 + 70局超	前年度実績値 + 23局以上 前年度実績値 + 70局以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 23局未満	前年度実績値未満
	東海	前年度実績値 + 355局超	前年度実績値 + 118局以上 前年度実績値 + 355局以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 118局未満	前年度実績値未満
	近畿	前年度実績値 + 488局超	前年度実績値 + 163局以上 前年度実績値 + 488局以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 163局未満	前年度実績値未満
	中国	前年度実績値 + 173局超	前年度実績値 + 58局以上 前年度実績値 + 173局以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 58局未満	前年度実績値未満
	四国	前年度実績値 + 88局超	前年度実績値 + 29局以上 前年度実績値 + 88局以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 29局未満	前年度実績値未満
	九州	前年度実績値 + 304局超	前年度実績値 + 101局以上 前年度実績値 + 304局以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 101局未満	前年度実績値未満
	沖縄	前年度実績値 + 35局超	前年度実績値 + 12局以上 前年度実績値 + 35局以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 12局未満	前年度実績値未満
(2) 人口カバー率		前年度実績値 + 5 %超	前年度実績値 + 1 %以上 前年度実績値 + 5 %以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 1 %未満	前年度実績値未満
(3) 面積カバー率		前年度実績値 + 5 %超	前年度実績値 + 1 %以上 前年度実績値 + 5 %以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 1 %未満	前年度実績値未満
(4) 総合的な評価		前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)、(2)及び(3)の評価のうち複数の評価が S であり、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれも B 以上である。 イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか 1 つが S であり、その他の評価が A である。	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか 1 つが S であり、その他の評価が A 及び B 又はいずれも B である。 イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか 1 つが A であり、その他の評価が A 又は B である。	前年度実績値を上回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれも B である。	前年度実績値を下回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれかが C である。

認定の有効期間中の周波数帯の評価(進捗評価) 別紙4関係 ②

2 5 G 高度特定基地局の数及び 5 G 基盤展開率 (5 G 普及開設指針※により割り当てられた周波数帯)

評価項目		S	A	B	C
(1) 5 G 高度特定基地局の数	全国	前年度実績値 + 1,000局超	前年度実績値 + 500局以上 前年度実績値 + 1,000局以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 500局未満	前年度実績値未満
	北海道	前年度実績値 + 204局超	前年度実績値 + 102局以上 前年度実績値 + 204局以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 102局未満	前年度実績値未満
	東北	前年度実績値 + 167局超	前年度実績値 + 84局以上 前年度実績値 + 167局以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 84局未満	前年度実績値未満
	関東	前年度実績値 + 92局超	前年度実績値 + 46局以上 前年度実績値 + 92局以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 46局未満	前年度実績値未満
	信越	前年度実績値 + 62局超	前年度実績値 + 31局以上 前年度実績値 + 62局以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 31局未満	前年度実績値未満
	北陸	前年度実績値 + 35局超	前年度実績値 + 18局以上 前年度実績値 + 35局以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 18局未満	前年度実績値未満
	東海	前年度実績値 + 73局超	前年度実績値 + 36局以上 前年度実績値 + 73局以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 36局未満	前年度実績値未満
	近畿	前年度実績値 + 68局超	前年度実績値 + 34局以上 前年度実績値 + 68局以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 34局未満	前年度実績値未満
	中国	前年度実績値 + 86局超	前年度実績値 + 43局以上 前年度実績値 + 86局以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 43局未満	前年度実績値未満
	四国	前年度実績値 + 56局超	前年度実績値 + 28局以上 前年度実績値 + 56局以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 28局未満	前年度実績値未満
	九州	前年度実績値 + 136局超	前年度実績値 + 68局以上 前年度実績値 + 136局以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 68局未満	前年度実績値未満
	沖縄	前年度実績値 + 21局超	前年度実績値 + 10局以上 前年度実績値 + 21局以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 10局未満	前年度実績値未満
(2) 5 G 基盤展開率		前年度実績値 + 5 %超	前年度実績値 + 1 %以上 前年度実績値 + 5 %以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 1 %未満	前年度実績値未満
(3) 総合的な評価		前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方が S であり、他方が A 以上である。	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)及び(2)の評価のうち、一方が S であり、他方が B である。 イ (1)及び(2)の評価のうち、一方が A であり、他方が A 又は B である。	前年度実績値を上回っているとして、(1)及び(2)の評価がいずれも B である。	前年度実績値を下回っているとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかが C である。

※ 令和 6 年度は、有効利用評価方針（令和 6 年 5 月改定）の附則に基づき、令和 6 年 4 月に認定の有効期間が満了した 5 G 導入開設指針に係る周波数帯（3.7/4.0/4.5/28GHz 帯）も評価。

3 技術導入状況 別紙 2 の 6GHz 以下の周波数帯の「5 技術導入状況」の基準に同じ。

複数の周波数帯を総合的に勘案した評価(定性評価) 別紙5関係

1 総務省令に規定する事項

評価項目	a	b	c	d
① 5 G 基地局におけるインフラシェアリング	bに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。	インフラシェアリングの実績があり、今後、一定の計画を有している。	インフラシェアリングの実績はあるものの、今後の計画がない（又は不十分である）。	インフラシェアリングの実績がなく、また今後の計画もない。
②安全・信頼性の確保※	bに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。	一定の取組を行っており、前年度に比べて改善が見られる。	一定の取組を行っているものの、前年度に比べて改善が見られない。	十分な取組が行われていない。
③データトラフィック	bに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。	トラフィックが増加傾向にあり、トラフィックを効率的に処理するための工夫がなされている。	トラフィックは減少傾向にあるものの、トラフィックを効率的に処理するための工夫がなされている。	トラフィックを効率的に処理する工夫がなされていない。
④電波の割当てを受けていない者等（MVNO）に対するサービス提供	bに加えて、MVNOへの更なる開放に積極的に取り組んでいる。	MVNOへの提供が自社グループ以外の多数に行われている。	MVNOへの提供が自社グループ内に留まっている（又は少数に留まっている）。	MVNOへの提供を全く行っていない。
⑤携帯電話の上空利用及びIoTへの取組	bに加えて、5 Gの活用（上空利用）／サービスの多様化（IoT利用）に積極的に取り組んでいる。	実用化に積極的に取り組んでいる。	実証段階に留まっている。	自社として具体的な取組が行われていない。

※ 災害、通信障害、セキュリティに係る事前の対策や事案発生時の取組をいう。

2 総合的な評価

a	b	c	d
電波の有効利用又は適切な電波利用が行われている。	電波の有効利用又は適切な電波利用が一定程度行われている。	電波の有効利用又は適切な電波利用があまり行われていない。	電波の有効利用又は適切な電波利用が行われていない。

令和7年3月7日

有効利用評価方針改定案
(令和7年3月7日 審議事項)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鈴木官)

電話：03-5253-5829

審議内容について

総務省総合通信基盤局総務課

(宮良課長補佐、岩波官、今淵官)

電話：03-5253-5988

有効利用評価方針の 改定の考え方及び改定内容

**令和7年3月
有効利用評価部会**

有効利用評価方針の改定に係る検討事項

2

令和6年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の有効利用の程度の評価結果案における「今後の検討課題」一覧

項目		検討課題（概要）
1	人口カバレッジに係る指標	前年度の検討課題に基づき、総務省より、諸外国の人口カバレッジの判定方法に係る調査結果の報告が行われた。総務省に対し、対象国を拡大するなど、諸外国の人口カバレッジの判定方法に係る更なる調査を行うとともに、通信品質の測定に係る課題抽出等を要請。
2	新たな割当周波数帯(4.9GHz帯)に係る評価 ①	令和6年12月、新たに4.9GHz帯（4,900～5,000MHz）が1者に割り当てられた。次年度以降の評価に向け、 有効利用評価方針の改定案の検討 を行う。 また、当面の間は、免許人ヒアリング等を通じ、既存無線局の移行に係る取組状況も併せて確認を行う。
3	3G移行計画に係る評価 ②	3Gサービスが終了した帯域 においては、本年度、総務省より「3G移行計画」の調査結果の報告が行われ、当該移行計画について、 有効利用評価方針に基づき定性的な評価 を行った。 次年度以降、電波の有効利用の観点から、「3G移行計画」の実施状況に係る評価を実施することとし、当該評価に係る 有効利用評価方針の改定案の検討 を行う。
4	NTNに係る評価	令和7年春頃に本格サービス提供開始予定の「衛星ダイレクト通信」では、地上系の携帯電話で用いられている「2GHz帯の一部の周波数帯」を「全国（一部地域を除く）」で利用見込み。当該サービスの開始当初は、SMSを提供し、順次、音声やデータ通信サービスを提供予定であるため、「衛星ダイレクト通信のカバレッジ」について、データ通信サービス等も可能である「現行の地上系の評価基準である人口カバー率等」と同等に扱うことは、現時点では適切でないと考えられる。 今後、ヒアリング等を通じ、衛星ダイレクト通信のサービスや技術動向等を確認しつつ、NTNの評価の在り方を検討していくこととするが、その利用状況の把握のため、総務省に対し、次年度以降、衛星ダイレクト通信に係る利用状況について、地上系とは別に、調査結果の報告を要請。
5	Sub6帯に係る評価	Sub6帯の実績評価の総合的な評価（「S」～「C」評価）においては、「基盤展開率」に基づく評価を実施しているが、前年度の検討課題にも示したとおり、将来的には、人口カバー率に基づく評価を行うことが望ましい。 引き続き、次年度以降もSub6帯の人口カバー率の拡大状況を注視しつつ、評価基準を見直す時期や干渉条件を加味した評価基準も含め、継続的に検討していく。
6	インフラシェアリングに係る定性評価	前年度の検討課題を踏まえ、本年度、携帯電話事業者及び全国BWA事業者等に対し、屋外・屋内別等の有効性を確認した結果、屋外・屋内ともに設置コストの削減などの有効性が挙げられた一方で、屋外では整備完了エリアでは新たにインフラシェアリングを行う効果が低い、屋内では競争環境が働かないことによるコストアップのケースもあるなどの課題も挙げられた。これらも踏まえ、インフラシェアリングの実績や新技術の導入等に基づく現行の評価基準を基本としつつ、インフラシェアリングに係る市場の動向にも注視しながら、引き続き携帯電話事業者及び全国BWA事業者に対しインフラシェアリングの取組状況を確認していく。

項目2・3の計2項目（①、②）について、有効利用評価方針の改定案の検討を行う。

①新たな割当周波数帯（4.9 GHz 帯）に係る評価

「①新たな割当周波数帯（4.9GHz帯）に係る評価」に関する検討課題

4

①新たな割当周波数帯（4.9GHz帯）に係る評価

※令和6年度携帯電話及び全国BWAに係る有効利用評価結果（案） V 今後の検討課題より

令和6年12月、4.9GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（以下、「4.9GHz帯開設指針」という。）に基づき申請があった開設計画の認定が行われ、**新たに4.9GHz帯（4,900～5,000MHz）が1者に割り当てられた。**

4.9GHz帯開設指針に基づくエリア展開に係る絶対審査基準は、令和18年度末までに全国で「4.9GHz帯の展開率」が80%以上などとなっており、当該基準を踏まえつつ、**次年度以降の評価**に向け、**有効利用評価方針の改定案の検討**を行うこととしたい。

また、当該4.9GHz帯においては、既存無線局として5GHz帯無線アクセスシステム*¹が利用されていることから、認定開設者は、終了促進措置により当該システムの移行を実施しつつ、運用可能なエリアから順次、携帯電話の基地局の開設を行っていくこととなる。

このため、基地局の開設までには一定程度の期間を要することが見込まれる*²ことから、**当面の間、免許人ヒアリング等を通じ、既存無線局の移行に係る取組状況も併せて確認**することとしたい。

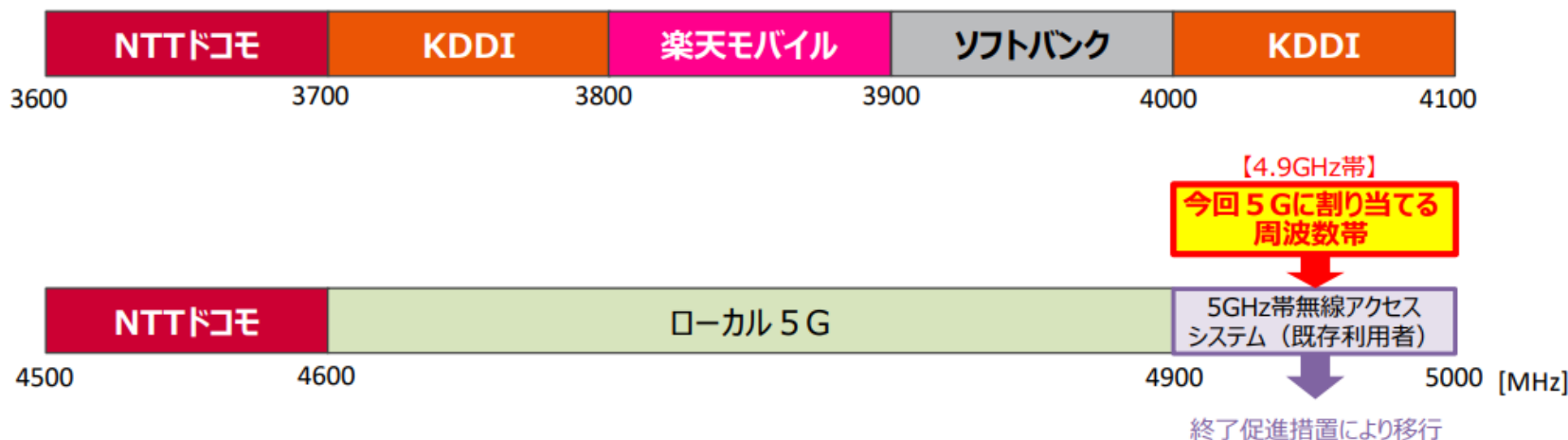
*1 免許人・登録人：680者 無線局数：13,872局（令和5年度電波の利用状況の調査結果（各種無線システム・714MHz超の周波数帯）より）

*2 認定開設者の開設計画では、令和12年度末（2030年度末）までに全ての都道府県に特定基地局を開設することとしている。

4.9GHz帯

100MHz幅 1 枠 認定期間 16年

既存無線局の新規開設期限：令和7年度末
既存無線局の使用期限：令和17年度末



4. 9GHz帯に係る有効利用評価方針の改定（案）全般

5

- 令和6年12月に割り当てられた4.9GHz帯について、「認定の有効期間中」の評価基準に係る有効利用評価方針の改定（案）の全般は、下表のとおり。
- 実績評価においては、「基地局の数」及び「4.9GHz帯展開率」（開設計画に基づく事項）の開設計画比及び技術導入状況の導入実績、進捗評価においては、開設計画に基づく事項の他、カバレッジの基本的な指標となる人口カバー率・面積カバー率及び技術導入状況のそれぞれの前年度比を評価事項とする。

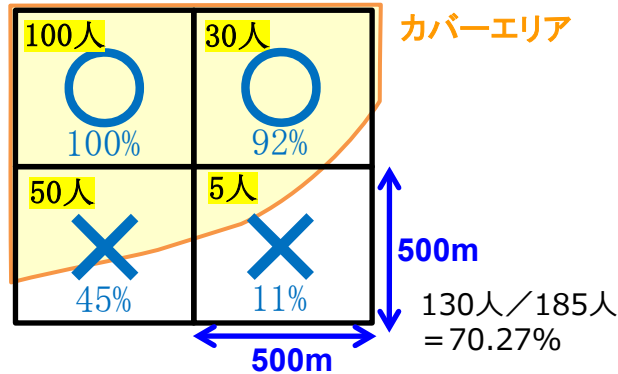
認定の有効期間中の周波数帯の評価（定量評価）別紙3、別紙4関係

評価事項	実績評価（別紙3関係）				進捗評価（別紙4関係）		
	700MHz帯 1.7GHz帯(1805～1845MHz) 3.4GHz帯	1.7GHz帯東名阪以外	2.3GHz帯	4.9GHz帯	700MHz帯 1.7GHz帯(1805～1845MHz) 2.3GHz帯 3.4GHz帯	1.7GHz帯東名阪以外	4.9GHz帯
電気通信業務用 基地局の数	絶対評価 (開設計画比)	絶対評価 (開設計画比)	絶対評価 (開設計画比)	絶対評価 (開設計画比)	絶対評価 (前年度比)	絶対評価 (前年度比)	絶対評価 (前年度比)
人口カバー率	絶対評価 (開設計画比)	—	—	—	絶対評価 (前年度比)	絶対評価 (前年度比)	絶対評価 (前年度比)
面積カバー率	—	—	—	—	絶対評価 (前年度比)	絶対評価 (前年度比)	絶対評価 (前年度比)
5G高度特定基 地局の数	—	絶対評価 (開設計画比)	—	—	—	絶対評価 (前年度比)	—
5G基盤展開率	—	絶対評価 (開設計画比)	—	—	—	絶対評価 (前年度比)	—
4.9GHz帯展開率	—	—	—	絶対評価 (開設計画比)	—	—	絶対評価 (前年度比)
技術導入状況	絶対評価 (実績)	絶対評価 (実績)	絶対評価 (実績)	絶対評価 (実績)	絶対評価 (前年度比)	絶対評価 (前年度比)	絶対評価 (前年度比)
総合的な評価	評価事項に基づく 総合評価	評価事項に基づく 総合評価	評価事項に基づく 総合評価	評価事項に基づく 総合評価			

(参考) カバレッジに係る各指標の定義

6

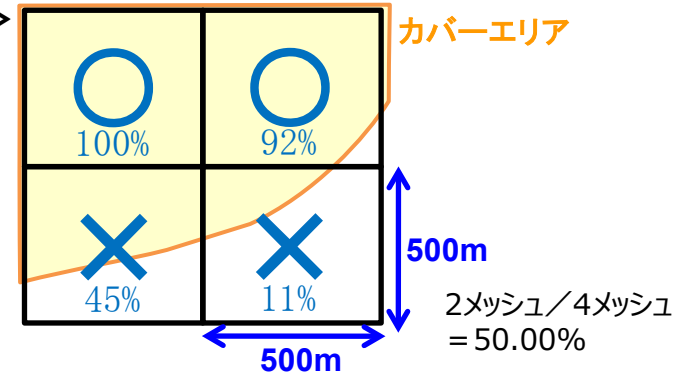
<人口カバー率>



総メッシュ数：466,156メッシュ（約47万メッシュ）

- 「総人口」に対する「500mメッシュの1/2以上（50%以上）をカバーした人口」の割合

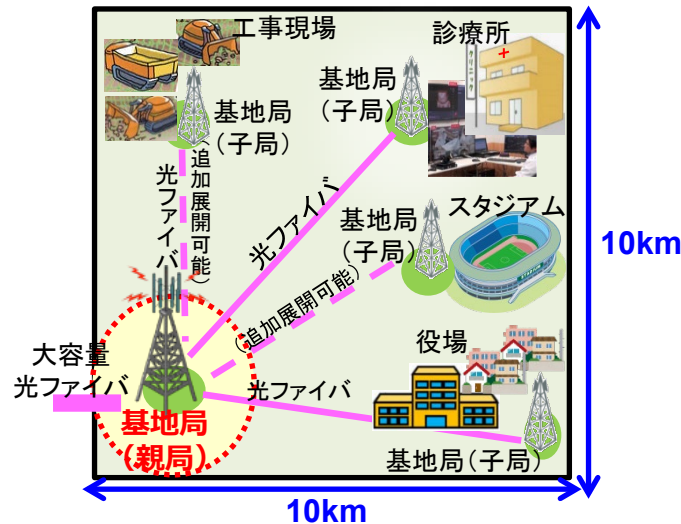
<面積カバー率>



総メッシュ数：1,524,846メッシュ（約152万メッシュ）

- 「総メッシュ数」に対する「500mメッシュの1/2以上（50%以上）をカバーしたメッシュ」の割合

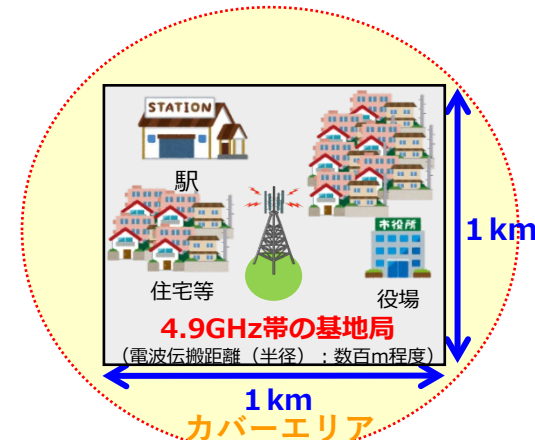
<基盤展開率・5G基盤展開率>



- 「総メッシュ数」に対する「10kmメッシュに基地局(親局)※¹を整備したメッシュ」の割合

※1 親局：①基盤展開率では、Sub6帯の周波数帯ごと、5G基盤展開率(5G普及開設指)では、1.7/3.7/28GHz帯の全ての周波数帯を用いる基地局であって、②約10Gbps以上の大容量光ファイバに接続された、③複数の基地局(子局)と接続可能な基地局。

<4.9GHz帯展開率>

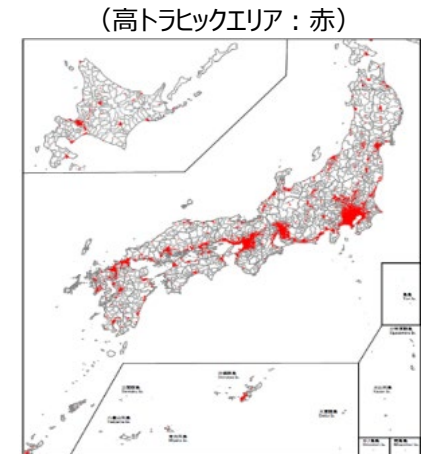


総メッシュ数：12,708メッシュ（約1.3万メッシュ）

- 「高トラフィックエリア※²の総メッシュ数」に対する「1kmメッシュに基地局を整備※³したメッシュ」の割合

※2 高トラフィックエリア：人口集中地区の面積が13,250平方キロメートルであることを参考に、人口が上位13,250メッシュを指す。ただし、4.9GHz帯では既存無線局との共用のため、空港用地端から4.1kmの範囲内にあるメッシュを除き、総メッシュ数は12,708メッシュとなる。

※3 隣接メッシュに設置された基地局により、メッシュの3/4以上をカバーしたメッシュを含む。



4.9GHz帯に係る評価基準（認定の有効期間中・実績評価）

7

- 4.9GHz帯開設計画に基づく「(1)基地局の数」及び「(2)4.9GHz帯展開率」により、計画値に比べ基地局をより多く置局、4.9GHz帯展開率をより拡大した場合を高く評価する。「(3)総合的な評価」は、他の周波数帯と整合性を図り、現行と同様とする。
- 4.9GHz帯は5Gを導入予定であることから、技術導入状況は、5G導入周波数帯に適用している現行の(2)の基準とする。
- 総合的な評価は、現行と同様、「S」～「B」評価は開設計画の項目に基づく評価とし、「C」評価は技術導入状況も含めて評価する。

有効利用評価方針（改定案）

4 電気通信業務用基地局の数、4.9GHz帯展開率 ※4.9GHz帯				
	S	A	B	C
(1) 基地局の数 (全国*)	計画値 + 3,000局超	計画値 + 1,000局以上 計画値 + 3,000局以下	計画値以上 計画値 + 1,000局未満	計画値未満
(2) 4.9GHz帯展開率	計画値 + 5 %超	計画値 + 1 %以上 計画値 + 5 %以下	計画値以上 計画値 + 1 %未満	計画値未満
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がA以上である。	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。ア (1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がBである。イ (1)及び(2)の評価のうち、一方がAであり、他方がA又はBである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価のうちのいずれかがCである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうちのいずれかがCである。

6 技術導入状況

*総通ごとの「基地局の数」：現行の付表1の基準を適用

(現行基準の(2)を適用)

7 総合的な評価 ※4.9GHz帯

S	A	B	C
1（電気通信業務用基地局の数及び4.9GHz帯展開率）の評価がSである。	1（電気通信業務用基地局の数及び4.9GHz帯展開率）の評価がAである。	1（電気通信業務用基地局の数及び4.9GHz帯展開率）の評価がBである。	1（電気通信業務用基地局の数及び4.9GHz帯展開率）又は6（技術導入状況）の評価のうちのいずれかがCである。

参考：有効利用評価方針（現行）

1 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率 ※700MHz帯、1.7GHz帯(1805～1845MHz)、3.4GHz帯				
	S	A	B	C
(1) 基地局の数 (全国*)	計画値 + 3,000局超	計画値 + 1,000局以上 計画値 + 3,000局以下	計画値以上 計画値 + 1,000局未満	計画値未満
(2) 人口カバー率	計画値 + 5 %超	計画値 + 1 %以上 計画値 + 5 %以下	計画値以上 計画値 + 1 %未満	計画値未満
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がA以上である。	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。ア (1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がBである。イ (1)及び(2)の評価のうち、一方がAであり、他方がA又はBである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価のうちのいずれかがCである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうちのいずれかがCである。

5 技術導入状況

*総通ごとの「基地局の数」：付表1

	S	A	B	C
(1) 770MHzを超え773MHz以下の周波数帯（略）				
(2) (1)以外の周波数帯	アからオまでのうち4つ以上の技術の導入率が50%を超えている。 ア CA イ 4MIMO又は8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL 64QAM オ SA	アからオまでのうち4つ以上の技術が導入されている。 ア CA イ 4MIMO又は8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL 64QAM オ SA	アからオまでのうち1つ以上3つ以下の技術が導入されている。 ア CA イ 4MIMO又は8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL 64QAM オ SA	アからオまでのいずれの技術も導入されていない。 ア CA イ 4MIMO又は8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL 64QAM オ SA

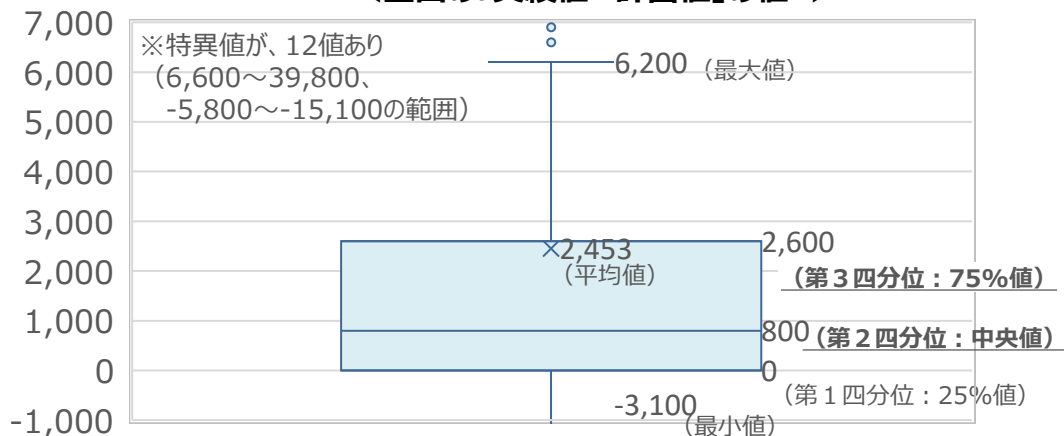
6 総合的な評価 ※700MHz帯、1.7GHz帯(1805～1845MHz)、3.4GHz帯

S	A	B	C
1（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）の評価がSである。	1（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）の評価がAである。	1（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）の評価がBである。	1（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）又は5（技術導入状況）の評価のうちのいずれかがCである。

実績評価・各評価基準の考え方

○ (1)「基地局の数」評価基準の考え方（実績評価）

＜全国の「実績値－計画値」の値注＞



注) 令和元年度から令和6年度までの利用状況調査結果の各社ごと周波数帯ごとのデータから、基地局数（全国）の実績値と計画値の差分値を十の位で四捨五入した値（合計87値）に基づき、事務局作成。第27回部会 資料27-3 28ページより、令和6年度調査分を反映。

基地局の数（全国）の実績値と計画値の差に係る評価基準は、これまでの利用状況調査結果に基づく統計データ（令和元年度～令和6年度）を踏まえ、基地局の整備能力の観点から、他の周波数帯と同様、以下を基準とする。総通ごとの基準も現行と同様とする。

- ・「S」評価：計画値+3,000局超
特に優れているとして、第3四分位程度の+3,000局超
- ・「A」評価：計画値+ 1,000局以上、+ 3,000局以下
優れているとして、第2四分位程度の+1,000局以上、+3,000局以下
- ・「B」評価：計画値以上、+ 1,000局未満
標準的として、計画値以上、+1,000局未満
- ・「C」評価：計画値未満
努力を要するとして、計画値未満

○ (2)「4.9GHz帯展開率」評価基準の考え方（実績評価）

4.9GHz帯展開率	メッシュ数※
計画値+1%	+127
計画値+2%	+254
計画値+3%	+381
計画値+4%	+508
計画値+5%	+635
計画値+6%	+762
計画値+7%	+890
計画値+8%	+1,017
計画値+9%	+1,144
計画値+10%	+1,271

※計画値以上に基地局の設置が必要となるメッシュ数。

4.9GHz帯展開率の算定的前提となる高トラフィックエリア（空港用地端から4.1kmの範囲を除く）の総メッシュ数は、12,708メッシュである。4.9GHz帯展開率100%は、すべてのメッシュに、基地局を設置することが原則となる。よって、例えば、計画値+1%は、+127メッシュに基地局を置局することが必要となる。

4.9GHz帯展開率は、4.9GHz帯開設指針において新たに定義されたカバレッジに係る指標であることから、過去の統計データはない。

本評価基準は、電波の有効利用の更なる早期実現を期待し、計画値より更に拡大した場合に高い評価とするものであり、左表を踏まえると、「S」評価について、例えば+10%とした場合、年度ごとに、総メッシュ数の1/10のメッシュの更なる拡大を求めることは過大であると考えられ、人口カバー率等の他と同等の+5%が、特に優れている「S」と評価して良いものと考えられる。また、「A」評価も、達成に向けた努力を促す観点から、例えば+3%といった基準ではなく、人口カバー率等の他と同等の+1%が、優れている「A」と評価して良いものと考えられるため、以下を基準とする。

- ・「S」評価：計画値+5%超
- ・「A」評価：計画値+1%以上、+5%以下
- ・「B」評価：計画値以上、+1%未満
- ・「C」評価：計画値未満

4. 9 G H z 帯に係る評価基準（認定の有効期間中・進捗評価）

9

- 「基地局の数」、「人口カバー率」及び「面積カバー率」並びに「技術導入状況」について、他の周波数帯と整合性を図り、前年度実績からの増減による「現行基準」に基づく評価を行う。「4.9GHz帯展開率」は、4.9GHz帯開設計画に基づく同帯域のみのカバレッジの指標となるため、個別に前年度実績からの増減による評価を行う。

有効利用評価方針（改定案）

1 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率、面積カバー率

（現行基準を適用）

3 4.9GHz帯展開率

S	A	B	C
前年度実績値 + 5 %超	前年度実績値 + 1 %以上 前年度実績値 + 5 %以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 1 % 未満	前年度実績値 未満

4 技術導入状況

（現行基準を適用）

参考：有効利用評価方針（現行）

1 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率、面積カバー率

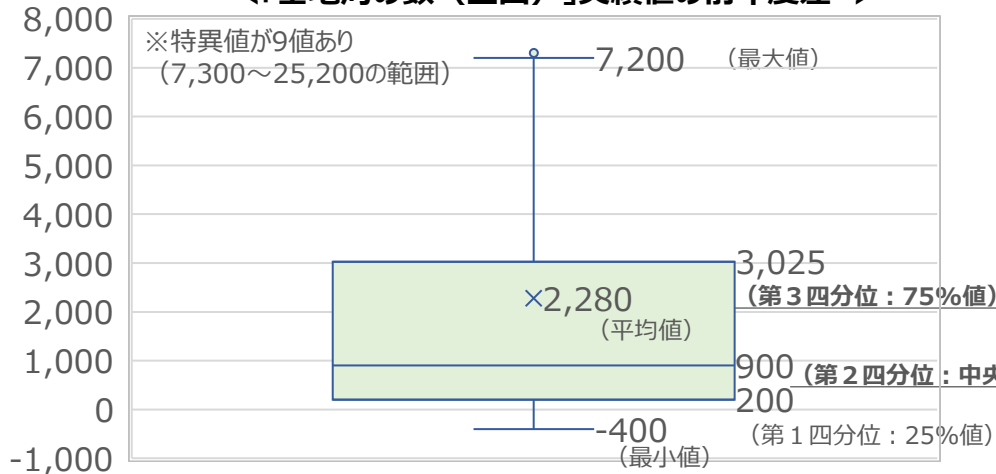
	S	A	B	C
(1) 基地局の数 (全国)	前年度実績値 + 3,000局超	前年度実績値 + 1,000局以上 前年度実績値 + 3,000局以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 1,000局未満	前年度実績値 未満
(2) 人口カバー率	前年度実績値 + 5 %超	前年度実績値 + 1 %以上 前年度実績値 + 5 %以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 1 %未満	前年度実績値 未満
(3) 面積カバー率	前年度実績値 + 5 %超	前年度実績値 + 1 %以上 前年度実績値 + 5 %以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 1 %未満	前年度実績値 未満
(4) 総合的な評価	前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)、(2)及び(3)の評価のうち複数の評価がSであり、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもB以上である。 イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがSであり、その他の評価がAである。	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがSであり、その他の評価がA及びB又はいずれもBである。 イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがAであり、その他の評価がA又はBである。	前年度実績値を上回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもBである。	前年度実績値を下回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれかがCである。

3 技術導入状況

S	A	B	C
前年度実績値を大きく上回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア (ア)、(イ)、(ウ)又は(エ)のうち1つ以上で、技術導入状況が前年度実績値 + 10%を超えている。 イ (ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)のいずれも、技術導入状況が前年度実績値 - 10%以上である。	前年度実績値と同等程度であるとして、(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)のいずれも、技術導入状況が前年度実績値 ± 10% 以内である。	前年度実績値を大きく下回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア (ア)、(イ)、(ウ)又は(エ)のうち1つ以上で、技術導入状況が前年度実績値 - 10%未満である。 イ (ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)のいずれも、技術導入状況が前年度実績値 - 30%以上である。	前年度実績値を非常に大きく下回っているとして、(ア)、(イ)、(ウ)又は(エ)のうち1つ以上で、技術導入状況が前年度実績値 - 30%未満である。

○ (1)「基地局の数」評価基準の考え方（進捗評価）

<「基地局の数（全国）」実績値の前年度差注>

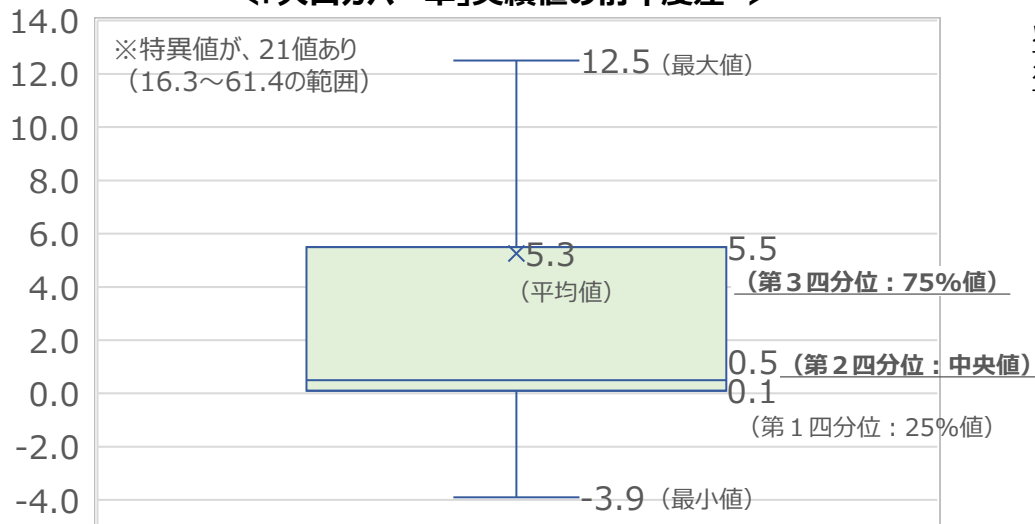


基地局の数（全国）の前年度実績値からの増減に係る評価基準は、これまでの利用状況調査結果に基づく統計データ（令和元年度～令和6年度）も踏まえ、現行と同様、以下を基準とする。総通ごとの基準も既存と同様とする。

- ・「S」評価：前年度実績値+3,000局超
特に優れているとして、第3四分位程度の+3,000局超
- ・「A」評価：前年度実績値+1,000局以上、+3,000局以下
優れているとして、第2四分位程度の+1,000局以上、+3,000局以下
- ・「B」評価：前年度実績値以上、+1,000局未満
標準的として、前年度実績値以上、+1,000局未満
- ・「C」評価：前年度実績値未満
努力を要するとして、前年度実績値未満

○ (2)「人口カバー率」評価基準の考え方（進捗評価）

<「人口カバー率」実績値の前年度差注>



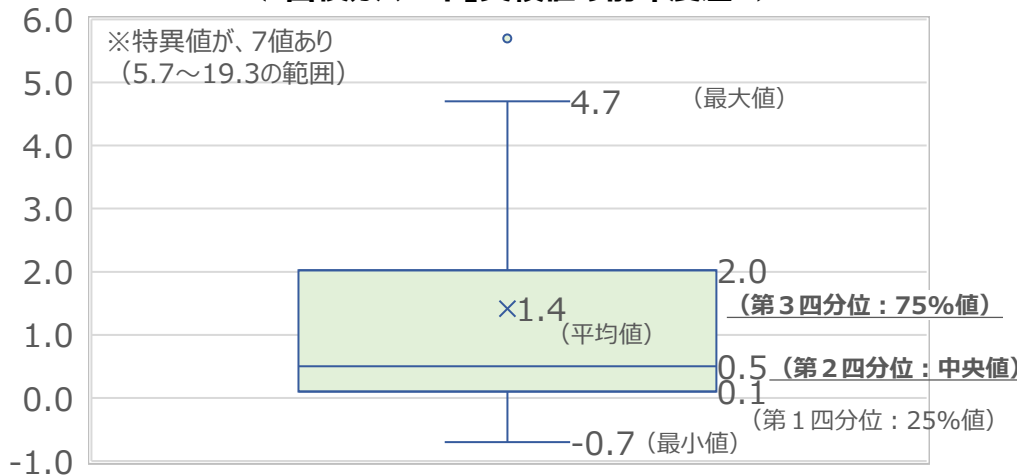
人口カバー率の前年度実績値からの増減に係る評価基準は、これまでの利用状況調査結果に基づく統計データ（令和元年度～令和6年度）も踏まえ、現行と同様、以下を基準とする。

- ・「S」評価：前年度実績値+5%超
特に優れているとして、第3四分位程度の+5%超
- ・「A」評価：前年度実績値+1%以上、+5%以下
優れているとして、第2四分位程度の+1%以上、+5%以下
- ・「B」評価：前年度実績値、+1%未満
標準的として、前年度実績値以上、+1%未満
- ・「C」評価：前年度実績値未満
努力を要するとして、前年度実績値未満

注）令和元年度から令和6年度までの利用状況調査結果の各社ごと周波数帯ごとのデータから、基地局数（全国）の実績値に係る「前年度との差分値」を十の位で四捨五入した値（合計138値）、人口カバー率の実績値に係る「前年度との差分値」を小数点以下第2位で四捨五入した値（合計140値）に基づき、事務局作成。値は、いずれも全局廃止又は減少傾向の周波数帯が存在する「3G」は除き、基地局の数はデータが確認できなかった令和元年度の一部周波数帯を除いている。第27回部会 資料27-3 12,13ページより、令和6年度調査分を反映。

○ (3)「面積カバー率」評価基準の考え方（進捗評価）

＜「面積カバー率」実績値の前年度差注＞



面積カバー率の前年度実績値からの増減に係る評価基準は、これまでの利用状況調査結果に基づく統計データ（令和元年度～令和6年度）を踏まえると、「S」評価は、第3四分位の+2%程度とすることも考えられるが、デジタル田園都市国家インフラ整備計画（令和5年4月25日総務省改訂版）において、今後、自動運転などで携帯電話事業者の全国ネットワークが必要となることが見込まれる主要道路を対象した、非居住地域の整備目標の設定が行われていることにも鑑み、面積カバー率の拡大を期待し、現行と同様、人口カバー率と同じ基準とする。

- ・「S」評価：前年度実績値+5%超
- ・「A」評価：前年度実績値+1%以上、+5%以下
- ・「B」評価：前年度実績値、+1%未満
- ・「C」評価：前年度実績値未満

注）令和元年度から令和6年度までの利用状況調査結果の各社ごと周波数帯ごとのデータから、面積カバー率の実績値に係る「前年度との差分値」を小数点以下第2位で四捨五入した値（合計140値）に基づき、事務局作成。第27回部会 資料27-3 14ページより、令和6年度調査分を反映。

○ 4.9GHz帯展開率（進捗評価）

＜開設指針の絶対審査基準に基づく年間平均とした4.9GHz帯展開率＞

認定からの経過年	4.9GHz帯展開率	メッシュ数
1年後	6.7%	847
2年後	13.3%	1,694
3年後	20.0%	2,542
4年後	26.7%	3,389
5年後	33.3%	4,236
6年後	40.0%	5,083
7年後	46.7%	5,930
8年後	53.3%	6,778
9年後	60.0%	7,625
10年後	66.7%	8,472
11年後	73.3%	9,319
12年後	80.0%	10,166

4.9GHz帯展開率の前年度実績値からの増減に係る評価基準については、開設指針において、「認定から12年後の年度末までにおける4.9GHz帯の展開率が80%以上とする計画を有すること」が絶対審査基準となっており、年間平均では6.7%であることも踏まえ、以下を基準とする。

- ・「S」評価：前年度実績値+5%超
- ・「A」評価：前年度実績値+1%以上、+5%以下
- ・「B」評価：前年度実績値以上、+1%未満
- ・「C」評価：前年度実績値未満

② 3 G移行計画に係る評価

② 3 G移行計画に係る評価

※令和6年度携帯電話及び全国BWAに係る有効利用評価結果（案） V 今後の検討課題より

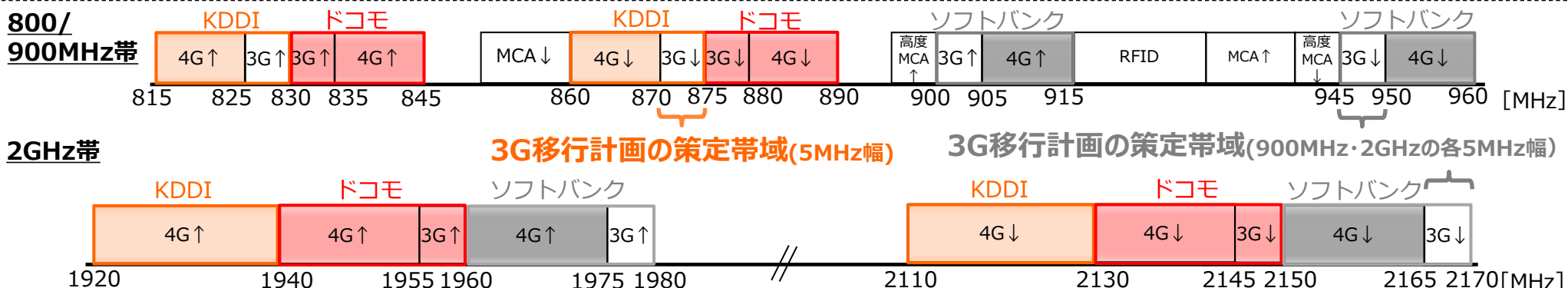
3 Gについては、携帯電話事業者各社は、既にサービスを終了したか、又はサービス終了の予定時期を公表している状況にある。
前年度の検討課題に基づき、本年度より、3 Gサービス終了までの期間における3 Gの評価は、3 G利用帯域において4 G・5 Gへのマイグレーションを実施している場合においては、総務省より、3G帯域を利用する4 G・5 Gの合算値による調査結果の報告が行われ、当該調査結果に基づき、評価を実施している。

また、**3 Gサービスが終了した帯域**においては、**本年度**、総務省より、対象となる事業者の周波数帯ごとの「**3G移行計画**」の調査結果の報告が行われ、当該移行計画について、**有効利用評価方針に基づき定性的な評価を行った**。

次年度以降、電波の有効利用の観点から、「**3G移行計画**」の**実施状況**に係る**評価を実施**することとし、当該評価に係る**有効利用評価方針の改定案の検討を行うこと**としたい。

○参考：3G移行計画の概要

800MHz (KDDI)			900MHz (ソフトバンク)			2GHz (ソフトバンク)		
移行する周波数		870MHz～875MHz	移行する周波数		945MHz～950MHz	移行する周波数		2165MHz～2170MHz
移行先通信規格		4 G	移行先通信規格		4 G	移行先通信規格		4 G
移行計画の目標		令和10年度までに人口カバー率80%以上	移行計画の目標		令和10年度までに人口カバー率96%以上	移行計画の目標		令和10年度までに人口カバー率95%以上
計画の最終年度	基地局数 (R10年度末)	27,520局	計画の最終年度	基地局数 (R10年度末)	35,100局	計画の最終年度	基地局数 (R10年度末)	38,000局
	人口カバー率 (R10年度末)	81.00%		人口カバー率 (R10年度末)	96.88%		人口カバー率 (R10年度末)	95.03%
	面積カバー率 (R10年度末)	24.00%		面積カバー率 (R10年度末)	56.88%		面積カバー率 (R10年度末)	27.69%



② 3 G移行計画に係る有効利用評価方針の改定（案）全般

14

- 3 G移行計画について、「認定の有効期間が満了している又は認定に係らない周波数帯」の評価基準に係る有効利用評価方針の改定（案）の全般は、下表のとおり。
- 実績評価においては、「基地局の数」、「人口カバー率」及び「面積カバー率」の移行計画比を基本としつつ、「人口カバー率」は実績値を加味し、進捗評価においては、「基地局の数」、「人口カバー率」及び「面積カバー率」の前年度比を評価事項とする。
- 「通信量」及び「技術導入状況」については、既に利用している基地局の帯域幅を拡大する際に、「移行計画に係らない帯域」と「移行計画の策定帯域」別に、通信量や導入技術の分離が困難であることから、移行計画に係らない周波数帯に合算して評価を行う。

認定の有効期間が満了している又は認定に係らない周波数帯の評価（定量評価）別紙1、別紙2関係

評価事項	実績評価（別紙 1 関係）				進捗評価（別紙 2 関係）			
	6 GHz以下			6 GHz超 （28GHz帯）	6 GHz以下			6 GHz超 （28GHz帯）
	Sub6帯以外		Sub6帯		Sub6帯以外		Sub6帯	
	移行計画に係らない 帯域	移行計画の 策定帯域			移行計画に係らない 周波数帯	移行計画の 策定帯域		
電気通信業務用 基地局の数	絶対評価 （実績）	絶対評価 （計画比）	絶対評価 （実績）	相対評価 （実績の平均比）	絶対評価 （前年度比）	絶対評価 （前年度比）	絶対評価 （前年度比）	絶対評価 （前年度比）
人口カバー率	絶対評価 （実績）	絶対評価 （実績・計画比）	－	－	絶対評価 （前年度比）	絶対評価 （前年度比）	絶対評価 （前年度比）	－
面積カバー率	相対評価 （実績の平均比）	絶対評価 （計画比）	－	－	絶対評価 （前年度比）	絶対評価 （前年度比）	絶対評価 （前年度比）	－
基盤展開率	－	－	絶対評価 （実績）	－	－	－	絶対評価 （前年度比）	－
通信量	絶対評価（注） （実績）	－（注）	絶対評価 （実績）	絶対評価 （実績）	絶対評価（注） （前年度比）	－（注）	絶対評価 （前年度比）	－
技術導入状況	絶対評価（注） （実績）	－（注）	絶対評価 （実績）	絶対評価 （実績）	絶対評価（注） （前年度比）	－（注）	絶対評価 （前年度比）	絶対評価 （前年度比）
総合的な評価	評価事項に基づく 総合評価	評価事項に基づく 総合評価	評価事項に基づく 総合評価	評価事項に基づく 総合評価				

(注) 通信量及び技術導入状況については、移行計画に係らない周波数帯に合算して評価。

3 G移行計画に係る評価基準（認定の有効期間後・実績評価）

15

- 「移行計画の策定帯域」に係る評価基準を新設し、原則として、当該移行計画の計画値を達成することが責務（最低限達成すべき目標）とし、正当な理由がない計画値未滿は「D」評価、正当な理由がある計画値未滿は「C」評価とする。
- 「基地局の数」及び「面積カバー率」は、計画値に比べ基地局をより多く置局、面積カバー率をより拡大した場合に高く評価する。
- 「人口カバー率」は、実績を重視し、実績値が現行基準を達成した場合は、現行基準と同じ評価とする。
- 「総合的な評価」は、現行基準と同様人口カバー率を重視し、「S」～「C」評価は人口カバー率に基づき総合評価する。また、評価事項のいずれかが「D」評価の場合は、総合評価を「D」評価とする。

有効利用評価方針（改定案）

1 電気通信業務用基地局の数

SS	S	A	B	C	D
—	計画値 + 3,000局超	計画値 + 1,000局以上 計画値 + 3,000局以下	計画値以上 計画値 + 1,000局未滿	正当な理由がある計画値未滿	正当な理由がない計画値未滿

*総通ごとの「S」～「B」評価の「基地局の数」：現行の別紙3（認定の有効期間中・実績評価）付表1の「S」～「B」評価の基準を適用

2 人口カバー率

	SS	S	A	B	C	D
800MHz 900MHz	100%	95%以上	90%以上	85%以上、 又は計画値以上	80%以上、 又は80%未滿であって 正当な理由がある計画値未滿	正当な理由がない 計画値未滿（ただし80%以上の 場合を除く）
2GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上、 又は計画値以上	50%以上、 又は50%未滿であって 正当な理由がある計画値未滿	正当な理由がない 計画値未滿（ただし50%以上の 場合を除く）

3 面積カバー率

SS	S	A	B	C	D
—	計画値 + 5%超	計画値 + 1%以上 計画値 + 5%以下	計画値以上 計画値 1%未滿	正当な理由がある計画値未滿	正当な理由がない計画値未滿

※「正当な理由」に係る注釈：

計画値未滿となった場合において、その具体的な要因を確認した上で、正当な理由と認められるかどうかを判断するものとする。

4 総合的な評価

S	A	B	C	D
2(人口カバー率)の評価がSS又はSである。	2(人口カバー率)の評価がAである。	2(人口カバー率)の評価がBである。	2(人口カバー率)の評価がCである。	1(基地局の数)、2(人口カバー率)又は3(面積カバー率)のいずれかの評価がDである。

参考：有効利用評価方針（現行）

1 電気通信業務用基地局の数

※開設計画値がない800MHz及び2GHz帯を除く。

SS	S	A	B	C	D
—	—	—	計画値以上	—	計画値未滿

2 人口カバー率

	SS	S	A	B	C	D
700MHz	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未滿
800MHz	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未滿
900MHz	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未滿
1.5GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未滿
1.7GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未滿
2GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未滿
2.5GHz BWA	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未滿
3.5GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未滿

3 面積カバー率

SS	S	A	B	C	D
—	周波数帯平均値の110%以上	周波数帯平均値の90%以上110%未滿	周波数帯平均値の70%以上90%未滿	周波数帯平均値の70%未滿	—

4 基盤展開率 ※Sub6帯のみ

5 通信量

6 技術導入状況

(略)

7 総合的な評価

* Sub6帯では、4(基盤展開率)。

S	A	B	C	D
2(人口カバー率)*の評価がSS又はSである。	2(人口カバー率)*の評価がAである。	2(人口カバー率)*の評価がBである。	2(人口カバー率)*の評価がCである。	1(基地局の数)、2(人口カバー率)*、5(通信量)又は6(技術導入状況)のいずれかの評価がDである。

<有効利用評価方針（改定案）>

1 電気通信業務用基地局の数

SS	S	A	B	C	D
—	計画値 + 3,000局超	計画値 + 1,000局以上 計画値 + 3,000局以下	計画値以上 計画値 + 1,000局未満	正当な理由が ある計画値未満	正当な理由が ない計画値未満

※「正当な理由」に係る注釈：

計画値未満となった場合において、その具体的な要因を確認した上で、正当な理由と認められるかどうかを判断するものとする。

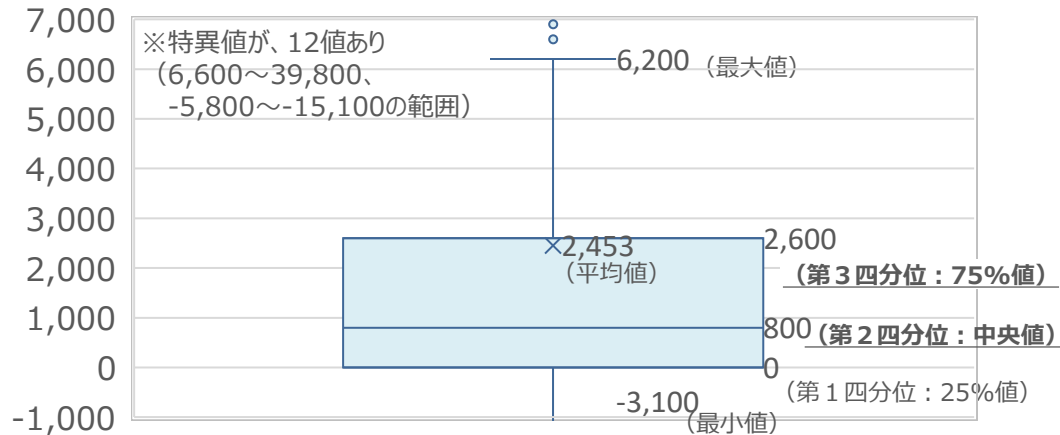
（前頁における「2 人口カバー率」及び「3 面積カバー率」における正当な理由も同様。）

【正当な理由の考え方】

「正当な理由」とは、天災・経済社会状況の激変等の客観的・外部的な要因により、移行計画に従った基地局の整備ができないことがやむを得ないと認められる場合が考えられる。次年度以降、移行計画に係る調査結果の報告において計画値未満となった場合には、事業者ヒアリング等により、その具体的な要因を確認した上で、正当な理由と認められるかどうかを判断するものとする。

○「1 基地局の数」評価基準の考え方（実績評価）

＜全国の「実績値－計画値」の値注＞



注）令和元年度から令和6年度までの利用状況調査結果の各社ごと周波数帯ごとのデータから、基地局数（全国）の実績値と計画値の差分値を十の位で四捨五入した値（合計87値）に基づき、事務局作成。第27回部会 資料27-3 28ページより、令和6年度調査分を反映。

○「3 面積カバー率」評価基準の考え方（実績評価）

＜3G移行計画の策定帯域と移行計画に係らない既存の4G帯域の「面積カバー率」比較＞

	3G移行計画の策定帯域 (R10年度末計画)	移行計画に係らない既存の 4G帯域(R5年度末実績)
800MHz KDDI	24.00%	60.65%
900MHz ソフトバンク	56.88%	69.36%
2GHz ソフトバンク	27.69%	29.02%

基地局の数（全国）の実績値と開設計画値の差に係る評価基準は、これまでの利用状況調査結果に基づく統計データ（令和元年度～令和6年度）を踏まえ、基地局の整備能力の観点から、移行計画においても他の周波数帯と同様、以下を基準とする。総通ごとの基準も現行と同様とする。

- ・「S」評価：計画値+3,000局超
特に優れているとして、第3四分位程度の+3,000局超
- ・「A」評価：計画値+ 1,000局以上、+ 3,000局以下
優れているとして、第2四分位程度の+1,000局以上、+3,000局以下
- ・「B」評価：計画値以上、+ 1,000局未満
標準的として、計画値以上、+1,000局未満
- ・「C」評価：計画値未満
努力を要するとして、計画値未満

面積カバー率は、過去、開設指針に基づく絶対審査基準となった例がないことから、過去の統計データはない。

本評価基準は、電波の有効利用の更なる早期実現を期待し、計画値より更に拡大した場合に高い評価とするものであり、「S」評価について、例えば+10%とした場合、移行計画に係らない既存4G帯域の実績も踏まえると、年度ごとに計画値+10%の拡大を求めることは過大であると考えられ、人口カバー率等の他と同等の+5%が、特に優れている「S」と評価して良いものと考えられる。また、「A」評価も、達成に向けた努力を促す観点から、例えば+3%といった基準ではなく、人口カバー率等の他と同等の+1%が、優れている「A」と評価して良いものと考えられるため、以下を基準とする。

- ・「S」評価：計画値+ 5%超
- ・「A」評価：計画値+ 1%以上、+ 5%以下
- ・「B」評価：計画値以上、+ 1%未満
- ・「C」評価：計画値未満

- 「基地局の数」、「人口カバー率」及び「面積カバー率」について、他の周波数帯と整合性を図り、前年度実績からの増減による現行基準に基づく評価を行う。

有効利用評価方針（改定案）

2 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率、面積カバー率

（現行基準を適用）

参考：有効利用評価方針（現行）

2 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率、面積カバー率

	S	A	B	C
(1) 基地局の数	前年度実績値 + 3,000局超	前年度実績値 + 1,000局以上 前年度実績値 + 3,000局以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 1,000局未満	前年度実績値 未満
(2) 人口カバー率	前年度実績値 + 5 %超	前年度実績値 + 1 %以上 前年度実績値 + 5 %以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 1 %未満	前年度実績値 未満
(3) 面積カバー率	前年度実績値 + 5 %超	前年度実績値 + 1 %以上 前年度実績値 + 5 %以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 1 %未満	前年度実績値 未満
(4) 総合的な評価	前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)、(2)及び(3)の評価のうち複数の評価がSであり、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもB以上である。 イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがSであり、その他の評価がAである。	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがSであり、その他の評価がA及びB又はいずれもBである。 イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがAであり、その他の評価がA又はBである。	前年度実績値を上回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもBである。	前年度実績値を下回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれかがCである。

※各評価基準値の考え方は、4.9GHz帯に係る評価基準値の考え方（スライド10、11）と同様。

有効利用評価方針 (改定案)

電 波 監 理 審 議 会

一 目的

この方針は、有効利用評価¹（以下「評価」という。）の単位及び区分並びに評価の事項、方法及び基準その他評価の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

二 評価の単位及び区分

1 評価の単位

評価は、2の評価の区分ごとに、次に掲げる無線局の種類²ごとに行うものとする。ただし、評価を効果的に行うため必要がある場合は、この限りでない。

（１） 電気通信業務用基地局³

（２） 電気通信業務用基地局以外の無線局

ア 公共業務用無線局⁴

イ 電気通信業務用基地局及び公共業務用無線局以外の無線局

2 評価の区分

評価の区分は、調査区分⁵と同一とし、300万メガヘルツ以下の周波数についての次に掲げる事項とする。

（１） 電気通信業務用基地局に係る評価の区分

ア 周波数帯⁶

イ 電気通信業務用基地局の免許人

¹ 電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）第26条の3第1項に規定する有効利用評価をいう。

² 法第26条の2第1項各号に掲げる無線局の種類をいう。

³ 法第6条第8項第2号に規定する電気通信業務用基地局をいう。当該電気通信業務用基地局を通信の相手方とする移動する無線局においても必要な評価を併せて行う。

⁴ 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）第2条第3号に規定する公共業務用無線局のうち、特に調査する必要があるものとして総務大臣が指定し、調査を行ったものに限る。

⁵ 法第26条の2第1項に規定する調査区分をいう。

⁶ 法第26条の2第1項第1号に規定する周波数帯として、300万メガヘルツ以下の周波数を電波の特性その他の事項を勘案して総務大臣が定める周波数の範囲ごとに区分した各周波数をいう。

ウ 総務省令⁷に規定する事項

(2) 電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価の区分

ア 周波数帯

イ 総務省令⁸に規定する事項

三 評価の事項、方法及び基準

総務大臣から利用状況調査⁹の結果の報告を受けたときは、当該結果に基づき、評価の区分ごとに、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、次に掲げる事項により評価を行うものとする。

1 電気通信業務用基地局に係る評価は、当該電気通信業務用基地局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

(1) 評価の事項

ア 無線局の数

(ア) 電気通信業務用基地局の数¹⁰

(イ) 人口カバー率¹¹

(ウ) 面積カバー率¹²

イ 無線局の行う無線通信の通信量

⁷ 法第26条の2第1項第1号に規定する総務省令（電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成14年総務省令第110号。以下「調査等省令」という。））をいう。

⁸ 法第26条の2第1項第2号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

⁹ 法第26条の2第1項に規定する利用状況調査をいう。

¹⁰ 開設計画（法第27条の14第1項に規定する開設計画をいう。）の認定の有効期間中の周波数帯又は開設計画の認定の有効期間が満了した周波数帯においては、計画値（認定計画（法第27条の15第3項に規定する認定計画をいう。）における値をいう。）を踏まえた評価を行う。

¹¹ 評価を実施する区域（以下「評価区域」という。）におけるメッシュ（昭和48年行政管理庁告示第143号（統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード）第1項第2号に規定する2分の1地域メッシュをいう。）内の人口の合計に対する、メッシュ（通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の2分の1を超えるものに限る。）内の人口の合計の割合をいう。

¹² 評価区域におけるメッシュの数に対する、メッシュ（通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の2分の1を超えるものに限る。）の数の割合をいう。

ウ 無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況（以下「技術導入状況」という。）

エ 使用周波数の移行計画¹³

オ 総務省令¹⁴に規定する事項（エに掲げるものを除く。）

（２） 評価の方法

評価の方法は、次に掲げる事項とする。

ア （１）アからウまでの事項は、定量的及び定性的に実績評価¹⁵及び進捗評価¹⁶を行うものとする。

イ （１）エの事項は、利用状況調査の結果を総合的に勘案して定性的に評価するものとする。

ウ （１）オの事項は、１又は２以上の免許人の１又は２以上の周波数帯に係る利用状況調査の結果を総合的に勘案して定性的に評価するものとする¹⁷。

（３） 評価の基準

評価の基準は、次に掲げる事項とする¹⁸。

ア （１）アからウまでの事項のうち、開設計画の認定の有効期間が満了している¹⁹又は開設計画の認定に係らない周波数帯に係る評価の基準

（ア） 実績評価の基準は、別紙１のとおりとする。

（イ） 進捗評価の基準は、別紙２のとおりとする。

イ （１）アからウまでの事項のうち、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯に係る評価の基準

（ア） 実績評価の基準は、別紙３のとおりとする。

¹³ １の周波数帯において、通信規格ごとに異なる周波数を使用している場合であって、電気通信業務用基地局の免許人が行う通信規格の変更に一定の期間を要するものとして、総務大臣が調査を行ったものに限る。

¹⁴ 法第26条の３第１項第４号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

¹⁵ 相対的な基準又は絶対的な基準を使用して行う評価をいう。

¹⁶ 計画値又は前年度実績値（評価を行う年度の前年度の利用状況調査の結果における値をいう。）を踏まえた基準を使用して行う評価をいう。

¹⁷ 具体的には、①５Ｇ基地局におけるインフラシェアリング、②安全・信頼性の確保、③データトラヒック、④電波の割当てを受けていない者等（MVNO）に対するサービス提供、⑤携帯電話の上空利用及びIoTへの取組を対象に評価を行うものとする。

¹⁸ 特に考慮すべき事情がある場合は、未評価（Ｒ）とする。

¹⁹ 評価を行う年度に開設計画の認定の有効期間が満了するものを含む。

- (イ) 進捗評価の基準は、別紙４のとおりとする。
- ウ (１) エの事項に係る評価の基準
 - (１) エの事項に係る評価は、次に掲げる事項を分析し、行うものとする。
 - (ア) 移行する周波数及び通信規格
 - (イ) 移行する周波数に係る電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率の年度ごとの見通し
 - (ウ) 移行に要する期間²⁰
- エ (１) オの事項に係る評価の基準
 - (１) オの事項に係る評価の基準は、別紙５のとおりとする。
- オ 全体の総合的な所見
 - (１) アからオまでの事項の評価を踏まえ、免許人ごとに総合的な所見を述べるものとする。

２ 公共業務用無線局に係る評価は、当該公共業務用無線局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

- (１) 評価の事項
 - ア 無線局の数
 - イ 無線局の行う無線通信の通信量
 - ウ 技術導入状況
 - エ 総務省令²¹に規定する事項
- (２) 評価の方法及び基準
 - 評価は、次に掲げる事項を分析し、定性的に行うものとする。
 - ア (１) アからエまでに掲げる事項の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み
 - イ 電波の利用の停止、周波数の共用及び移行²²並びにデジタル化に向け

²⁰ 電波法の免許の有効期間が５年であり、再免許が保障されていないことを勘案し、移行する周波数に係る人口カバー率について、別紙１に示す最も低い人口カバー率の評価の基準を超えるために要する期間は、変更前の通信規格の利用を終了した時点から５年以内として評価を行うものとする。ただし、特段の事情がある場合は、これを考慮するものとする。

²¹ 法第26条の３第１項第４号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

²² デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和３年８月公表）において、他の用途での需要が顕在化している周波数約1,200MHz幅について、当該用途で新たに利用できる見込みであると示されていることを踏まえて評価を行うものとする。

た対応の状況

- ウ 評価結果に基づき総務省が策定する具体的な周波数の再編に関する取組（以下「周波数再編アクションプラン」という。）への対応の状況
- エ 使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効率的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）
- オ 使用している周波数に対する需要²²

3 電気通信業務用基地局及び公共業務用無線局以外の無線局に係る評価は、当該無線局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

（１） 評価の事項

- ア 無線局の数
- イ 無線局の行う無線通信の通信量
- ウ 技術導入状況
- エ 総務省令²³に規定する事項

（２） 評価の方法及び基準

評価は、次に掲げる事項を分析し、定性的に行うものとする。

- ア （１）アからエまでに掲げる事項の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み
- イ 電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況
- ウ 評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況
- エ 周波数割当計画²⁴において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局については、当該条件への対応の状況
- オ 新たな電波利用システムに関する需要の動向

4 重点調査対象システム²⁵については、１から３までに掲げる事項のほか、実測による発射状況等を分析することにより評価を行うものとする。

²³ 法第26条の3第1項第4号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

²⁴ 法第26条第1項に規定する周波数割当計画をいう。

²⁵ 法第26条の2第1項に規定する総務省令（調査等省令）の規定による重点調査が必要なシステムをいう。

5 1 から 4 までに掲げる事項の評価にあたっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。

(1) 電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

ア 公共の安全、秩序の維持等のための電波の利用

イ 非常時等における人命又は財産の保護等のための電波の利用

ウ 国民生活の利便の向上並びに新規事業及び雇用の創出その他の経済発展のための電波の利用

エ 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれに貢献するための電波の利用

(2) 電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

6 評価を行うため必要に応じて、免許人等に対し、次に掲げる事項その他の事項に関し、報告又は資料の提出を求めることその他必要な調査を行うものとする。

(1) 電気通信業務用基地局に係る評価に必要な調査

ア 各周波数帯の無線局の行う無線通信の通信量の状況及び 2 以上の周波数帯の周波数を使用して無線通信を行う場合における当該無線通信の通信量の各周波数への分配の状況

イ 免許人の電気通信業務用基地局に係る事業に関する電波の有効利用の方針

(2) 電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価に必要な調査

電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた課題や進捗状況

四 勧告

評価に関する事項に関し、総務大臣に対して必要に応じて勧告²⁶を行うものとする。

五 その他

電気通信業務用基地局、公共業務用無線局その他無線局における各周波数

²⁶ 法第99条の13に規定する勧告をいう。

帯の利用実態に係る評価に必要な調査、評価結果等を踏まえ、電波の特性に応じた電波利用の需要又は利用実態の変化、技術進展等に合わせて、適時適切に評価方法及び基準の見直しを行うものとする。

六 施行期日

この方針は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和４年法律第63号）の施行の日（令和４年10月１日）から施行する。

初版 令和４年９月28日

改定 令和５年７月31日

改定 令和６年５月17日

改定 令和７年〇月〇日

附則（令和６年５月17日改定）

令和６年度の第５世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（平成31年総務省告示第24号）により割り当てられた周波数帯における開設計画の認定の有効期間中の評価については、改定後の第５世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（令和３年総務省告示第40号）により割り当てられた周波数帯の評価の基準を適用する。この場合において、脚注39中「５Ｇ普及開設指針第１項第18号」とあるのは「第５世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（平成31年総務省告示第24号。以下「５Ｇ導入開設指針」という。）第１項第14号」と、脚注40中「５Ｇ普及開設指針第１項第19号」とあるのは「５Ｇ導入開設指針第１項第15号」と読み替えるものとする。

別紙 1

開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における実績評価の基準

開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない周波数帯における実績評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 6 GHz以下の周波数帯

1 電気通信業務用基地局の数

電気通信業務用基地局の数に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間が満了している 6 GHz 以下の周波数帯（移行計画に係る周波数帯を除く。）において、次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
B	計画値以上である。
D	計画値未満である。

2 人口カバー率

人口カバー率に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない6GHz以下の周波数帯（4の表(1)から(3)に掲げる周波数帯及び移行計画に係る周波数帯を除く。）において、次に掲げる表のとおりとする。

周波数帯	評価及びその基準					
	SS	S	A	B	C	D
(1) 773MHzを超え 803MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	85%以上 90%未満	80%以上 85%未満	80%未満
(2) 860MHzを超え 890MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	85%以上 90%未満	80%以上 85%未満	80%未満
(3) 945MHzを超え 960MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	85%以上 90%未満	80%以上 85%未満	80%未満
(4) 1,475.9MHzを超え 1,510.9MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
(5) 1,845MHzを超え 1,860MHz以下 及び 1,860MHzを超え 1,880MHz以下 ²⁷	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
(6) 2,110MHzを超え 2,170MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満

²⁷ 東名阪区域（1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針（平成17年総務省告示第883号）第2項第2号（二）に掲げる区域をいう。）に係るものに限る。

(7) 2,545MHzを超え 2,575MHz以下 及び 2,595MHzを超え 2,650MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
(8) 3,480MHzを超え 3,600MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満

3 面積カバー率

面積カバー率に係る実績評価の基準は、相対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない6GHz以下の周波数帯（4の表(1)から(3)に掲げる周波数帯及び移行計画に係る周波数帯を除く。）において、次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	周波数帯平均値 ²⁸ の110%以上である。
A	周波数帯平均値の90%以上110%未満である。
B	周波数帯平均値の70%以上90%未満である。
C	周波数帯平均値の70%未満である。

²⁸ 周波数帯ごとに利用状況調査の結果における各免許人の値を合計して免許人の数で除した値をいう。

4 基盤展開率²⁹

開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯のうち、3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯における基盤展開率に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、次に掲げる表のとおりとする。

周波数帯	評価及びその基準					
	SS	S	A	B	C	D
(1) 3,600MHzを超え 4,000MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
(2) 4,000MHzを超え 4,100MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
(3) 4,500MHzを超え 4,600MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満

²⁹ 一の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。）の管轄区域ごとの二次メッシュ（陸上を含むものであって、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第18条第2項の規定に基づき国が提供する基盤地図情報等のうち土地利用三次メッシュデータにおける土地利用種別が森林、荒地、河川地及び湖沼若しくは海水域のみのもの（全部又は一部を組み合わせたものを含む。）又は人口が零の離島（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島に附属する島をいう。）のみのものを除く。）のうち、一の周波数帯ごとの割当てを受けた帯域幅の全てを用いる基地局（屋内その他他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するものを除く。）であって、当該基地局の無線設備と接続する電気通信回線設備の伝送速度が当該無線設備の信号速度と同等以上であるもののうち、当該基地局以外の複数の基地局と接続可能な基地局が開設されたものの総数を、当該管轄区域ごとの二次メッシュの総数で除した値をいう。

5 無線局の行う無線通信の通信量

無線局の行う無線通信の通信量に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない6 GHz以下の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
B	評価区域内の全ての都道府県において、毎日トラヒックがある。
D	評価区域内のいずれかの都道府県において、1日の間トラヒックがない。

6 技術導入状況³⁰

技術導入状況に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない6GHz以下の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	評価区域内の全ての都道府県において、アからエまでの全て又はそれらの代替技術を導入している。 ア CA³¹ イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO³²又はMassive MIMO³³ ウ 256QAM³⁴又はUL64QAM³⁵ エ SA³⁶
A	評価区域内の全ての都道府県において、アからウまでの全て又はそれらの代替技術を導入し、かつ、評価区域内の一部の都道府県において、エ又はその代替技術を導入している。 ア CA イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM

³⁰ 第3世代移動通信システム（3G）については、導入できない技術であるため、評価を実施しない（別紙2の一の5において同じ。）。

³¹ キャリアアグリゲーションのこと。2以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。

³² 1の陸上移動局への送信において複数の空中線を用いて送信を行う技術をいう。2MIMO、4MIMO又は8MIMOはそれぞれ、2、4又は8以上の空中線を用いて送信を行う場合のMIMOを指す。

³³ 1の陸上移動局への送信において多素子アンテナを用いて送信を行う技術をいう。

³⁴ 下り通信における256値直交振幅変調のことをいう。

³⁵ 上り通信における64値直交振幅変調のことをいう。

³⁶ 第5世代移動通信システム（5G）コアネットワークにより5G基地局を単独で動作させる方式のことをいう。

	エ SA
B	評価区域内の全ての都道府県において、アからウまでの全て又はそれらの代替技術を導入している。 ア CA イ 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM
C	評価区域内の全ての都道府県において、ア、イ若しくはウのいずれか又はそれらの代替技術を導入している。 ア CA イ 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM
D	評価区域内のいずれかの都道府県において、ア、イ若しくはウのいずれか又はそれらの代替技術のいずれも導入していない。 ア CA イ 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM

7 総合的な評価

総合的な実績評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない6GHz以下の周波数帯（4の表(1)から(3)に掲げる周波数帯及び移行計画に係る周波数帯を除く。）において次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	2（人口カバー率）の評価がSS又はSである。
A	2（人口カバー率）の評価がAである。
B	2（人口カバー率）の評価がBである。
C	2（人口カバー率）の評価がCである。
D	1（電気通信業務用基地局の数）、2（人口カバー率）、5（無線局の行う無線通信の通信量）又は6（技術導入状況）の評価のうちいずれかがDである。

4の表(1)から(3)に掲げる周波数帯における総合的な実績評価の基準は、次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	4（基盤展開率）の評価がSS又はSである。
A	4（基盤展開率）の評価がAである。
B	4（基盤展開率）の評価がBである。
C	4（基盤展開率）の評価がCである。
D	1（電気通信業務用基地局の数）、4（基盤展開率）、5（無線局の行う無線通信の通信量）又は6（技術導入状況）の評価のうちいずれかがDである。

二 6 GHz超の周波数帯

1 電気通信業務用基地局の数

電気通信業務用基地局の数に係る実績評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している 6 GHz超の周波数帯において、次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値の110%以上である。
A	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値の90%以上110%未満である。
B	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値の70%以上90%未満である。
C	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値の70%未満である。
D	計画値未満である。

2 無線局の行う無線通信の通信量

無線局の行う無線通信の通信量に係る実績評価の基準は、一（6 GHz以下の周波数帯）の5（無線局の行う無線通信の通信量）の基準を準用する。

3 技術導入状況

技術導入状況に係る実績評価の基準は、一（6 GHz以下の周波数帯）の6（技術導入状況）の基準を準用する。

4 総合的な評価

総合的な実績評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している6GHz超の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	1（電気通信業務用基地局の数）の評価がSである。
A	1（電気通信業務用基地局の数）の評価がAである。
B	1（電気通信業務用基地局の数）の評価がBである。
C	1（電気通信業務用基地局の数）の評価がCである。
D	1（電気通信業務用基地局の数）、2（無線局の行う無線通信の通信量）又は3（技術導入状況）の評価のうちいずれかがDである。

三 移行計画に係る周波数帯

1 電気通信業務用基地局の数

電気通信業務用基地局の数に係る実績評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない移行計画に係る周波数帯において、次に掲げる表のとおりとする。ただし、総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）ごとの基準については、付表 1 のとおりとする。

評価及びその基準				
S	A	B	C	D
計画値＋3,000局超	計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	計画値以上 計画値＋1,000局未満	正当な理由 ³⁷ がある 計画値未満	正当な理由がない 計画値未満

付表 1 総合通信局ごとの基準

	評価及びその基準				
	S	A	B	C	D
北海道	計画値＋124局超	計画値＋41局以上 計画値＋124局以下	計画値以上 計画値＋41局未満	正当な理由がある 計画値未満	正当な理由がない 計画値未満
東北	計画値＋205局超	計画値＋68局以上 計画値＋205局以下	計画値以上 計画値＋68局未満	正当な理由がある 計画値未満	正当な理由がない 計画値未満

³⁷ 計画値未満となった場合において、その具体的な要因を確認した上で、正当な理由と認められるかどうかを判断するものとする。以下同じ。

関東	計画値+1,057局超	計画値+353局以上 計画値+1,057局以下	計画値以上 計画値+353局未満	正当な理由がある 計画値未満	正当な理由がない 計画値未満
信越	計画値+101局超	計画値+34局以上 計画値+101局以下	計画値以上 計画値+34局未満	正当な理由がある 計画値未満	正当な理由がない 計画値未満
北陸	計画値+70局超	計画値+23局以上 計画値+70局以下	計画値以上 計画値+23局未満	正当な理由がある 計画値未満	正当な理由がない 計画値未満
東海	計画値+355局超	計画値+118局以上 計画値+355局以下	計画値以上 計画値+118局未満	正当な理由がある 計画値未満	正当な理由がない 計画値未満
近畿	計画値+488局超	計画値+163局以上 計画値+488局以下	計画値以上 計画値+163局未満	正当な理由がある 計画値未満	正当な理由がない 計画値未満
中国	計画値+173局超	計画値+58局以上 計画値+173局以下	計画値以上 計画値+58局未満	正当な理由がある 計画値未満	正当な理由がない 計画値未満
四国	計画値+88局超	計画値+29局以上 計画値+88局以下	計画値以上 計画値+29局未満	正当な理由がある 計画値未満	正当な理由がない 計画値未満
九州	計画値+304局超	計画値+101局以上 計画値+304局以下	計画値以上 計画値+101局未満	正当な理由がある 計画値未満	正当な理由がない 計画値未満
沖縄	計画値+35局超	計画値+12局以上 計画値+35局以下	計画値以上 計画値+12局未満	正当な理由がある 計画値未満	正当な理由がない 計画値未満

2 人口カバー率

人口カバー率に係る実績評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない移行計画に係る周波数帯において、次に掲げる表のとおりとする。

周波数帯	評価及びその基準					
	SS	S	A	B	C	D
(1) 870MHzを超え 875MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	85%以上 90%未満、 又は計画値以上	80%以上 85%未満、 又は80%未満 であって正当な理由がある 計画値未満	正当な理由がない計画値未満（ただし、80%以上の場合を除く。）
(2) 945MHzを超え 950MHz以下						
(3) 2,165MHzを超え 2,170MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満、 又は計画値以上	50%以上 70%未満、 又は50%未満 であって正当な理由がある 計画値未満	正当な理由がない計画値未満（ただし、50%以上の場合を除く。）

3 面積カバー率

面積カバー率に係る実績評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない移行計画に係る周波数帯において、次に掲げる表のとおりとする。

評価及びその基準				
S	A	B	C	D
計画値＋５％超	計画値＋１％以上 計画値＋５％以下	計画値以上 計画値＋１％未満	正当な理由がある 計画値未満	正当な理由がない 計画値未満

4 総合的な評価

総合的な実績評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない移行計画に係る周波数帯において、次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	２（人口カバー率）の評価がSS又はSである。
A	２（人口カバー率）の評価がAである。
B	２（人口カバー率）の評価がBである。
C	２（人口カバー率）の評価がCである。
D	１（電気通信業務用基地局の数）、２（人口カバー率）又は３（面積カバー率）の評価のうちいずれかがDである。

別紙 2

開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における進捗評価の基準

開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない周波数帯における進捗評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 6 GHz以下の周波数帯

- 1 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率（3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯並びに移行計画に係る周波数帯以外の周波数帯）

電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない6 GHz以下の周波数帯（3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯並びに移行計画に係る周波数帯を除く。）において次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局（~~沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。~~）ごとの基準については、付表1のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	前年度実績値 +3,000局超	前年度実績値 ±3,000局以内	前年度実績値 －5,000局以上 前年度実績値 －3,000局未満	前年度実績値 －5,000局未満
(2) 人口カバー率	前年度実績値 +1%超	前年度実績値 ±1%以内	前年度実績値 －5%以上	前年度実績値 －5%未満

			前年度実績値 － 1 %未満	
(3) 面積カバー率	前年度実績値 ＋ 1 %超	前年度実績値 ± 1 %以内	前年度実績値 － 5 %以上 前年度実績値 － 1 %未満	前年度実績値 － 5 %未満
(4) 総合的な評価	前年度実績値を大きく上回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか 1 つが S であり、その他の評価が A 以上である。	前年度実績値を維持しているとして、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれも A である。	前年度実績値を大きく下回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか 1 つが B であり、その他の評価が B 以上である。	前年度実績値を非常に大きく下回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれかが C である。

付表 1 総合通信局ごとの基準

	評価及びその基準			
	S	A	B	C
北海道	前年度実績値 ＋124局超	前年度実績値 ±124局以内	前年度実績値 －207局以上 前年度実績値 －124局未満	前年度実績値 －207局未満
東北	前年度実績値 ＋205局超	前年度実績値 ±205局以内	前年度実績値 －341局以上	前年度実績値 －341局未満

			前年度実績値 －205局未満	
関東	前年度実績値 ＋1,057局超	前年度実績値 ±1,057局以内	前年度実績値 －1,762局以上 前年度実績値 －1,057局未満	前年度実績値 －1,762局未満
信越	前年度実績値 ＋101局超	前年度実績値 ±101局以内	前年度実績値 －168局以上 前年度実績値 －101局未満	前年度実績値 －168局未満
北陸	前年度実績値 ＋70局超	前年度実績値 ±70局以内	前年度実績値 －116局以上 前年度実績値 －70局未満	前年度実績値 －116局未満
東海	前年度実績値 ＋355局超	前年度実績値 ±355局以内	前年度実績値 －592局以上 前年度実績値 －355局未満	前年度実績値 －592局未満
近畿	前年度実績値 ＋488局超	前年度実績値 ±488局以内	前年度実績値 －814局以上 前年度実績値 －488局未満	前年度実績値 －814局未満
中国	前年度実績値	前年度実績値	前年度実績値	前年度実績値

	+173局超	±173局以内	－288局以上 前年度実績値 －173局未満	－288局未満
四国	前年度実績値 +88局超	前年度実績値 ±88局以内	前年度実績値 －147局以上 前年度実績値 －88局未満	前年度実績値 －147局未満
九州	前年度実績値 +304局超	前年度実績値 ±304局以内	前年度実績値 －507局以上 前年度実績値 －304局未満	前年度実績値 －507局未満
沖縄	前年度実績値 +35局超	前年度実績値 ±35局以内	前年度実績値 －58局以上 前年度実績値 －35局未満	前年度実績値 －58局未満

2 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率（3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯並びに移行計画に係る周波数帯）

電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯並びに移行計画に係る周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局ごとの基準については、付表2のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	前年度実績値 +3,000局超	前年度実績値 +1,000局以上 前年度実績値 +3,000局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +1,000局未満	前年度実績値 未満
(2) 人口カバー率	前年度実績値 +5%超	前年度実績値 +1%以上 前年度実績値 +5%以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +1%未満	前年度実績値 未満
(3) 面積カバー率	前年度実績値 +5%超	前年度実績値 +1%以上 前年度実績値 +5%以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +1%未満	前年度実績値 未満
(4) 総合的な評価	前年度実績値を非常に大きく上回っている	前年度実績値を大きく上回っていると	前年度実績値を上回っているとして、(1)、	前年度実績値を下回っているとして、(1)、

	るとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)、(2)及び(3)の評価のうち複数の評価がSであり、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもB以上である。 イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがSであり、その他の評価がAである。	て、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがSであり、その他の評価がA及びB又はいずれもBである。 イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがAであり、その他の評価がA又はBである。	(2)及び(3)の評価がいずれもBである。	(2)及び(3)の評価のうちいずれかがCである。

付表2 総合通信局ごとの基準

	評価及びその基準			
	S	A	B	C
北海道	前年度実績値 +124局超	前年度実績値 +41局以上 前年度実績値 +124局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +41局未満	前年度実績値 未満
東北	前年度実績値	前年度実績値	前年度実績値	前年度実績値

	+205局超	+68局以上 前年度実績値 +205局以下	以上 前年度実績値 +68局未満	未満
関東	前年度実績値 +1,057局超	前年度実績値 +353局以上 前年度実績値 +1,057局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +353局未満	前年度実績値 未満
信越	前年度実績値 +101局超	前年度実績値 +34局以上 前年度実績値 +101局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +34局未満	前年度実績値 未満
北陸	前年度実績値 +70局超	前年度実績値 +23局以上 前年度実績値 +70局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +23局未満	前年度実績値 未満
東海	前年度実績値 +355局超	前年度実績値 +118局以上 前年度実績値 +355局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +118局未満	前年度実績値 未満
近畿	前年度実績値 +488局超	前年度実績値 +163局以上 前年度実績値 +488局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +163局未満	前年度実績値 未満

中国	前年度実績値 +173局超	前年度実績値 +58局以上 前年度実績値 +173局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +58局未満	前年度実績値 未満
四国	前年度実績値 +88局超	前年度実績値 +29局以上 前年度実績値 +88局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +29局未満	前年度実績値 未満
九州	前年度実績値 +304局超	前年度実績値 +101局以上 前年度実績値 +304局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +101局未満	前年度実績値 未満
沖縄	前年度実績値 +35局超	前年度実績値 +12局以上 前年度実績値 +35局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +12局未満	前年度実績値 未満

3 基盤展開率（3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯に限る。）

基盤展開率に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯において、次に掲げる表のとおりとする。

評価及びその基準			
S	A	B	C
前年度実績値 ＋１％超	前年度実績値 ±１％以内	前年度実績値 －５％以上 前年度実績値 －１％未満	前年度実績値 －５％未満

4 無線局の行う無線通信の通信量

無線局の行う無線通信の通信量に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない6GHz以下の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
B	帯域別トラフィック総量が前年度実績値以上である。
C	帯域別トラフィック総量が前年度実績値未満である。

5 技術導入状況

技術導入状況に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない6GHz以下の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア (ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO若しくはMassive MIMO、(ウ)256QAM若しくはUL64QAM又は(エ)SAのうち1つ以上で、技術導入状況が前年度実績値+10%を超えている。 イ (ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO、(ウ)256QAM又はUL64QAM及び(エ)SAのいずれも、技術導入状況が前年度実績値-10%以上である。
A	前年度実績値と同等程度であるとして、(ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO、(ウ)256QAM又はUL64QAM及び(エ)SAのいずれも、技術導入状況が前年度実績値±10%以内である。
B	前年度実績値を大きく下回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア (ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO若しくはMassive MIMO、(ウ)256QAM若しくはUL64QAM又は(エ)SAのうち1つ以上で、技術導入状況が前年度実績値-10%未満である。 イ (ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO、(ウ)256QAM又はUL64QAM及び(エ)SAのいずれも、技術導入状況が前年度実績値-30%以上である。
C	前年度実績値を非常に大きく下回っているとして、(ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO若しくはMassive MIMO、(ウ)256QAM若しくはUL64QAM又は(エ)SAのうち1つ以上で、技術導入状況が前年度実績値-30%未満である。

二 6 GHz超の周波数帯

1 電気通信業務用基地局の数

電気通信業務用基地局の数に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している6 GHz超の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。ただし、総合通信局ごとの基準については、一（6 GHz以下の周波数帯）の2（電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率（3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯））の付表2の基準を準用する。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
電気通信業務用基地局の数	前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 +3,000局超	前年度実績値を大きく上回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 +1,000局以上 前年度実績値 +3,000局以下	前年度実績値を上回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 以上 前年度実績値 +1,000局未満	前年度実績値を下回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 未満

2 無線局の行う無線通信の通信量

無線局の行う無線通信の通信量に係る進捗評価の基準は、一（6 GHz以下の周波数帯）の4（無線局の行う無線通信の通信量）の基準を準用する。

3 技術導入状況

技術導入状況に係る進捗評価の基準は、一（6 GHz以下の周波数帯）の5（技術導入状況）の基準を準用する。

別紙 3

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における実績評価の基準

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における実績評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率（5 G 普及開設指針³⁸、又は2. 3GHz帯開設指針³⁹又は4. 9GHz帯開設指針⁴⁰により割り当てられた周波数帯以外の周波数帯）

電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯（5 G 普及開設指針、又は2. 3GHz帯開設指針又は4. 9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯を除く。）において次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局ごとの基準については、付表 1 のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	計画値＋3,000局超	計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	計画値以上 計画値＋1,000局未満	計画値未満
(2) 人口カバー率	計画値＋5 %超	計画値＋1 %以上 計画値＋5 %以下	計画値以上 計画値＋1 %未満	計画値未満
(3) 総合的な評価	認定された開設計画	認定された開設計画	認定された開設計画	認定された開設計画

³⁸ 第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（令和3年総務省告示第40号）をいう。

³⁹ 2. 3GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（令和4年総務省告示第51号）をいう。

⁴⁰ 4. 9GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（令和6年総務省告示第295号）をいう。

	を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がA以上である。	を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がBである。 イ (1)及び(2)の評価のうち、一方がAであり、他方がA又はBである。	を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価がいずれもBである。	を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがCである。

付表 1 総合通信局ごとの基準

	評価及びその基準			
	S	A	B	C
北海道	計画値＋124局超	計画値＋41局以上 計画値＋124局以下	計画値以上 計画値＋41局未満	計画値未満
東北	計画値＋205局超	計画値＋68局以上 計画値＋205局以下	計画値以上 計画値＋68局未満	計画値未満
関東	計画値＋1,057局超	計画値＋353局以上 計画値＋1,057局以下	計画値以上 計画値＋353局未満	計画値未満

信越	計画値＋101局超	計画値＋34局以上 計画値＋101局以下	計画値以上 計画値＋34局未満	計画値未満
北陸	計画値＋70局超	計画値＋23局以上 計画値＋70局以下	計画値以上 計画値＋23局未満	計画値未満
東海	計画値＋355局超	計画値＋118局以上 計画値＋355局以下	計画値以上 計画値＋118局未満	計画値未満
近畿	計画値＋488局超	計画値＋163局以上 計画値＋488局以下	計画値以上 計画値＋163局未満	計画値未満
中国	計画値＋173局超	計画値＋58局以上 計画値＋173局以下	計画値以上 計画値＋58局未満	計画値未満
四国	計画値＋88局超	計画値＋29局以上 計画値＋88局以下	計画値以上 計画値＋29局未満	計画値未満
九州	計画値＋304局超	計画値＋101局以上 計画値＋304局以下	計画値以上 計画値＋101局未満	計画値未満
沖縄	計画値＋35局超	計画値＋12局以上 計画値＋35局以下	計画値以上 計画値＋12局未満	計画値未満

2 電気通信業務用基地局の数（5 G 普及開設指針により割り当てられた周波数帯）

電気通信業務用基地局の数に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間中の周波数（5 G 普及開設指針により割り当てられた周波数帯に限る。）において次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)及び(2)における総合通信局ごとの基準については、1（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率（5 G 普及開設指針、又は2. 3GHz帯開設指針又は4. 9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯以外の周波数帯））の付表1の基準を準用する。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数（屋外）	計画値＋3,000局超	計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	計画値以上 計画値＋1,000局未満	計画値未満
(2) 電気通信業務用基地局の数（屋内）	計画値＋3,000局超	計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	計画値以上 計画値＋1,000局未満	計画値未満
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がA以上である。	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がBである。 イ (1)及び(2)の評価	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価がいずれもBである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがCである。

		のうち、一方がAであり、他方がA又はBである。		

3 電気通信業務用基地局の数（2.3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯）

電気通信業務用基地局の数に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間中の周波数（2.3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯に限る。）において次に掲げる表のとおりとする。ただし、総合通信局ごとの基準については、1（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率（5G普及開設指針、又は2.3GHz帯開設指針又は4.9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯以外の周波数帯））の付表1の基準を準用する。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
電気通信業務用基地局の数	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、以下を満たしている。 計画値+3,000局超	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、以下を満たしている。 計画値+1,000局以上 計画値+3,000局以下	認定された開設計画を適切に実施しているとして、以下を満たしている。 計画値以上 計画値+1,000局未満	認定された開設計画を適切に実施していないとして、以下を満たしている。 計画値未満

4 電気通信業務用基地局の数及び4.9GHz帯展開率⁴¹（4.9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯）

電気通信業務用基地局の数及び4.9GHz帯展開率に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯（4.9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯に限る。）において次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局ごとの基準については、1（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率（5G普及開設指針、2.3GHz帯開設指針又は4.9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯以外の周波数帯））の付表1の基準を準用する。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	計画値＋3,000局超	計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	計画値以上 計画値＋1,000局未満	計画値未満
(2) 4.9GHz帯展開率	計画値＋5％超	計画値＋1％以上 計画値＋5％以下	計画値以上 計画値＋1％未満	計画値未満
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がA以上である。	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がBである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価がいずれもBである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがCである。

⁴¹ 4.9GHz帯開設指針第6項に規定する特定基地局の展開率をいう。

		イ (1)及び(2)の評価のうち、一方がAであり、他方がA又はBである。		

4.5 5 G 高度特定基地局⁴²の数及び5 G 基盤展開率⁴³（5 G 普及開設指針により割り当てられた周波数帯）

5 G 高度特定基地局の数及び5 G 基盤展開率に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯（5 G 普及開設指針により割り当てられた周波数帯に限る。）において、次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局ごとの基準については、付表2のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 5 G 高度特定基地局の数	計画値＋1,000局超	計画値＋500局以上 計画値＋1,000局以下	計画値以上 計画値＋500局未満	計画値未満
(2) 5 G 基盤展開率	計画値＋5 %超	計画値＋1 %以上 計画値＋5 %以下	計画値以上 計画値＋1 %未満	計画値未満
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれ	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価がいずれもBである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがCである。

⁴² 5 G 普及開設指針第1項第18号に規定する5 G 高度特定基地局をいう。

⁴³ 5 G 普及開設指針第1項第19号に規定する5 G 基盤展開率をいう。

	の評価のうち、一方が Sであり、他方がA以 上である。	れかを満たしている。 ア (1)及び(2)の評価 のうち、一方がSで あり、他方がBであ る。 イ (1)及び(2)の評価 のうち、一方がAで あり、他方がA又は Bである。		

付表2 総合通信局ごとの基準

	評価及びその基準			
	S	A	B	C
北海道	計画値＋204局超	計画値＋102局以上 計画値＋204局以下	計画値以上 計画値＋102局未満	計画値未満
東北	計画値＋167局超	計画値＋84局以上 計画値＋167局以下	計画値以上 計画値＋84局未満	計画値未満
関東	計画値＋92局超	計画値＋46局以上 計画値＋92局以下	計画値以上 計画値＋46局未満	計画値未満
信越	計画値＋62局超	計画値＋31局以上 計画値＋62局以下	計画値以上 計画値＋31局未満	計画値未満
北陸	計画値＋35局超	計画値＋18局以上 計画値＋35局以下	計画値以上 計画値＋18局未満	計画値未満

東海	計画値+73局超	計画値+36局以上 計画値+73局以下	計画値以上 計画値+36局未満	計画値未満
近畿	計画値+68局超	計画値+34局以上 計画値+68局以下	計画値以上 計画値+34局未満	計画値未満
中国	計画値+86局超	計画値+43局以上 計画値+86局以下	計画値以上 計画値+43局未満	計画値未満
四国	計画値+56局超	計画値+28局以上 計画値+56局以下	計画値以上 計画値+28局未満	計画値未満
九州	計画値+136局超	計画値+68局以上 計画値+136局以下	計画値以上 計画値+68局未満	計画値未満
沖縄	計画値+21局超	計画値+10局以上 計画値+21局以下	計画値以上 計画値+10局未満	計画値未満

5.6 技術導入状況

技術導入状況に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

(1) 770MHzを超え773MHz以下の周波数帯

評価	評価の基準
S	アからエまでのうち3つ以上の技術の導入率が50%を超えている。 ア CA イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM エ SA
A	アからエまでのうち3つ以上の技術が導入されている。 ア CA イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM エ SA
B	アからエまでのうち1つ以上2つ以下の技術が導入されている。 ア CA イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM エ SA

C	アからエまでのいずれの技術も導入されていない。 ア CA イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM エ SA

(2) (1) 以外の周波数帯

評価	評価の基準
S	アからオまでのうち4つ以上の技術の導入率が50%を超えている。 ア CA イ 4MIMO又は8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM オ SA
A	アからオまでのうち4つ以上の技術が導入されている。 ア CA イ 4MIMO又は8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM オ SA
B	アからオまでのうち1つ以上3つ以下の技術が導入されている。 ア CA イ 4MIMO又は8MIMO

	ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM オ SA
C	アからオまでのいずれの技術も導入されていない。 ア CA イ 4MIMO又は8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM オ SA

6-7 総合的な評価

総合的な実績評価の基準は、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯において、次の（１）、~~（２）又は（３）~~から（４）に掲げる表のとおりとする。

（１）５Ｇ普及開設指針、~~又は~~２．３GHz帯開設指針 ~~又は~~ ４．９GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯以外の周波数帯

評価	評価の基準
S	１（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）の評価がSである。
A	１（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）の評価がAである。
B	１（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）の評価がBである。
C	１（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）又は ~~5-6~~ （技術導入状況）の評価のうちいずれかがCである。

（２）５Ｇ普及開設指針により割り当てられた周波数帯

評価	評価の基準
S	２（電気通信業務用基地局の数）及び ~~3-5~~ （５Ｇ高度特定基地局の数及び５Ｇ基盤展開率）の評価のうち、一方がSであり、他方がA以上である。
A	２（電気通信業務用基地局の数）及び ~~3-5~~ （５Ｇ高度特定基地局の数及び５Ｇ基盤展開率）の評価のうち、一方がSであり他方がB、又は一方がAであり他方がA若しくはBである。
B	２（電気通信業務用基地局の数）及び ~~3-5~~ （５Ｇ高度特定基地局の数及び５Ｇ基盤展開率）の評価がいずれもBである。
C	２（電気通信業務用基地局の数）、 ~~3-5~~ （５Ｇ高度特定基地局の数及び５Ｇ基盤展開率）又は ~~5-6~~ （技術導入状況）の評価のうちいずれかがCである。

(3) 2. 3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯

評価	評価の基準
S	3（電気通信業務用基地局の数）の評価がSである。
A	3（電気通信業務用基地局の数）の評価がAである。
B	3（電気通信業務用基地局の数）の評価がBである。
C	3（電気通信業務用基地局の数）又は ~~5~~ -6（技術導入状況）の評価のうちいずれかがCである。

(4) 4. 9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯

評価	評価の基準
S	4（電気通信業務用基地局の数及び4. 9GHz帯展開率）の評価がSである。
A	4（電気通信業務用基地局の数及び4. 9GHz帯展開率）の評価がAである。
B	4（電気通信業務用基地局の数及び4. 9GHz帯展開率）の評価がBである。
C	4（電気通信業務用基地局の数及び4. 9GHz帯展開率）又は6（技術導入状況）の評価のうちいずれかがCである。

別紙 4

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における進捗評価の基準

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における進捗評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

1 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率

電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間中の全ての周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局ごとの基準については、付表 1 のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	前年度実績値 +3,000局超	前年度実績値 +1,000局以上 前年度実績値 +3,000局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +1,000局未満	前年度実績値 未満
(2) 人口カバー率	前年度実績値 +5%超	前年度実績値 +1%以上 前年度実績値 +5%以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +1%未満	前年度実績値 未満
(3) 面積カバー率	前年度実績値 +5%超	前年度実績値 +1%以上 前年度実績値 +5%以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +1%未満	前年度実績値 未満

(4) 総合的な評価	前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)、(2)及び(3)の評価のうち複数の評価がSであり、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもB以上である。 イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがSであり、その他の評価がAである。	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがSであり、その他の評価がA及びB又はいずれもBである。 イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがAであり、その他の評価がA又はBである。	前年度実績値を上回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもBである。	前年度実績値を下回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれかがCである。

付表 1 総合通信局ごとの基準

	評価及びその基準			
	S	A	B	C
北海道	前年度実績値 +124局超	前年度実績値 +41局以上 前年度実績値	前年度実績値 以上 前年度実績値	前年度実績値 未満

		+124局以下	+41局未滿	
東北	前年度実績値 +205局超	前年度実績値 +68局以上 前年度実績値 +205局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +68局未滿	前年度実績値 未滿
関東	前年度実績値 +1,057局超	前年度実績値 +353局以上 前年度実績値 +1,057局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +353局未滿	前年度実績値 未滿
信越	前年度実績値 +101局超	前年度実績値 +34局以上 前年度実績値 +101局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +34局未滿	前年度実績値 未滿
北陸	前年度実績値 +70局超	前年度実績値 +23局以上 前年度実績値 +70局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +23局未滿	前年度実績値 未滿
東海	前年度実績値 +355局超	前年度実績値 +118局以上 前年度実績値 +355局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +118局未滿	前年度実績値 未滿
近畿	前年度実績値 +488局超	前年度実績値 +163局以上	前年度実績値 以上	前年度実績値 未滿

		前年度実績値 +488局以下	前年度実績値 +163局未満	
中国	前年度実績値 +173局超	前年度実績値 +58局以上 前年度実績値 +173局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +58局未満	前年度実績値 未満
四国	前年度実績値 +88局超	前年度実績値 +29局以上 前年度実績値 +88局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +29局未満	前年度実績値 未満
九州	前年度実績値 +304局超	前年度実績値 +101局以上 前年度実績値 +304局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +101局未満	前年度実績値 未満
沖縄	前年度実績値 +35局超	前年度実績値 +12局以上 前年度実績値 +35局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +12局未満	前年度実績値 未満

2 4. 9GHz帯展開率（4. 9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯）

4. 9GHz帯展開率に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯（4. 9GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯に限る。）において次に掲げる表のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
4. 9GHz帯展開率	前年度実績値 ＋５％超	前年度実績値 ＋１％以上 前年度実績値 ＋５％以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋１％未満	前年度実績値 未満

2-3 5 G高度特定基地局の数及び5 G基盤展開率（5 G普及開設指針により割り当てられた周波数帯）

5 G高度特定基地局数及び5 G基盤展開率に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯（5 G普及開設指針により割り当てられた周波数帯に限る。）において次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局ごとの基準については、付表２のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 5 G高度特定基地局の数	前年度実績値 ＋1,000局超	前年度実績値 ＋500局以上 前年度実績値 ＋1,000局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋500局未満	前年度実績値 未満
(2) 5 G基盤展開率	前年度実績値 ＋５％超	前年度実績値 ＋１％以上	前年度実績値 以上	前年度実績値 未満

		前年度実績値 ＋５％以下	前年度実績値 ＋１％未満	
(3) 総合的な評価	前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方がＳであり、他方がＡ以上である。	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)及び(2)の評価のうち、一方がＳであり、他方がＢである。 イ (1)及び(2)の評価のうち、一方がＡであり、他方がＡ又はＢである。	前年度実績値を上回っているとして、(1)及び(2)の評価がいずれもＢである。	前年度実績値を下回っているとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがＣである。

付表２ 総合通信局ごとの基準

	評価及びその基準			
	Ｓ	Ａ	Ｂ	Ｃ
北海道	前年度実績値 ＋２０４局超	前年度実績値 ＋１０２局以上 前年度実績値 ＋２０４局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋１０２局未満	前年度実績値 未満
東北	前年度実績値	前年度実績値	前年度実績値	前年度実績値

	+167局超	+84局以上 前年度実績値 +167局以下	以上 前年度実績値 +84局未満	未満
関東	前年度実績値 +92局超	前年度実績値 +46局以上 前年度実績値 +92局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +46局未満	前年度実績値 未満
信越	前年度実績値 +62局超	前年度実績値 +31局以上 前年度実績値 +62局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +31局未満	前年度実績値 未満
北陸	前年度実績値 +35局超	前年度実績値 +18局以上 前年度実績値 +35局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +18局未満	前年度実績値 未満
東海	前年度実績値 +73局超	前年度実績値 +36局以上 前年度実績値 +73局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +36局未満	前年度実績値 未満
近畿	前年度実績値 +68局超	前年度実績値 +34局以上 前年度実績値 +68局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +34局未満	前年度実績値 未満

中国	前年度実績値 +86局超	前年度実績値 +43局以上 前年度実績値 +86局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +43局未満	前年度実績値 未満
四国	前年度実績値 +56局超	前年度実績値 +28局以上 前年度実績値 +56局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +28局未満	前年度実績値 未満
九州	前年度実績値 +136局超	前年度実績値 +68局以上 前年度実績値 +136局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +68局未満	前年度実績値 未満
沖縄	前年度実績値 +21局超	前年度実績値 +10局以上 前年度実績値 +21局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +10局未満	前年度実績値 未満

3-4 技術導入状況

技術導入状況に係る進捗評価の基準は、別紙2の一（6GHz以下の周波数帯）の5（技術導入状況）の基準を準用する。

別紙 5

総務省令⁴⁴に規定する事項に係る評価の基準

総務省令⁴⁴に規定する事項に係る評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

1 総務省令⁴⁴に規定する事項

総務省令⁴⁴に規定する事項に係る評価の基準は、次に掲げる表のとおりとする。

評価項目	評価	評価の基準
① 5 G 基地局におけるインフラシェアリング	a	bに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。
	b	インフラシェアリングの実績があり、今後、一定の計画を有している。
	c	インフラシェアリングの実績はあるものの、今後の計画がない（又は不十分である）。
	d	インフラシェアリングの実績がなく、また今後の計画もない。
② 安全・信頼性の確保 ⁴⁵	a	bに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。
	b	一定の取組を行っており、前年度に比べて改善が見られる。
	c	一定の取組を行っているものの、前年度に比べて改善が見られない。
	d	十分な取組が行われていない。
③ データトラヒック	a	bに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。
	b	トラヒックが増加傾向にあり、トラヒックを効率的に処理するための工夫がなされている。
	c	トラヒックは減少傾向にあるものの、トラヒックを効率的に処理するための工夫がなされている。
	d	トラヒックを効率的に処理する工夫がなされていない。

⁴⁴ 法第26条の3第1項第4号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

⁴⁵ 災害、通信障害、セキュリティに係る事前の対策や事案発生時の取組をいう。

④電波の割当てを受けていない者等（MVNO ⁴⁶⁾ に対するサービス提供	a	bに加えて、MVNOへの更なる開放に積極的に取り組んでいる。
	b	MVNOへの提供が自社グループ以外の多数に行われている。
	c	MVNOへの提供が自社グループ内に留まっている（又は少数に留まっている）。
	d	MVNOへの提供を全く行っていない。
⑤携帯電話の上空利用及びIoTへの取組	a	bに加えて、5Gの活用（上空利用）／サービスの多様化（IoT利用）に積極的に取り組んでいる。
	b	実用化に積極的に取り組んでいる。
	c	実証段階に留まっている。
	d	自社として具体的な取組が行われていない。

2 総合的な評価

総合的な評価の基準は、次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
a	電波の有効利用又は適切な電波利用が行われている。
b	電波の有効利用又は適切な電波利用が一定程度行われている。
c	電波の有効利用又は適切な電波利用があまり行われていない。
d	電波の有効利用又は適切な電波利用が行われていない。

⁴⁶⁾ MN O（電気通信役務としての移動通信サービス（以下単に「移動通信サービス」という。）を提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用している者をいう。）の提供する移動通信サービスを利用して、又はMN Oと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者をいう。